

金沢市景観計画

令和8年

金 沢 市

目次

序章

金沢市景観計画策定にあたって

景観法 第8条 第2項 第1号 関係

序-1	計画策定における背景と目的	1
序-2	計画策定にあたっての基本的考え方	2
序-3	景観計画の区域	3

第1章

金沢市における景観形成の基本的な考え方

景観法 第8条 第3項 関係

1-1	景観形成の基本理念	4
1-2	協働の深化による景観まちづくり	7
1-3	景観目標像	8
1-4	金沢らしい景観の構図と保全・継承	9
1-5	景域別に見た景観形成方針	11
1-6	景観まちづくりのための区域指定	19
1-7	地区別に見た景観形成方針（景観形成区域内）	32
1-8	その他良好な景観形成が望まれる地区等 における景観形成の方針	84

第2章

良好な景観形成のための 行為の制限に関する事項

景観法 第8条 第2項 第2号 関係

2-1	景観誘導の基本的考え方	85
2-2	届出等が必要な行為	88
2-3	届出等が必要となる対象範囲（指定区域）	91
2-4	景観形成基準設定にあたっての視点	92
2-5	「景観形成区域」における基準	93
2-6	「重要広域幹線景観形成区域」における基準	149
2-7	「重要広域海岸景観形成区域」における基準	151
2-8	「景観計画区域（その他の区域）」における基準	153
2-9	高さ基準について	155
2-10	色彩基準等について	157
2-11	緑被率誘導表（基準）	159
2-12	基準運用に係る特記事項	159
2-13	時間・暮らしと景観との関わりを意識した 良好な景観形成のために配慮すべき事項	160

第 2 章の 2

良好な景観形成のための 行為の制限に関する事項(景観地区)

景観法 第 8 条 第 2 項 第 2 号, 第 61 条 関係

2-2-1	景観誘導の基本的考え方	162
2-2-2	申請等が必要な行為	164
2-2-3	申請等が必要となる対象範囲(指定区域)	167
2-2-4	景観形成方針・景観形成基準	167

第 3 章

景観重要建造物・景観重要樹木の 指定の方針

景観法 第 8 条 第 2 項 第 3 号 関係

3-1	景観重要建造物の指定の方針	174
3-2	景観重要樹木の指定の方針	175

第 4 章

屋外広告物等の表示及び掲出する物件の設置 に関する行為の制限に関する事項

景観法 第 8 条 第 2 項 第 4 号イ 関係

4-1	屋外広告物等に関する基本方針	176
4-2	屋外広告物等の表示等に関する制限	176

第 5 章

景観重要公共施設等の整備に関する事項

景観法 第 8 条 第 2 項 第 4 号ロ 関係

5-1	景観重要道路の整備に関する方針(景観重要公共施設)	183
5-2	景観重要河川の整備に関する方針(景観重要公共施設)	183
5-3	景観重要都市公園の整備に関する方針 (景観重要公共施設)	184
5-4	景観重要用水の整備に関する方針 (景観重要公共施設に準ずるもの)	184

第 6 章

文化的景観に関する事項

6-1	文化的景観区域	199
6-2	文化的景観の現状	200
6-3	文化的景観を保護する意義	203

参考資料

用語の解説	204
-------	-----

序章 金沢市景観計画策定にあたって

序-1 計画策定における背景と目的

金沢市は、全国で初めて魅力ある街並み等を守るための「金沢市伝統環境保存条例」を昭和 43 年に制定し、その後、平成元年には「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」へと発展させ、美しく魅力ある景観形成を進めてきました。さらに、金沢の個性と魅力ある景観を磨き高めるために、数多くの市独自の条例を制定し、全国のなかでも先進的に取り組んできました。

しかし、生活様式の変化や価値観の多様化等により、金沢においても個性と魅力ある景観を守り高めていく上で、様々な課題や問題が生じてきています。

このような状況のなかで、国では平成 16 年に「景観法」が制定され、また石川県においても、平成 20 年に「いしかわ景観総合条例」が制定されるなど、良好な景観を後代に引き継ぐための取り組みが全国的に広がりを見せようとしています。

また本市では、平成 21 年 3 月に景観法を活用した新たな景観条例として「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」を制定し、また「金沢市屋外広告物等に関する条例」への改正を行い、新たな景観まちづくりに取り組んでいます。

本計画は、景観形成の基本的な考え方や良好な景観形成のために必要な行為の制限に関する事項等を明らかにし、市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある金沢の景観を継承・発展させることを目的とします。



序-2 計画策定にあたっての基本的考え方

(1) 景観計画の位置づけ

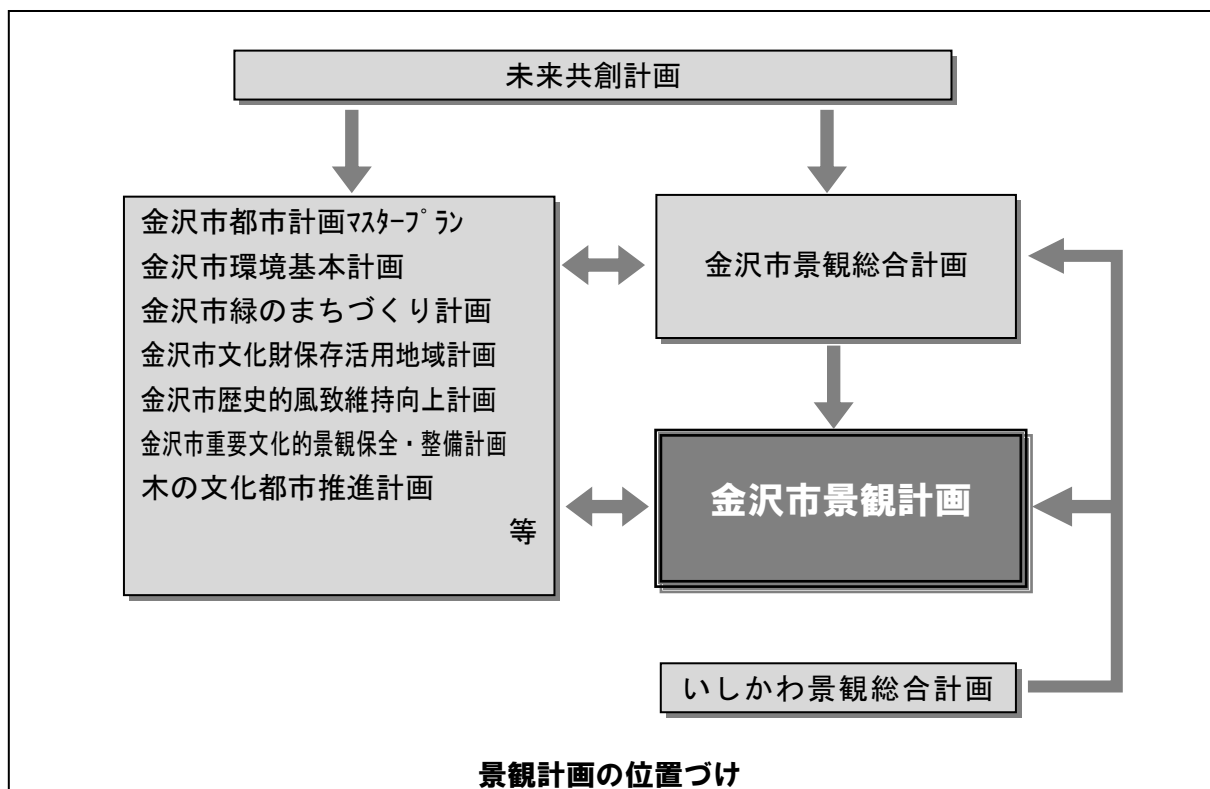
本計画は、金沢市都市像「未来を拓く世界の共創文化都市・金沢」とその実現に向けた行動計画である「未来共創計画」に基づくとともに、市の景観行政における「基本的な方針」や「長期的な行動指針計画」として取りまとめた「金沢市景観総合計画」を受けて策定するものです。また、本市の都市計画マスタープランや環境基本計画、緑のまちづくり計画等の各種マスタープランや関連計画との連携を図るとともに、石川県全体の景観形成を目的とした「いしかわ景観総合計画」を尊重した運用を図っていきます。

なお、本計画は、景観法に基づく法定計画であり、景観法を活用するために必須な事項を定めるものです。

(2) 景観計画の性格

本計画の性格としては、以下の通りです。

- ①長期的な行動指針計画である「金沢市景観総合計画」（景観マスタープラン）に基づいた短中期的な運用実施計画
- ②これまで市独自に進めてきた景観誘導に、「景観法」に基づく法的根拠を持たせた計画
- ③都市計画マスタープランや緑のまちづくり計画等との連携を図りながら、景観形成に向けた実際の運用を通じて段階的に内容を充実させ、きめ細かな景観形成へと積み重ねていく計画

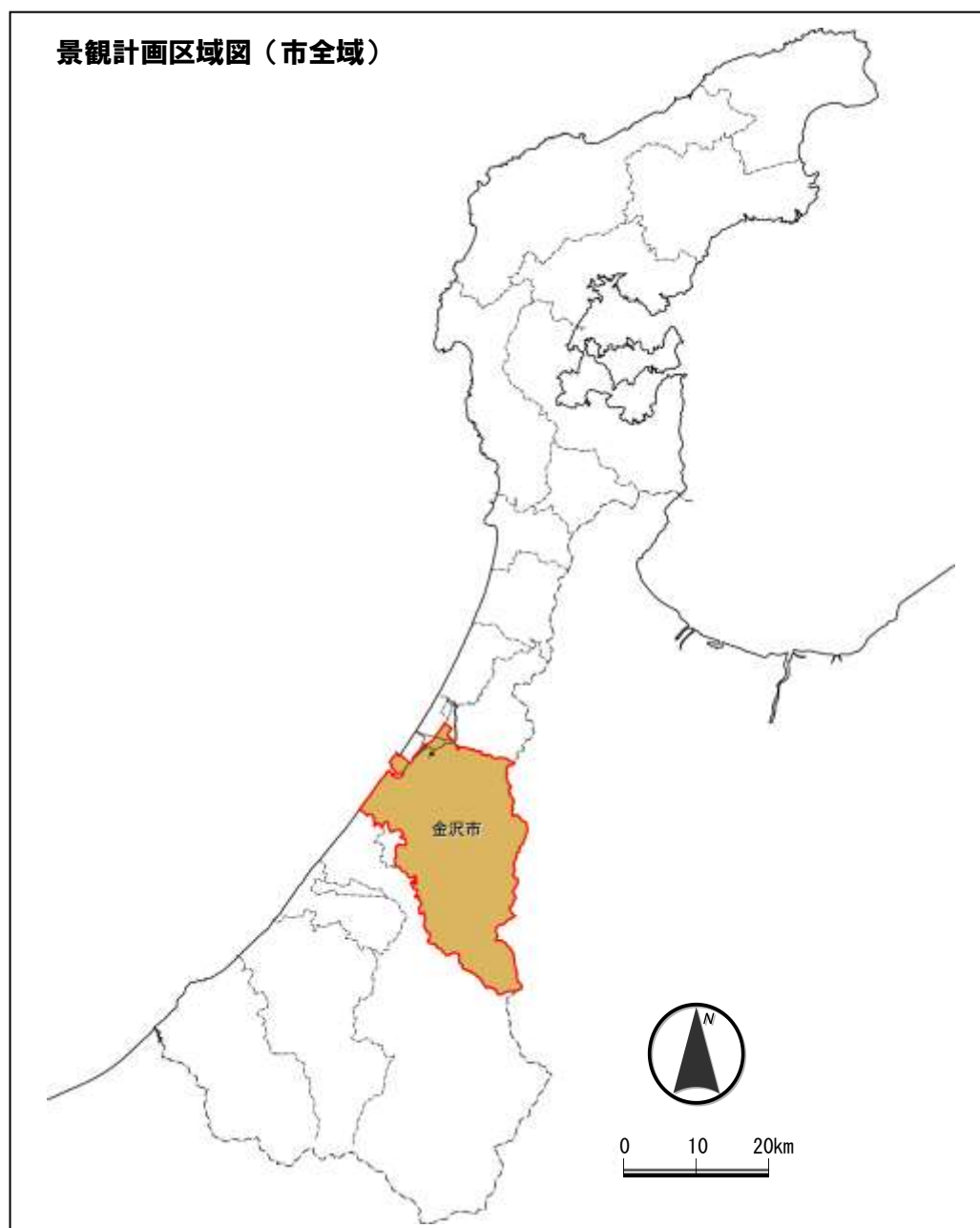


序-3 景観計画の区域

金沢の魅力ある景観は、市街地だけではなく、県境の医王山からキゴ山、戸室山、卯辰山、野田山等へとつながる山々、犀川や浅野川に代表される河川、河北潟周辺の水辺や田園、自然と共生して点在する集落など、市全域に存在します。

また近年、金沢外環状道路の整備、金沢駅西地区の開発、北陸新幹線の整備など、都市構造も大きく変化していることから、市街地のみでなく、郊外部や山間部も含めた市全域において、景観形成を推進することが重要です。

以上のように、市域全体の景観特性を把握するとともに、都市の変化要因に対応しながら、良好な景観形成を進めるため、「**金沢市全域**」を景観計画区域とします。



第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

1-1 景観形成の基本理念

(1) 特色ある自然・風土を保全・活用した景観形成

土地にはそれぞれ個性があり、自然や風土が異なり、そこに住む人々の生活・風俗等も異なります。これが、その土地の原風景をつくり出す大きな背景となっています。

地域の伝統・文化は、長い年月をかけて、そこに住む人々の営みの中で培われ形成されてきましたが、大きな流れの中でその個性をつくり出してきたのは、その土地の自然・風土です。言い替えると、その土地の自然・風土は直接的に景観をつくるだけでなく、その地域の生活文化にも大きな影響を与え、その人々の営みが、また新たな景観をつくり出すという、相互補完的な関係にあるといえます。

金沢における景観と地形との関係は、第一に、具体的な「見え方」としての地形です。市街地の背景となる山々や、犀川・浅野川をはじめとする清流のほか、河北潟や日本海の海岸線など、地形が見せる様々な表情が、金沢らしい景観をつくり出しています。

第二の関係は、地形がつくり出す心象的な価値観や方位感です。日本海沿いの海岸線や、小立野台地等の台地、医王山等の山々へと続く軸線、市街地の背景として広がる東部丘陵や南部丘陵の山々へと続く軸線は、金沢の心象的な奥行き感や方向性と価値観をつくり出しています。

金沢の空間構造は、こうした地形を背景とした都市構造とその周辺における集落等によって形成されています。

まちなかでは、城を中心とする同心円・放射状のパターンで構成された幹線道路が形成されており、その周辺と郊外部では、地域の地形や地理的条件を背景とした市街地や集落が分布しています。

第三の関係は、それぞれの地域の空間構造が地形に対応して柔軟に形成されていることです。土地利用の境界は山や斜面緑地、台地の上と下で区分されている場合が多く、幹線道路は地形に沿って折れ曲がり、地形を横切る坂や橋等によって特徴のある景観をかたちづくっています。

第四の関係は、各地域に残る豊かな自然が景観のアクセントとなっていることです。

山々や台地、斜面緑地等を縁取る緑や、河川や用水の水の流れ等が地域特有の風情を醸し出しています。

このように、特色ある自然・風土は、直接的・間接的に金沢の景観を形成するものであり、重要な原風景として位置づけられます。

金沢の景観形成を進めていく上では、この自然的な特徴を保全していくとともに、景観の成り立ちの背景となっている地形と地域との関係を読みとり、計画に反映していくことが、特色ある景観形成のために重要です。

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

(2) 歴史的資産を継承した景観形成

金沢の景観は、山々や丘陵地・台地、河川等の地形的要素、文化財や寺社、伝統的街並み等の歴史的要素、道路・公園・建築物等の都市的要素から成り立っています。

まちなかでは、金沢城や尾山神社神門等の歴史的な建造物として残るもののほか、藩政期から変わらない街路網や地割、町割を残す今の都市構造にも表れています。また、その周辺と郊外部では、地域に根ざした遺跡や寺社等の様々な歴史的な景観要素が、時間的・空間的な連続性をもって存在していることが特徴です。

金沢の景観の構図としては、地形等の自然条件に代表される物理的・空間的な要因のほか、地域に住む人々に作用する心理的な要因も背景として重要です。すなわち、景観の歴史性には、現在に残る歴史的な景観要素や、空間構成等の物理的な見え方と、生活感・文化観・歴史観等の人々の営みの前提となる心象的なまちづくりのイメージがあります。これらが地域の生活や経済活動等を通じて総体的に景観をつくり出しています。

景観における歴史的資産の継承は、第一には歴史的な建造物や伝統的な街並みを保存・保全することです。しかし、具体的には、地域経済の中での更新活動や、対象物周辺の街並みとの調和の観点等から、多くの問題を抱えています。今後は、隣接する地区や周辺地区を含めた面的なかたちでの歴史的資産の保存・保全と、その活用に向けた考え方が特に重要です。

そして、第二には地域における景観の骨格、「地」や背景となる文化の側面から、歴史的資産を守り、育て、将来の市民へと引き継いでいく必要があります。

地域の景観を歴史的・空間的な文脈に沿って編集していくことによって、歴史的に織りあげられた金沢らしい景観が鮮やかに浮かび上がってきます。

今一度、歴史に培われた金沢の都市形成思想を明らかにし、幅広く市民とともに歴史文化的な合意を得ることで、金沢の景観は持続可能な発展性を持つことができます。

(3) 地域の時間と暮らしに根ざした景観形成

現代の金沢は、旧城下町の都市構造や市内各地域の集落構造、土地利用を継承し、また、明治以降の近代化の過程で、新しい都市機能を取り入れながら形成されてきました。このことは、金沢の都市空間を多様かつ重層的で複雑なものにしています。

また、金沢では、特徴のある地形と様々な土地利用、まちなかにおける旧城下町の都市構造を継承する明快な構成原理がみられますが、今日、中心市街地の再編や市街地の拡大等に伴い、金沢の原風景的な景観が失われてきています。この複雑化した景観を整理していくには、物理的・形態的に規制誘導していくとともに、地域の生活・生業や文化的な価値観に根ざした方法を取り入れていくことが重要です。

一方で、金沢の景観は、多様な主体の参画と価値観によって形成されてきており、景観に対する評価も様々です。屋外広告物や建築物を例にとっても、景観を乱すものと指摘する人もいれば、まちの個性や面白さとして肯定的に評価する人もあり、絶対的な評価基準は存在しません。従って、金沢としての景観形成の合意を得ていく上では、地域特有の伝統・文化や気候・風土を背景とした長期的な視点から見た時間軸を基本とし、価値観の変化や多様化が進む現代においても、市民だれもが共感・共有できる価値観について議論し、構築していくことが重要です。

さらに、景観は地域における人々の日々の生活と密接に関わり息づいていることによ

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

り、時代を超えて生きたものとして価値を持ち得ます。すなわち、様々な時代の人々の生活・生業とともに常に変化しながらも、地域に受け継がれてきた伝統・文化や季節毎の四季折々の生活習慣や日々の暮らしとともに魅力あるかたちで生まれ、継承されてきました。

そのため、単なる歴史的景観資源の静態的な保存ではなく、「生きた」景観を現代につくりだしていく上では、人々の生活・生業に根ざした文化を映し出す景観形成が重要です。

参考：文学にみる金沢の情景

『伯爵(はくしゃく)の釵(かんざし)』大正9年(1920)より/ 金沢全体

「此の物語の起こった土地は、清きと、美しきと、二筋の大川、市の両端を流れ、まんなかに城の天守なお高くそびえ、森黒く、堀蒼く、国境の山岳は重畳として、湖を包み、海に沿い、橋と、坂と、辻の柳、薨の浪の町を抱いた、北陸の都である。」

泉 鏡花

『医王山(「童笛を吹けども」)』昭和23年(1948)より/ 医王山

何処の町に行っても医王山という山が見えた。庭に出ても、屋根に登ればなおさらだが、大きな町に出る橋の上からも、一日も、眼から離れないのがこの医王山だった。加賀連峰から一つきり離れてそびえる四千八百尺のこの山は、両翼が長く、峰はなだらかで、好晴の日は絶頂の禿げた赤土色が見える程、市街から近かった。前に戸室山という石山を控え、うしろは能登と越中との山境になっていた。山というものに神秘主義を感じ、哀傷をこずけて眺めたのも、この山がはじめてであった。

室生犀星

『金沢城の石垣』昭和38年(1963)より/ 金沢城

城の石垣が一番美しく見えるのは、やはり冬であろう。石垣の周囲に雪が置かれているときで、近くに立ってみると、しっとりと水気を含んだ石の一つ一つが不機嫌に冷たく黙しており、いかにも北国の城の石垣だという気がする。(中略)

金沢は金沢城あつての金沢であるが、その金沢城の美しさが、その大部分を負っているのは石垣である。

井上 靖

※ 昭和38年は、このエッセイが収められている「金沢・百万石の城下町」(河出書房新社)の発行年度。北國新聞において、「城下町再見」として101回にわたって、フォト・エッセイが連載され、井上靖の「金沢城の石垣」はその35回目に登場した。

『加賀金沢』昭和34年(1959)より/ 暮らし

築土の土塀、長屋門、古松の多い庭々の景色に、白く乾いた砂と小砂利の道路には、杏や柿や巴丹杏^{はたんきょう}の重い緑の枝が垂れ込んでいた。そこに通う魚屋は盤台に季節の魚を担って、お得意を廻った。日本海には青みの魚が多いので、魚屋は鱗で光る手をさばいて魚を往来で料理していたが、それは何処でも午後も早いめに見られる景色だった。魚屋のまわりに甘い匂いが立ち、えびや蟹はその籠の中をのそのそ歩いている。

室生犀星

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

1-2 協働の深化による景観まちづくり

金沢における良好な景観形成（継承・保全・創出）を進めていくためには、市民一人ひとりの暮らしや生活習慣、様々な経済活動等と景観とが密接に関わり合っていることを踏まえ、行政だけでなく市民、事業者、設計者・学識者などがそれぞれの景観まちづくりにおける役割を認識し、一体となって取り組むことが必要です。



【協働の深化による景観まちづくりのイメージ】

1-3 景観目標像

(1) 景観目標像

金沢の魅力ある景観形成に向けて、次の目標を掲げます。

品格と風格を兼ね備えた、 世界に誇る共創文化都市・金沢

(2) 景観まちづくりの目標

① 多様な主体との協働の深化によって郷土に愛着と誇りが感じられるまち

金沢の魅力ある景観の形成は、行政や特定の市民・事業者等が取り組むのではなく、金沢に暮らす全ての人々の協働の深化によって取り組むことを目指す。

また、金沢の景観をかたちづくる自然・風土、歴史・文化的資産、建築物・道路等の景観要素・空間を美しく整えるだけでなく、それを美しいと感じ、みんなで共有しあうことで、郷土への愛着と誇りを醸成していく。

そのためにも、多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら景観まちづくりに取り組み、景観への意識が高まるよう、体制や仕組みを構築していく。

② 一人ひとりの暮らしの中に息づく美しく快適なまち

金沢の魅力ある景観の形成に向け、市民一人ひとりの暮らしの中に、景観の保全、継承への配慮や景観まちづくりへの理解が浸透することを目指す。

また、美しい景観が保たれ、受け継がれた地域での暮らしが快適なものであるよう、暮らしと一体となった「生きた」景観を形成することを目指す。

さらに、文化都市・金沢としての品格と風格ある景観を磨き上げていくため、新たな文化を価値付けしていく。

③ 途絶えることなく後代に景観資産を受け継ぐまち

金沢の景観の個性と魅力に対する知識と理解を深め、今後も途絶えることなく後代に受け継いでいくことを目指す。

また、起伏のある地形を土台とし、今に受け継がれた旧城下町の都市構造に、新たな都市構造が重なる金沢の景観の構図と、長い歴史や伝統を経て人々に受け継がれてきた文化や暮らし、季節ごとの習わしなど、それぞれの地域や場所に根ざした金沢の特徴ある景観を、市内外に積極的に発信していく。

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

1-4 金沢らしい景観の構図と保全・継承

(1) 景観の成り立ちと基盤

金沢の景観は、地形・歴史・土地利用・伝統や文化の積層が織りなす独自の文脈によって形成されてきました。卯辰山や医王山を背に日本海に面し、犀川と浅野川の二つの河川に抱かれる地形、そして豊かな水と緑の環境が、まちの骨格を形づくってきました。加賀藩の城下町として発展するなかで、城郭や武家地、寺社地、町人地の配置が整えられ、その姿は現在も都市構造に色濃く残されています。こうした自然地形と城下町の基盤が、金沢の景観の原型をなしています。

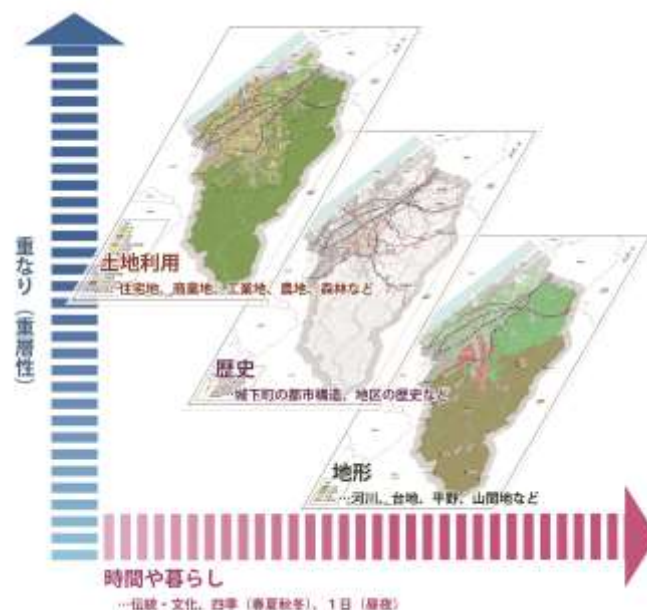
金沢の景観は、この基盤を保ちながらも、時代ごとの変化を積み重ねてきました。近代以降には都市基盤整備や近代建築の導入が進み、戦後には商業ビルや住宅群が加わり、今日の都市像が形成されました。「変わらぬもの」と「変えてきたもの」との重なりが、景観の連続性と厚みを形づくっています。

(2) 歴史的連続性と文化的重層性

金沢は、伝統工芸や芸術活動を基盤としつつ、近代以降は都市基盤整備や現代建築の導入を重ねてきました。その結果、町家や茶屋街の景観と洋風建築や現代建築が共存し、さらに工芸やデザイン分野における創造的活動とも結びついています。この「伝統と創造の重層性・多様性」こそが、金沢の景観を特徴づける重要な要素です。

金沢の「景観文脈」は、山と川に抱かれた自然環境、武士系住宅や町家、近代建築が共存する都市空間、茶屋街や市場に象徴される生活文化、さらには雪国特有の暮らしや伝統工芸といった無形の文化的価値が重なり合うことによって形成されます。これらは単なる外観ではなく、市民の生活意識や文化的実践と結びついた「金沢らしさ」として表出しています。

また、犀川、浅野川流域の町並みや城下町の都市構造は、国の重要文化的景観や歴史的風致維持向上計画の対象として高く評価されています。金沢市はこうした制度的枠組みを活用し、「歴史資産の保全」と「都市生活の営み」の両面から景観を位置づけてきました。



【金沢らしい景観の構図】

【時間や暮らしと密接に関わる景観の保全・継承】

時間や暮らし	事例	保全・継承の考え方
伝統・文化	地域の伝統行事、町家や武家屋敷の風情、友禅流し、加賀鳶出初め式 など	先人たちが長い年月の中で築き上げ、現代に受け継がれている暮らしに根付いている歴史や伝統文化を大切に引き継ぎます。
四季、昼夜	花見、海水浴、紅葉、雪吊り、ライトアップ、夜のイルミネーション など	風物詩である冬の雪吊り、秋の紅葉など、季節によって様々に変化する特徴ある景観を保全します。また、日中における景観形成のみならず、魅力ある夜間景観を形成します。
人や物の動き・交わり	通勤・通学風景、イベント、祭り、ふらっとバス等の移動 など	人や物の移動や交わりの中から生まれる景観を大切にし、生き生きとした景観まちづくりを育みます。
香り、音など	水や緑とのふれあい、蝉しぐれ、花の香り、金沢の特産（地物）、寺の鐘の音 など	「心地よい」景観は、人の五感を通じて体感された結果として形成されるものと捉え、視覚だけでなく、他の感覚を通じてのデザインも重要な要素として、積極的に活かします。



伝統・文化
長町武家屋敷群



四季、昼夜
兼六園の雪吊り



人や物の動き・交わり
堅町商店街の賑わい



香り、音など
本多の森（蝉しぐれ）

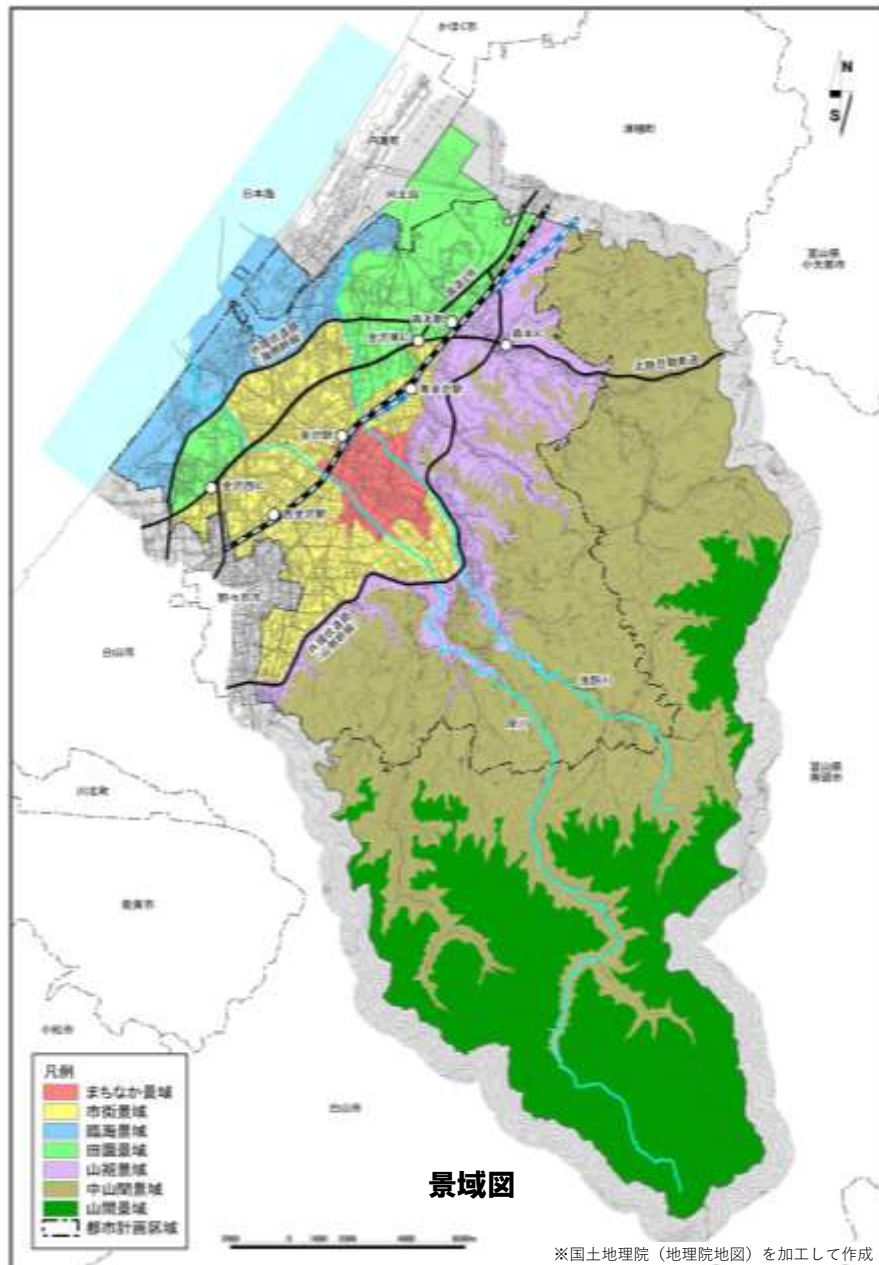
第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

1-5 景域別に見た景観形成方針

(1) 良好な景観形成を図るための景域設定の方針

各地域における自然、地形、歴史、土地利用等の特性を踏まえ、良好な景観形成を図るため、本市の面的な景観の類型として「景域」を設定します。

「景域」は、藩政期から本市の中心として発展してきた“まちなか景域”、その周辺部の既存集落と土地区画整理事業を中心とした新市街地が共生する“市街景域”、金沢港周辺と日本海に面する自然環境や農地が広がる“臨海景域”、平野部に豊かな農業景観が広がる“田園景域”、市街地近郊の山裾の斜面緑地・丘陵地と調和した景観が広がる“山裾景域”、中山間地で自然と共生した人々の営みを感じられる“中山間景域”、緑豊かな自然環境として金沢の借景となる“山間景域”、以上の7つに分類されます。



(2) 景域別に見た景観形成方針

① まちなか景域

○ 中心市街地。概ね「藩政期からの旧市街地（旧城下町区域）」の範囲

金沢特有の歴史的な重層性にあふれた景観をさらに発展させるため、歴史文化施策等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化、伝統的な街並みの保全・継承を積極的に進めるとともに、金沢固有の歴史文化遺産に磨きをかけ、歴史都市金沢にふさわしい市街地景観を形成します。

	景観形成方針
住宅地	城郭建築や寺社建築、町家、武士住宅、近代建築など、金沢の様々な時代の歴史的建築物を保全・継承しながら、伝統的な街並みと調和する緑豊かな住宅地の景観として更新・再生していきます。 また、中心市街地活性化やまちなか定住等に関する施策と連携を図りながら、様々な景観誘導施策を駆使し、生活感あふれる景観まちづくりを進めます。
商業・業務地	都心軸沿いとその周辺、幹線道路沿道の地域においては、隣接する伝統的な街並みとの調和に配慮しながら、県都金沢の中心市街地にふさわしい洗練された風格と魅力ある近代的な都市景観を創出します。
自然地	犀川・浅野川の河川敷、河岸段丘の斜面緑地、金沢城公園・兼六園周辺に残る緑豊かな自然環境は、まちなかにあつて潤いと安らぎを与える貴重な景観資源であるため、積極的な保全を図ります。
文化的景観	旧街道・往還や幹道・枝道等の街路網、用水・惣構跡など、今に残る近世の都市構造の保全・継承を念頭においた景観まちづくり、公共空間の整備を進めます。 また、金沢特有の伝統産業・文化や生活慣習が今も市民生活の中に息づく重要な地域であるため、金沢の風格と魅力ある景観の背景となる貴重な構成要素の保護、保全、育成、継承を図ります。



金沢城



ひがし茶屋街

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

② 市街景域

- まちなか景域を取り囲む市街化区域。概ね「外環状道路海側幹線以東～台地・丘陵地界」までの範囲

都市計画制度等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、良好な景観を形成します。

	景観形成方針
住宅地	<p>地域住民の理解と協力を得ながら、都市計画制度等を活用し、景観向上に向けた地域独自のルールづくり等を進め、魅力ある景観形成を図ります。</p> <p>既存の集落や住宅地との調和を図り、緑豊かな良好な住環境が整う住宅地としての景観形成を促進します。</p>
商業・業務地	<p>幹線道路沿いの商業・業務地や近隣商業地については、都市計画制度等と連携を図りながら、周辺環境と調和した良好な景観形成を促進します。</p> <p>北陸自動車道・外環状道路沿道については、屋外広告物や大規模な開発行為に対する景観誘導により、良好な沿道景観の形成を図ります。</p>
工業地	<p>土地利用の用途混在による景観悪化を防止するため、周辺の景観や住環境との調和に配慮した良好な景観形成を図ります。</p>
農業地	<p>市街化区域内における貴重な緑地として、地域住民の意向を踏まえながら、都市的な土地利用への計画的な転換や周辺環境と調和した景観形成を促進します。</p>
自然地	<p>犀川・浅野川等の河川敷など、緑豊かな自然環境は、市街地内にあって潤いと安らぎを与える貴重な景観資源であるため、積極的な保全を図ります。</p>
その他	<p>市街景域における一定規模以上の各種開発行為等については、周辺の自然環境や景観と調和するよう、適切な誘導を図ります。</p>



都心軸（駅西新都心）



ウッドパーク

③ 臨海景域

○日本海に面する区域。概ね「浅野川以南～外環状道路海側幹線以西」の範囲

海岸の自然景観の保全や砂丘地農業の振興など、特徴ある農業景観の保全に配慮するとともに、都市計画や歴史文化施策等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全します。

	景観形成方針
住宅地	<p>砂丘地等における農業景観と一体となった魅力ある集落景観を保全するとともに、新興住宅地においても、周辺の景観との調和に配慮した良好な住宅地景観の形成を促進します。</p> <p>古くから海上交通の要衝の港町として栄えた金石・大野など、伝統的な街並みを残す住宅地では、地域特有の街並み景観を積極的に保全・継承し、また、周辺住宅地についても、落ち着いた景観形成を図ります。</p>
商業・業務地	<p>臨港線や金石街道等の幹線道路沿いの商業・業務地、住宅地と隣接する近隣商業地については、周辺の景観との調和に配慮しながら、良好な景観形成を図ります。</p> <p>北陸自動車道・外環状道路海側幹線沿道については、屋外広告物や大規模な開発行為・建築物等に対する景観誘導により、良好な沿道景観の形成を図ります。</p>
工業地・港湾	<p>臨海部に集積する工業地は、周辺の自然環境との調和に配慮しながら、緑豊かな景観形成を促進します。</p> <p>また、金石・大野港周辺では、生活・生業に根ざした景観の保全・育成を図るとともに、金沢港周辺では、港湾関連施設も含めて、本市における海上からの重要な玄関口にふさわしい魅力ある景観を形成・創出します。</p>
農業地	<p>農業振興や都市計画関連の施策等と連携を図りながら、砂丘地等における農業景観については、集落景観とともに地域の魅力ある景観として保全・育成を促進します。</p> <p>また、農林業・環境施策と連携を図りながら、地域特有の魅力ある景観資源を発掘・活用していきます。</p> <p>外環状道路海側幹線沿いに広がる田園景観では、屋外広告物や大規模な開発行為等に対する適切な景観誘導を図ります。</p>
自然地	<p>日本海の美しい海岸線や砂浜の景観、防風保安林、犀川・浅野川水系の豊かな水辺景観の保全に努めるとともに、地域における生活・生業との関わりに配慮しながら良好な自然景観を保全します。</p>
その他	<p>臨海景域における一定規模以上の各種開発行為等については、周辺の自然環境や景観と調和したものとなるよう、適切な誘導を図ります。</p>



大野・金石港



金石・北前船板塀

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

④ 田園景域

- 平野部の市街化調整区域とその周辺市街地。概ね「浅野川以東～河北潟、国道8号以北」までの範囲と「外環状道路海側幹線以南～北陸自動車道以北、犀川以西」までの範囲

河北潟と周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに本市における貴重な農業景観として、その保全に努めます。また、都市計画制度等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全します。

	景観形成方針
住宅地	河北潟周辺の水辺景観や田園景観、干拓地の圃場と一体となった地域に根ざした集落景観を保全します。 新興住宅地においては、地域住民の理解と協力を得ながら、景観向上に向けた地域独自のルールづくり等を進め、良好な住宅地としての景観形成を促進します。
工業地	土地利用の用途混在による景観悪化を防止するため、周辺の景観や住環境との調和に配慮した良好な景観形成を図ります。
農業地	農業・環境施策等と連携を図りながら、平野部に広がる田園や干拓地の圃場等に広がる良好かつ開放的な景観を保全します。
自然地	犀川・浅野川水系の豊かな水辺景観を中心として地域に残る貴重な自然景観を保全します。
その他	田園景域における一定規模以上の各種開発行為等については、周辺の自然環境や景観と調和したものとなるよう、適切な誘導を図ります。



集落（才田）の街並み



河北潟干拓地

⑤ 山裾景域

○ 概ね市街化区域の東側縁辺区域。概ね「外環状道路山側幹線沿いを中心とした斜面緑地・丘陵地縁辺」の範囲

山裾に面した緑豊かな斜面緑地を保全するとともに、緑と調和した住宅地としての景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、市街地の背景として魅力ある景観を保全・形成します。

	景観形成方針
住宅地	市街地の背後に広がる緑の屏風としての役割を果たす台地や丘陵地の斜面緑地との調和に配慮しながら、景観向上に向けた地域独自のルールに基づき、緑に溶け込んだ良好かつ魅力的な住宅地としての景観形成を図ります。
商業・業務地	幹線道路沿いの商業・業務地については、背後の斜面緑地との調和に配慮し、高さや形態意匠、敷地内の緑化等の誘導により、良好な景観形成を図ります。また、沿道や交差点等における屋外広告物の集積等の未然防止・抑制を積極的に進めます。
工業地	金沢テクノパーク周辺については、周辺の豊かな自然環境や農業・森林景観と調和した緑豊かな良好な景観形成を促進します。
農業地・森林地	斜面や河岸段丘台地に広がる果樹園や田園など、地域特有の魅力ある農業景観の保全・継承を促進します。 また、農林業・環境施策と連携を図りながら、地域特有の魅力ある景観資源を発掘・活用していきます。 さらに、遊休農地の有効活用や荒廃した民有林の整備等の農林業施策と連携を図りながら、地域の生活・生業に根ざした魅力ある景観の維持・保全を促進します。
自然地	犀川・浅野川水系の豊かな水辺景観と河岸段丘、東部丘陵から南部丘陵にかけて広がる緑豊かな貴重な自然景観については、山裾景域の骨格をなす環境共生型の景観資源、風致地区として積極的に保全します。
その他	山裾景域における一定規模以上の各種開発行為等については、周辺の自然環境や景観と調和したものとなるよう、適切な誘導を図ります。



外環状道路山側幹線沿道と
斜面緑地



卯辰山からの
住宅地景観

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

⑥ 中山間景域

○ 山裾景域と山間景域に挟まれた区域。概ね「台地・丘陵地縁辺を境界とした標高100～500mまでの中山間地」を中心とする範囲

台地や丘陵地から中山間地にかけての緑豊かな緑地を保全するとともに、農地・森林の良好な維持管理の促進等により、山間景域へとつながる自然環境と共生した美しい景観を保全・形成します。

	景観形成方針
住宅地	点在する農業集落や山間集落については、周辺の豊かな自然環境との調和を図りながら、自然と共生するのどかで美しい集落景観としての保全・育成を促進します。
農業地・森林地	中山間地特有の地形を活かした棚田や段々畑など、特色ある農業景観を保全・継承します。また、農林業・環境施策と連携を図りながら、地域特有の魅力ある景観資源を発掘・活用していきます。 さらに、遊休農地の有効活用や荒廃した民有林の整備など、農林業に係る活性化施策と連携を図りながら、地域の生活・生業に根ざした魅力ある景観の維持・保全を促進します。
自然地	森林の荒廃防止や良好な森林の育成、農地やため池の保全・維持等により、豊かな生態系を育む自然環境として、美しく魅力ある景観の保全・育成に努めます。 森林とふれあう機会の充実や森林・自然環境教育の推進など、林業・環境施策との連携を図りながら、環境保全林としての良好な森林景観と自然環境を守り育てます。
その他	中山間景域における一定規模以上の各種開発行為等については、周辺の自然環境や景観と調和したものとなるよう、適切な誘導を図ります。



二俣町



農業景観

⑦ 山間景域

○ 中山間景域以南の区域。概ね「標高500m以上の奥山」を中心とする範囲

県境へと続く緑豊かな自然環境と美しく連なる山並みとスカイラインの保全に努め、美しい自然景観を保全・継承します。

	景観形成方針
自然地	医王山県立自然公園等をはじめとして、貴重な自然環境が残る区域であることから、自然環境教育の推進など、環境施策等との連携を図りながら、国有林、天然林を中心とした良好な自然環境を守り育て、本市における市街地からの美しい借景としての景観を保全します。



医王山のブナ林



医王山 夕霧峠

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

1-6 景観まちづくりのための区域指定

(1) 景観法を活用する指定区域

景観計画区域（市全域）において、特に、景観法を活用して重点的に取り組む区域として、「伝統環境保存区域」、「伝統環境調和区域」、「近代的都市景観創出区域」、「港湾景観創出区域」に指定します。また、これらの区域の総称を「景観形成区域」…①とします。

さらに、隣接する市町とつながる広域幹線沿道で景観上重要な区域を「重要広域幹線景観形成区域」…②、隣接する市町とつながる広域海岸で景観上重要な区域を「重要広域海岸景観形成区域」…③に指定します。

そのほか、景観計画区域で、①・②・③を除く区域を「景観計画区域（その他の区域）」…④と位置づけます。



- ・ 伝統環境保存区域・・・伝統環境を保存育成する区域
- ・ 伝統環境調和区域・・・伝統環境保存区域に隣接し、伝統環境との調和のとれた景観を形成する区域
- ・ 近代的都市景観創出区域・・・伝統環境との調和を保ちながら、近代的都市機能と一体をなして形成される景観を創出する区域
- ・ 港湾景観創出区域・・・伝統環境との調和を保ちながら、港湾の機能と一体をなして形成される景観を創出する区域
- ・ 重要広域幹線景観形成区域・・・重要な幹線道路沿いにおいて、広域のかつ連続的な景観を形成する区域
- ・ 重要広域海岸景観形成区域・・・海岸沿いにおいて広域のかつ連続的な景観を形成する区域

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

(2) 市独自条例に基づく指定区域

本市の優れた眺望を後代の市民に継承するため、「眺望景観形成区域」…⑤においては、良好な眺望景観の形成に向けた景観誘導を進めます。

また、金沢特有の景観の趣きを醸し出す景観資産を保存・保全するため、「こまちなみ保存区域」、「寺社風景保全区域」、「斜面緑地保全区域」、「川筋景観保全区域」、「保全用水に係る区域」においては、適切な景観の規制・誘導を進めます。

さらに、「こまちなみ保存区域」、「寺社風景保全区域」、「斜面緑地保全区域」、「川筋景観保全区域」、「保全用水に係る区域」の区域の総称を、「景趣継承区域」…⑥とします。

⑤ 眺望景観形成区域（15 区域）

○「金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例」に基づく指定区域

※「①景観形成区域」以外に、一部④の区域に含まれる区域があります。

⑥ 景趣継承区域

※「こまちなみ保存区域」、「寺社風景保全区域」、「斜面緑地保全区域」、「川筋景観保全区域」、「保全用水に係る区域」の総称

こまちなみ保存区域（9 区域）

○「金沢市こまちなみ保存条例」に基づく指定区域

寺社風景保全区域（2 区域）

○「金沢の歴史的文化的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例」に基づく指定区域

斜面緑地保全区域（6 区域）

○「金沢市斜面緑地保全条例」に基づく指定区域

川筋景観保全区域（2 区域）

○「犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例」に基づく指定区域

保全用水に係る区域（21 用水）

○「金沢市用水保全条例」に基づく保全用水及び保全用水に面する土地

※これらの区域は、すべて「①景観形成区域」内に含まれます。

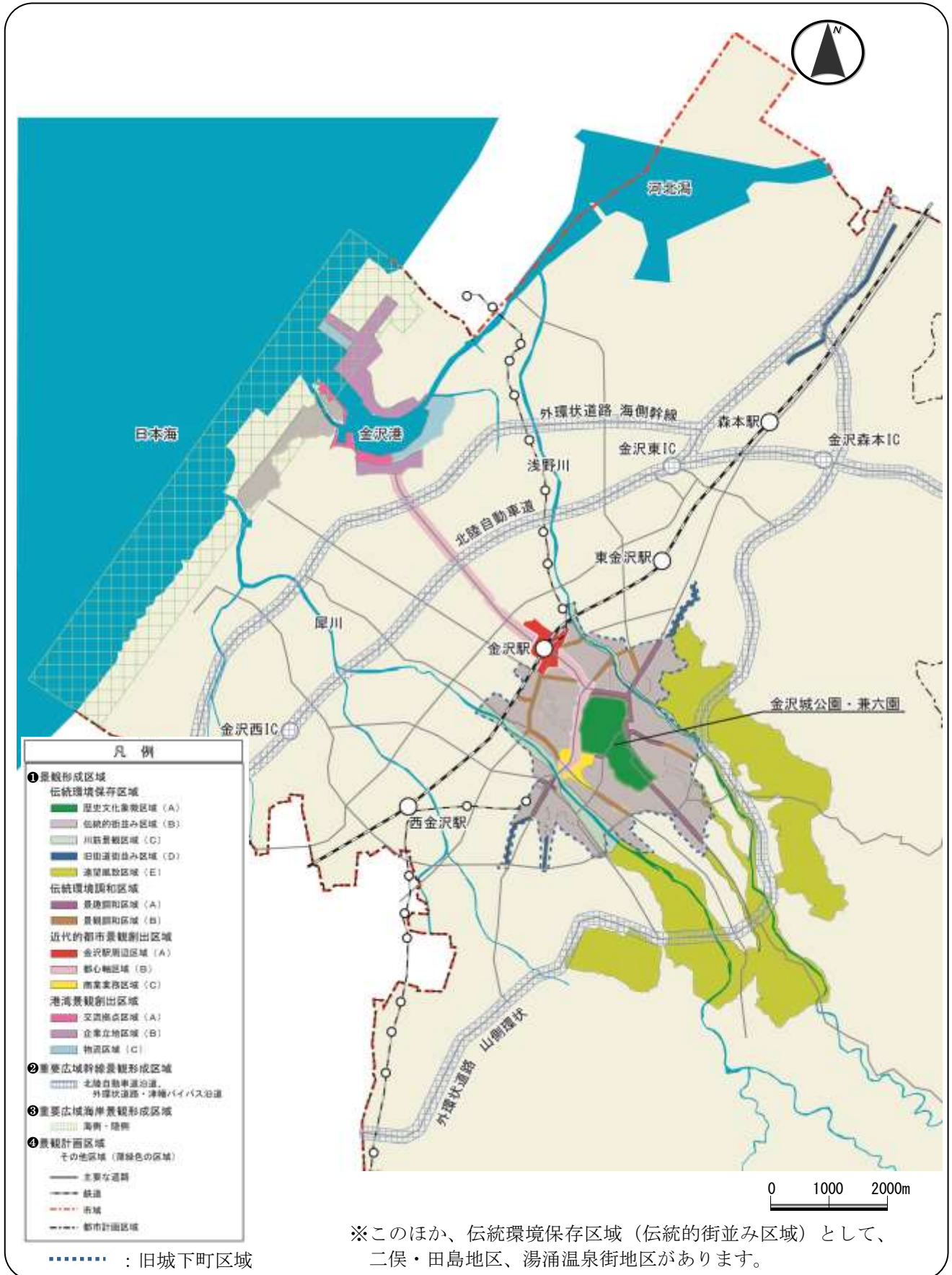
※「①景観形成区域」以外に、一部②、④の区域に含まれる区域があります。

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

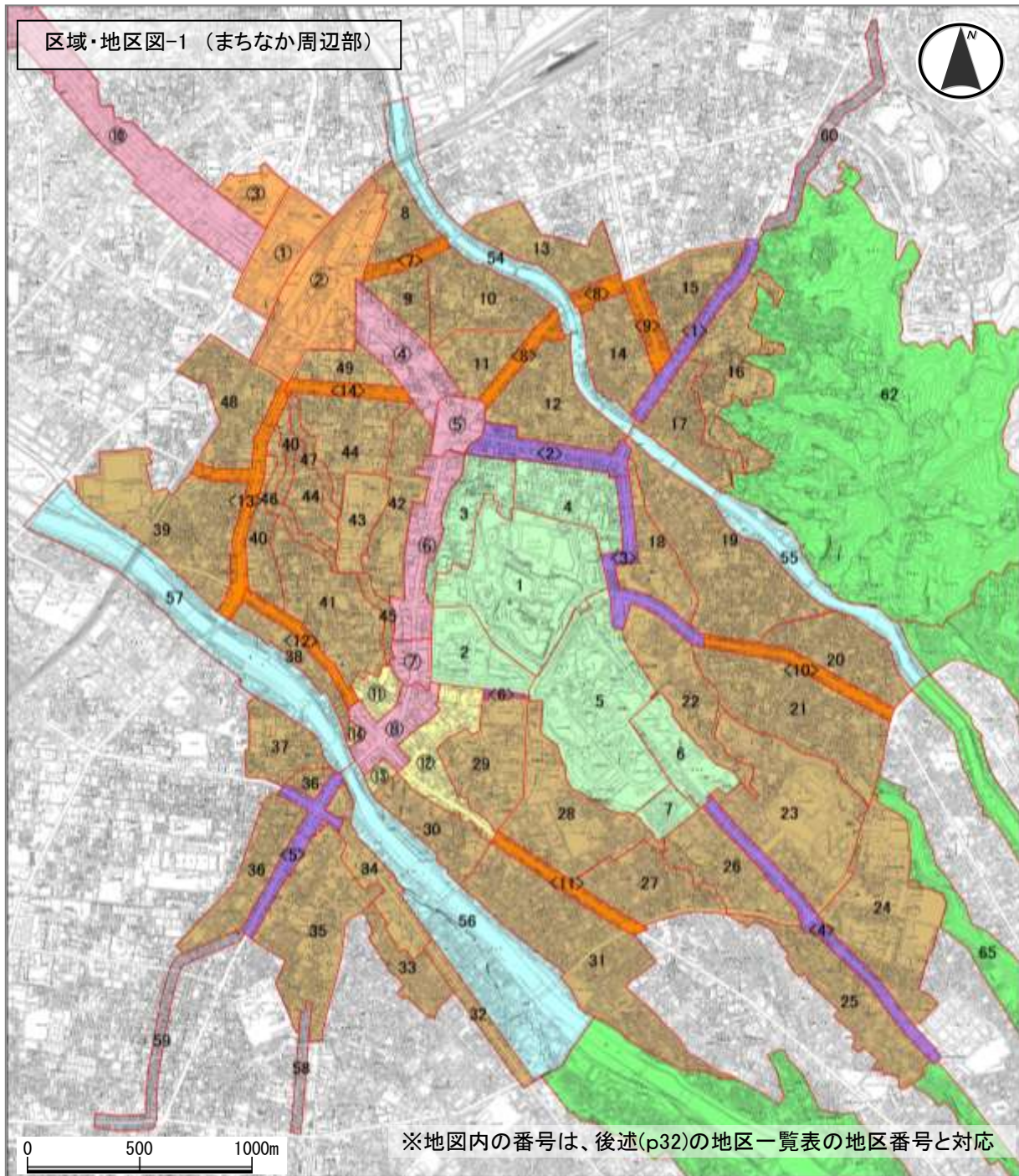
景観まちづくりの区域指定図（Ⅰ）

【景観法を活用する指定区域】

(P19 ①、②、③、④の区域)



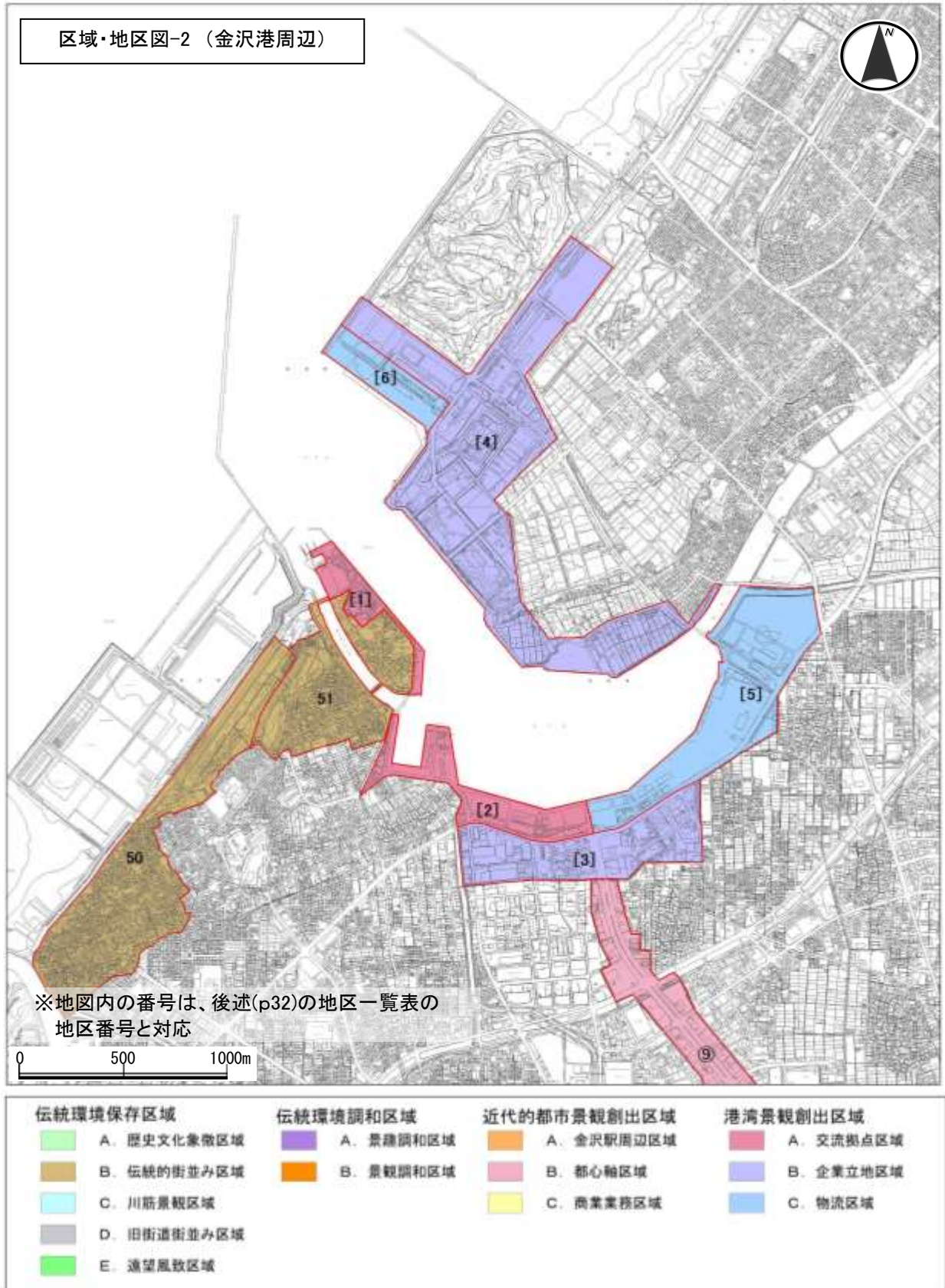
【景観形成区域詳細図】



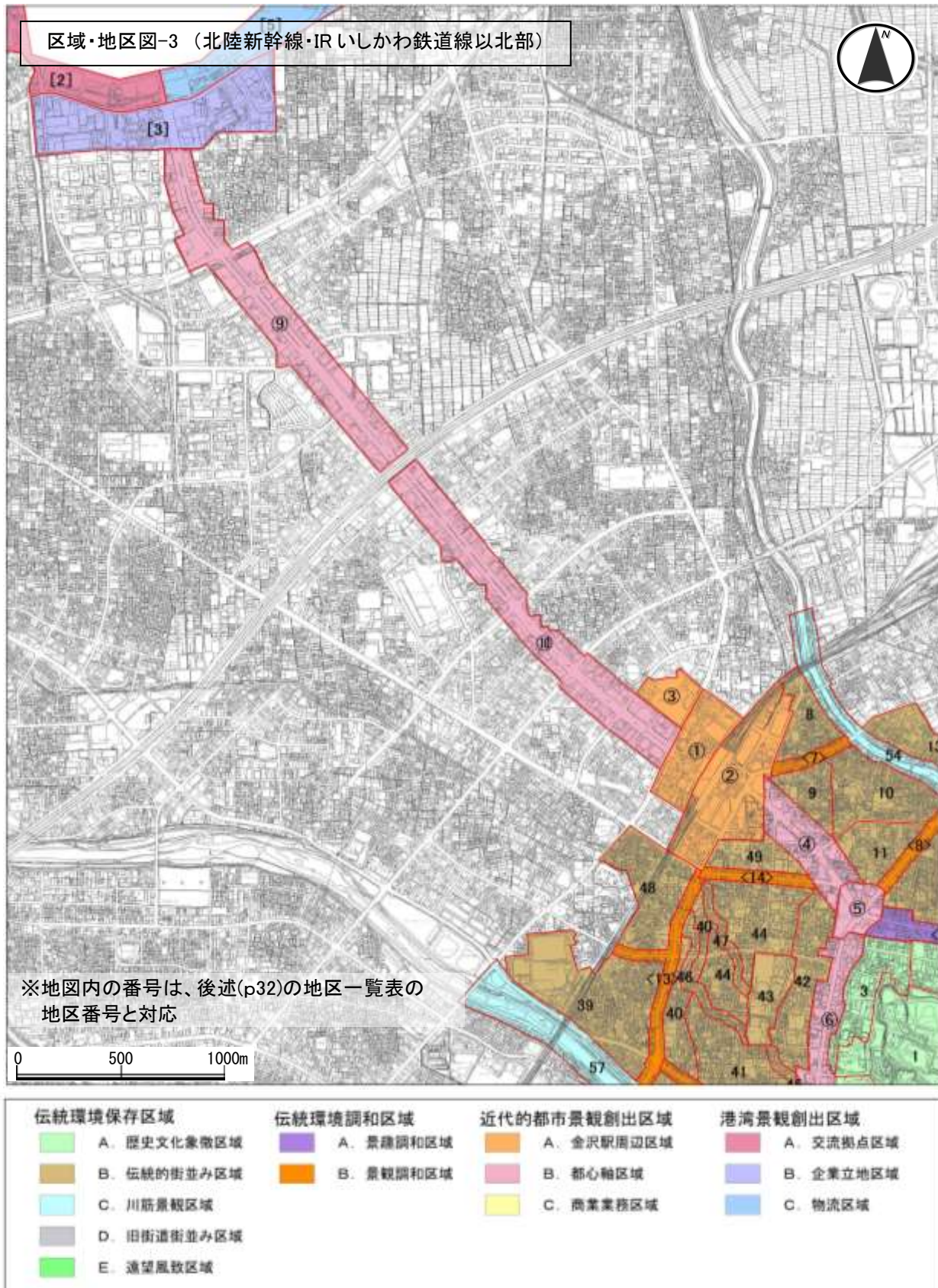
伝統環境保存区域		伝統環境調和区域		近代的都市景観創出区域		港湾景観創出区域	
	A. 歴史文化象徴区域		A. 景観調和区域		A. 金沢駅周辺区域		A. 交流拠点区域
	B. 伝統的街並み区域		B. 景観調和区域		B. 都心軸区域		B. 企業立地区域
	C. 川筋景観区域				C. 商業業務区域		C. 物流区域
	D. 旧街道街並み区域						
	E. 遠望風致区域						

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

【景観形成区域詳細図】

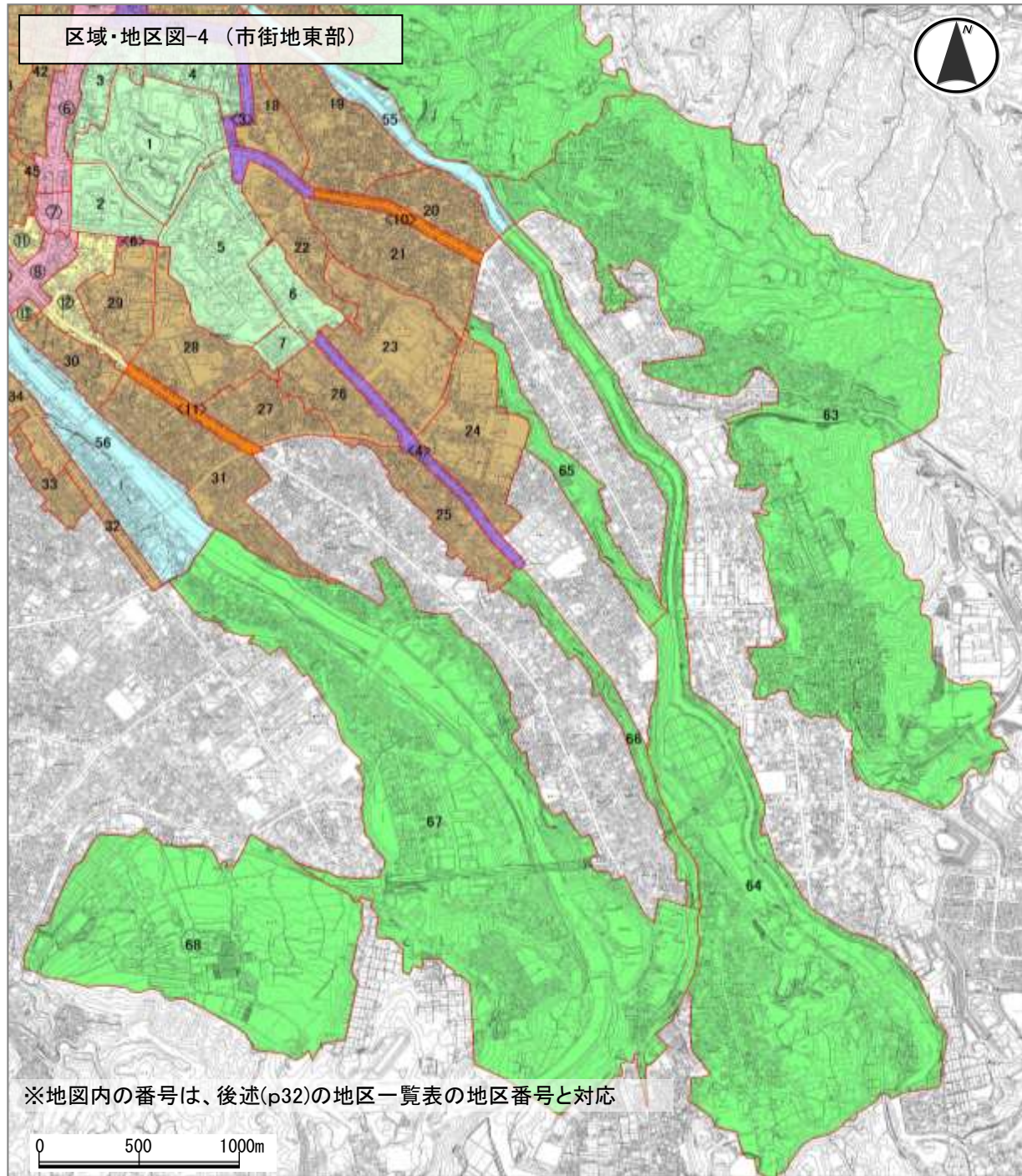


【景観形成区域詳細図】



第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

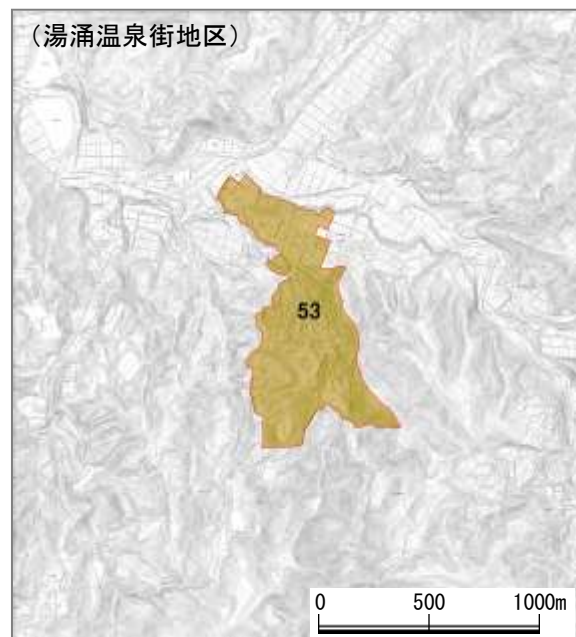
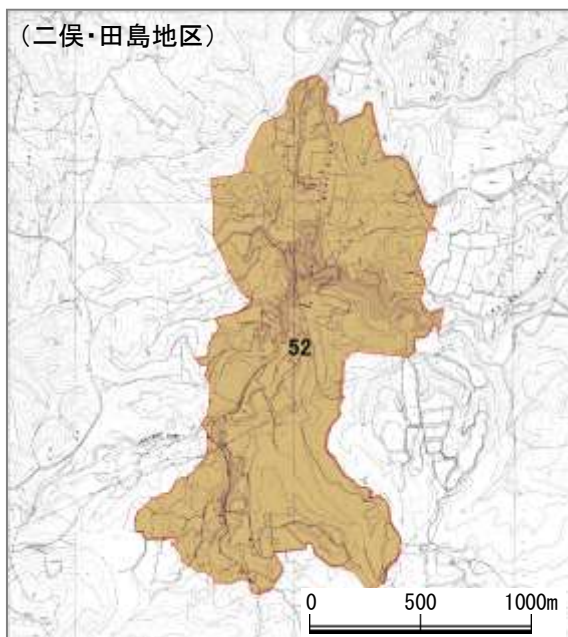
【景観形成区域詳細図】



伝統環境保存区域	伝統環境調和区域	近代的都市景観創出区域	港湾景観創出区域
A. 歴史文化象徴区域	A. 景観調和区域	A. 金沢駅周辺区域	A. 交流拠点区域
B. 伝統的街並み区域	B. 景観調和区域	B. 都心軸区域	B. 企業立地区域
C. 川筋景観区域		C. 商業業務区域	C. 物流区域
D. 旧街道街並み区域			
E. 遠望風致区域			

【景観形成区域詳細図】

区域・地区図-5 (郊外部)



※地図内の番号は、後述(p32)の地区一覧表の地区番号と対応
(いずれの図も上が真北)

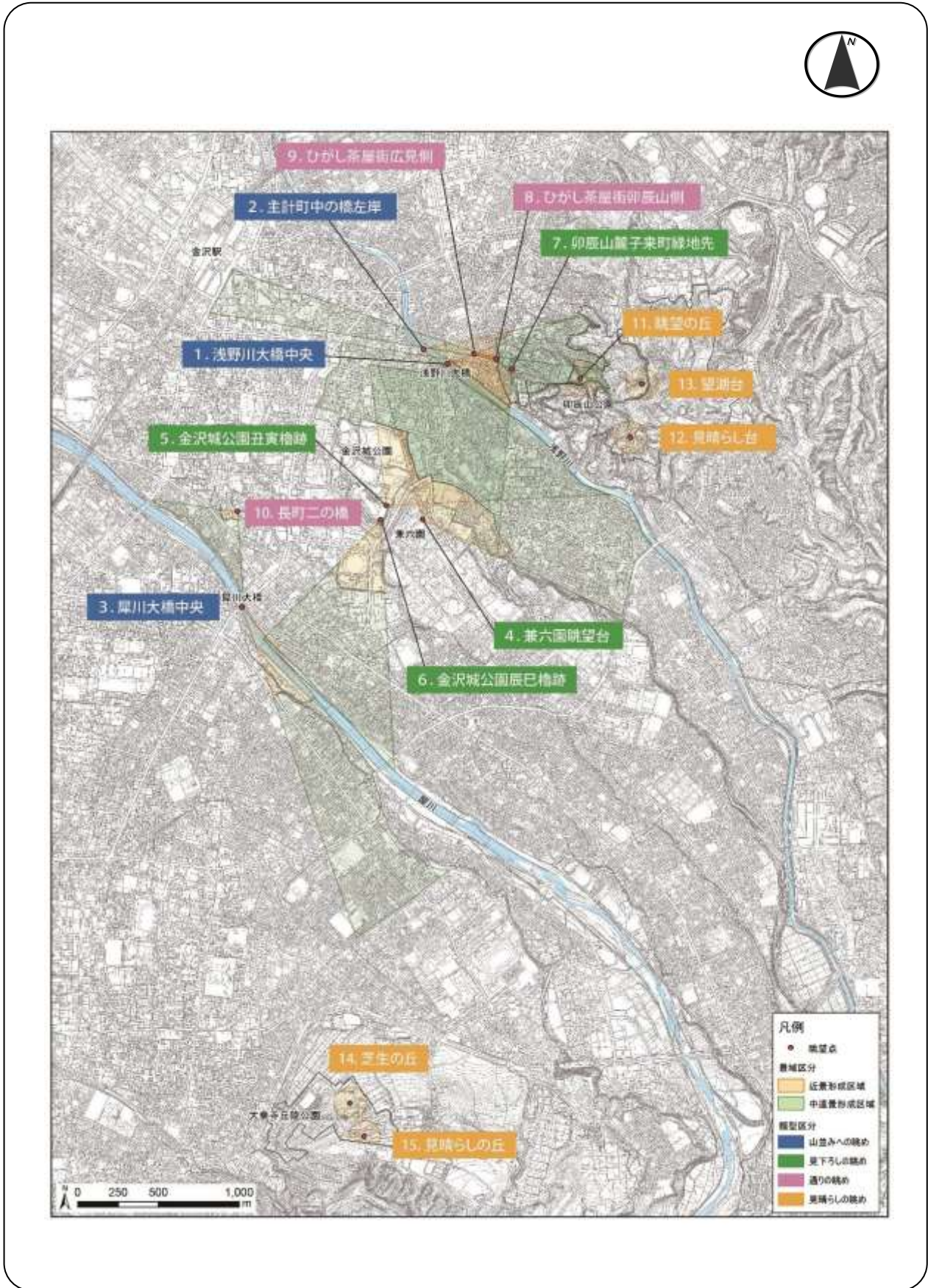
伝統環境保存区域	伝統環境調和区域	近代的都市景観創出区域	港湾景観創出区域
<ul style="list-style-type: none"> A. 歴史文化象徵区域 B. 伝統的街並み区域 C. 川筋景観区域 D. 旧街道街並み区域 E. 遠望風致区域 	<ul style="list-style-type: none"> A. 景観調和区域 B. 景観調和区域 	<ul style="list-style-type: none"> A. 金沢駅周辺区域 B. 都心軸区域 C. 商業業務区域 	<ul style="list-style-type: none"> A. 交流拠点区域 B. 企業立地区域 C. 物流区域

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

景観まちづくりの区域指定図（Ⅱ）

【市独自条例に基づく指定区域（眺望景観形成区域）】

(P20 ⑤の区域)

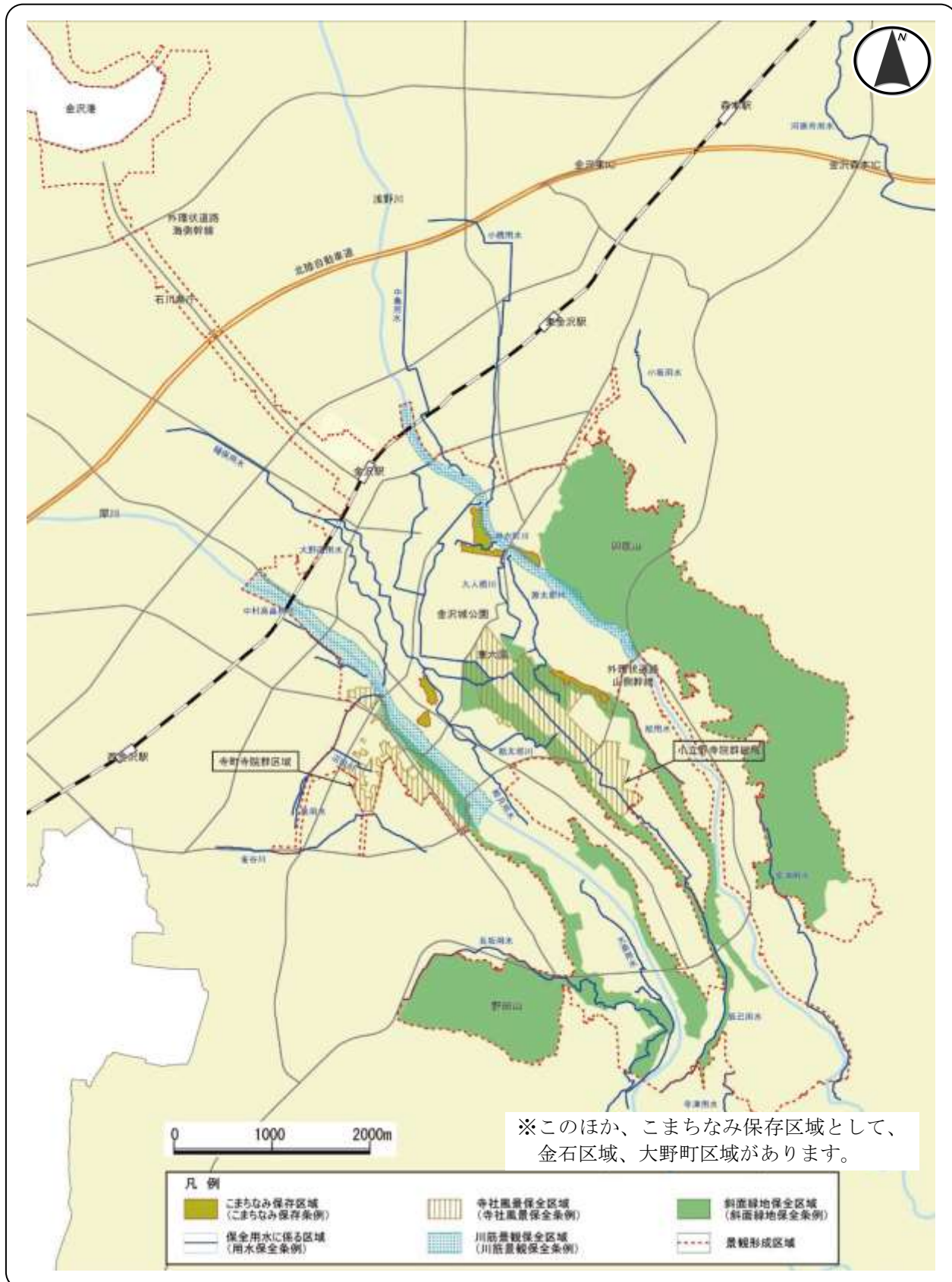


第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

景観まちづくりの区域指定図（Ⅲ）

【市独自条例に基づく指定区域（景趣継承区域）】

（P20 ⑥の区域）



第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

(3) 区域別に見た景観形成方針

① 景観形成区域

区分	細区分	景観形成方針
伝統環境 保存区域	歴史文化象徴区域	金沢城跡・兼六園周辺の歴史的資産や小立野台地の緑のスカイラインを保全し、金沢の歴史的シンボルとなるゾーンにふさわしい風格と魅力ある景観形成を図ります。
	伝統的街並み区域	武士系、町家系の伝統的佇まい、寺院群の土塀・山門・石垣、用水や緑と調和した伝統的街並み等の景観資源を保全し、地域の生活・生業と一体となった歴史と伝統を感じさせる街並みの景観形成を図ります。
	川筋景観区域	犀川・浅野川の河川空間との調和、寺町台地の緑や卯辰山等への眺望に配慮した景観形成を図ります。
	旧街道街並み区域	連続性のある旧街道の街並みの保全に配慮した景観形成を図ります。
	遠望風致区域	河川・丘陵・山並み等の豊かな水や緑を保全し、自然環境と調和した景観形成を図ります。
伝統環境 調和区域	景趣調和区域	歴史的な趣きが色濃く残る幹線道路沿いにおいて、周辺の伝統的な街並みとの調和に配慮し、落ち着いた街並みの景観形成を図ります。
	景観調和区域	幹線道路沿いにおいて、周辺の伝統的な街並みとの調和に配慮し、落ち着いた街並みの景観形成を図ります。
近代的 都市景観 創出区域	金沢駅周辺区域	伝統環境との調和を保ちながら、金沢の玄関口にふさわしい近代的で風格と魅力ある景観形成を図ります。
	都心軸区域	伝統環境との調和を保ちながら、都心軸にふさわしい近代的で魅力ある都市の顔としての景観形成を図ります。
	商業業務区域	周辺の伝統的な街並みとの調和に配慮し、賑わいのなかにも落ち着きを感じられる景観形成を図ります。
港湾景観 創出区域	交流拠点区域	周辺の伝統的な街並みや、港の水と緑ある空間との調和に配慮しながら、海の玄関口にふさわしい優美で賑わいを感じられる景観形成を図ります。
	企業立地区域	都心軸の近代的な都市景観や五郎島の農業景観との調和に配慮しながら、工業地として、海の玄関口にふさわしい活力ある産業を活かした景観形成を図ります。
	物流区域	物流に関する港湾施設の見え方に配慮しながら、海の玄関口にふさわしい港らしさを活かした躍動感を感じられる景観形成を図ります。

② 重要広域幹線景観形成区域

区分	景観形成方針
北陸自動車道沿道	県内外を結ぶ高速自動車道として、沿道の土地利用と調和した良好な沿道景観の形成を図ります。
外環状道路 ・津幡バイパス沿道	広域幹線道路として隣接する自治体と連携しながら、調和のとれた沿道景観の形成を図ります。

③ 重要広域海岸景観形成区域

区分	景観形成方針
海側・陸側	海岸部特有の土地利用と多様な自然景観とが共存する良好な海岸景観の形成を図ります。

④ 景観計画区域（その他の区域）

一定規模以上の開発・建築物・工作物は、景観上、周辺地域に与える影響も大きいことから、景域毎の景観形成方針を踏まえ、形態意匠、色彩、敷地利用等に係る景観形成基準に基づいた良好な景観誘導を図ります。

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

⑤ 眺望景観形成区域（※市独自条例）

区分	区域	景観形成方針
眺望景観形成区域	1. 浅野川大橋中央 2. 主計町中の橋左岸 3. 犀川大橋中央 4. 兼六園眺望台 5. 金沢城公園丑寅櫓跡 6. 金沢城公園辰巳櫓跡 7. 卯辰山麓子来町緑地先 8. ひがし茶屋街卯辰山側 9. ひがし茶屋街広見側 10. 長町二の橋 11. 卯辰山公園眺望の丘 12. 卯辰山公園見晴らし台 13. 卯辰山公園望湖台 14. 大乘寺丘陵公園芝生の丘 15. 大乘寺丘陵公園見晴らしの丘	恵まれた自然環境や起伏に富んだ地形と街並みが調和する個性豊かな眺望景観を保全・創出します。

⑥ 景趣継承区域（※市独自条例）

区分	区域	景観形成方針
こまちなみ保存区域	1. 里見町区域 2. 旧新町区域 3. 大野町区域 4. 水溜町区域 5. 旧天神町区域 6. 旧御歩町区域 7. 旧蛤坂町区域 8. 旧彦三一番丁・母衣町区域 9. 金石区域	まちの歴史を色濃く残した金沢の歴史遺産である「こまちなみ」を守り育て、その雰囲気を生かした風格あるまちづくりを推進し、金沢の個性をさらに磨き高めます。
寺社風景保全区域	1. 寺町寺院群区域 2. 小立野寺院群区域	寺社風景を市民とともに保全することにより、金沢の個性をさらに磨き高めます。また、歴史遺産として後代に継承するため、歴史的・文化的資産や伝統的街並み景観の保全、緑の保全、憩い空間の創出を図ります。
斜面緑地保全区域	1. 卯辰山丘陵区域 2. 小立野段丘台地浅野川側区域 3. 小立野段丘台地犀川側区域 4. 笠舞段丘台地犀川側区域 5. 寺町段丘台地犀川側区域 6. 野田山丘陵区域	金沢のまちの背景となる貴重な自然であるとともに、斜面の崩壊防止など、さまざまな機能を担い、市民に憩いとやすらぎをもたらす斜面緑地と一体となった景観を保全・育成します。また、都市の防災機能を確保しながら、市民と一体となって豊かなまちの緑として保全します。
川筋景観保全区域	1. 犀川区域 2. 浅野川区域	金沢の歴史と文化を育みながら、市民の生活に潤いをもたらす犀川及び浅野川における周辺の景観、その他の環境と調和した川筋景観について、水と緑に彩られた風情と趣のある川筋景観の保全を図ります。
保全用水に係る区域	1. 辰巳用水 2. 鞍月用水 3. 大野庄用水 4. 寺津用水 5. 泉用水 6. 中村高島用水 7. 長坂用水 8. 小橋用水 9. 中島用水 10. 金浦用水 11. 旭用水 12. 九人橋川 13. 母衣町川 14. 源太郎川 15. 勘太郎川 16. 小坂用水 17. 樋俣用水 18. 大桑用水 19. 雀谷川 20. 沼田川 21. 河原市用水	金沢の街並みに潤いとやすらぎを与えてくれる用水を大切に守り育て、身近な生活環境をより快適で、より安全で、より豊かなものにします。また、緑豊かな自然環境と調和した用水景観の形成、開きょ化の推進、年間通水と定期的な清掃による清流の確保等を図ります。

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

1-7 地区別に見た景観形成方針（景観形成区域内）

特に、1-6で示す①景観形成区域（伝統環境保存区域・伝統環境調和区域・近代的都市景観創出区域、港湾景観創出区域）については、地域における地形・歴史・土地利用を踏まえた景観特性、旧町名等に基づく地域コミュニティ単位を考慮し、下記に示す102の地区に区分した地区毎の景観形成方針を示しています。

【 「景観形成区域」内の地区一覧表 】

区分	細区分	番号	地区名	区分	細区分	番号	地区名		
伝統環境保存区域	A 歴史文化象徴	1	金沢城周辺地区	伝統環境保存区域	C 川筋景観	54	浅野川大橋～七ツ屋町地区		
		2	広坂地区			55	浅野川大橋～鈴見橋地区		
		3	十間町・尾山町地区			56	犀川大橋～上菊橋地区		
		4	尾張町・大手町地区		57	犀川大橋～大豆田大橋地区			
		5	兼六園周辺地区		D 旧街道街並み	58	旧鶴来道地区		
		6	辰巳用水石引地区			59	旧北国街道泉地区		
		7	石引4丁目地区			60	旧北国街道春日町・大樋町地区		
	B 伝統的街並み	8	堀川町地区		61	旧北国街道森本・花園地区	E 遠望風致	62	卯辰山地区
		9	此花地区		63	奥卯辰山地区		64	浅野川上流地区
		10	笠市町・瓢箪町地区		65	小立野台東縁街並み地区		66	小立野台西縁街並み地区
		11	安江町・彦三町地区		67	犀川上流地区	68	野田山地区	
		12	彦三町・尾張町地区		伝統環境調和区域	A 景趣調和	<1>	東山～森山地区	
		13	昌永町・小橋町地区				<2>	尾張町地区	
		14	東山3丁目地区				<3>	橋場町～賢坂辻地区	
		15	森山地区	<4>			石引～小立野地区		
		16	卯辰山山麓寺院群地区	<5>			野町～弥生地区		
		17	東山1丁目地区	<6>			広坂地区		
		18	兼六元町地区	B 景観調和		<7>	東大通り地区		
		19	材木町・横山町地区			<8>	彦三大通り地区		
		20	暁町・桜町地区			<9>	東インター大通り地区		
		21	扇町・天神町地区			<10>	兼六大通り地区		
		22	小将町・東兼六町地区			<11>	犀川大通り地区		
		23	宝町・石引地区			<12>	中央通り地区		
		24	小立野4・5丁目地区			<13>	昭和大通り地区		
		25	小立野3丁目地区			<14>	西大通り地区		
		26	石引2・4丁目地区		近代的都市景観創出区域	A 金沢駅周辺	①	駅西地区	
		27	本多町・笠舞地区				②	駅東地区	
		28	本多町2・3丁目地区	③			広岡3丁目地区		
		29	里見町・油車・茨木町周辺地区	B 都心軸		④	金沢駅～武蔵地区		
		30	池田町・水溜町・新野町周辺地区			⑤	武蔵ヶ辻地区		
		31	菊川・城南地区			⑥	武蔵～香林坊地区		
		32	寺町大通り地区			⑦	香林坊地区		
		33	寺町2・4丁目地区			⑧	片町地区		
		34	寺町寺院群旧野田道周辺地区	⑨		北陸自動車道～金沢港地区			
		35	寺町寺院群旧鶴来道周辺地区	⑩		金沢駅～北陸自動車道地区			
		36	野町・泉地区	C 商業業務		⑪	木倉町周辺地区		
		37	白菊町・千日町地区			⑫	広坂・堅町地区		
		38	中央通町周辺地区			⑬	片町・大工町地区		
		39	長土塙2・3丁目周辺地区			⑭	片町2丁目地区		
		40	長土塙通り地区	港湾景観創出区域	A 交流拠点	[1]	大野町地区		
		41	長町武家屋敷群地区			[2]	水産・無量寺ふ頭地区		
		42	武蔵町・高岡町地区		B 企業立地	[3]	湊4丁目地区		
		43	玉川町地区			[4]	石油・五郎島ふ頭地区		
		44	芳齋・玉川町地区		C 物流	[5]	戸水・御供田ふ頭地区		
		45	鞍月用水香林坊・長町地区			[6]	大浜ふ頭地区		
		46	大野庄用水長土塙地区						
		47	鞍月用水芳齋地区						
		48	中橋町・昭和町・三社町地区						
		49	本町地区						
		50	金石町地区						
		51	大野町地区						
		52	二俣・田島地区						
		53	湯涌温泉街地区						

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

●「地区別景観形成方針」の構成

①旧町名

- ・昭和 37 年制定の「住居表示に関する法律」によって変更される以前の町名で、その由来が明らかなもの、現在も町名・町会名等に受け継がれているもの、市民が特定の場所を表す地域の呼び名として使い続けていると思われるもの等を中心に記載しています。金沢では、藩政期から継承されている地割・町割など、地区毎に異なる景観特性が旧町名の範囲に映し出されています。

②基本方針

- ・地区における良好な景観特性を活かした景観形成に向けた基本方針を示しています。

③景観特性

- ・地区の歴史的背景や地形、景観資源等を含めた景観体験と意識すべき「地」となる景観の特性を示しています。

④背景となる景観・地区内からの眺望など

- ・当該地区と周辺の地区との関係性を意識し、配慮すべき背景や眺望景観を示しています。

(注) ここに示す内容は、景観形成基準の的確な理解を支援するための概略であり、この内容以外でも、当該地区及び周辺の景観特性について十分把握・理解することが望まれます。

1) 伝統環境保存区域（景観形成区域）の地区別景観形成方針

A 歴史文化象徴区域

◎伝統環境保存区域（1）…金沢城周辺地区


旧町名	大手町、西町一番丁 など
基本方針	◎史跡「金沢城跡」を核とする緑豊かな歴史・文化の象徴となる地区として、風格と格調ある金沢の代表的景観を保全・継承します。 また、小立野台地先端部の標高が高い地区として、市街地各所から眺望できる魅力的でシンボリックな景観として保全・維持します。
景観特性	○金沢城公園内の門・塀・櫓・石垣 など ○大手堀・宮守堀・白鳥路・沈床園 ○尾山神社、尾崎神社の歴史的佇まいと緑豊かな境内地
背景となる景観・地区内からの眺望など	○金沢城公園の石垣・緑地への眺望 ○金沢城公園・兼六園からの眺望景観(辰巳櫓・丑寅櫓跡、眺望台等) ○市街地の高台から金沢城への眺望 ○伝統環境調和区域（橋場町～賢坂辻地区）の街並み



石川御門真景（金澤名所：近世史料館蔵）

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（2）…広坂地区

旧町名	仙石町、広坂通、大手町 など	
基本方針	◎金沢城公園や兼六園と一体となった豊かな緑地を有する都心部の貴重なオープンスペースとして、開放的な景観を保全・継承します。 また、石川四高記念文化交流館や石川県政記念しいのき迎賓館等の歴史的建築物と周辺の緑地が調和した人々が憩い、やすらぐことができる魅力ある景観を形成します。	
景観特性	○金沢城周辺の開放的な景観と石垣への眺望 ○緑豊かな四季の季節感あふれるまちの中心としての景観 ○いしかわ四高記念公園・石川県政記念しいのき迎賓館等が一体となった憩い・レクリエーションの場としての人々が交流する景観 ○辰巳用水と緑地帯の水と緑が調和した広坂通りの魅力ある景観 ○石川四高記念文化交流館	 <p>第四高等学校真景（金澤名所：近世史料館蔵）</p>
背景となる景観・地区内からの眺望など	○金沢城公園の緑地と石垣、兼六園、金沢 21 世紀美術館 ○尾山神社、石浦神社 ○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）の街並み	

◎伝統環境保存区域（3）…十間町・尾山町地区

旧町名	西町一番～四番丁、十間町 など
基本方針	◎藩政期から残る整然とした街路網や西内惣構跡沿いの街路網及び地割を背景とした伝統的街並みを保全・継承します。 また、地区内の歴史的建造物と街路網・地割が調和した歴史的な趣きを感じられる魅力ある景観を保全・継承します。
景観特性	○金沢城周辺として落ち着いた街並み景観 ○地区の通りから望む金沢城公園・尾崎神社への眺望 ○西内惣構跡沿いの緩やかな曲線を描く街並み景観と景観の変化 ○金澤町家等の歴史的建築物 ○尾山神社神門・境内地の樹林 ○緩やかな高低差のある街路景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○金沢城公園の緑地と石垣 ○尾崎神社や尾山神社境内地の樹林 ○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）の街並み

参考：文学にみる金沢の情景

『星の町』昭和 37 年（1962）より/ 尾山神社

神門はまことに奇抜な意匠で、明治八年オランダ人ポルトマンの指導によって建てられた南蛮趣味の最後の名残だった。三層の巨大な門のすみずみまで、崇高なところは一つもなく、左右の一对の唐獅子が、竜宮城を思わせるその子供っぽい建造物を護っていた。……そのギャマンの五彩の裡には、むかしは銅板四柱造の高揚燈が光芒を放ち、遠く日本海をゆく船路の目じるしにさえなったのである。

三島由紀夫

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（４）…尾張町・大手町地区

旧町名	殿町、梅本町、梅本町西横丁、梅本町東横丁、下胡桃町、中町、上今町 など
基本方針	◎金沢城周辺に藩政期から残る整然とした街路網や地割を背景とした伝統的街並み景観を保全・継承します。 また、金沢城の表玄関であった大手門界限、老舗が集積する地区等としての歴史的な土地利用履歴を経た伝統と風格が感じられる街並み景観を形成します。
景観特性	○大手門中町通りから金沢城公園の石垣への見通し景観 ○大手堀と桜並木や緑が調和した四季の移ろいが感じられる景観 ○藩政期からの整然とした街路網を背景とした歴史的商業地区としての経緯ある景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家 ○洋風・擬洋風の歴史的建築物
背景となる景観・地区内からの眺望など	○近代的都市景観創出区域（武蔵ヶ辻地区）の街並み ○卯辰山の山並み・稜線

◎伝統環境保存区域（５）…兼六園周辺地区

旧町名	下本多町三番丁、出羽町 など
基本方針	◎小立野台地先端部として兼六園周辺の起伏ある魅力的な景観が豊かな緑地や辰巳用水の流れ等と一体となって醸し出す四季の美しい景観を保全・継承します。 また、様々な時代の歴史的建造物が集積・調和し、歴史的な重厚感とまちとしての風格が感じられる地区として、魅力的な景観を保全・形成します。
景観特性	○兼六園（兼六公園八景、金城霊沢池など）・成巽閣界限の風格ある景観 ○歴史的な重層性が感じられる街並み景観（石川県立歴史博物館・美術館・能楽堂、国立工芸館など） ○本多の森・広坂公園・斜面緑地が一体となった緑豊かな景観 ○石浦神社、護国神社の緑豊かな境内地 ○四季の変化が美しい広坂、開放的な尻垂坂の坂道景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○寺町台地・卯辰山方面から小立野台地への眺望（見られ方） ○兼六園周辺の緑豊かな景観 ○伝統環境調和区域（橋場町～賢坂辻地区）の街並み



加賀兼六園全図（金澤名所：近世史料館蔵）



兼六公園八景・明治記念標（金沢みやげ「兼六公園八景」：近世史料館蔵）

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

参考：文学にみる金沢の情景

「星の町」昭和 37 年（1962）より/ 兼六園

公園の登り口は金沢城石川門の白いけだかい櫓と相対し、あたりの砂利道には遠い紅葉の落葉が届いていた。（中略）琴柱灯籠のところまで池と接する細流れは、清らかな水を運んで倦まなかった。池心の蓬莱島の松のみどり、その雪構えの新藁の色のあざやかさ……こんなに人間の影が背後にすっかり隠れている庭ならば、人間の作った自然も満更ではなかった。

三島由紀夫

「北の海」昭和 50 年（1975）より/ 兼六園

「いい庭だな。全くの人工庭園ですね。」洪作は言った。石一つ、木一つも、置かれるべき場所に置かれている感じだった。台地の端に立つと、市街の一部が見え、それを挟むようにして、こちらの台地に向かい合って、もう一つの丘が見えた。森の都と言われるだけあって、樹木が多く、町はその樹木の中に埋もれていた。

井上 靖

◎伝統環境保存区域（6）…辰巳用水石引地区

旧町名	下石引町、飛梅町、出羽町 など
基本方針	◎辰巳用水や用水沿いの土塀・生垣、三尖塔校舎等の歴史的建築物、病院・学校等の公共施設との調和に配慮した一体感ある街並み景観を維持・保全します。 また、本多の森公園や周辺の街路樹・敷地内の緑が織りなす四季の季節感が感じられる沿道景観・街並みを保全・継承します。
景観特性	○石引通りのアイストップとなる兼六園の景観 ○辰巳用水沿いの土塀・緑が調和した用水景観 ○旧ウィン館、三尖塔校舎等の歴史的建築物 ○土塀や庭と調和した趣きある路地景観 ○本多の森公園と隣接する閑静な住宅地景観 ○聖ヨハネ教会の更紗モクレン
背景となる景観・地区内からの眺望など	○兼六園方向への見通し景観 ○医王山方向の山並み・見通し景観 ○卯辰山の山並み・稜線 ○小立野台地下や卯辰山方面から見た斜面緑地と一体となった眺望 ○伝統環境調和区域（石引～小立野地区）の街並み

◎伝統環境保存区域（7）…石引4丁目地区

旧町名	下鷹匠町、出羽町 など
基本方針	◎嫁坂周辺の斜面緑地や敷地内の緑と一体となった季節感が感じられるゆとりある住宅地景観を保全・継承します。
景観特性	○ゆとりある整然とした街路網 ○緑に囲まれた落ち着いた低層住宅地の景観 ○嫁坂の屈曲した階段景観 ○嫁坂沿いの景観変化と隣接する斜面緑地 ○小立野段丘台地麓や寺町段丘台地方面から見た斜面緑地と一体となった眺望（見られ方）
背景となる景観・地区内からの眺望など	○寺町段丘台地・野田山方面への眺望 ○本多の森公園周辺の緑 ○伝統環境調和区域（石引～小立野地区）の街並み

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

B 伝統的街並み区域

◎伝統環境保存区域（８）…堀川町地区

旧町名	西堀川町、中堀川町、堀川角場町、淵上町、東堀川町、此花町、南安江町 など
基本方針	◎金沢駅周辺にあつて藩政期から残る街路網や町割・地割を背景とした生活感が感じられる親しみある伝統的街並み景観を保全・継承します。
景観特性	○細かな街路網と一体となった生活感と親しみが感じられる景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家と軒先緑化 ○黒瓦の家並み
背景となる景観・ 地区内からの 眺望など	○金沢駅周辺の中高層建築物群 ○浅野川右岸から見た眺望（見られ方） ○伝統環境調和区域（東大通り地区）の街並み

◎伝統環境保存区域（９）…此花地区

旧町名	鍛冶町、荒町二丁目、木ノ新保、此花町、象眼町 など
基本方針	◎金沢駅周辺にあつて藩政期から残る南北方向の街路網や別院通り等の町割・地割が残る生活感が感じられる親しみある伝統的街並み景観を保全・継承します。
景観特性	○街路網と一体となった生活感と親しみが感じられる景観 ○伝統的意匠の金澤町家の街並みと軒先緑化 ○黒瓦の家並み ○安江八幡宮 ○光専寺、乗善寺 ○別院通りの生活感あふれる商店街の街並み景観 ○此花町緑地（旧此花町小学校）の緑豊かな景観
背景となる景観・ 地区内からの 眺望など	○金沢駅周辺及び都心軸の中高層建築物群 ○伝統環境調和区域（東大通り地区）の街並み

◎伝統環境保存区域（１０）…笠市町・瓢箪町地区

旧町名	五宝町、塩屋町、瓢箪町、巴町、笠市町、岩根町 など
基本方針	◎藩政期から残る南北・東西方向の街路網や町割・地割が残る生活感あふれる親しみある街並み景観を保全・継承します。 また、西別院や周辺の寺院の集積と伝統的意匠の金澤町家が調和する歴史的な趣きを感じられる街並み景観を保全・継承します。
景観特性	○街路網と一体となった生活感と親しみが感じられる景観 ○西外惣構跡の痕跡が残る街路形態 ○伝統的意匠の金澤町家の街並みと軒先緑化 ○黒瓦の家並み ○金沢西別院及び周辺の寺院集積 ○明成小学校前の広見の特徴的な街並み景観
背景となる景観・ 地区内からの 眺望など	○西別院等の寺院 ○東別院の本堂 ○浅野川右岸から見た眺望（見られ方） ○伝統環境調和区域（彦三大通り地区）の街並み

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（11）…安江町・彦三町地区

旧町名	横安江町、彦三五番～八番丁 など
基本方針	◎藩政期から残る南北・東西方向の整然とした街路網や町割・地割を背景とした魅力ある街並み景観を保全・継承します。 また、都心軸や伝統環境調和区域に隣接する立地にあつて、新たな建築物の集積と東別院や参道である横安江町商店街の伝統的意匠が残る金澤町家の店舗や生活感と趣きを感じられる街並みが調和する生き生きとした景観を形成します。
景観特性	○街路網沿いの歴史的な趣きを感じられる景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家を中心とした生活感あふれる街並み景観 ○歴史的な面影が残る横安江町商店街の街並み景観 ○金沢東別院の荘厳な本堂・山門等と広大な境内地 ○西外惣構跡、極楽橋跡
背景となる景観・地区内からの眺望など	○東別院 ○卯辰山への眺望 ○都心軸の中高層建築群 ○伝統環境調和区域（彦三大通り地区）の街並み

◎伝統環境保存区域（12）…彦三町・尾張町地区

旧町名	彦三一番～五番丁、母衣町、上新町、下新町、桶町、袋町、主計町 など
基本方針	◎藩政期から残る南北・東西方向の街路網や町割・地割が残る歴史的な趣きが残る街並み、こまちなみ保存区域として魅力ある景観を保全・継承します。 また、浅野川沿いの緩やかな曲線を描いた川筋と一体となった落ち着いた水と緑が調和した景観を保全・形成します。
景観特性	○街路網と一体となった魅力ある住宅地景観 ○伝統的意匠の金澤町家の街並みと軒先緑化 ○前庭等の敷地内のゆとりある緑空間 ○黒瓦の家並み ○西内惣構跡 ○彦三緑地 ○久保市乙剣宮と大ケヤキ（保存樹） ○くらがり坂、あかり坂の風情ある坂道景観 ○浅野川右岸・浅野川に架かる橋（浅野川大橋・中の橋・小橋）から見た川筋景観としての眺望（見られ方）
背景となる景観・地区内からの眺望など	○浅野川沿いの川筋景観 ○こまちなみ保存区域（旧新町、彦三一番丁・母衣町区域）の街並み景観 ○重要伝統的建造物群保存地区（主計町）の街並み景観 ○伝統環境調和区域（彦三大通り地区）の街並み

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（13）…昌永町・小橋町地区

旧町名	下中島町、浅野町、下浅野町、小橋町 など
基本方針	◎小橋用水・中島用水の流れに沿った街路網や地区内の地割を背景とした魅力的な伝統的街並みを保全・継承します。 また、地区内を流れる中島用水や小橋用水沿いの生活感が感じられる金沢らしい魅力ある景観を継承・形成します。
景観特性	○広誓寺 ○街路網と一体となった親しみある景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家 ○中島用水や小橋用水沿いの魅力ある生活感あふれる景観 ○浅野神社境内地の緑
背景となる景観・地区内からの眺望など	○浅野川後背地としての景観（浅野川左岸からの見え方） ○伝統環境調和区域（彦三大通り地区）の街並み

◎伝統環境保存区域（14）…東山3丁目地区

旧町名	馬場一番～五番丁、東馬場町 など
基本方針	◎藩政期から残る南北・東西方向の街路網や地区内の地割を背景とした魅力的な伝統的街並みを継承します。 また、地区内の商店や住宅地、寺院・町家等の歴史的建築物が一体となった歴史的な趣きと生活感が感じられる下町風の魅力ある景観を保全・継承します。
景観特性	○関助馬場の痕跡が残る街路網と街区形態 ○街路網と一体となった親しみと魅力ある生活感あふれる景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家と軒先緑化 ○黒瓦の家並み ○本覚寺・円融寺・浄西寺・永明寺等の寺院の佇まい
背景となる景観・地区内からの眺望など	○浅野川後背地としての景観（浅野川左岸からの見え方） ○伝統環境調和区域（東山～森山地区、彦三大通り地区）の街並み

◎伝統環境保存区域（15）…森山地区

旧町名	中通町、森山町二番・三番丁、横町、竪町、井波町、七曲り、中牧町 など
基本方針	◎藩政期から残る地区特有の街路網・用水網や地割を背景とした魅力的な伝統的街並みを継承します。 また、地区内の商店や住宅地、寺院・町家等の歴史的建築物が一体となった歴史的な趣きと生活感が感じられる下町風の魅力ある景観を保全・継承します。
景観特性	○街路網と一体となった親しみと魅力ある生活感あふれる景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家と軒先緑化 ○黒瓦の家並み ○浄光寺・浄行寺・西方寺等の寺院の佇まい ○あめや坂（光覚坂の門前坂）の景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○卯辰山からの眺望 ○伝統環境調和区域（東山～森山地区）の街並み

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（16）…卯辰山山麓寺院群地区

旧町名	上小川町、下小川町、高道町、高道新町、卯辰高町、卯辰下町、木綿町、八幡町 など
基本方針	◎藩政期から残る卯辰山山麓寺院群特有の直線的な街路と山裾沿いの入り組んだ街路網、地割を背景とした伝統的な街並み景観を保全・継承します。 また、地区内の古くからの生活・生業を背景とした商店や住宅地、寺院・町家等の歴史的建築物の趣きと卯辰山の自然地形が調和した生活感が感じられる魅力ある景観を保全・形成します。
景観特性	○旧北国街道から山裾に向かう直線的な街路 ○卯辰山山麓の阿弥陀くじ状の街路網 ○街路網と一体となった親しみと魅力ある生活感あふれる景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家と軒先緑化 ○黒瓦の家並み ○山麓に集積する寺院群（土堀・山門・本堂・庭など） ○卯辰山山麓に位置する寺院への階段、坂道景観 ○地区内の坂上～坂下への魅力的な景観の変化 ○心の道（寺院群を巡る散策路）の風情ある景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○山麓の寺院から見下ろす市街地への眺望（俯瞰景） ○卯辰山（宝泉寺など）から見た黒瓦の家並み、浅野川左岸への眺望 ○伝統環境調和区域（東山～森山地区）の街並み

◎伝統環境保存区域（17）…東山1丁目地区

旧町名	木町一番～四番丁、観音町一～二丁目、御歩町一番～五番丁、豊国町 など	
基本方針	◎藩政期から残る街路網や町割・地割が残る歴史的な趣きが残る魅力ある街並み景観を保全・継承します。 また、こまちなみ保存区域と浅野川沿いの卯辰山を背景とする川筋景観とが一体となった落ち着いた水と緑が調和した景観を保全・形成します。	
景観特性	○観音町通りの直線的な景観と趣きある観音坂の景観 ○観音院の落ち着いた佇まい ○西源寺、寿経寺 ○七稲地藏 ○街路網と一体となった親しみと魅力ある生活感あふれる景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家と軒先緑化 ○黒瓦の家並み ○東山河岸緑地と浅野川沿いの街路樹 ○こまちなみ保存区域（旧御歩町区域）の歴史的な趣きを感じられる街並み ○重要伝統的建造物群保存地区（卯辰山山麓寺院群）の街並み ○浅野川後背地としての景観（浅野川左岸からの見え方） ○浅野川納涼	 <p>浅野川大橋より向山を望む（金澤名所：近世史料館蔵）</p>
背景となる景観・地区内からの眺望など	○卯辰山の斜面緑地 ○重要伝統的建造物群保存地区（東山ひがし茶屋街） ○伝統環境調和区域（東山～森山地区）の街並み	

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（18）…兼六元町地区

旧町名	味噌蔵町下中丁、味噌蔵町東丁、味噌蔵町間ノ町、味噌蔵町上中丁、九人橋下通 など
基本方針	◎惣構跡と並行する特徴ある街路網、町割・地割を背景とした伝統的な街並みを保全・継承します。 また、地区内の惣構跡と一体となった歴史的な面影のなかに生活感が感じられる落ち着いた街並み景観を形成します。
景観特性	○道路の屈曲や高低差が感じられる街並み景観 ○街路網と一体となった親しみが感じられる街並み景観 ○武家屋敷の面影を残す金澤町家と土塀・庭等の土地利用形態 ○九人橋川（東内惣構跡）と源太郎川（東外惣構跡）の流れ ○黒瓦の家並み（卯辰山から見た浅野川と一体となった街並み景観）
背景となる景観・地区内からの眺望など	○伝統環境調和区域（橋場町～賢坂辻地区）の街並み ○卯辰山への眺望

◎伝統環境保存区域（19）…材木町・横山町地区

旧町名	材木町、又五郎町、備中町、玄蕃町一番～二番丁、並木町、並木下町 など
基本方針	◎藩政期から残る街路網や町割・地割を背景とした伝統的な街並みを保全・継承します。 また、歴史的な面影が残る落ち着いた佇まいを保全し、庭や軒先緑化等の緑と調和する閑静な住宅地の景観を形成します。
景観特性	○藩政期からの街路網・広見 ○街路網と一体となった生活感が感じられる親しみある景観 ○源太郎川（東内惣構跡）や用水に架かる橋 ○源太郎川沿いの下町的な情緒が感じられる街並み景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家と軒先緑化 ○黒瓦の家並み（卯辰山から見た浅野川と一体となった街並み景観） ○善福寺
背景となる景観・地区内からの眺望など	○伝統環境調和区域（橋場町～賢坂辻地区）の街並み ○卯辰山への眺望 ○石川門への眺望

◎伝統環境保存区域（20）…暁町・桜町地区

旧町名	桜町一番～六番丁、銀杏町、吹屋町 など
基本方針	◎藩政期から残る地区内の街路網、町割・地割を背景とした伝統的な街並みを保全・継承します。 また、庭や軒先緑化による敷地内の緑と背景となる卯辰山や小立野段丘台地の斜面緑地、浅野川の川筋景観と一体となった落ち着いた住宅地の景観を形成します。
景観特性	○藩政期から残る街路網 ○敷地内の緑と背景となる卯辰山や緑地と調和した景観 ○落ち着いた佇まいの街並み景観 ○黒瓦の家並み
背景となる景観・地区内からの眺望など	○伝統環境調和区域（橋場町～賢坂辻地区）の街並み ○卯辰山への眺望

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（21）…扇町・天神町地区

旧町名	天神町、森町、柿木町、品川町、田町、三十人町、田町新道 など
基本方針	◎小立野段丘台地の東麓に位置し、藩政期から残る街道沿いの街並みや地区内の街路網・広見、町割・地割を背景とした伝統的な街並みを保全・継承します。 また、背景となる卯辰山や小立野段丘台地の斜面緑地と一体となった歴史的な佇まいが感じられる落ち着いた景観を形成します。
景観特性	○藩政期から残る街路網や広見と一体となった街並み景観 ○旧福光街道沿いの生活感あふれるこまちなみ保存区域（旧天神町区域）等の街並み景観 ○馬坂等の坂上～坂下の魅力ある景観の変化 ○黒瓦の家並み ○地区内の歴史的な趣きが感じられる住宅地と背景となる斜面緑地や卯辰山が調和した街並み景観 ○椿原天満宮、馬坂不動尊、廣濟寺・西光寺・西方寺等の寺院 ○台地上の五人扶持の松（保存樹） ○天神町緑地
背景となる景観・地区内からの眺望など	○小立野段丘台地の斜面緑地 ○卯辰山への眺望

◎伝統環境保存区域（22）…小将町・東兼六町地区

旧町名	八坂、成瀬町、木曾町、小将町 など
基本方針	◎小立野段丘台地の境界部に位置し、起伏に富んだ魅力ある地形の襞（ひだ）と藩政期から残る街路網や町割・地割、用水等の変化に富んだ伝統的な街並みを保全・継承します。 また、地区内の斜面緑地を保全しながら、町家や寺院の集積、様々な歴史的な趣きが残る落ち着いた佇まいを活かした緑と調和する景観を形成します。
景観特性	○藩政期からの街路網・広見と一体となった親しみある景観 ○坂からの眺望、坂上～坂下の景観変化 ○八坂沿いの趣きある景観、木曾坂沿いの緑に囲まれた景観 ○源太郎川（東内惣構跡）の用水景観 ○小立野段丘台地麓の寺院が連続した聖域的な雰囲気のある景観 ○石積が連続する重厚な景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家 ○黒瓦の家並み（斜面緑地と一体となった街並み景観）
背景となる景観・地区内からの眺望など	○伝統環境調和区域（橋場町～賢坂辻地区）の街並み ○小立野段丘台地の斜面緑地 ○八坂等の坂上から望む卯辰山や伝統的街並みの眺望

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（23）…宝町・石引地区

旧町名	与力町一番～四番丁、上百々女木町、土取場永町、土取場城端町、下鶴間町、大音町、下安藤町、中安藤町、上安藤町 など
基本方針	◎石引通りから小立野段丘台地境界部にかけての地区内に藩政期から残る街路網や町割・地割を背景とした伝統的な街並みを保全・継承します。 また、町家や寺院の集積など、歴史的な趣きと佇まいと調和する落ち着いた景観を保全・形成します。
景観特性	○藩政期からの街路網と一体となった落ち着いた佇まいの景観 ○小立野寺院群としての歴史的な佇まい （本堂・山門・土塀・境内地内の緑など） ○宝円寺の山門・境内地の緑 ○黒瓦の家並み ○伝統的形態意匠の金澤町家と庭や板塀・軒先緑化 ○木曾坂と接続する坂道周辺の親しみある景観 ○大学病院前の広見空間
背景となる景観・地区内からの眺望など	○伝統環境調和区域（石引～小立野地区）の街並み ○卯辰山や浅野川方向への眺望 ○大学病院と病院前の広見空間

◎伝統環境保存区域（24）…小立野4・5丁目地区

旧町名	上弓ノ町、中弓ノ町、上鶴間町 など
基本方針	◎天徳院周辺の寺院群や公共施設が集積する地区内に藩政期から残る街路網、町割・地割を背景とした落ち着いた佇まいの伝統的な街並みを保全・継承します。 また、寺院や町家等の歴史的な趣きと調和した閑静で親しみが感じられる景観を保全・形成します。
景観特性	○藩政期からの街路網と一体となった落ち着いた佇まいの景観 ○小立野寺院群としての歴史的な佇まい （本堂・山門・土塀・境内地内の緑など） ○天徳院・如来寺・経王寺等の山門・境内地の緑 ○伝統的形態意匠の金澤町家と庭・軒先緑化 ○黒瓦の家並み ○鶴間坂へと接続する坂道周辺の歴史的な佇まいの景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○寺院境内地の緑 ○小立野段丘台地の斜面緑地 ○金沢商業高校・小立野小学校等の文教施設



天徳院真景（金澤名所：近世史料館蔵）

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（25）…小立野3丁目地区


旧町名	小立野町、上野町 など
基本方針	◎小立野段丘台地の西縁に位置する地区として、藩政期から残る街路網、町割・地割に加え、斜面緑地と調和した落ち着いた街並みを保全・継承します。 また、町家等と小立野段丘台地西縁の地形・斜面緑地が調和した歴史的な趣きと親しみが感じられる景観を保全・形成します。
景観特性	○藩政期からの街路網と小立野段丘台地の斜面緑地を背景とした落ち着いた佇まいの景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家が連続する街並み ○黒瓦の家並み ○小立野寺院群の寺院の佇まい ○亀坂・善光寺坂等の坂上～坂下の景観の変化 ○辰巳用水 ○生活と密着した長谷川町清水や笠舞大清水の景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○台地上から犀川、寺町段丘台地方向への眺望（見られ方） ○小立野段丘台地の斜面緑地

◎伝統環境保存区域（26）…石引2・4丁目地区

旧町名	二十人町一番～四番丁、上鷹匠町、白山町、山崎町、一本松、上欠原町 など
基本方針	◎小立野段丘台地西縁に位置し、勘太郎川の流れとあいまった起伏に富んだ複雑な地形を背景とした魅力ある景観を保全・継承します。 また、藩政期から残る街路網、町割・地割を背景とした町家や敷地内の庭が醸し出す歴史的な佇まいが感じられる伝統的な街並みを保全・形成します。
景観特性	○藩政期からの街路網を背景とした落ち着いた佇まいの景観 ○小立野段丘台地西縁の高低差ある地形と斜面緑地 ○台地の上下をつなぐ様々な坂と坂上～坂下の景観の変化 ○石積の擁壁、一本松陸橋、二十人坂の桜など ○伝統的形態意匠の金澤町家・庭 ○黒瓦の家並み ○小立野寺院群の寺院の佇まい ○勘太郎川の深い地形と緑豊かな景観、勘太郎川の流れと橋
背景となる景観・地区内からの眺望など	○伝統環境調和区域（石引～小立野地区）の街並み ○台地上から犀川、寺町段丘台地方向への眺望（見られ方） ○小立野段丘台地の斜面緑地

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（27）…本多町・笠舞地区

旧町名	手木町、新坂町、揚地町 など
基本方針	◎藩政期から残る街路網や町割・地割、地区内を流下する勘太郎川を背景とした伝統的な街並みを保全・継承します。 また、町家や寺院等の歴史的建築物、小立野段丘台地沿いの複雑な地形の変化など、様々な景観の変化と閑静な雰囲気があいまった地区特有の景観を保全・形成します。
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ○藩政期からの地区特有の街路網・坂 ○伝統的形態意匠の金澤町家と庭や塀・門等の構え ○黒瓦の家並み ○勘太郎川（用水）の石積護岸と川に架かる橋 ○勘太郎川（用水）の流れに沿った魅力ある景観の変化 ○地形の変化に富む景観（小立野台緑地、揚地町陸橋、二十人坂など） ○小立野寺院群の寺院の佇まい ○猿丸神社  <p>猿丸社（金澤勝覧図誌：近世史料館蔵）</p>
背景となる景観・地区内からの眺望など	<ul style="list-style-type: none"> ○伝統環境調和区域（犀川大通り地区）の街並み ○小立野段丘台地の斜面緑地への眺望 ○二十人坂をはじめとする地区内の坂上からの街並みの眺望

◎伝統環境保存区域（28）…本多町2・3丁目地区

旧町名	中本多町一番～四番丁、下本多町一番～五番丁、中本多町欠下丁、中本多町短丁 など
基本方針	◎藩政期から残る街路網、町割・地割を背景とした落ち着いた街並みを保全・継承します。 また、町家等を中心とした歴史的な趣きや敷地内の庭、背景となる小立野段丘台地の豊かな斜面緑地が調和した閑静な景観を保全・形成します。
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ○藩政期からの街路網と小立野段丘台地の斜面緑地を背景とした落ち着いた佇まいの景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家と土塀・板塀や庭 ○黒瓦の家並み ○本多公園、松風閣庭園、武家屋敷や金澤町家の面影が残る敷地内の庭園や庭等の緑 ○石浦神社や寺院の集積 ○本多通り沿いの公共施設等と街路樹が調和した景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	<ul style="list-style-type: none"> ○小立野段丘台地の斜面緑地への眺望 ○本多通り沿いの緑豊かな景観 ○県立工業高校、遊学館高校等の文教施設

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（29）…里見町・油車・茨木町周辺地区

旧町名	柿木島、茨木町、油車、里見町 など
基本方針	◎藩政期から残る街路網や町割・地割、地区内を流下する西外惣構跡や鞍月用水を背景とした伝統的な街並みを保全・継承します。 また、町家や土塀・門等の歴史的建造物や敷地内の庭や用水の流れに加え、公共施設が集積する地区として、水と緑が調和した落ち着いた佇まいの景観を保全・形成します。
景観特性	○藩政期からの街路網と一体となった落ち着いた佇まいの景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家と庭や土塀・板塀・門等の構え ○こまちなみ保存区域（里見町区域）の歴史的建築物・土塀等と庭が一体となった歴史的佇まい・趣き ○黒瓦の家並み ○鞍月用水・西外惣構跡の石積護岸と用水に架かる橋 ○鞍月用水・西外惣構跡の流れとせせらぎの音、用水沿いの庭と一体となった水と緑が調和した景観の変化 ○金沢 21 世紀美術館、金沢歌劇座等の公共施設 ○旧県知事公舎、金沢市第二本庁舎
背景となる景観・地区内からの眺望など	○近代的都市景観創出区域（広坂・堅町地区）の街並み ○小立野段丘台地の斜面緑地、金沢城公園・兼六園周辺への眺望 ○金沢 21 世紀美術館、金沢市第二本庁舎等の公共施設

◎伝統環境保存区域（30）…池田町・水溜町・新堅町周辺地区

旧町名	池田町一番～四番丁、十三間町、十三間町中丁、新堅町三丁目、杉浦町 など
基本方針	◎藩政期から残る街路網、町割・地割を背景とした落ち着いた佇まいある伝統的な街並みを保全・継承します。 また、街路網と一体となった町家等を中心とした歴史的な趣きと地区内の生活・生業を背景とした商店が調和した親しみが感じられる景観を保全・形成します。
景観特性	○藩政期からの街路網と一体となった親しみある景観 ○こまちなみ保存区域（水溜町区域）の歴史的建築物・土塀等と庭が一体となった歴史的佇まい・趣き ○伝統的形態意匠の金澤町家と庭・軒先緑化 ○黒瓦の家並み ○新堅町通り商店街の生活感と親しみが感じられる景観 ○徳栄寺
背景となる景観・地区内からの眺望など	○近代的都市景観創出区域の都心軸の中高層建築物群や広坂・堅町地区の街並み ○犀川河川敷への眺望

参考：文学にみる金沢の情景

『加賀金沢』昭和 34 年（1959）より/ 用水、街並み

用水を屋敷の中に取り入れ、あひるを飼っている庭にはその鳴き声が聴えるばかりで、人の住んでいないような町の午さがりなのだ、本多町何番丁から池田町何番丁、犀川に沿った小さい町々が昼寝をしているように見えた。こういう故郷の景色というものは、人間が成長して老境にはいっていても、景色は若々しく水々しく去来して来るものである。

室生犀星

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（31）…菊川・城南地区

旧町名	台所町二番～七番丁、川上新町一～三丁目、新堅町一～二丁目、上主馬町、中主馬町、下主馬町、早道町、山田屋小路一番～二番丁、主馬町広丁、新長柄町、石浦新町、中野町一番～三番丁、藤棚 など
基本方針	◎藩政期から残る街路網・広見、町割・地割、地区内を流下する鞍月用水を背景とした伝統的な街並みを保全・継承します。 また、町家や寺社等の歴史的建築物や敷地内の庭や用水の流れなど、水と緑が調和した落ち着いた佇まいの景観を保全・形成します。
景観特性	○藩政期からの地区特有の街路網・広見 ○伝統的形態意匠の金澤町家と庭や塀・門等の構え ○黒瓦の家並み ○鞍月用水の石積護岸と用水に架かる橋 ○鞍月用水の流れとせせらぎの音、用水沿いの庭と一体となった水と緑が調和した景観 ○鞍月用水の流れに沿った魅力的な景観の変化 ○慶覚寺・法然寺・覚源寺・永順寺・藤棚白山神社等の寺社
背景となる景観・地区内からの眺望など	○伝統環境調和区域（犀川大通り地区）の街並み ○犀川河川敷への眺望 ○犀川上流・医王山への眺望

◎伝統環境保存区域（32）…寺町大通り地区

旧町名	桜島一番～十番丁、野田寺町一～三丁目 など
基本方針	◎藩政期から残る旧野田道沿いの寺社が集積する町割・地割、歴史等を背景とした落ち着いた伝統的な街並みを保全・継承します。 また、地区内の寺社・町家が集積した歴史的な佇まいと商店街の生活に根ざした街並みが調和した落ち着いた景観を保全・形成します。
景観特性	○旧野田道沿いの歴史的な面影を残す街並み景観（寺町寺院群の寺院や神社の落ち着いた佇まい） ○伝統的形態意匠の金澤町家と軒先緑化 ○黒瓦の家並み ○寺町台地上の街並みとして小立野段丘台地、卯辰山方面からの眺望（見られ方）
背景となる景観・地区内からの眺望など	○伝統環境保存区域（寺町寺院群旧野田道周辺地区）の街並み ○野田山方向への眺望

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（33）…寺町2・4丁目地区

旧町名	桜木四～十ノ小路、茶島一ノ小路、笹下町二～三ノ小路 など
基本方針	◎藩政期から残る街路網や町割・地割を背景とした落ち着いたある伝統的な街並みを保全・継承します。 また、寺町寺院群の後背地として歴史的な面影を残す伝統的な金澤町家や敷地内の庭と一体となった落ち着いたと親しみが感じられる景観を保全・形成します。
景観特性	○細かな街路網と一体となった歴史的な面影がある街並み景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家と庭・軒先緑化 ○黒瓦の家並み ○寺町大通りの街並みと一体となった落ち着いた佇まい
背景となる景観・地区内からの眺望など	○伝統環境保存区域（寺町寺院群旧野田道周辺地区、寺町寺院群旧鶴来道周辺地区、寺町大通り地区）の街並み

◎伝統環境保存区域（34）…寺町寺院群旧野田道周辺地区

旧町名	野田寺町四～五丁目、蛤新町 など
基本方針	◎寺町大通り沿いに集積する寺院群の重厚な趣きと周辺の落ち着いたある環境が調和した特徴ある伝統的な街並みを保全・継承します。 また、寺院の土塀・山門等が連続する街並みと調和した歴史的な趣きが感じられる景観を保全・形成します。
景観特性	○藩政期からの旧野田道沿いの寺院の集積 ○寺町寺院群の風格ある佇まい（本堂・土塀・山門・鐘楼と境内地の緑など） ○こまちなみ保存区域（旧蛤坂町区域）の街並み ○重要伝統的建造物群保存地区（寺町寺院群）の街並み ○伝統的形態意匠の金澤町家と庭・軒先緑化 ○黒瓦の家並み ○蛤坂、新桜坂等の坂上～坂下の景観変化 ○大桜、長久寺の大ケヤキ等の巨木 ○寺町段丘台地の緩やかな傾斜の街並み ○諏訪神社（月拝祭・眺望）
背景となる景観・地区内からの眺望など	○伝統環境調和区域（野町～弥生地区）の街並み ○寺町段丘台地上からの犀川や中心市街地、医王山への眺望 ○蛤坂からの犀川大橋、片町の街並み

参考：文学にみる金沢の情景

『北の海』昭和50年（1975）より/ W坂と犀川、街並み

昨日登ったW坂まで行き、そこから犀川と、金沢の町を眺めた。
犀川の流りは美しかった。白い積を抱くようにして、大きく身をくねらせながら、一本の長い青い帯がおかれている。沼津の狩野川より大分大きい川である。何となく品格というものを持っている気がする。川瀬の音が美しく、いかにも涼々といった形容がぴったりする川である。
犀川の向こうに、黒い屋根瓦の金沢の町が広がっている。半ば樹木に埋まっているような緑の多いまちである。

井上 靖

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（35）…寺町寺院群旧鶴来道周辺地区

旧町名	笹下町一～三ノ小路、泉寺町、三間道、六斗林一～三丁目、六斗林弓ノ町、桃島町 など
基本方針	◎藩政期から残る街路網や町割・地割、旧街道沿いとしての歴史等を背景とした落ち着いた伝統的な街並みを保全・継承します。 また、地区内の寺院や神社が集積した風格が感じられる歴史的な佇まいと街路網と一体となった街並みが調和した落ち着きと親しみが感じられる景観を保全・形成します。
景観特性	○細かな街路網や広見と一体となった親しみある街並み景観 ○土塀・山門や町家が連続する歴史的な趣きが残る街並み ○重要伝統的建造物群保存地区（寺町寺院群）の街並み ○伝統的形態意匠の金澤町家と庭・軒先緑化 ○黒瓦の家並み ○寺町寺院群の寺院や神社の落ち着いた佇まい ○旧鶴来道や六斗の広見に面した歴史的な面影を残す街並み景観 ○寺町段丘台地先端部の緩やかな傾斜の街並み
背景となる景観・地区内からの眺望など	○伝統環境調和区域（野町～弥生地区）の街並み ○郊外部の山並み ○六斗の広見周辺の寺院境内の緑

◎伝統環境保存区域（36）…野町・泉地区

旧町名	石坂角場一番～十二番丁、石坂与力町、上小柳町、下小柳町、本馬町、南石坂町、石坂町、北石坂町 など
基本方針	◎藩政期から残る街路網、町割・地割に加え、泉用水と調和した閑静で伝統的な街並みを保全・継承します。 また、町家等が調和した歴史的な趣きと親しみが感じられる景観を保全・形成します。
景観特性	○藩政期からの街路網・広見を背景とした落ち着いた佇まいと親しみが感じられる景観 ○にし茶屋街の風情ある街並み ○黒瓦の家並み ○用水沿いの景観の変化 ○伝統的形態意匠の金澤町家と庭 ○寺町段丘台地先端部の緩やかな傾斜のある街並み ○泉用水の流れ・石積護岸と用水に架かる橋 ○神明宮沿いの石積擁壁 ○神明宮、寺院の佇まい
背景となる景観・地区内からの眺望など	○伝統環境調和区域（野町～弥生地区）の街並み ○神明宮の大ケヤキ（保存樹）や境内地の緑

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（37）…白菊町・千日町地区

旧町名	五十人町、白菊町、千日町 など
基本方針	◎犀川の流れと並行する通り沿いに残る落ち着いた街並みや藩政期から残る歴史ある街路網や地割を背景とした魅力的で伝統的な街並みを保全・継承します。 また、地区内を流れる中村高島用水と調和した生活感が感じられる落ち着いた街並み景観を保全・形成します。
景観特性	○入り組んだ街路網や広見と一体となった親しみある街並み景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家 ○黒瓦の家並み ○瑞泉寺の本堂・土塀・門や境内地 ○敬栄寺と用水沿いの土塀・エノキ（保存樹） ○中村高島用水や泉用水沿いの魅力ある生活感あふれる景観 ○堤防～住宅地の高低差がある景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○犀川の後背地としての景観（犀川右岸からの見え方） ○白菊町緑地 ○西インター大通り

◎伝統環境保存区域（38）…中央通町周辺地区

旧町名	上傳馬町、下傳馬町、南長門町、西馬場町、新川除町 など
基本方針	◎藩政期から残る街路網や町割・地割を背景とした伝統的な街並みを保全・継承します。 また、片町境界の賑わいある街並み景観との連続性と歴史的な趣きを感じられる落ち着いた街並み景観の対比が感じられる魅力的な景観を形成します。
景観特性	○街路網と一体となった生活感が感じられる親しみある景観 ○大野庄用水・橋・街路が一体となった魅力的な景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家と軒先緑化 ○法船寺・浄誓寺・浄照寺の佇まい ○黒瓦の家並み
背景となる景観・地区内からの眺望など	○金沢駅周辺の中高層建築物群 ○伝統環境調和区域（中央通り地区）の街並み ○近代的都市景観創出区域（商業業務区域）の街並み ○犀川神社境内地の緑

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（39）…長土堀2・3丁目周辺地区

旧町名	元車町、竹田町、大豆田町、高儀町、下高儀町、谷町、長土堀一番～二番丁、三社五十人町 など
基本方針	◎藩政期から残る街路網、町割・地割を背景とした伝統的な街並みを保全・継承します。 また、地区内の商店や歴史的な面影が残る住宅地の景観を形成します。
景観特性	○曲がりくねった特徴ある歴史的な街路網 ○街路網と一体となった生活感や親しみが感じられる街並み景観 ○浄住寺・善照坊・珉徳寺 ○黒瓦の家並み ○金沢市民芸術村・大和町広場 ○商店街の街並みと賑わい景観 ○神保緑地・長土堀緑地等の緑陰空間 ○犀川河川敷への開放的な眺望
背景となる景観・地区内からの眺望など	○北陸新幹線・IR いしかわ鉄道線 ○伝統環境調和区域（昭和大通り地区）の街並み ○犀川の河川敷沿いの眺望

◎伝統環境保存区域（40）…長土堀通り地区

旧町名	長土堀一番～五番丁、長土堀通 など
基本方針	◎藩政期から残る街路網、用水、町割・地割を背景とした魅力的な伝統的街並みを継承します。 また、地区内の商店や住宅地、寺院・町家等の歴史的建築物が一体となった歴史的な趣きと生活感が感じられる魅力ある景観を保全・継承します。
景観特性	○長土堀通りの生活感が感じられる親しみある景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家と軒先緑化 ○超雲寺・高巖禅寺・正福寺の本堂や土堀・山門・庭 ○黒瓦の家並み
背景となる景観・地区内からの眺望など	○伝統環境調和区域（昭和大通り地区・中央通り地区）の街並み ○金沢駅周辺の中高層建築物群 ○伝統環境保存区域（鞍月用水芳斎地区、大野庄用水長土堀地区）の用水沿いの景観

◎伝統環境保存区域（41）…長町武家屋敷群地区

旧町名	長町一番～八番丁、穴水町一番～二番丁 など
基本方針	◎藩政期から残る大野庄用水沿いの街路や地区内の街路網、町割・地割を背景とした街並みと、庭や用水等が一体となった水と緑が調和した景観を保全・継承します。
景観特性	○長町武家屋敷群跡（土堀・門と庭が連続する街並み） ○敷地内の庭等の季節感が感じられる景観 （新緑・花・蛍・紅葉、雪吊り、土堀の菰がけなど） ○黒瓦の家並み ○伝統的形態意匠の金澤町家 ○足軽屋敷跡 ○大野庄用水の石積護岸、用水沿いの土堀・橋 ○用水の流れ・せせらぎの音
背景となる景観・地区内からの眺望など	○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）の街並み ○伝統環境調和区域（昭和大通り地区）の街並み

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（４２）…武蔵町・高岡町地区

旧町名	高岡町、松ヶ枝町、栄町、石屋小路 など
基本方針	◎藩政期から残る西外惣構跡沿いの街路や地区内の街路網・町割や加賀八家敷地跡の地割を背景とした街並みを保全・継承します。 また、都心軸の近代的な街並みが接する地区として、周辺の景観との調和に配慮しながら、魅力ある景観を形成します。
景観特性	○街路網と一体となった親しみある景観 ○西外惣構跡（鞍月用水） ○惣構跡沿いの地形の高低差がある地区特有の景観 ○松ヶ枝緑地の緑 ○黒瓦の家並み
背景となる景観・地区内からの眺望など	○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）の街並み ○尾山神社への見通し景観 ○隣接する玉川公園周辺の緑、玉川図書館、近世資料館

◎伝統環境保存区域（４３）…玉川町地区

旧町名	宗叔町二番丁、玉川町 など
基本方針	◎藩政期から残る西外惣構跡沿いの街路や地区内の街路網、町割・地割を背景とした街並みを保全・継承します。 また、地区内のゆとりある土地利用形態や緑地、用水が一体となった、水と緑が調和した景観を保全・形成します。
景観特性	○玉川図書館、近世史料館 ○玉川公園や大野庄用水・鞍月用水沿いの水と緑が調和した景観 ○西外惣構跡（鞍月用水） ○惣構跡沿いの地形の高低差がある地区特有の景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）の街並み ○伝統環境保存区域（武蔵町・高岡町地区）の街並み

◎伝統環境保存区域（４４）…芳斎・玉川町地区

旧町名	宗叔町二番～四番丁、玉川町、穴水町二番～五番丁 など
基本方針	◎藩政期から残る街路網や町割・地割を背景とした伝統的な街並みが残る地区として、歴史的な趣きを保全・継承しながら、金澤町家等の歴史的建築物と調和した街並み景観を形成します。 また、地区内の生活・生業を背景とした商店や住宅地、寺院・町家等の歴史的建築物が一体となった生活感が感じられる魅力ある景観を保全・継承します。
景観特性	○街路網と一体となった魅力的な生活感あふれる景観 ○寺院や伝統的形態意匠の金澤町家等の歴史的な趣きが感じられる街並み景観 ○黒瓦の家並み ○穴水町児童公園の緑 ○親しみが感じられる玉川町商店街の街並み景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○鞍月用水、大野庄用水 ○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）の街並み ○伝統環境調和区域（西大通り地区）の街並み

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（４５）…鞍月用水香林坊・長町地区

基本方針	◎藩政期から残る鞍月用水沿いの街路や地区内の街路網、町割・地割を背景とした伝統的な街並みを保全・継承します。 また、せせらぎ通り沿いの商店街と用水が一体となった水と緑が調和し、趣きと賑わいが感じられる魅力ある景観を形成します。
景観特性	○用水沿いの歴史的な街路網 ○鞍月用水に面した季節感が感じられる景観 ○せせらぎ通り商店街の街並みと賑わい景観 ○香林坊にぎわい広場 ○黒瓦の家並み ○鞍月用水の石積護岸 ○用水沿いの橋や緑 ○用水の流れ・せせらぎの音
背景となる景観・地区内からの眺望など	○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）の街並み ○伝統環境保存区域（長町武家屋敷群地区）の街並み

◎伝統環境保存区域（４６）…大野庄用水長土塀地区

旧町名	穴水町二番～三番丁、長土塀三番～六番丁 など
基本方針	◎藩政期から残る大野庄用水沿いの街路や地区内の街路網、町割・地割を背景とした伝統的な街並みを保全・継承します。 また、地区内の庭、用水等が一体となった水と緑が調和した落ち着いた住宅地の景観を保全・形成します。
景観特性	○用水沿いの街路と街並みの眺め ○大野庄用水に面した庭等の季節感が感じられる景観 ○大野庄用水の石積護岸 ○用水沿いの橋や庭 ○用水の曲線ある流れ・せせらぎの音 ○伝統的形態意匠の金澤町家と軒先緑化 ○黒瓦の家並み
背景となる景観・地区内からの眺望など	○伝統環境調和区域（昭和大通り地区）の街並み

参考：文学にみる金沢の情景

『加賀金沢』昭和34年（1959）より/ 家並み

金沢には美しい町々が重なり合い、住みよさそうな温かい家とか、二階家とか、離れとかが眼に留まり、……（中略）少しばかり路次の奥にある家とか、籬垣に木槿の咲いている家とか、玄関口に懐かしい朝日のちらばった眺めのある構えが、私の眼をとらえた。大抵、梅、柿、杏、李、ぐみなどの果樹が植えてあったが、樹木の古い前庭のある家には、大きな娘が幾人かいて女学校に通い、朝と午後には玄関に色彩と言葉とが跳った。

室生犀星

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（４７）…鞍月用水芳齋地区

旧町名	穴水町三番～五番丁、宗叔町三番丁、三構、芳齋町、六枚町 など
基本方針	◎藩政期から残る鞍月用水沿いの街路や地区内の街路網、町割・地割を背景とした落ち着いた佇まいと寺院が集積する伝統的な街並みを保全・継承します。 また、地区内の庭、用水等が醸し出す水と緑が調和した風情ある住宅地の景観を保全・形成します。
景観特性	○用水沿いの街路と街並み ○鞍月用水に面した庭等の季節感が感じられる景観 ○超雲寺・高巖禅寺・正福寺の本堂や土塀・山門・庭 ○大野庄用水・鞍月用水の石積護岸 ○三構の広見 ○用水沿いの橋や庭 ○用水の曲線ある流れ・せせらぎの音 ○伝統的形態意匠の金澤町家と軒先緑化 ○黒瓦の家並み
背景となる景観・地区内からの眺望など	○金沢駅周辺の中高層建築物群 ○伝統環境調和区域（昭和大通り地区・西大通り地区）の街並み

◎伝統環境保存区域（４８）…中橋町・昭和町・三社町地区

旧町名	古道、古道一番～二番丁、大隅町、深川町、三社川岸、木揚場など
基本方針	◎藩政期から残る街路網や用水、地割を背景とした水と緑が調和した伝統的な街並みを保全・継承します。 また、北陸新幹線・IRいしかわ鉄道線からの見え方に配慮し、落ち着きある金沢らしい街並み景観を形成します。
景観特性	○旧金石街道沿いの街並み景観 ○街路網や用水網と一体となった地区特有の魅力ある景観 ○大野庄用水、鞍月用水、三社用水、樋俣用水、辻用水 ○旧木揚場周辺の景観、用水に架かる橋 ○伝統的形態意匠の金澤町家 ○黒瓦の家並み ○三社七曲がり ○豊田白山神社
背景となる景観・地区内からの眺望など	○金沢駅周辺の中高層建築物群 ○伝統環境調和区域（昭和大通り地区・西大通り地区）の街並み

◎伝統環境保存区域（４９）…本町地区

旧町名	田丸町、弓ノ町 など
基本方針	◎藩政期から残る街路網や町割・地割、西外惣構跡のほか、寺院等が集積する地区として、歴史的建造物と調和した魅力ある街並み景観を保全・形成します。
景観特性	○街路網と一体となった魅力ある生活感あふれる景観 ○専光寺（本堂・土塀・山門・並木など）・西福寺等の寺院の集積 ○升形（ますがた）、西外惣構跡 ○黒瓦の家並み ○金沢駅通り線のせせらぎと緑地帯の景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○東別院への見通し（アイストップ） ○金沢駅周辺の中高層建築物群 ○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）の街並み ○伝統環境調和区域（西大通り地区）の街並み

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（50）…金石町地区

旧町名	冬瓜町、上本町、海禅寺町、重胆寺町、今町、達磨町、本町、上寺町、下寺町、通町、湊町、御塩蔵町、松前町、新潟町、上越前町、下越前町、御船町、鉄砲町 など
基本方針	◎藩政期から残る街路網・広見と町割・地割、港町としての地区の歴史等を背景とした落ち着いた伝統的な街並みの連続性を保全・継承します。 また、地区内の寺社や町家が集積した歴史的な佇まいと港町や商店街等としての地域の生活・生業に根ざした街並みが調和した魅力ある景観を保全・形成します。
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ○地区特有のノコギリ形の道路形態・広見 ○地区の生活・生業との関わりが感じられる親しみある街並み景観 ○伝統的形態意匠や黒瓦の伝統的な街並みと軒先緑化、庭 ○黒瓦の家並み ○こまちなみ保存区域（金石区域）の街並み ○地区内の寺社の歴史的な佇まい ○海岸の砂浜、砂丘の防風林、日本海に沈む夕日 ○要川の流れ ○大野湊神社（金石の夏祭り）と舞台となる街並み景観 ○金石港の活気ある景観、漁船が行き交い停泊する景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	<ul style="list-style-type: none"> ○日本海への眺望 ○砂丘の防風林（金石・大野やすらぎの林）



金石港出帆（金澤勝覧図誌：近世史料館蔵）

◎伝統環境保存区域（51）…大野町地区

旧町名	上庄町、下庄町、坂本町、湊川町、船手町、蓮池町、稲荷町、上稲荷町、亀齢町、上茶釜町、下茶釜町、前鍵町、後鍵町、畦上町 など
基本方針	◎藩政期から残る街路網と町割・地割、地区の歴史等を背景とした落ち着いた伝統的な街並みの連続性を保全・継承します。 また、地区内の寺社や町家が集積した歴史的な佇まいと商店街や醤油業をはじめとする生活・生業に根ざした街並みが調和した魅力ある景観を保全・形成します。
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ○地区特有の街路網 ○地区の生活・生業との関わりが感じられる親しみある街並み景観 ○伝統的形態意匠や黒瓦の伝統的な街並みと軒先緑化・庭 ○こまちなみ保存区域（大野町区域）の街並み、醤油蔵 ○黒瓦の家並み ○地区内の寺社の歴史的な佇まい ○日吉神社の境内地 ○日吉神社の祭礼と舞台となる街並み景観 ○海岸の砂浜、砂丘の防風林、日本海に沈む夕日 ○港の活気ある景観、漁船が行き交い停泊する景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	<ul style="list-style-type: none"> ○日本海への眺望 ○金沢港への眺望 ○砂丘の防風林（金石・大野やすらぎの林） ○石油基地、五郎島方面への眺望

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（52）…二俣・田島地区

基本方針	◎山間部としての地形と歴史を背景として、豊かな山々の緑に囲まれた集落の趣き、清流の流れや自然地形と調和した地区特有の敷地利用・暮らしに根ざした落ち着きと親しみが感じられる伝統的な景観を保全・形成します。 また、伝統的形態意匠の主屋・蔵、庭・農地、背後の樹林が一体となった魅力的な集落景観を保全・継承します。
景観特性	○伝統的形態意匠（アズマダチ）の建築物、土蔵、前庭等の敷地利用形態 ○本泉寺の山門・階段・石垣と境内（本堂・鐘楼など） ○季節とともに移ろう生活感が感じられる軒先・庭先の景観 ○二俣地区の森下川と橋、川沿いの緑豊かな景観 ○田島川の川筋と一体となった集落景観 ○背景となる山並みへの眺望、季節感豊かな森林景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○周辺の緑豊かな山並み・稜線や田畑への眺望 ○森下川、田島川沿いの景観

◎伝統環境保存区域（53）…湯涌温泉街地区

基本方針	◎医王山に連なる山並みと豊かな緑に囲まれた温泉街特有の風情や趣きが感じられる街並み景観を保全・継承します。 また、隣接する自然環境、湯の川、玉泉湖と調和した山あいの緑豊かな温泉街として落ち着きと魅力ある景観を形成します。
景観特性	○温泉街特有の敷地利用・建物構えの旅館建築の街並み景観 ○伝統的形態意匠を採用した旅館建築 ○金沢湯涌江戸村 ○金沢湯涌みどりの里 ○湯の川沿いの緑豊かな景観 ○湯の川に架かる福神橋 ○周辺の季節感豊かな森林景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○周辺の緑豊かな山並み・稜線 ○季節感豊かな森林景観

参考：文学にみる金沢の情景

『山へよする』大正8年（1919）より/ 湯涌温泉

加賀白山の峯つづき薬王山の山合に、湯涌といふ温泉場あり。（中略）寂しくはあれど、山のただずまひ雲のゆきかひ、朝夕眺めても飽くことを知らず。

竹久夢二

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

C 川筋景観区域

◎伝統環境保存区域（54）…浅野川大橋～七ツ屋町地区

旧町名	淵上町、上中島町、岩根町、東馬場町 など
基本方針	◎浅野川沿いの魅力ある開放的な景観と地区特有の町割・地割を背景とした歴史的な佇まいを残す街並みが柔らかに調和した景観を保全・継承します。 また、季節折々の表情豊かな浅野川の美しい流れや卯辰山の山並みと調和する水と緑に彩られた金沢の風情・趣きが感じられる川筋景観を形成します。
景観特性	○浅野川の清流と緩やかな蛇行に沿った景観の変化 ○伝統的形態意匠の金澤町家や落ち着いた住宅地の景観 ○黒瓦の家並み（卯辰山からの眺望：俯瞰景） ○川筋に面した敷地内の庭や樹木の緑 ○浅野川に架かる特色ある橋（浅野川大橋、小橋、彦三大橋、昌永橋、中島大橋、応化橋）、七つ橋渡り ○浅野川の親水景観 ○浅野川大橋詰の火の見櫓（登録有形文化財）
背景となる景観・地区内からの眺望など	○緑豊かな卯辰山の稜線 ○季節感豊かな浅野川上流・下流の眺望 ○浅野川沿いの落ち着いた街並み景観 ○堤防沿いの桜並木、重要伝統的建造物群保存地区（主計町）の街並み

◎伝統環境保存区域（55）…浅野川大橋～鈴見橋地区

旧町名	並木町、御歩町一番～二番丁、豊国町 など
基本方針	◎浅野川沿いの魅力ある開放的な景観と地区特有の町割・地割を背景とした歴史的な佇まいを残す街並みが柔らかに調和した生活に根ざした美しい景観を保全・継承します。 また、季節折々の表情豊かな浅野川の美しい流れや背景となる卯辰山の斜面緑地と調和する水と緑に彩られた金沢の風情・趣きを感じられる川筋景観を形成します。
景観特性	○浅野川の清流と緩やかに蛇行する景観の変化 ○伝統的形態意匠の金澤町家が残る趣きある街並み景観 ○黒瓦の家並み（卯辰山からの眺望：俯瞰景） ○川筋に面した敷地内の庭や樹木、静明寺境内地等の豊かな緑 ○浅野川での友禅流し・納涼景観 ○散策や花見等の憩いの場としての河川敷の生活景観 ○浅野川に架かる特色ある橋（浅野川大橋、梅の橋、天神橋、常盤橋、鈴見橋）、七つ橋渡り ○浅野川の自然豊かな親水景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○卯辰山～奥卯辰山の緑豊かな斜面緑地と稜線 ○浅野川上流の山並み・稜線への眺望 ○こまちなみ保存区域（旧御歩町区域）の街並み ○伝統環境保存区域の街並みと庭、静明寺の樹林 ○季節感豊かな浅野川上流・下流の眺望 ○堤防沿いの桜・柳・松の並木景観 ○金沢城公園（石川門など）への眺望


第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

参考：文学にみる金沢の情景

『月夜』明治44年(1911)より/ 浅野川・梅の橋

「ふっくり蒼く、露が滲んだやうに、其の手巾の白いのを透して、土手の草が淺緑に美しく透いたと思ふと、三ツ五ツ、上臈が額に描いた黛のやうな姿が映って、すらすらと彼方此方光を曳いた。颯と、吹添ふ蒼水の香の風に連れて、流の上へそれたのは、卯の花緞の鎧着た冥界の軍兵が、弗ッと射出す幻の矢が飛ぶやうで、川の半ばで、白く消える。ずぶ濡の、一所に包んだ草の葉に、弱々と成って、其のまゝ、縫着いたのもあったから、手巾は其なりに土手に棄てて身を起こした。が、丁度一本の古い槐の下で。此の樹の陰から、すらりと向うへ、隈なき白銀の夜に、雪のような橋が、瑠璃色の流れの上を恰も月を投掛けた長き玉章の風情に架る。」
泉 鏡花

◎伝統環境保存区域(56)…犀川大橋～上菊橋地区

旧町名	桜島一番～十番丁、菊川町、梅ヶ枝町、松本町、上川除町、川岸町、下石伐町、中川除町、蛤坂新道、十三間町 など	
基本方針	<p>◎背景となる医王山や県境の山並みへの開放的な遠望と寺町段丘台地の斜面緑地、金澤町家等が残る川筋の落ち着いた佇まいの街並みが調和した心象的な景観を保全・継承します。</p> <p>また、市民の散策・憩いの場である犀川の季節折々の表情豊かな美しい流れや河川敷の緑と一体となった水と緑が映える快活な雰囲気を感じられる川筋景観を形成します。</p>	
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ○犀川の清流と直線的な川筋への眺望(近・中・遠景が一体となった遠望) ○犀川に架かる特色ある橋(犀川大橋、桜橋、下菊橋、上菊橋) ○犀川河川敷の開放的な親水景観と堤防沿いの桜並木 ○犀川雪景 ○藩政期から残る街路網と一体となった金澤町家等の落ち着いた街並み景観、こまちなみ保存区域(旧蛤坂区域) ○黒瓦の家並み ○寺町寺院群としての寺社の落ち着いた佇まい ○寺町段丘台地の石垣・斜面緑地 ○寺町台地からの月見 ○蛤坂、W坂、石伐坂、長良坂、不老坂等の坂道沿いの石積擁壁と金澤町家・庭が調和した趣きある景観 ○寺町段丘台地の坂上～坂下の景観の変化 ○スポーツ・散策や花見等の憩いの場としての河川敷の生活景観 ○川筋に面した敷地内の庭や樹木 	 <p>犀川雪景(金澤勝覧図誌：近世史料館蔵)</p>
背景となる景観・地区内からの眺望など	<ul style="list-style-type: none"> ○犀川上流の山並み・稜線への眺望 ○伝統環境保存区域の街並みと庭 ○中心市街地越しに望む金沢城方向への眺望(W坂上・新桜坂緑地からの眺望) ○医王山や県境の季節感豊かな山並み・稜線への眺望 ○開放的な河川敷と兩岸の街並みが一体となった下流への眺望 ○対岸沿いの落ち着いた街並み景観 ○堤防沿いの桜並木 	

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（57）…犀川大橋～大豆田大橋地区

旧町名	西側町、犀川下川除町、上傳馬町、新川除町、千日町、御影町など
基本方針	◎犀川沿いの開放的な眺望景観と歴史的な佇まいを残す街並みや、近代的な街並みが調和した魅力的な景観を継承します。 また、季節折々の表情豊かな美しい犀川の流れと並木が地区の生活と調和した街並み景観、水と緑に彩られた個性的な川筋景観を保全・形成します。
景観特性	○犀川の清流と直線的な川筋への眺望（近・中・遠景が一体となった遠望） ○川筋の街路と一体となった伝統的形態意匠の金澤町家が残る趣きある街並み景観 ○黒瓦の家並み ○スポーツ・散策や花見等の憩いの場としての河川敷の生活景観 ○川筋に面した敷地内の庭や樹木、犀川神社の樹林 ○犀川に架かる特色ある橋（犀川大橋、新橋、御影大橋、新御影橋、大豆田大橋） ○犀川河川敷の開放的な親水景観と堤防沿いの桜並木
背景となる景観・地区内からの眺望など	○犀川上流の山並み・稜線への眺望 ○伝統環境保存区域の街並みと庭、雨宝院 ○近代的都市景観創出区域（都心軸区域・商業業務区域）の中高層建築物群 ○季節感あふれる犀川上流・下流の眺望景観 ○犀川の対岸沿いの落ち着いた街並み景観 ○堤防沿いの桜・柳等の並木

参考：文学にみる金沢の情景

『犀川（「抒情小曲集」）』大正7年（1918）より/ 犀川

うつくしき川は流れたり そのほとりに我は住みぬ
 春は春、なつはなつの 花つける堤に座りて
 こまやけき本のなさけと愛とを知りぬ
 いまもその川ながれ 美しき微風とともに 蒼き波たたへたり

室生犀星

『菊見』大正6年（1917）より/ 寺町、犀川

寺町まで来たとき、私たちの陣はふと右へ折れて、狭い通りを辿り辿って行った。……
 （中略）高台にあるその庭からは、うねり曲って流れた川が、一ト目に見渡された。飛騨境の山脈が、遠く晴れた空に淡蒼く重りあって、白い水がその裾から流れて来るように見えた。そしてその山と川との広い自然の姿を背景として、庭園が作られてあった。

徳田 秋聲

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

D 旧街道街並み区域

◎伝統環境保存区域（58）…旧鶴来道地区

旧町名	六斗林一丁目 など
基本方針	◎隣接する寺町寺院群の伝統的な街並みとの調和、旧鶴来道沿いの街並みとの連続性に配慮し、歴史的建築物を保全するとともに、旧街道特有の道筋景観を保全・継承します。 また、歴史的な雰囲気や漂う伝統的形態意匠を残す金澤町家や敷地内の庭が調和した街並みを守り育てながら、落ち着いた佇まいの生活に根ざした景観を形成します。
景観特性	○旧街道特有の道筋景観 ○旧街道沿いの町割・地割特有の敷地利用 ○平入り勾配屋根・黒瓦等を基調とした伝統的形態意匠の外観を残す金澤町家が残る落ち着いた和風の街並みの連続性（雀谷川以北） ○旧街道沿いのゆとりある敷地内の庭や樹木（雀谷川以南） ○雀谷川の流れと橋
背景となる景観・地区内からの眺望など	○街道筋の町家等が連続した街並みへの見通し景観 ○雀谷川の景観

◎伝統環境保存区域（59）…旧北国街道泉地区

旧町名	泉町、泉新町、有松町 など
基本方針	◎伝統的な町家等の歴史的建築物を保全するとともに、旧街道特有の道筋景観を保全・継承します。 また、歴史的な雰囲気や漂う伝統的形態意匠を残す金澤町家と調和した街並みを守り育てながら、旧街道筋の面影を活かした生活に根ざした景観を形成します。
景観特性	○旧街道特有の道筋景観 ○旧街道沿いの町割・地割、背後の泉用水と一体となった敷地利用 ○平入り勾配屋根・黒瓦等を基調とした伝統的形態意匠の金澤町家が残る落ち着いた和風の街並みの連続性 ○上口の松門跡 ○旧街道沿いに隣接する寺社の落ち着いた佇まい ○旧街道に面した敷地内の庭や樹木（酒造など）
背景となる景観・地区内からの眺望など	○街道筋の町家等が連続した街並みへの見通し景観 ○泉八幡神社の境内地の緑（銀杏など）

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（60）…旧北国街道春日町・大樋町地区

旧町名	山ノ上町四丁目、春日町、大樋町 など
基本方針	◎伝統的な町家等の歴史的建築物を保全するとともに、旧街道特有の緩やかに折れ曲がる道筋景観を保全・継承します。 また、歴史的な雰囲気が漂う伝統的形態意匠を残す金澤町家と調和した街並みを守り育てながら、住みよい生活環境に配慮した景観を形成します。
景観特性	○旧街道特有の道筋景観 ○旧街道沿いの町割・地割や用水等と一体となった敷地利用 ○平入り勾配屋根、黒瓦等を基調とした伝統的形態意匠の金澤町家が残る落ち着いた和風の街並みの連続性 ○背景となる斜面緑地への眺望 ○金腐川の流れと大樋橋、大樋松門跡 ○街道の宅地裏の閑静な用水沿いの景観 ○旧街道に面した敷地内の庭や樹木
背景となる景観・地区内からの眺望など	○背景となる斜面緑地の緑（東部丘陵地区） ○街道筋の町家等が連続した街並みへの見通し景観

◎伝統環境保存区域（61）…旧北国街道森本・花園地区

基本方針	◎アズマダチに象徴される伝統的形態意匠の歴史的建築物と前庭の豊かな緑を保全し、旧街道特有の魅力ある街並み景観を保全・継承します。 また、敷地内の緑や松並木と一体となった歴史的雰囲気と背後の田園景観と調和した、旧街道筋の歴史的な佇まいが感じられる落ち着いた景観を形成します。
景観特性	○旧街道特有の道筋景観 ○旧街道沿い特有の地割を背景とした敷地利用 ○旧街道に面した前庭・生垣・板塀が連続する景観 ○アズマダチ・黒瓦等を基調とした伝統的形態意匠の外観を残す落ち着いた和風建築物の街並みの連続性 ○街道沿いの松並木（藩政期から残る旧北国街道下口往還の松並木など）
背景となる景観・地区内からの眺望など	○東部丘陵の緑豊かな山並み・稜線 ○背後に広がる開放的な田園景観 ○旧北国街道沿いの松並木 ○森下川沿いの川筋景観、森本大橋

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

E 遠望風致区域

◎伝統環境保存区域（62）…卯辰山地区

旧町名	山ノ上町、観音町三丁目 など
基本方針	◎浅野川上流部から連なる卯辰山丘陵の斜面緑地を保全し、豊かな自然環境を背景とした多様な動植物の生息・生育環境を保全・継承します。 また、向山・春日山等として藩政期から市民に親しまれてきた卯辰山を藩政期からの旧市街地と一体となった文化的景観として守り育てながら、自然環境と共生した良好な歴史的風致景観を形成します。
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ○卯辰山丘陵の斜面緑地の緑豊かな景観 (多様な動植物が生息・生育する自然豊かな景観) ○卯辰山の細かな襷状の地形と調和した緑豊かな街並み景観 ○卯辰山山麓寺院群と隣接する良好な風致の景観 ○卯辰山丘陵の様々な坂道と坂上～坂下の魅力的な景観の変化 ○坂沿いの石積等の擁壁 ○桜や紅葉、花菖蒲をはじめ卯辰山の季節折々の美しい景観 ○卯辰山公園の変化に富んだ自然景観 ○坂道沿いの石積擁壁等と宅地・斜面緑地等が一体となった落ち着いた景観 <div style="text-align: right;">  <p>卯辰山 (金澤勝覧図誌：近世史料館蔵)</p> </div>
背景となる景観・地区内からの眺望など	<ul style="list-style-type: none"> ○卯辰山から見た市街地の黒瓦の家並みへの眺望 ○寺町段丘台地、南部丘陵方向への開放的な眺望 (見晴らし台など) ○卯辰山望湖台からの市街地や日本海への開放的な眺望

◎伝統環境保存区域（63）…奥卯辰山地区

基本方針	◎浅野川上流部から連なる卯辰山丘陵の斜面緑地を保全し、豊かな自然環境を背景とした多様な動植物の生息・生育環境を保全・継承します。 また、奥卯辰山の豊かな緑や地形を背景として、斜面緑地と調和した落ち着いた住宅地の景観を形成します。
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ○卯辰山丘陵の斜面緑地の緑豊かな景観 (多様な動植物が生息・生育する自然豊かな景観) ○奥卯辰山の斜面緑地と調和した緑豊かな落ち着いた街並み景観 ○卯辰山丘陵の様々な坂道と坂上～坂下の魅力的な景観の変化 ○坂沿いの石積擁壁 ○奥卯辰山の季節折々の美しい自然景観 ○奥卯辰山公園の美しい景観 ○里山や谷戸としての親しみが感じられる自然景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	<ul style="list-style-type: none"> ○浅野川や区画整理地内の住宅地への眺望 ○寺町段丘台地、南部丘陵方向への開放的な眺望 (見晴らし台など)

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（64）…浅野川上流地区

<p>基本方針</p>	<p>◎浅野川の美しい流れと自然地形を保全し、浅野川上流へと続く川筋景観、山裾や斜面緑地と一体となった緑豊かな開放的で美しい遠望景観を保全・継承します。 また、中流・下流の市街地から遠望される斜面緑地や農地、背景となる山並みと調和した落ち着いた街並み景観を形成します。</p>
<p>景観特性</p>	<p>○浅野川の清流と緩やかな蛇行に沿った景観の変化 ○浅野川の季節感あふれる河川敷や親水景観 ○小立野段丘台地や山裾の斜面緑地の緑豊かな景観 （多様な動植物が生息・生育する自然と共生した景観） ○周辺の自然環境と敷地内の緑が一体となった魅力的な住宅地景観 ○浅野川に架かる特色ある橋（鈴見橋、若松橋、旭橋、下田上橋、浅野川橋、上田上橋、朝霧大橋） ○台地・坂上からの対岸方向への眺望</p>
<p>背景となる景観・ 地区内からの 眺望など</p>	<p>○浅野川の緩やかな流れに沿った見通し景観 ○浅野川上流の山並み・稜線への眺望 ○卯辰山や浅野川沿い方向の開放的な眺望 ○季節感豊かな浅野川中流・下流の眺望</p>

◎伝統環境保存区域（65）…小立野台東縁街並み地区

<p>基本方針</p>	<p>◎浅野川上流部から連なる小立野段丘台地東縁の斜面緑地や旭用水を保全し、豊かな自然環境を背景とした多様な動植物の生息・生育環境を保全・継承します。 また、台地上・下部に広がる斜面緑地と調和した街並みを守り育てながら、生活に根ざした落ち着きある景観を形成します。</p>
<p>景観特性</p>	<p>○小立野段丘台地東縁の斜面緑地、旭用水沿いの緑豊かな景観 （多様な動植物が生息・生育する自然と共生した景観） ○日吉神社の境内地の緑 ○旭用水のせせらぎ、敷地内の庭、背景の斜面緑地が一体となった魅力的な景観 ○鶴間坂沿い等の斜面緑地の景観変化 ○小立野段丘台地の坂上～坂下の景観の変化 ○台地上部・下部の落ち着いた佇まいの街並み景観</p>
<p>背景となる景観・ 地区内からの 眺望など</p>	<p>○浅野川上流の山並みへの眺望 ○卯辰山方向、浅野川沿いの市街地への開放的な眺望</p>

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（66）…小立野台西縁街並み地区

基本方針	◎犀川・浅野川上流部から連なる小立野段丘台地西縁の斜面緑地や辰巳用水を保全し、豊かな自然環境を背景とした多様な動植物の生息・生育環境を保全・継承します。 また、台地上・下部に広がる斜面緑地と調和した街並みを守り育てながら、生活に根ざした落ち着いた景観を形成します。
景観特性	○小立野段丘台地西縁の斜面緑地、辰巳用水遊歩道沿いの緑豊かな景観（多様な動植物が生息・生育する自然と共生した景観） ○日吉神社の境内地の緑 ○辰巳用水の美しいせせらぎと石積護岸 ○塩硝坂と辰巳用水が調和した景観 ○台地上部の落ち着いた街並み景観 ○台地下部の斜面緑地や公園と調和した緑豊かな街並み景観 ○坂道沿いの石積擁壁等と宅地・斜面緑地等が一体となった落ち着いた景観 ○小立野段丘台地の坂上～坂下の景観の変化
背景となる景観・地区内からの眺望など	○犀川上流の山並みへの眺望 ○寺町段丘台地、南部丘陵方向への開放的な眺望 ○辰巳用水散策路から望む果樹園への眺望

◎伝統環境保存区域（67）…犀川上流地区

基本方針	◎犀川の美しい流れと斜面緑地等の自然地形を保全し、犀川上流へと続く川筋景観、山裾や斜面緑地と一体となった緑豊かで開放的な景観を保全・継承します。 また、中流・下流の市街地から遠望される斜面緑地や農地、背景となる山並みと調和した落ち着いた街並み景観を形成します。
景観特性	○犀川の清流と緩やかな蛇行に沿った景観の変化 ○犀川の季節感あふれる河川敷や親水景観 ○寺町段丘台地や山裾の斜面緑地の緑豊かな景観（多様な動植物が生息・生育する自然と共生した景観） ○周辺の自然環境と敷地内の緑が一体となった魅力的な住宅地景観 ○犀川に架かる特色ある橋（上菊橋、犀川雪見橋、大桑橋、犀川橋、大桑貝殻橋） ○台地の坂上からの対岸方向への眺望（不老坂、御参詣坂など：寺町台地、笠舞段丘台地の坂など）
背景となる景観・地区内からの眺望など	○犀川の緩やかな流れに沿った見通し景観 ○医王山・戸室山・キゴ山への眺望 ○寺町段丘台地の斜面緑地や県境の山並みへの眺望 ○小立野段丘台地、犀川沿いの市街地への開放的な眺望 ○季節感豊かな犀川中流・下流への眺望

参考：文学にみる金沢の情景


『加賀金沢』昭和34年（1959）より/ 山並み

少しばかりの坂の上や丘からは、飛騨の連峰をうしろにした富士写ヶ岳、医王戸室の連峰や大乘寺、野田のこまかい山々が見え、山々はふとつてもいなかったし、瘦せ尖つてもいない昔のままだった。

室生犀星

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◎伝統環境保存区域（68）…野田山地区

<p>基本方針</p>	<p>◎緩やかな北斜面の野田山丘陵の斜面緑地や農地を保全し、豊かな自然環境を背景とした多様な動植物の生息・生育環境を保全・継承します。</p> <p>また、野田山の緑に溶け込んだ歴史的な趣きが残る野田山墓地や斜面緑地と、市民の憩い・レクリエーションの場である公園が調和する良好な歴史的風致景観を形成します。</p>
<p>景観特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○野田山丘陵の緑豊かな景観 (多様な動植物が生息・生育する自然環境、農地、墓地内の緑) ○坂上～坂下の多様に変化する緑に溶け込む墓地景観 ○加賀藩主前田家墓所の静寂な歴史的風致の景観 ○歴史的な佇まいを見せる大乘寺境内・山門など ○野田山（大乘寺丘陵公園）の季節折々の美しい自然景観 <div style="text-align: right;">  <p>東香山大乘禅寺（金澤勝覧図誌：近世史料館蔵）</p> </div>
<p>背景となる景観・地区内からの眺望など</p>	<p>○金沢の市街地、野々市方面へのパノラマ眺望（大乘寺山からの眺望）</p>

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

2) 伝統環境調和区域（景観形成区域）の地区別景観形成方針

A 景趣調和区域

○伝統環境調和区域<1>…東山～森山地区

旧町名	森下町、金屋町、高道新町、山ノ上町三丁目 など
基本方針	◎まちなかの旧北国街道沿道地区として、隣接する伝統的環境保存区域や卯辰山山麓寺院群、東山ひがし茶屋街の街並みと調和した歴史的な趣きが残る街並み景観を保全・継承します。 また、藩政期から残る金沢の歴史的な重層性が感じられる景の趣きを活かした魅力的な街並み景観を保全・形成します。
景観特性	○旧北国街道の道筋景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家の街並み ○浅野川大橋からの地区の街並みの見通し景観 ○背後の寺院群や卯辰山と調和する落ち着いた景観 ○東山交差点の緑豊かな景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○重要伝統的建造物群保存地区（卯辰山山麓寺院群、東山ひがし茶屋街）の街並み ○隣接する伝統環境保存区域の街並み ○卯辰山の稜線 ○浅野川の川筋景観

○伝統環境調和区域<2>…尾張町地区

旧町名	尾張町、下近江町、袋町、橋場町、博労町 など
基本方針	◎まちなかの旧北国街道沿道地区として、隣接する伝統的環境保存区域やこまちなみ保存区域の伝統的な街並みと調和した歴史的な変遷が感じられる街並み景観を保全・継承します。 また、藩政期から続く金沢の歴史的な商業地区の代表として金澤町家や洋風の歴史的建築物等の重層性が感じられる景の趣きを活かした魅力的な街並み景観を保全・形成します。
景観特性	○旧北国街道の緩やかな勾配の沿道景観 ○道の傾斜が特徴的な橋場町交差点の景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家の街並み ○洋風の歴史的建築物（三田商店、金沢文芸館など） ○九人橋川（東内惣構跡）、枯木橋
背景となる景観・地区内からの眺望など	○隣接する伝統環境保存区域、こまちなみ保存区域の街並み ○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）周辺の街並み ○橋場町交差点の歴史的な景観（惣構跡・金沢文芸館など） ○卯辰山の稜線 ○金沢城公園への眺望（大手門方向）

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

○伝統環境調和区域<3>…橋場町～賢坂辻地区

旧町名	味噌蔵町下中丁、上胡桃町、賢坂辻通、小將町 など
基本方針	◎本市の歴史・文化を象徴する金沢城公園・兼六園に近接した幹線道路沿道地区として、歴史的な趣きを感じられる街並み景観を保全・継承します。 また、隣接する伝統環境保存区域の街並みと調和する落ち着いた景の趣きを活かした魅力的な街並み景観を保全・形成します。
景観特性	○大樋邸のアカマツ：折り鶴の松等の保存樹・巨木 ○伝統的形態意匠の金澤町家・板塀など ○九人橋川（東内惣構跡）、源太郎川（東外惣構跡） ○賢坂辻への緩やかな坂道の景観 ○屈曲した特徴的な沿道景観と景観の変化（味噌蔵町交差点付近） ○卯辰山の稜線
背景となる景観・地区内からの眺望など	○金沢城公園（石川門や緑）、兼六園の緑、紺屋坂の街並み ○隣接する伝統環境保存区域の街並み ○卯辰山の稜線

○伝統環境調和区域<4>…石引～小立野地区

旧町名	中石引町、上石引町 など
基本方針	◎寺社風景保全区域内の幹線道路沿道地区として、隣接する伝統的環境保存区域や小立野寺院群の落ち着いた佇まいと調和した歴史的な趣きが残る街並み景観を保全・継承します。 また、戸室山から兼六園・金沢城へと通じる石曳きの道としての景の趣きを活かした魅力的な街並み景観を保全・形成します。
景観特性	○小立野通りの直線的な道筋景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家の街並み景観 ○下馬地藏周辺の広見の景観 ○大学病院前の広見景観 ○小立野商店街としての生活感が感じられる街並み景観 ○小立野寺院群と調和する落ち着いた沿道景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○隣接する伝統環境保存区域の街並み ○兼六園への見通し景観 ○天徳院の参道景観、寺院境内の樹林や土塀の景観 ○寺町段丘台地や卯辰山方面への眺望（石引1丁目交差点付近）

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

○伝統環境調和区域<5>…野町～弥生地区

旧町名	野町一～六丁目、助九郎町、蛤坂町 など
基本方針	<p>◎こまちなみ保存区域や寺社風景保全区域を含む旧北国街道沿道地区として、伝統的な街並みや寺町寺院群の寺院が集積する落ち着いた佇まいと調和した歴史的な趣きが残る街並み景観を保全・継承します。</p> <p>また、旧北国街道泉地区から寺町寺院群、都心軸の近代的な街並みへと続く地区特有の沿道景観の変化や景の趣きを活かした街並み景観を保全・形成します。</p>
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ○南大通りの直線的な道筋景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家の街並み景観 ○瓶割坂～犀川大橋への緩やかな坂道の景観 ○神明宮の大ケヤキ（保存樹） ○商店と住宅等が混在する生活感が感じられる街並み景観 ○背後の寺院群と調和する落ち着いた景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	<ul style="list-style-type: none"> ○重要伝統的建造物群保存地区（寺町寺院群）の街並み ○隣接する伝統環境保存区域・寺社風景保全区域の街並み ○こまちなみ保存区域（旧蛤坂町区域）の街並み ○犀川大橋越しに望む近代的都市景観創出区域（都心軸区域）への見通し・神明宮の大ケヤキ ○旧北国街道泉地区の街並み

○伝統環境調和区域<6>…広坂地区

旧町名	広坂通
基本方針	<p>◎本市の歴史・文化を象徴する金沢城公園・兼六園に近接した幹線道路沿道地区として、隣接する伝統環境保存区域と調和した歴史的な趣きを感じられる街並み景観を保全・継承します。</p> <p>また、広坂通りに面した商業地区として、隣接する近代的都市景観創出区域との調和に配慮し、賑わいが感じられる魅力的な街並み景観を保全・形成します。</p>
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ○辰巳用水の流れに沿った魅力ある景観の変化 ○辰巳用水と街路樹等の緑が調和した街並み景観 ○賑わいと活力が感じられる人が行き交う広坂通りの移動景観 ○洗練された形態意匠・色彩の金沢能楽美術館の建築物
背景となる景観・地区内からの眺望など	<ul style="list-style-type: none"> ○隣接する伝統環境保存区域（歴史文化象徴区域、伝統的街並み区域）、近代的都市景観創出区域（商業業務区域）の街並み ○広坂商店街の街並み ○広坂通りの豊かな緑 ○金沢城公園・兼六園、石浦神社、金沢 21 世紀美術館、石川県政記念しいのき迎賓館

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

B 景観調和区域

○伝統環境調和区域<7>…東大通り地区

旧町名	此花町、荒町三丁目、西堀川町、中堀川町、東堀川町、堀川間ノ町など
基本方針	◎金沢駅に隣接し伝統環境保存区域に挟まれた幹線道路沿道地区として、駅周辺の賑わい景観を意識しつつ、隣接する伝統的な街並みの落ち着いた景観と調和した街並み景観を形成します。 また、浅野川沿いの伝統的な街並みや川筋景観との調和にも配慮した魅力ある街並み景観を形成します。
景観特性	○街路樹の緑豊かな沿道景観 ○安江八幡宮の境内地の樹林・玉垣 ○商店やビル等が集積し賑わいが感じられる街並み景観 ○背後の伝統的街並みと調和する親しみある景観 ○堀川町地区から此花地区にかけての藩政期から残る街路網を背景とした景観のつながり
背景となる景観・地区内からの眺望など	○隣接する伝統環境保存区域の街並み ○金沢駅もてなしドーム、鼓門等の駅東広場 ○近代的都市景観創出区域（駅西地区）の中高層建築物群 ○中島大橋 ○浅野川沿いの川筋景観

○伝統環境調和区域<8>…彦三大通り地区

旧町名	彦三五番・六番丁、岩根町、浅野町、馬場六番丁、水車町 など
基本方針	◎武蔵ヶ辻から浅野川、東インター大通りへと続く伝統環境保存区域に挟まれた幹線道路沿道地区として、都心軸から延びる近代的な街並み景観の創出を図りつつ、隣接する伝統的な街並みの落ち着いた景観との調和に配慮した街並み景観を形成します。
景観特性	○街路樹が連続する潤いある沿道景観 ○中高層建築物を中心とした沿道景観 ○背後の落ち着きある伝統的な街並み景観 ○東山3丁目地区から昌永町・小橋町地区にかけての藩政期から残る街路網を背景とした景観のつながり
背景となる景観・地区内からの眺望など	○隣接する伝統環境保存区域の街並み ○近代的都市景観創出区域（武蔵ヶ辻地区）の街並み ○伝統環境調和区域（東インター通り地区）の街並み ○彦三大橋 ○浅野川沿いの川筋景観 ○卯辰山の稜線 ○圓融寺、本覚寺

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

○伝統環境調和区域<9>…東インター大通り地区

旧町名	馬場一番～六番丁、立川町、片原町 など
基本方針	◎北陸自動車道東ICから市街地へのアプローチとなる伝統環境保存区域に挟まれた幹線道路沿道地区として、隣接する伝統的な街並みの落ち着いた景観との調和に配慮した街並み景観を形成します。
景観特性	○街路樹が連続する潤いある沿道景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家を中心とした沿道景観 ○馬場地区から森山地区にかけての藩政期から残る街路網を背景とした景観のつながり（森山交差点付近） ○西方寺本堂 ○小橋用水・中島用水 ○背後の落ち着いた伝統的な街並み景観 ○緑豊かな森山北交差点の景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○隣接する伝統環境保存区域の街並み ○伝統環境調和区域（東山～森山地区、彦三大通り地区）の街並み ○西方寺の佇まい ○卯辰山の稜線

○伝統環境調和区域<10>…兼六大通り地区

旧町名	御小人町、银杏町、吹屋町、田町、火除町 など
基本方針	◎賢坂辻から田井町交差点・鈴見橋へと続く伝統環境保存区域に挟まれた幹線道路沿道地区として、隣接する伝統的な街並みの落ち着いた景観との調和に配慮した街並み景観を形成します。
景観特性	○街路樹が連続する潤いある沿道景観 ○住宅・商店が混在する生活に根ざした沿道景観 ○背後の落ち着いた伝統的な街並み景観 ○扇町から横山町、暁町・桜町地区にかけての藩政期から残る街路網を背景とした景観のつながり ○田井用水
背景となる景観・地区内からの眺望など	○隣接する伝統環境保存区域の街並み ○卯辰山や小立野段丘台地の斜面緑地 ○小立野トンネル ○浅野川沿いの川筋景観・鈴見橋

○伝統環境調和区域<11>…犀川大通り地区

旧町名	百姓町、石浦新町、鱗町 など
基本方針	◎鱗町交差点から笠舞三丁目交差点までの伝統環境保存区域に挟まれた幹線道路沿道地区として、隣接する伝統的な街並みの落ち着いた景観との調和に配慮した街並み景観を形成します。
景観特性	○街路樹が連続する潤いある沿道景観 ○背後の落ち着いた伝統的な街並み景観 ○幸町・菊川から本多町・笠舞地区にかけての藩政期から残る街路網を背景とした景観のつながり ○鞍月用水・勘太郎川と用水に架かる橋（思案橋など）
背景となる景観・地区内からの眺望など	○隣接する伝統環境保存区域の街並み ○近代的都市景観創出区域（広坂・堅町地区）の街並み ○小立野段丘台地の斜面、二十人坂

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

○伝統環境調和区域<1 2>…中央通り地区

旧町名	富本町、宝船路町、塩川町、横傳馬町、北長門町 など
基本方針	◎片町の中心繁華街から元車交差点までの伝統環境保存区域に挟まれた幹線道路沿道地区として、隣接する伝統的な街並みの趣きや落ち着いた感じが感じられる景観との調和に配慮し、生活感や親しみが感じられる魅力的な街並み景観を形成します。
景観特性	○伝統的形態意匠の金澤町家等を中心とした沿道景観 ○街路樹が連続する潤いある沿道景観 ○長土堀から中央通町周辺地区にかけての藩政期から残る街路網を背景とした景観のつながり ○大野庄用水、養智院橋 ○法船寺・養智院の落ち着いた佇まい ○背後の落ち着いた伝統的な街並み景観 ○元車、長町交差点の景観
背景となる景観・ 地区内からの 眺望など	○隣接する伝統環境保存区域の街並み ○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）の街並み ○伝統環境調和区域（昭和大通り地区）の街並み ○犀川の川筋景観・御影大橋、元車緑地・長町緑地の緑

○伝統環境調和区域<1 3>…昭和大通り地区

旧町名	三社五十人町、古道一番丁、長土堀一番～六番丁、勝尾町、蔦町 など
基本方針	◎御影大橋から六枚交差点、三社交差点から北陸新幹線・IRいしかわ鉄道線までの幹線道路沿道地区として、隣接する伝統的な街並みの落ち着いた景観との調和に配慮した街並み景観を形成します。
景観特性	○街路樹が連続する潤いある沿道景観 ○多様な土地利用のなかにも秩序ある沿道景観 ○背後の落ち着いた伝統的な街並み景観 ○三社町から長土堀・芳齋地区にかけての藩政期から残る街路網を背景とした景観のつながり ○大野庄用水、三社用水・三社水閘
背景となる景観・ 地区内からの 眺望など	○隣接する伝統環境保存区域の街並み ○北陸新幹線・IRいしかわ鉄道線高架橋 ○伝統環境調和区域（西大通り地区）の街並み ○金沢駅周辺の中高層建築物群

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

○伝統環境調和区域<14>…西大通り地区

旧町名	白銀町、英町、六枚町 など
基本方針	◎都心軸から六枚交差点までの伝統環境保存区域に挟まれた幹線道路沿道地区として、隣接する伝統的な街並みの趣きや落ち着きが感じられる景観との調和に配慮し、商店街としての生活感が感じられる魅力的な街並み景観を形成します。
景観特性	○伝統的形態意匠の金澤町家等も見られる沿道景観 ○本町から芳斎地区にかけての藩政期から残る街路網を背景とした景観のつながり ○升形と西外惣構跡 ○専光寺・光善寺の風格ある佇まい ○背後の落ち着きある伝統的な街並み景観 ○白銀、六枚交差点の景観
背景となる景観・ 地区内からの 眺望など	○隣接する伝統環境保存区域の街並み ○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）の街並み ○伝統環境調和区域（昭和大通り地区）の街並み ○金沢駅周辺の中高層建築物群 ○北陸新幹線・IR いしかわ鉄道線高架橋

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

3) 近代的都市景観創出区域（景観形成区域）の地区別景観形成方針

A 金沢駅周辺区域

◇近代的都市景観創出区域① …駅西地区

基本方針	◎金沢駅周辺地区として、海側へと延びる都心軸と一体となった品格と風格が感じられる金沢の玄関口にふさわしいもてなし景観を形成します。 また、整然とした街区・道路や緑豊かな街路樹と調和した魅力的なオープンスペースを敷地内にも創出し、近代的で洗練された街並み景観を形成します。
景観特性	○交通結節点としてのバスターミナル・タクシー乗り場の移動景観 ○整然とした街路・街区 ○景観に配慮された立体駐車場 ○洗練された形態意匠・色彩の中高層建築物 ○モニュメントと一体となった駅西広場 ○平岡野神社境内地の緑
背景となる景観・地区内からの眺望など	○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）周辺の街並み ○金沢駅、駅ビル ○駅東地区の高層ホテル群 ○駅西広場のモニュメント ○50m道路のケヤキ等の街路樹

◇近代的都市景観創出区域② …駅東地区

旧町名	南安江町、木ノ新保四番～七番丁、玉井町、島田町、柳町、折違町など
基本方針	◎金沢駅周辺地区として、歴史的な趣きが残る旧市街地への玄関口にふさわしい風格と落ち着きが感じられるもてなし景観を形成します。 また、緑豊かな駅東広場や街路樹と調和した魅力的なオープンスペースを敷地内にも創出し、緑豊かな森の都・金沢を象徴する落ち着きある街並み景観を形成します。
景観特性	○交通結節点としてのバスターミナル・タクシー乗り場の移動景観 ○もてなしドーム・駅東広場 ○景観に配慮された暖色系の落ち着いた中高層建築物群 ○建築物の足下のシンボリックな緑化空間 ○地上・地下の良好な接続による魅力的な移動景観 ○景観に配慮された立体駐車場 ○白髭神社、真乗寺の佇まい
背景となる景観・地区内からの眺望など	○金沢駅、もてなしドーム・鼓門、緑や彫刻が調和した駅東広場 ○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）の街並み ○隣接する伝統環境保存区域の街並み ○駅西地区の中高層建築物群

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◇近代的都市景観創出区域③ …広岡3丁目地区

<p>基本方針</p>	<p>◎金沢駅西地区と一体となった魅力ある商業・業務地区として、賑わいが感じられる金沢の玄関口にふさわしい近代的で洗練された街並み景観を形成します。</p> <p>また、整然とした街区・道路や緑豊かな街路樹と調和した魅力的なオープンスペースを敷地内にも創出し、落ち着きが感じられる街並み景観を形成します。</p>
<p>景観特性</p>	<p>○整然とした街路・街区</p> <p>○街路樹などが一体となった緑豊かな空間</p> <p>○洗練された形態意匠・色彩の中高層建築物</p>
<p>背景となる景観・ 地区内からの 眺望など</p>	<p>○金沢駅</p> <p>○駅西地区・駅東地区の中高層建築群</p> <p>○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）周辺の街並み</p> <p>○駅西中央公園</p>

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

B 都心軸区域

◇近代的都市景観創出区域④ …金沢駅～武蔵地区

旧町名	木ノ新保一番～五番丁、荒町一丁目、鍛冶片原町 など
基本方針	◎金沢駅からまちなかへ延びる都心軸として、品格と風格が感じられる金沢の玄関口にふさわしいもてなし景観を形成します。 また、都心軸沿いの緑豊かな街路樹と調和する魅力的なオープンスペースを創出し、背後の伝統環境保存区域と調和した落ち着きが感じられる街並み景観を形成します。
景観特性	○金沢の気候風土に配慮したモール空間 ○都心軸沿いのせせらぎと調和した植栽帯、ゆとりある歩道空間 ○落ち着きある形態意匠・色彩の中高層建築物の街並み ○屋外彫刻と調和した魅力ある街路景観 ○風格ある東別院本堂の佇まい ○升形跡
背景となる景観・ 地区内からの 眺望など	○駅東地区の高層ホテル群 ○金沢駅、もてなしドーム・鼓門 ○隣接する伝統環境保存区域、伝統環境調和区域（西大通り地区）の街並み ○風格ある東別院本堂

◇近代的都市景観創出区域⑤ …武蔵ヶ辻地区

旧町名	安江町、袋町、下堤町、青草町、石屋小路 など
基本方針	◎都心軸に位置する中心繁華街・重要交通結節点として、活力や賑わいととも風格と落ち着きが感じられる街並み景観を形成します。 また、緑豊かな街路樹と調和した魅力的なオープンスペースを敷地内にも創出し、様々な方向から人や車が行き交う魅力ある交差点特有の街並み景観を形成します。
景観特性	○バス・タクシー乗り場周辺の移動景観 ○近江町市場を中心とした賑わい・活気ある景観 ○歴史的な重厚感が感じられる旧北國銀行武蔵ヶ辻支店 ○金沢の気候風土に配慮されたアーケード ○近江町いちば館 ○交差点の街路樹・緑化空間や屋外彫刻 ○地上・地下の良好な接続による魅力的な移動景観
背景となる景観・ 地区内からの 眺望など	○近江町市場 ○緑や彫刻が調和した交差点景観 ○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）の街並み ○隣接する伝統環境保存区域、伝統環境調和区域の街並み

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◇近代的都市景観創出区域⑥ …武蔵～香林坊地区

旧町名	上堤町、南町、下松原町、石浦町、下堤町 など
基本方針	◎都心軸に位置する金沢を代表するビジネス街として、背後の伝統環境保存区域と調和した風格と落ち着きを感じられる街並み景観を形成します。 また、魅力ある緑陰道路・アートアベニューの形成に向けて、歩道に面する低層部の賑わい・憩い空間の創出、緑や花の演出による歩行環境の創出等により、活力と潤いのある魅力的な街並み景観を形成します。
景観特性	○落ち着きや重厚感が感じられる中高層建築物群の街並み ○アートや緑・花が調和した歩行景観 ○交差点の特徴・魅力ある景観 ○尾山神社参道周辺の落ち着きある景観 ○隣接する伝統環境保存区域の落ち着きある街並みとの調和に配慮した景観 ○周辺の伝統環境調和区域からの見え方に配慮した落ち着いた形態意匠や色彩の街並み景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○周辺の伝統環境保存区域の街並み ○尾山神社神門への眺望 ○金沢城公園方向への見通し景観 ○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）の街並み

◇近代的都市景観創出区域⑦ …香林坊地区

旧町名	石浦町、仙石町 など
基本方針	◎都心軸の中心繁華街として、また金沢城公園や兼六園周辺の歴史・文化を象徴する風格ある景観と隣接する地区として、賑わいの中にも品格や落ち着きを感じられる街並み景観を形成します。 また、緑陰道路・アートアベニューの形成に向けて、いしかわ四高記念公園周辺の緑豊かなオープンスペースと調和した緑や花等の演出、ゆとりある歩行環境や低層部の賑わい・憩い空間の創出等により、活力と魅力ある都心軸の街並み景観を形成します。
景観特性	○落ち着きや洗練さが感じられる街並み景観 ○屋外彫刻や緑・花が調和した歩行景観 ○交差点部の建築物と一体となったシンボリックな景観 ○重厚感と落ち着きを感じさせる旧日本銀行金沢支店の建築物 ○隣接する伝統環境保存区域の落ち着きある街並みとの調和に配慮した景観 ○長町武家屋敷群跡区域の背景としての景観（見られ方） ○周辺の伝統環境調和区域からの見え方に配慮した落ち着いた形態意匠や色彩の街並み景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○周辺の伝統環境保存区域の街並み ○いしかわ四高記念公園・広坂通りの豊かな緑 ○緑や屋外彫刻が調和した交差点景観 ○香林坊にぎわい広場 ○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）の街並み

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◇近代的都市景観創出区域⑧ …片町地区

旧町名	片町、河原町、下柿木島、古寺町、裏古寺町、大工町 など
基本方針	◎都心軸の中心繁華街として、背後の商業業務区域と一体となった活力と賑わいが感じられる街並み景観を形成します。 また、賑わいのなかにも落ち着きを感じられるよう配慮しながら、まちのアクセントとして魅力ある都心軸の街並み景観を形成します。
景観特性	○賑わいと活力が感じられる人や車が行き交う移動景観 ○金沢の気候風土に配慮したアーケード ○緑や花が調和した歩行環境 ○交差点の賑わい景観 ○看板やフラッグ等の広告物景観 ○大野庄用水の流れと用水に架かる橋（養智橋など） ○犀川の川筋景観の背景としての景観（見られ方）
背景となる景観・ 地区内からの 眺望など	○片町地区のアーケード街の街並み ○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）の街並み ○伝統環境保存区域（川筋景観区域：犀川）の街並み ○いしかわ四高記念公園・広坂通りの豊かな緑

◇近代的都市景観創出区域⑨ …北陸自動車道～金沢港地区

基本方針	◎北陸自動車道から金沢港に延びる主要地方道金沢・田鶴浜線（50m道路）沿いの都心軸として、緑豊かな道路景観や周辺の市街地景観と調和する開放感と洗練さが感じられる街並み景観を形成します。 また、北陸自動車道や金沢港からのアプローチとなる都心軸の沿道として、金沢の品格や落ち着きを感じられる街並み景観を形成します。
景観特性	○中央分離帯や街路樹が一体となった緑豊かな軸線 ○広幅員道路沿いの良好な見通し景観 ○整然とした街区・街路と一体となったゆとりある敷地利用 ○交差点としての特徴ある景観 ○街路樹や植栽帯、接道部の緑と調和したゆとりある歩行環境 ○緑豊かな西部緑道や県庁周辺の景観
背景となる景観・ 地区内からの 眺望など	○道路沿いの良好な緑の軸線 ○北陸自動車道の高架橋 ○県庁周辺の中高層建築物 ○金沢港周辺の工業専用地域の街並み景観 ○鞍月地区の市街地景観 ○北陸自動車道・海側幹線の沿道景観

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◇近代的都市景観創出区域⑩ …金沢駅～北陸自動車道地区

<p>基本方針</p>	<p>◎ 駅西から北陸自動車道に延びる主要地方道金沢・田鶴浜線（50m 道路）沿いの都心軸として、緑豊かな道路景観と調和する落ち着きと洗練さが感じられる街並み景観を形成します。 また、北陸自動車道や金沢港からのアプローチとなる都心軸の沿道として、もてなしへの配慮や金沢の品格が感じられる街並み景観を形成します。</p>
<p>景観特性</p>	<p>○ 中央分離帯のケヤキや街路樹が一体となった緑豊かな軸線 ○ 広幅員道路沿いの良好な見通し景観 ○ 整然とした街区・街路と一体となったゆとりある敷地利用 ○ 交差点としての特徴ある景観 ○ 街路樹や植栽帯、接道部の緑と調和したゆとりある歩行環境</p>
<p>背景となる景観・ 地区内からの 眺望など</p>	<p>○ 道路沿いの良好な緑の軸線 ○ 駅西地区の街並み、駅東地区の中高層建築物群、北陸自動車道以北の街並み ○ 北陸自動車道の高架橋 ○ 駅西地区の市街地景観、北陸自動車道の沿道景観</p>

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

C 商業業務区域

◇近代的都市景観創出区域① …木倉町周辺地区

旧町名	木倉町、大藪小路、裏古寺町 など
基本方針	◎藩政期から残る街路網や町割・地割を背景とした地区として、隣接する伝統環境保存区域との調和に配慮し、賑わいのなかにも地区の生活・生業との関わりが感じられる趣きと親しみある街並み景観を保全・継承します。 また、まちなかの中心繁華街として、都心軸の片町地区の賑わいと一体となった魅力ある街並み景観を形成します。
景観特性	○賑わいと活力が感じられる人が行き交う昼と夜の移動景観 ○味わいや食の香りを背景とした風情が感じられる街並み景観（木倉町や新天地の商店街界限） ○伝統的形態意匠の金澤町家と軒先緑化 ○鞍月用水沿いの水と緑が調和した魅力ある景観 ○都心軸の街並みから裏通りへの魅力ある景観展開 ○木倉町広場
背景となる景観・地区内からの眺望など	○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）の街並み ○隣接する伝統環境保存区域、伝統環境調和区域の街並み

◇近代的都市景観創出区域② …広坂・堅町地区

旧町名	堅町、池田町一番丁、河原町、里見町、大工町、柿木島 など
基本方針	◎都心軸に隣接する中心繁華街として、都心軸の片町地区と一体となった活力と賑わいが感じられる街並み景観を形成します。 また、隣接する伝統環境保存区域との調和に配慮し、歴史的な街路網を活かした賑わいのなかにも落ち着きや親しみが感じられる街並み景観を形成します。
景観特性	○用水の流れに沿った魅力ある景観の変化 ○広見と西外惣構跡・鞍月用水等が一体となった水と緑が調和した柿木島の街並み景観 ○広坂通りとの地形の高低差が生み出す魅力的な景観 ○藩政期から残る街路網沿いの伝統的形態意匠の金澤町家 ○こまちなみ保存区域（里見町区域）の街並み ○教会のシンボリックで荘厳な景観 ○金沢の気候風土に配慮した庇（ひさし）が特徴的な堅町商店街の街並み景観 ○賑わいと活力が感じられる人が行き交う商店街の移動景観 ○看板やフラッグ等の広告物景観 ○都心軸の街並みと対比的な魅力ある景観展開
背景となる景観・地区内からの眺望など	○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）の街並み ○広坂・柿木島・堅町商店街の街並み ○教会の尖塔 ○隣接する伝統環境保存区域、伝統環境調和区域の街並み ○いしかわ四高記念公園・広坂通りの豊かな緑 ○金沢城公園・兼六園、金沢 21 世紀美術館

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

◇近代的都市景観創出区域⑬ …片町・大工町地区

旧町名	大工町、河原町 など
基本方針	◎藩政期から残る街路網や町割・地割を背景とした地区として、隣接する伝統環境保存区域との調和に配慮し、地区の生活・生業との関わりが感じられる落ち着いた趣きと親しみある街並み景観を保全・継承します。 また、まちなかの中心繁華街として、都心軸の片町地区の賑わいと一体となった魅力ある街並み景観を形成します。
景観特性	○賑わいが感じられる人が行き交う昼と夜の移動景観 ○藩政期からの街路網と一体となった趣きと風情が感じられる街並み景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家と軒先緑化 ○都心軸の街並みから裏通りへの魅力ある景観展開
背景となる景観・地区内からの眺望など	○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）の街並み ○隣接する伝統環境保存区域の街並み ○犀川の川筋景観

◇近代的都市景観創出区域⑭ …片町2丁目地区

旧町名	古寺町、裏古寺町 など
基本方針	◎藩政期から残る街路網や町割・地割、大野庄用水の流れを背景とした地区として、隣接する伝統環境保存区域や犀川沿いの川筋景観との調和に配慮し、地区の生活・生業との関わりが感じられる親しみある街並み景観を保全・継承します。 また、まちなかの中心繁華街として、都心軸の片町地区の賑わいと一体となった魅力ある街並み景観を形成します。
景観特性	○賑わいが感じられる人が行き交う昼と夜の移動景観 ○味わいや食の香りを背景とした風情が感じられる街並み景観 ○伝統的形態意匠の金澤町家と軒先緑化 ○大野庄用水の流れと用水に架かる橋 ○都心軸の街並みと対比的な魅力ある景観展開 ○片町広場
背景となる景観・地区内からの眺望など	○近代的都市景観創出区域（都心軸区域）の街並み ○隣接する伝統環境保存区域の街並み ○犀川沿いの川筋景観

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

4) 港湾景観創出区域（景観形成区域）の地区別景観形成方針

A 交流拠点区域

□港湾景観創出区域[1]…大野町地区

旧町名	
基本方針	◎周辺の水と緑豊かな自然環境との調和に配慮しながら、大野地区の落ち着いた伝統的な街並み景観の連続性を保全・継承します。 また、海上や対岸からの見え方に配慮するとともに、金沢港いきいき魚市のある水産ふ頭や金沢港クルーズターミナルのある無量寺ふ頭との連続性を確保し、賑わいと魅力ある景観を保全・形成します。
景観特性	○日本海や金沢港への眺望、日本海に沈む夕日 ○緑豊かな大野お台場公園 ○大野からくり記念館 ○釣り護岸 ○港の活気ある景観、漁船が行き交い停泊する景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○こまちなみ保存区域（大野町区域）の街並み、醤油蔵 ○砂丘の防風林（金石・大野やすらぎの林） ○大野川に停泊する漁船やボート ○対岸の石油ふ頭に並ぶ石油タンク、LPGタンク ○対岸の五郎島の緑 ○対岸の大浜ふ頭に並ぶ重機 ○戸水・御供田ふ頭のセメントサイロ群やガントリークレーン

□港湾景観創出区域[2]…水産・無量寺ふ頭地区

旧町名	
基本方針	◎クルーズ船が寄港する金沢港クルーズターミナルを有する地区として、海上や対岸からの見え方に配慮しながら、海の玄関口にふさわしい賑わいを感じる優美で魅力的な港の景観を形成します。 また、かなざわ総合市場や金沢港いきいき魚市などの水産関連施設が立地する地区として、活気を感じる港の景観を形成します。
景観特性	○金沢港への眺望 ○金沢港クルーズターミナル ○金沢港いきいき魚市 ○かなざわ総合市場 ○ふ頭に停泊する優美なクルーズ船の景観 ○港の活気ある景観、漁船が行き交い停泊する景観
背景となる景観・地区内からの眺望など	○対岸の石油ふ頭に並ぶ石油タンク、LPGタンク ○対岸の五郎島の緑 ○戸水・御供田ふ頭のセメントサイロ群やガントリークレーン ○金沢港周辺の工業専用地域の街並み景観 ○幹線道路（主要地方道松任・宇ノ気線）の良好な緑の軸線、沿道景観

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

B 企業立地地域

□港湾景観創出区域[3]…湊4丁目地区

旧町名	
基本方針	<p>◎製造業関連企業が集積する工業地として、周辺の住環境や自然環境との調和に配慮しながら、活力と魅力ある産業景観を形成します。</p> <p>また、主要地方道金沢・田鶴浜線（50m道路）沿いについては、都心軸区域から連続した緑豊かな道路景観や周辺の市街地景観と調和する開放感と洗練さが感じられる街並み景観を形成します。</p>
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業関連企業が立地した景観 ○緑豊かな港公園や戸水公園 ○金沢港湾合同庁舎 ○中央分離帯や街路樹が一体となった緑豊かな軸線 ○広幅員道路沿いの良好な見通し景観 ○整然とした街区・街路と一体となったゆとりある敷地利用 ○交差点としての特徴ある景観 ○街路樹や植栽帯、接道部の緑と調和したゆとりある歩行環境
背景となる景観・地区内からの眺望など	<ul style="list-style-type: none"> ○金沢港クルーズターミナル ○戸水ふ頭のセメントサイロ群 ○金沢駅へと続く緑豊かな軸線

□港湾景観創出区域[4]…石油・五郎島ふ頭地区

旧町名	
基本方針	<p>◎石油・LPG基地やエネルギー関連企業が立地する工業地として、周辺の住環境や農地との調和に配慮しながら、活力を感じる産業景観を形成します。</p> <p>また、海上や対岸からの見え方に配慮し、石油タンクなどの港や工業地特有の大規模な建築物・工作物が整序で美しく、洗練さが感じられる港の景観を形成します。</p>
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ○日本海や金沢港への眺望、日本海に沈む夕日 ○タンクが建ち並ぶ石油・LPG基地の景観 ○エネルギー関連企業が立地した景観 ○五郎島の緑や農業景観 ○砂丘の防風林（栗崎やすらぎの林）
背景となる景観・地区内からの眺望など	<ul style="list-style-type: none"> ○大野町、水産ふ頭から無量寺ふ頭方面への眺望 ○戸水・御供田ふ頭のセメントサイロ群やガントリークレーン ○大野川に架かる金沢港大橋

第1章 金沢市における景観形成の基本的な考え方

C 物流区域

□港湾景観創出区域[5]…戸水・御供田ふ頭地区

旧町名	
基本方針	<p>◎金沢港における内国貿易関連の物流拠点として、周辺の住環境や自然環境との調和に配慮しながら、港らしい躍動感を感じる産業景観を形成します。</p> <p>また、海上や対岸からの見え方に配慮し、セメントサイロやガントリークレーンなどの港や工業地特有の大規模な建築物・工作物、コンテナ貨物などが整序で美しく、洗練さが感じられる港の景観を形成します。</p>
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ○金沢港への眺望 ○金沢港県営東部上屋 ○セメントサイロが建ち並ぶ景観 ○ガントリークレーン ○ふ頭に停泊する勇壮なコンテナ船の景観 ○整然と集積されたコンテナ
背景となる景観・ 地区内からの 眺望など	<ul style="list-style-type: none"> ○対岸の五郎島の緑 ○金沢港周辺の工業専用地域の街並み景観 ○幹線道路（主要地方道金沢・田鶴浜線）の良好な緑の軸線、沿道景観 ○大野川に架かる金沢港大橋

□港湾景観創出区域[6]…大浜ふ頭地区

旧町名	
基本方針	<p>◎金沢港における外国貿易関連の物流拠点として、周辺の自然環境との調和に配慮しながら、港らしい躍動感を感じる産業景観を形成します。</p> <p>また、海上や対岸からの見え方に配慮し、港や工業地特有の大規模な建築物・工作物、コンテナ貨物などが整序で美しく、洗練さが感じられる港の景観を形成します。</p>
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ○日本海や金沢港への眺望、日本海に沈む夕日 ○ふ頭に停泊する勇壮なコンテナ船や優美なクルーズ船の景観
背景となる景観・ 地区内からの 眺望など	<ul style="list-style-type: none"> ○石油ふ頭に並ぶ石油タンク、LPGタンク ○対岸の金石・大野やすらぎの林や大野お台場公園の緑 ○対岸の大野からくり記念館

1-8 その他良好な景観形成が望まれる地区等における景観形成の方針

(1) 景観地区・準景観地区

今後、景観特性を活かした良好かつ魅力的な景観形成が特に求められる地区については、地区住民の意向を踏まえながら、より積極的に良好な景観形成への取り組みが可能な「景観地区」、「準景観地区」の指定について検討を行います。

(2) 景観協定

「景観協定」は、建築物や工作物の形態意匠や色彩だけでなく、景観演出に有効なショーウィンドーやイルミネーション、ワゴンやのれん、花壇やプランターによる緑化のほか、ソフト面も含めて景観に関する様々な要素を盛り込むことができるものです。一方で、対象となる地区の土地所有者全員の合意が必要であり、地区住民の理解と協力、主体的な活動に対する意欲が不可欠です。

今後、地域における景観形成上の多様な課題に対応するため、地区住民の主体的な活動を尊重しながら、「景観協定」の幅広い活用について協力・支援します。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

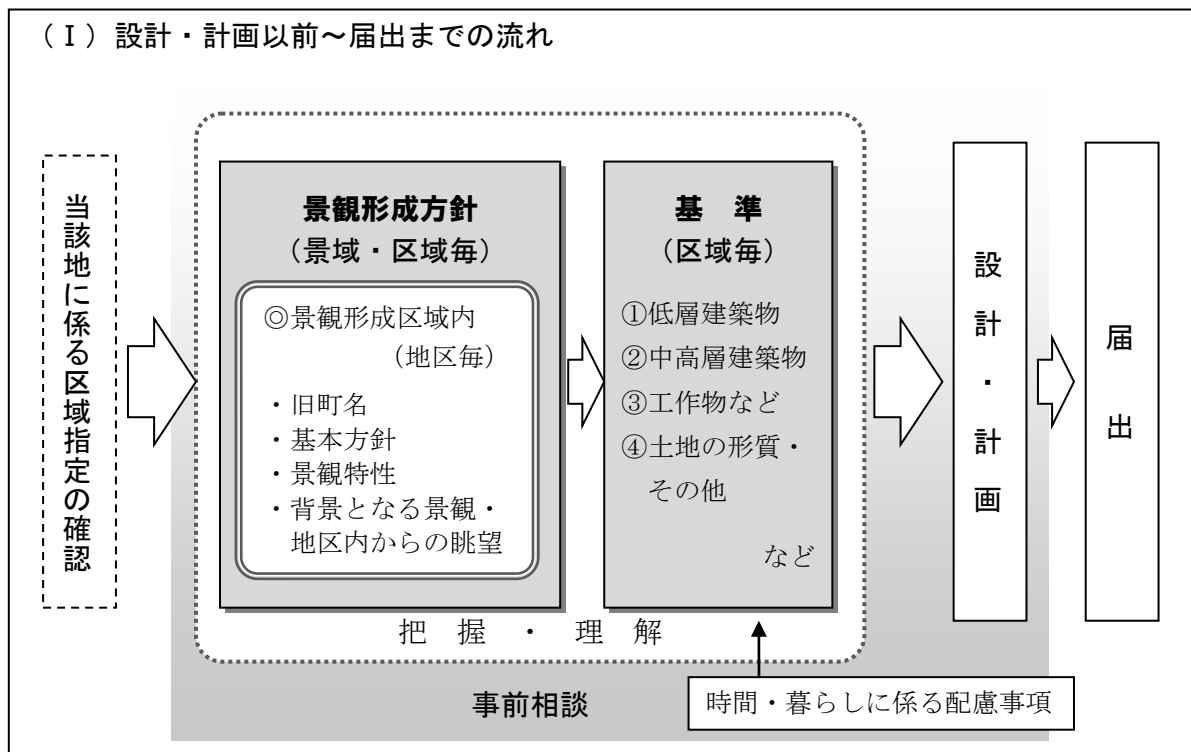
2-1 景観誘導の基本的考え方

(1) 景観誘導の流れと運用方法

具体的な景観誘導にあたっては、「景観形成方針」(景域・区域・地区毎)と「基準」(区域毎)をもとに進めます。

市全域において、区域毎に対象となる行為については、景観法に基づく届出が必要であり、景観形成方針・基準に適合しなければなりません。適合しない場合は、助言・指導・勧告及び氏名公表・変更命令(形態意匠に限る)の対象となります。

また、氏名公表・変更命令を経てもなお、適合しない場合は、**罰則が適用されます**。

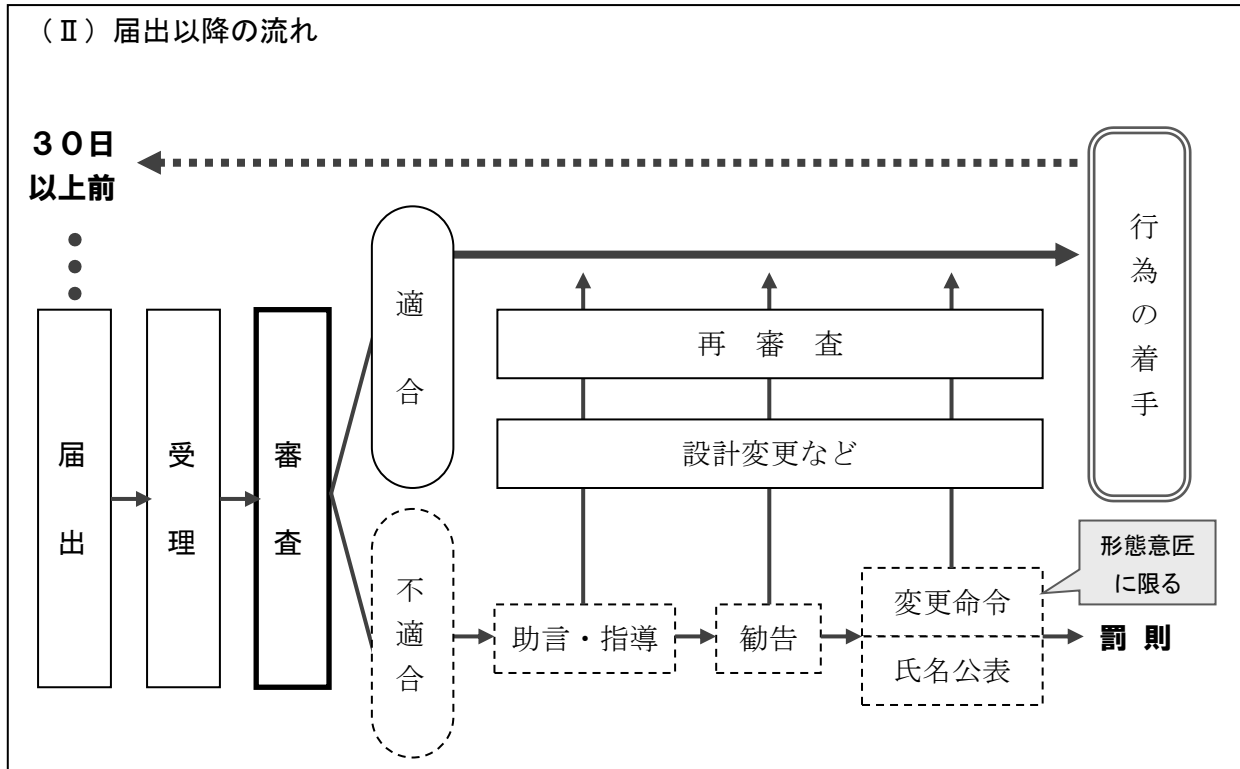


まず第一に、行為予定の当該地に係る景域・区域・地区毎の「景観形成方針」に基づいて、当該地周辺の歴史的背景や地理的条件等を踏まえた景観特性を読み解き、景観形成に向けた**前提条件の把握**が重要です。

次に、その前提条件を踏まえた上で、「基準」に基づく景観配慮や遵守すべき内容について理解を深めることが重要です。

最後に、以上のような理解のもとに、設計・計画を行った上で、行為に係る事前届出が必要となります。

また、景観形成方針や基準を理解し、設計・計画を進めていく上で、相談・確認すべき内容等がある場合は、適宜、**市との事前相談・協議**を行うことが望まれます。



届出については、「届出が受理されてから30日間を経過した後でなければ、行為に着手することができない（景観法による）」ため、**行為着手を予定する30日以上前に行うよう配慮が求められます。**

ただし、届出を受理してから30日以内に適合通知が交付された場合は、行為に着手することが可能です。

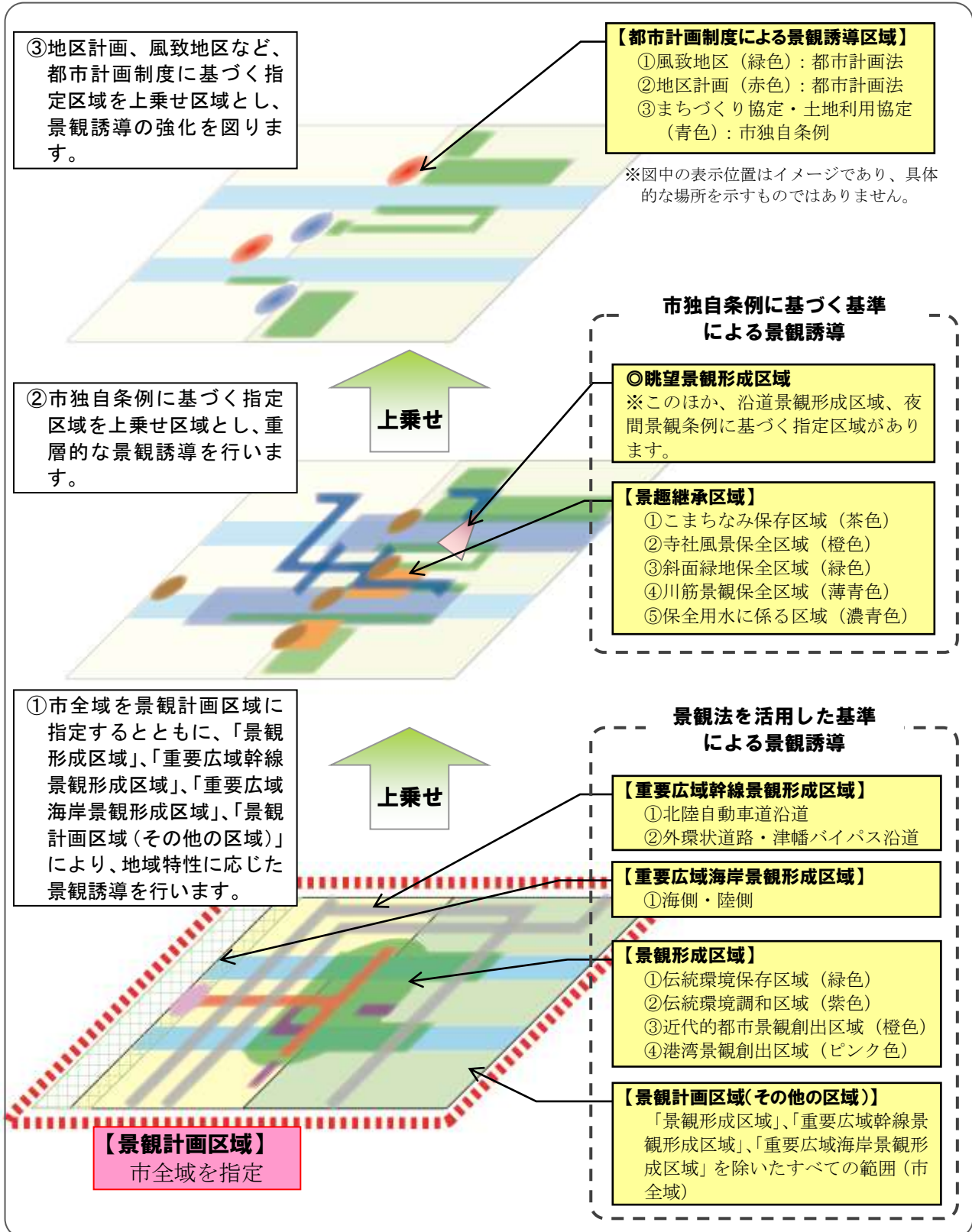
当該行為が周辺の景観に影響を及ぼすおそれがあるなど、必要に応じて、「審査」や「再審査」の段階で、『金沢市景観審議会』において審査・審議されることもあるため、なるべく早期の届出や事前相談・協議が望まれます。

なお、行為に係る届出なく、行為に着手した場合は、**罰則が適用されます。**

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(2) 重層的な区域設定による景観誘導方針

市全域を景観計画区域に指定するとともに、きめ細かな景観誘導を行うため、重層的に区域を設定することにより、良好な景観形成を推進します。



第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

2-2 届出等が必要な行為

(1) 届出等対象行為

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出等が必要となります。

行為の種類	届出等対象規模			
	(その他の区域)※	景観計画区域		
		重要広域幹線 景観形成区域	景観形成区域	
			重要広域海岸 景観形成区域	港湾景観創出区域
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【建築物の建築等】	高さが10mを超えるもの 又は 市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの	高さが10mを超えるもの 又は 建築面積が500㎡を超えるもの 又は 市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの		すべて
	太陽光発電設備等を使用又は設置する建築物にあっては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積(太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積)の合計が50㎡を超えるもの			
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【工作物の建設等】	高さが10mを超えるもの 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの ただし、太陽光発電設備等にあっては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの			
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定するもの)	市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの			
土地の開墾その他の土地の形質の変更(開発行為除く)				
木竹の伐採又は物件の堆積				

※景観計画区域のうち、「景観形成区域」、「重要広域幹線景観形成区域」及び「重要広域海岸景観形成区域」を除く区域

新築(新設)	敷地に建築物等を新たに造る工事
増築	建築物等の床面積又は高さを増加させる工事
改築	建築物等の全部又は一部を除却し、用途・規模・構造の著しく異なるものを造る工事
移転	同一敷地内において、既存建築物等を移動する工事
修繕	既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法・材料により行われる工事
模様替	既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法によるが、異なる材料により行われる工事

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

【届出等の対象となる工作物】

- ・門、塀その他これらに類するもの
- ・煙突
- ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗竿、架空電線路用、電気事業者及び卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く）
- ・広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ・擁壁
- ・乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- ・ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ・メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- ・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- ・築造面積が 300 ㎡を超える自動車車庫の用に供する立体的な駐車施設
- ・橋りょう、堤防、護岸その他これらに類するもの
- ・太陽光発電設備等（太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備）で建築物以外のもの

(2) 届出等の対象外となる行為

(1) に掲げる行為のうち、以下のいずれかに該当するものは届出等の対象外となります。

1) 次の表に掲げる行為

行 為	根拠条項※
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	政令第8条第1号
仮設の建築物の建築等	条例第15条 第1項第1号
仮設の工作物の建設等	政令第8条第2号
木竹の伐採で、次に掲げるもの ①除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われるもの ②枯損したもの又は危険なもの ③自家の生活の用に充てるために必要なもの ④仮植したもの ⑤測量、実地調査又は施設の保守の支障となるもの	政令第8条第3号
土地の形質の変更で、次に掲げるもの ①仮設の建築物等の新築、増築、改築、移転の用に供する目的で行うもの ②既存の建築物等の管理のために必要なもの ③面積が 10 ㎡以下で、かつ、高さ 1.5m を超える法を生じる切土又は盛土を伴わないもの ④景観形成区域外で行うもの	規則第7条第3項
木竹の伐採で、景観形成区域外で行うもの	規則第7条第4項
物件の堆積で、次に掲げるもの ①面積が 10 ㎡以下で、かつ、高さ 1.5m 以下のもの ②景観形成区域外で行うもの	規則第7条第5項
建築物の新築、増築、改築又は移転で、行為に係る部分の床面積の合計が 10 ㎡以下のもの（太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。）	規則第7条第6項 第1号
建築物の外観が変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が 10 ㎡以下のもの（太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。）	規則第7条第6項 第2号
工作物（橋りょう及び太陽光発電設備等を除く）の建設等で、行為に係る高さが、1.5m 以下のもの	規則第7条第6項 第3号
工作物（建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る）の建設等で、当該行為に係る部分のモジュール面積の合計が 10 ㎡以下のもの	規則第7条第6項 第4号
農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、かつ、次に掲げるもの ①幅員 2m 以下の用排水路、農道又は林道の設置 ②土地の形質の変更 ③木竹の伐採（森林の皆伐を除く）	政令第8条第4号 ハ

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

2) 次の法令等による許可等を受けて行う行為

法令等	許可等	根拠条項※
景観法	景観地区内の建築物の建築等の認定 (第 63 条第 1 項)	法第 16 条第 7 項第 8 号
金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例	景観地区内の工作物の建設等の認定 (第 26 条の 6 第 1 項)	法第 16 条第 7 項第 9 号
	景観地区内の土地の形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積の許可 (第 26 条の 14)	政令第 10 条第 1 号
文化財保護法	重要文化財の現状変更等の行為の許可 (第 43 条第 1 項)	政令第 10 条第 3 号
	重要有形民俗文化財の現状変更等の行為の届出 (第 81 条第 1 項)	
	史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可 (第 125 条第 1 項)	
	関係省庁の所管する重要有形民俗文化財等の現状変更等の行為の通知 (第 167 条第 1 項第 6 号)	
	関係省庁の所管する重要文化財等の現状変更等の行為の同意 (第 168 条第 1 項)	
	重要文化財の修理の届出 (第 43 条の 2 第 1 項)	規則第 7 条第 1 項第 1 号
	史跡名勝天然記念物の復旧の届出 (第 127 条第 1 項)	
石川県文化財保護条例	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可 (第 14 条第 1 項、第 35 条第 1 項)	規則第 7 条第 1 項第 2 号
	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の修理の届出 (第 15 条第 1 項、第 36 条)	
金沢市文化財保護条例	指定文化財(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)の現状変更に係る承認 (第 12 条)	規則第 7 条第 1 項第 3 号
金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例	伝統的建造物群保存地区内における行為の許可 (第 4 条)	規則第 7 条第 1 項第 4 号
屋外広告物法	条例の規定に適合する屋外広告物等の表示等 (第 4 条、第 5 条)	政令第 10 条第 4 号

※法 : 景観法 政令: 景観法施行令
 条例: 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例
 規則: 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

3) 次に掲げる行為

- ①非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (法第 16 条第 7 項第 2 号)
- ②法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為(政令第 8 条第 4 号イ)
- ③その他景観法第 16 条第 7 項に掲げる行為

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

2-3 届出等が必要となる対象範囲（指定区域）

対象範囲は、次の表に示す通りです。

区域		対象範囲
景観形成区域	伝統環境保存区域	P22～26 に示す範囲
	伝統環境調和区域	
	近代的都市景観創出区域	
	港湾景観創出区域	
重要広域幹線 景観形成区域	北陸自動車道沿道	市街化区域内 …道路境界線から両側100mの範囲 市街化区域外 …道路境界線から両側500mの範囲
	外環状道路 ・津幡バイパス沿道	道路境界線から両側100mの範囲
重要広域海岸 景観形成区域	海側・陸側	汀線から海側1kmおよび 汀線から陸側500m +海岸林（保安林）の範囲
景観計画区域 （その他の区域）	景観形成区域、重要広域幹線景観形成区域、 重要広域海岸景観形成区域を除く市全域	

※「重要広域幹線景観形成区域」について、外環状道路（海側幹線）の未整備区間は、対象範囲から除外します。

2-4 景観形成基準設定にあたっての視点

金沢固有の魅力ある景観は、先人の努力の成果を受け継いだかけがえのない市民共通の財産です。「金沢市景観総合計画」に示す景観構成要素を踏まえた景観まちづくりの方針を具現化するため、次のような視点に基づき、区域毎の景観形成基準を設定します。

(1) 景観特性や「地」となる景観の重視

金沢らしい景観は、地域・地区毎の地形・歴史・土地利用の構図の重なりや時間・暮らしを背景として、現れてくるものです。そのため、地域・地区にある様々な景観構成要素についても、「地」と「図」の関係を再認識し、地域・地区全体として、「地(ベース)」となる景観を継承し、個性と魅力ある景観を形成することが重要です。

(2) 街並みとしての調和

金沢の街並みは、様々な時代の歴史や伝統・文化など、地域に根ざした「まちの記憶」が刻まれています。そのため、新たな景観の形成においても、地域・地区毎における街並みとして連続性や統一性に配慮し、調和を図りながら、後代にまちの記憶を引き継ぐことが重要です。

(3) 敷地利用の調和

景観は、様々な性格を有する敷地の集合体として捉えられます。また、敷地内には、建築物や工作物のほか、外構部分の歩行・緑化空間や駐車場・屋外設備など、様々な景観を構成する要素があります。そのため、景観面とともに機能・利用面も含めて、これらの要素が相互に調和したかたちで快適な敷地利用を目指すことが重要です。

(4) 半公的空間における景観配慮

私的空間と公的空間との境界部分となる半公的空間は、目線レベルから見た地域・地区毎の街並みや景観を印象づけるものです。そのため、道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設に面する空間においては、周辺からの見え方や周辺の景観との調和への配慮が重要です。

(5) 家並み景観・屋上景観の整え

家並み景観・屋上景観は、地域・地区における景観の全体的な印象や輪郭として感じられるものです。そのため、屋根や屋上部分については、周辺の街並みや背景となる景観と調和したものとし、奇抜な形態や雑然としたものとならないよう、整えることが重要です。

(6) 眺望景観や景観の連続性への配慮

眺望景観や景観の連続性は、河川と丘陵台地が生み出す立体的な都市景観、白山山系の山並みや広大な日本海への眺め、連なる斜面緑地や海岸林などの自然景観、地形や歴史が育んだ営みとしての農業景観、土地利用が生み出す拠点としての港湾景観などが地域の美しさや調和を生み出しています。そのため、「見る」・「見られる」というつながりを意識した眺望景観を形成するとともに、周辺の景観との連続性に配慮することが重要です。

※以下、景観形成基準については「基準」と表現します。(2-12まで)

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

2-5 「景観形成区域」における基準

「景観形成区域」における基準は、以下の通りです。（景観地区の基準は別に定めます。）

(1) 伝統環境保存区域（景観形成区域）における

良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

A 歴史文化象徴区域

①低層建築物（高さ10m以下の建築物）

項目		基準
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・地区毎の伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、できるかぎり壁面の位置を揃えるよう努める。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路に面する3階以上の部分の壁面は、道路幅員との関係を考慮し、2階の壁面よりも後退させる。 ・歴史的に継承された地区毎の町割・地割を活かした配置となるよう努める。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・城下町金沢の歴史文化を象徴する区域にふさわしい風格と落ち着きを感じられる素材の採用に努める。 ・外壁は、素材が醸し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情を感じられる形態意匠となるよう努める。 ・経年変化による味わいや美しさを感じられる木材や石材等の自然素材の採用に努める。 ・金沢らしさを感じられるような伝統素材や地産材の採用に努める。 ・伝統的な街並みとの調和に配慮した勾配屋根を基本とする。 ・雨や雪の多い金沢の気候風土を考慮した軒や庇の設置に努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、勾配屋根を原則とする。 ・勾配屋根は、瓦葺き・金属板葺きを原則とする。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、城下町金沢の歴史文化を象徴する街並み景観の継承に配慮し、茶・ベージュ系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにしない。 ・屋根の色彩は、黒・グレー系とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、外壁・屋根の色彩は「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとするを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。 	

(※) 景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

伝統環境保存区域

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

景観形成区域

景観形成区域

その他の区域

A 歴史文化象徴

B 伝統的街並み

C 川筋景観

D 旧街道街並み

E 遠望風致

A 景趣調和

B 景観調和

A 金沢駅周辺

B 都心軸

C 商業業務

A 交流拠点

B 企業立地

C 物流

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目	基準
敷地利用	緑・用水等 <ul style="list-style-type: none"> 敷地内に斜面緑地がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 敷地内には、できるかぎり前庭等の緑化空間を設け、玄関まわりにシンボル樹となるような郷土種や周辺の植生に合った中高木を1本以上植栽するよう努める。 敷地条件等により、やむを得ず前庭等の緑化空間を設けることができない場合は、積極的に植木鉢やプランター等による軒先緑化に努める。 斜面緑地保全区域と重なる区域では、「緑被率誘導表」に基づく緑被率を確保する。 用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場 <ul style="list-style-type: none"> できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース（車庫）とし、道路側には街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・板塀・土塀等による目隠し修景に努める。 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機 <ul style="list-style-type: none"> プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ・グレー系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 こまちなみ保存区域・寺社風景保全区域と重なる区域では、茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とする。 自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
広告物等 <ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。 	

②中高層建築物（高さ10mを超える建築物）

項目	基準
建築物	配置 <ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みや斜面緑地等の自然環境との調和に配慮した配置とする。 道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設に面する建築物の壁面は、圧迫感を感じさせないような配置となるよう配慮する。 道路側への圧迫感を軽減するため、道路幅員との関係を考慮し、道路からのセットバック空間の確保や3階以上の壁面の後退等の配慮に努める。 敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 金沢城や兼六園からの眺望に配慮した配置とする。 こまちなみ保存区域や寺社風景保全区域等の街並みからの見え方に配慮した配置とする。
	形態意匠 <ul style="list-style-type: none"> 奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないように工夫する。 城下町金沢の歴史文化を象徴する区域にふさわしい風格と落ち着きを感じられる素材の採用に努める。 建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
建築物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・低層部では、伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、軒や庇の設置、落ち着いた素材の採用・工夫に努める。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとす。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、背後の斜面緑地や山並み・スカイラインと調和する形状となるよう配慮する。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望みできる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・特に低層部の外壁は、伝統的な街並みとしての連続性を考慮し、低明度・低彩度の色調となるよう配慮する。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー系とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、外壁・屋根の色彩は「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に斜面緑地がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 ・角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、「緑被率誘導表」に基づく緑被率を確保する。 ・寺社風景保全区域と重なる区域では、区域内の境内地等との緑のネットワーク形成に配慮し、積極的に敷地内の緑化に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

伝統環境保存区域	A 歴史文化象徴
	B 伝統的街並み
	C 川筋景観
伝統環境調和区域	D 旧街道街並み
	E 遠望風致
近代的都市景観創出区域	A 景趣調和
	B 景観調和
	A 金沢駅周辺
港湾景観創出区域	B 都心軸
	C 商業業務
	A 交流拠点
重要広域幹線景観形成区域	B 企業立地
	C 物流
重要広域海岸景観形成区域	重要広域海岸
（その他の区域）	景観計画区域

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 ・できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース（車庫）とし、出入口付近の修景に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入口を限定し、生垣緑化や板塀・土塀等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ・グレー系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・こまちなみ保存区域・寺社風景保全区域と重なる区域では、茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とする。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

③工作物等

項目		基準
工作物等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 ・地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。(※)
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した配置とする。 ・周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間・施設から直接見えにくいような配置とする。 ・やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。

(※) 都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
工作物等	配置	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みや背景となる自然環境と調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとししない。 周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠（色彩含む）に準ずるものとする。 工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	塀・垣・さく等	<ul style="list-style-type: none"> 塀・垣・さく等を設ける場合は、伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置に努める。 やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。 用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材の採用に努める。

④土地の形質・その他

項目		基準
土地の形質・その他	土地の形質等	<ul style="list-style-type: none"> 必要以上に地形の改変を伴う造成とならないよう配慮し、既存の自然地形を極力活かした計画となるよう努める。 大規模なりの面が生じないよう配慮する。 当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 惣構跡や石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。
	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> 既存の緑地や庭・樹木はできるかぎり保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できるかぎり伐採しない。（維持管理作業は除く） 資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> 地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。 のり面は、周辺の斜面緑地等の自然環境との調和に配慮し、周辺の植生に合った緑化に努める。
路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。 敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 	

伝統環境保存区域	A 歴史文化象徴
	B 伝統的街並み
	C 川筋景観
伝統環境調和区域	D 旧街道街並み
	E 遠望風致
	A 景趣調和
近代的都市景観創出区域	B 景観調和
	A 金沢駅周辺
	B 都心軸
港湾景観創出区域	C 商業業務
	A 交流拠点
	B 企業立地
重要広域幹線景観形成区域	C 物流
	重要広域海岸景観形成区域
（その他の区域）	景観計画区域

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

B 伝統的街並み区域

①低層建築物（高さ10m以下の建築物）

項目		基準
建築物	高さ	・一部の区域においては、高さ基準図に定めるところにより15m又は12m以下とする。
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・地区毎の伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、できるかぎり壁面の位置を揃えるよう努める。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路に面する3階以上の部分の壁面は、道路幅員との関係を考慮し、2階の壁面よりも後退させる。 ・こまちなみ保存区域（旧新町区域）と重なる区域では、道路に面する3階以上の壁面は、道路から2m以上後退するよう努める。 ・歴史的に継承された地区毎の町割・地割を活かした配置となるよう努める。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・まちなかの伝統的街並みと調和する落ち着きを感じられる素材の採用に努める。 ・外壁は、素材が醸し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情を感じられる形態意匠となるよう努める。 ・経年変化による味わいや美しさを感じられる木材や石材等の自然素材の採用に努める。 ・金沢らしさを感じられるような伝統素材や地産材の採用に努める。 ・伝統的な街並みとの調和に配慮した勾配屋根を基本とする。 ・雨や雪の多い金沢の気候風土を考慮した軒や庇の設置に努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、勾配屋根を原則とする。 ・勾配屋根は、瓦葺き・金属板葺きを基本とする。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにしない。 ・屋根の色彩は、黒・グレー系を基本とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少なくないものとする。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、外壁・屋根の色彩は「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に斜面緑地がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目	基準
敷地利用	<p>緑・用水等</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地内には、できるかぎり前庭等の緑化空間を設け、玄関まわりにシンボル樹となるような郷土種や周辺の植生に合った中高木を1本以上植栽するよう努める。 敷地条件等により、やむを得ず前庭等の緑化空間を設けることができない場合は、積極的に植木鉢やプランター等による軒先緑化に努める。 斜面緑地保全区域と重なる区域では、「緑被率誘導表」に基づく緑被率を確保する。 犀川・浅野川に面する敷地では、自然景観と調和した緑豊かな川筋景観を創出するため、敷地内の河川沿いに積極的に緑化空間を設置するよう努める。 用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	<p>駐車スペース・駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース（車庫）とし、道路側には街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・板塀・土塀等による目隠し修景に努める。 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	<p>外構付属物 自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ・グレー系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 こまちなみ保存区域・寺社風景保全区域と重なる区域では、茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とする。 自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
<p>広告物等</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。 	

②中高層建築物（高さ10mを超える建築物）

項目	基準
建築物	<p>高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の区域においては、高さ基準図に定めるところにより15m又は12m以下とする。
	<p>配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みや斜面緑地等の自然環境との調和に配慮した配置とする。 道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設に面する建築物の壁面は、圧迫感を感じさせないような配置となるよう配慮する。 道路側への圧迫感を軽減するため、道路幅員との関係を考慮し、道路からのセットバック空間の確保や3階以上の壁面の後退等の配慮に努める。 こまちなみ保存区域（旧新町区域）と重なる区域では、道路に面する3階以上の壁面は、道路から2m以上後退するよう努める。 敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 こまちなみ保存区域や寺社風景保全区域等の街並みからの見え方に配慮した配置とする。
<p>形態意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> 奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 	

伝統環境保存区域	A 歴史文化象徴
	B 伝統的街並み
	C 川筋景観
伝統環境調和区域	D 旧街道街並み
	E 遠望風致
近代的都市景観創出区域	A 景趣調和
	B 景観調和
	C 商業業務
港湾景観創出区域	A 金沢駅周辺
	B 都心軸
	C 商業業務
重要広域幹線景観形成区域	A 交流拠点
	B 企業立地
	C 物流
重要広域海岸景観形成区域	重要広域幹線
	重要広域海岸
景観計画区域（その他の区域）	景観計画区域

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
建築物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 低層部では、伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、軒や庇の設置、落ち着きある素材の採用・工夫に努める。 まちなかの伝統的街並みと調和する落ち着きを感じられる素材の採用に努める。 ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとす。 文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 斜面緑地保全区域と重なる区域では、背後の斜面緑地や山並み・スカイラインと調和する形状となるよう配慮する。 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。 太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 特に低層部の外壁は、伝統的な街並みとしての連続性を考慮し、低明度・低彩度の色調となるよう配慮する。 外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 屋根の色彩は、黒・グレー系を基本とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 斜面緑地保全区域と重なる区域では、外壁・屋根の色彩は「色彩誘導表」に基づいたものとする。 太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> 道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に斜面緑地がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 犀川・浅野川に面する敷地では、自然景観と調和した緑豊かな川筋景観を創出するため、敷地内の河川沿いに積極的に緑化空間を設置するよう努める。 斜面緑地保全区域と重なる区域では、「緑被率誘導表」に基づく緑被率を確保する。 寺社風景保全区域と重なる区域では、区域内の境内地等との緑のネットワーク形成に配慮し、積極的に敷地内の緑化に努める。 用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。

(※) 景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 ・できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース（車庫）とし、出入口付近の修景に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入口を限定し、生垣緑化や板塀・土塀等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・プロバンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ・グレー系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・こまちなみ保存区域・寺社風景保全区域と重なる区域では、茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とする。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着いた夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

③工作物等

項目		基準
工作物等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 ・地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。(※)
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した配置とする。 ・周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間・施設から直接見えにくいような配置とする。 ・やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。

(※) 都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

伝統環境保存区域	A 歴史文化象徴
	B 伝統的街並み
	C 川筋景観
伝統環境調和区域	D 旧街道街並み
	E 遠望風致
	A 景趣調和
近代的都市景観創出区域	B 景観調和
	A 金沢駅周辺
	B 都心軸
港湾景観創出区域	C 商業業務
	A 交流拠点
	B 企業立地
景観形成区域	C 物流
	重要広域幹線
景観形成区域	重要広域海岸
	(その他の区域)

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
工作物等	配置	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みや背景となる自然環境と調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとししない。 周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠（色彩含む）に準ずるものとする。 工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	塀・垣・さく等	<ul style="list-style-type: none"> 塀・垣・さく等を設ける場合は、伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置に努める。 やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。 用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材の採用に努める。

④土地の形質・その他

項目		基準
土地の形質・その他	土地の形質等	<ul style="list-style-type: none"> 必要以上に地形の改変を伴う造成とならないよう配慮し、既存の自然地形を極力活かした計画となるよう努める。 大規模なのり面が生じないよう配慮する。 当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 惣構跡や石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。
	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> 既存の緑地や庭・樹木はできるかぎり保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できるかぎり伐採しない。（維持管理作業は除く） 資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整頓し、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> 地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。 のり面は、周辺の斜面緑地等の自然環境との調和に配慮し、周辺の植生に合った緑化に努める。
路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。 敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 	

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

C 川筋景観区域

①低層建築物（高さ 10m以下の建築物）

項目		基準
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・地区毎の伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、できるかぎり壁面の位置を揃えるよう努める。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路に面する3階以上の部分の壁面は、道路幅員との関係を考慮し、2階の壁面よりも後退させる。 ・歴史的に継承された地区毎の町割・地割を活かした配置となるよう努める。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・川筋の伝統的街並みと調和する落ち着きが感じられる素材の採用に努める。 ・外壁は、素材が醸し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情が感じられる形態意匠となるよう努める。 ・経年変化による味わいや美しさが感じられる木材や石材等の自然素材の採用に努める。 ・金沢らしさが感じられるような伝統素材や地産材の採用に努める。 ・伝統的な街並みとの調和に配慮した勾配屋根を基本とする。 ・雨や雪の多い金沢の気候風土を考慮した軒や庇の設置に努める。 ・勾配屋根は、瓦葺き・金属板葺きを基本とする。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、勾配屋根を原則とする。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー系を基本とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、外壁・屋根の色彩は「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。 	
敷地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に斜面緑地がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地内には、できるかぎり前庭等の緑化空間を設け、玄関まわりにシンボル樹となるような郷土種や周辺の植生に合った中高木を1本以上植栽するよう努める。 ・敷地条件等により、やむを得ず前庭等の緑化空間を設けることができない場合は、積極的に植木鉢やプランター等による軒先緑化に努める。 	

(※) 景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

伝統環境保存区域

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

景観形成区域

景観形成区域

景観計画区域
(その他の区域)

A 歴史文化象徴

B 伝統的街並み

C 川筋景観

D 旧街道街並み

E 遠望風致

A 景趣調和

B 景観調和

A 金沢駅周辺

B 都心軸

C 商業業務

A 交流拠点

B 企業立地

C 物流

重要広域幹線

重要広域海岸

景観計画区域
(その他の区域)

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目	基準
敷地利用	緑・用水等 <ul style="list-style-type: none"> ・犀川・浅野川に面する敷地では、自然景観と調和した緑豊かな川筋景観を創出するため、敷地内の河川沿いに積極的に緑化空間を設置するよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、「緑被率誘導表」に基づく緑被率を確保する。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場 <ul style="list-style-type: none"> ・できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース（車庫）とし、道路側には街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・板塀・土塀等による目隠し修景に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機 <ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ・グレー系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・こまちなみ保存区域・寺社風景保全区域と重なる区域では、茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とする。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

②中高層建築物（高さ10mを超える建築物）

項目	基準
建築物	配置 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みや斜面緑地等の自然環境との調和に配慮した配置とする。 ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設に面する建築物の壁面は、圧迫感を感じさせないような配置となるよう配慮する。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路幅員との関係を考慮し、道路からのセットバック空間の確保や3階以上の壁面の後退等の配慮に努める。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・川筋の開放的な眺望や街並みとの一体感に配慮した配置とする。 ・こまちなみ保存区域や寺社風景保全区域等の街並みからの見え方に配慮した配置とする。
	形態意匠 <ul style="list-style-type: none"> ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・低層部では、伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、軒や庇の設置、落ち着きある素材の採用・工夫に努める。 ・川筋の伝統的街並みと調和する落ち着きを感じられる素材の採用に努める。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
建築物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、背後の斜面緑地や山並み・スカイラインと調和する形状となるよう配慮する。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・特に低層部の外壁は、伝統的な街並みとしての連続性を考慮し、低明度・低彩度の色調となるよう配慮する。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー系を基本とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、外壁・屋根の色彩は「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとするを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に斜面緑地がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 ・角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 ・犀川・浅野川に面する敷地では、自然景観と調和した緑豊かな川筋景観を創出するため、敷地内の河川沿いに積極的に緑化空間を設置するよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、「緑被率誘導表」に基づく緑被率を確保する。 ・寺社風景保全区域と重なる区域では、区域内の境内地等との緑のネットワーク形成に配慮し、積極的に敷地内の緑化に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。

(※) 景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

伝統環境保存区域

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

景観形成区域

景観形成区域

景観形成区域

A 歴史文化象徴

B 伝統的街並み

C 川筋景観

D 旧街道街並み

E 遠望風致

A 景趣調和

B 景観調和

A 金沢駅周辺

B 都心軸

C 商業業務

A 交流拠点

B 企業立地

C 物流

重要広域幹線

重要広域海岸

景観計画区域
(その他の区域)

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース ・ 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 ・できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース（車庫）とし、出入り口付近の修景に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化や板塀・土塀等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ・グレー系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・こまちなみ保存区域・寺社風景保全区域と重なる区域では、茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とする。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

③工作物等

項目		基準
工作物等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 ・地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。(※)
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した配置とする。 ・周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間・施設から直接見えにくいような配置とする。 ・やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。

(※) 都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
工作物等	配置	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みや背景となる自然環境と調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとししない。 周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠（色彩含む）に準ずるものとする。 工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	塀・垣・さく等	<ul style="list-style-type: none"> 塀・垣・さく等を設ける場合は、伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置に努める。 やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。 用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材の採用に努める。

④土地の形質・その他

項目		基準
土地の形質・その他	土地の形質等	<ul style="list-style-type: none"> 必要以上に地形の改変を伴う造成とならないよう配慮し、既存の自然地形を極力活かした計画となるよう努める。 大規模なりの面が生じないよう配慮する。 当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 惣構跡や石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。
	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> 既存の緑地や庭・樹木はできるかぎり保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できるかぎり伐採しない。（維持管理作業は除く） 資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> 地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。 のり面は、周辺の斜面緑地等の自然環境との調和に配慮し、周辺の植生に合った緑化に努める。
路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。 敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 	

伝統環境保存区域

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

重要広域幹線景観形成区域

重要広域海岸景観形成区域

景観計画区域（その他の区域）

A 歴史文化象徴

B 伝統的街並み

C 川筋景観

D 旧街道街並み

E 遠望風致

A 景趣調和

B 景観調和

A 金沢駅周辺

B 都心軸

C 商業業務

A 交流拠点

B 企業立地

C 物流

D 旧街道街並み区域

①低層建築物（高さ10m以下の建築物）

項目		基準
建築物	高さ	・一部の区域においては、高さ基準図に定めるところにより12m以下とする。
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・地区毎の伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、できるかぎり壁面の位置を揃えるよう努める。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路に面する3階以上の部分の壁面は、道路幅員との関係を考慮し、2階の壁面よりも後退させる。 ・歴史的に継承された地区毎の町割・地割を活かした配置となるよう努める。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・旧街道の歴史的な趣きの連続性に配慮した素材の採用に努める。 ・外壁は、素材が醸し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情が感じられる形態意匠となるよう努める。 ・経年変化による味わいや美しさが感じられる木材や石材等の自然素材の採用に努める。 ・金沢らしさが感じられるような伝統素材や地産材の採用に努める。 ・伝統的な街並みとの調和に配慮した勾配屋根を基本とする。 ・雨や雪の多い金沢の気候風土を考慮した軒や庇の設置に努める。 ・勾配屋根は、瓦葺き・金属板葺きを基本とする。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望み見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー系を基本とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地内には、できるかぎり前庭等の緑化空間を設け、玄関まわりにシンボル樹となるような郷土種や周辺の植生に合った中高木を1本以上植栽するよう努める。 ・敷地条件等により、やむを得ず前庭等の緑化空間を設けることができない場合は、積極的に植木鉢やプランター等による軒先緑化に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース ・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース（車庫）とし、道路側には街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・板塀・土塀等による目隠し修景に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色彩は、旧街道の街並みと調和する茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

②中高層建築物（高さ 10mを超える建築物）

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の区域においては、高さ基準図に定めるところにより 12m以下とする。
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みや斜面緑地等の自然環境との調和に配慮した配置とする。 ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設に面する建築物の壁面は、圧迫感を感じさせないような配置となるよう配慮する。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路幅員との関係を考慮し、道路からのセットバック空間の確保や3階以上の壁面の後退等の配慮に努める。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・旧街道の街並みの連続性に配慮した配置とする。 ・こまちなみ保存区域や寺社風景保全区域等の街並みからの見え方に配慮した配置とする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・低層部では、旧街道の街並みとの調和に配慮し、軒や庇の設置、落ち着きある素材の採用・工夫に努める。 ・旧街道の歴史的な趣きの連続性に配慮した素材の採用に努める。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。

伝統環境保存区域

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

景観形成区域

景観形成区域

景観計画区域
(その他の区域)

A 歴史文化象徴

B 伝統的街並み

C 川筋景観

D 旧街道街並み

E 遠望風致

A 景趣調和

B 景観調和

A 金沢駅周辺

B 都心軸

C 商業業務

A 交流拠点

B 企業立地

C 物流

重要広域幹線

重要広域海岸

景観計画区域
(その他の区域)

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
建築物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。 太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ系で落ち着いた色彩とする。 寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 特に低層部の外壁は、伝統的な街並みとしての連続性を考慮し、低明度・低彩度の色調となるよう配慮する。 外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなりすぎないようにする。 屋根の色彩は、黒・グレー系を基本とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> 道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないように工夫する。 屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 寺社風景保全区域と重なる区域では、区域内の境内地等との緑のネットワーク形成に配慮し、積極的に敷地内の緑化に努める。 用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース（車庫）とし、出入り口付近の修景に努める。 やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化や板塀・土塀等による目隠し修景を行う。 出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。

(※) 景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
敷地利用	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色は、旧街道の街並みと調和する茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

③工作物等

項目		基準
工作物等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 ・地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。(※)
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・旧街道沿いの伝統的な街並みとの調和に配慮した配置とする。 ・周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間・施設から直接見えにくいような配置とする。 ・やむを得ず道路側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みや背景となる自然環境と調和した形態意匠(色彩含む)とし、奇抜なものとしなない。 ・周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする。 ・工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	塀・垣・さく 等	<ul style="list-style-type: none"> ・塀・垣・さく等を設ける場合は、伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置に努める。 ・やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。 ・用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材の採用に努める。

(※) 都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

伝統環境保存区域

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

景観形成区域

景観形成区域

景観計画区域
(その他の区域)

A 歴史文化象徴

B 伝統的街並み

C 川筋景観

D 旧街道街並み

E 遠望風致

A 景趣調和

B 景観調和

A 金沢駅周辺

B 都心軸

C 商業業務

A 交流拠点

B 企業立地

C 物流

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

④土地の形質・その他

項 目		基 準
土地の形質・その他	土地の形質等	<ul style="list-style-type: none"> 当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。
	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> 既存の緑地や庭・樹木はできるかぎり保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できるかぎり伐採しない。（維持管理作業は除く） 宅地の造成、土石の採取等により、やむを得ずまとまった緑地が失われる場合は、周辺からの見え方にも配慮し、敷地内の積極的な緑化等による自然回復措置に努める。 資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> 地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。
	路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。 敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

A 歴史文化象徴	伝統環境保存区域	伝統環境調和区域	近代的都市景観創出区域	港湾景観創出区域	重要広域幹線 景観形成区域
B 伝統的街並み					
C 川筋景観					
D 旧街道街並み					重要広域海岸 景観形成区域
E 遠望風致					
A 景趣調和					景観計画区域 (その他の区域)
B 景観調和					
A 金沢駅周辺					
B 都心軸					
C 商業業務					
A 交流拠点					
B 企業立地					
C 物流					

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

E 遠望風致区域

①低層建築物（高さ10m以下の建築物）

項目		基準
建築物	高さ	・一部の区域においては、高さ基準図に定めるところにより15m、12m、10m、8m以下とする。
	配置	・ゆとりある景観形成のため、道路に面する3階以上の部分の壁面は、道路幅員との関係を考慮し、2階の壁面よりも後退させる。 ・周辺の街並みや自然環境と調和したゆとりある配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。
	形態意匠	・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・外壁は、素材が醸し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情が感じられる形態意匠となるよう努める。 ・雨や雪の多い金沢の気候風土を考慮した軒や庇の設置に努める。 ・背景となる山並みやスカイラインとの調和に配慮した勾配屋根を基本とする。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、勾配屋根を原則とする。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。
	色彩	・外壁の色彩は、自然環境と調和した街並み景観の形成に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根の色彩は、低明度・低彩度の色調とし、金属板葺きの場合は、メタリックな光沢が少ないものとする。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、外壁・屋根の色彩は「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとするを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等	・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等	・敷地内に斜面緑地がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地内には、できるかぎり前庭等の緑化空間を設け、玄関まわりにシンボル樹となるような郷土種や周辺の植生に合った中高木を1本以上植栽するよう努める。 ・犀川・浅野川に面する敷地では、自然景観と調和した緑豊かな川筋景観を創出するため、敷地内の河川沿いに積極的に緑化空間を設置するよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、「緑被率誘導表」に基づく緑被率を確保する。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。

伝統環境保存区域

E 遠望風致

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

重要広域幹線景観形成区域

重要広域海岸景観形成区域

景観計画区域（その他の区域）

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
敷地利用	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄關まわりを含めた緑化修景や生垣・板塀等による目隠し修景に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着いた夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。

②中高層建築物（高さ 10mを超える建築物）

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の区域においては、高さ基準図に定めるところにより 15m、12m、10m、8m以下とする。
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みや斜面緑地等の自然環境との調和に配慮した配置とする。 ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設に面する建築物の壁面は、圧迫感を感じさせないような配置となるよう配慮する。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路幅員との関係を考慮し、道路からのセットバック空間の確保や3階以上の壁面の後退等の配慮に努める。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・犀川・浅野川沿いや対岸等の周辺から見た場合、違和感が生じないような配置とする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・やむを得ず屋外階段を設ける場合は、腰壁・パネル・ルーバー等による修景に配慮する。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとす。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、背後の斜面緑地や山並み・スカイラインと調和する形状となるよう配慮する。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望みできる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
建築物	形態意匠	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、自然環境と調和した街並み景観の形成に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根の色彩は、低明度・低彩度の色調とし、金属板葺きの場合は、メタリックな光沢が少ないものとする。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、外壁・屋根の色彩は「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとするを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないように工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に斜面緑地がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 ・角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 ・犀川・浅野川に面する敷地では、自然景観と調和した緑豊かな川筋景観を創出するため、敷地内の河川沿いに積極的に緑化空間を設置するよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では、「緑被率誘導表」に基づく緑被率を確保する。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置として工夫するか、できるかぎり出入口を限定し、生垣緑化等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・プロバングス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着いた夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。

伝統環境保存区域

E 遠望風致

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

景観形成区域

景観形成区域

景観計画区域
(その他の区域)

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

③工作物等

項目		基準
工作物等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。(※)
	配置	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みや自然環境との調和に配慮し、特に、背景となる山並みやスカイラインを遮らないような配置とする。 周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間・施設から直接見えにくいような配置とする。 やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みや背景となる自然環境と調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとししない。 周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする。 工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	塀・垣・さく等	<ul style="list-style-type: none"> 塀・垣・さく等を設ける場合は、周辺の街並みや自然環境との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀等の設置に努める。 やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。 用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材の採用に努める。

(※) 都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

④土地の形質・その他

項目	基準	
土地の形質・その他	土地の形質等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要以上に地形の改変を伴う造成とならないよう配慮し、既存の自然地形を極力活かした計画となるよう努める。 ・大規模なりの面が生じないよう配慮する。 ・当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 ・石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。
	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の緑地や庭・樹木はできるかぎり保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 ・敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できるかぎり伐採しない。(維持管理作業は除く) ・宅地の造成、土石の採取等により、やむを得ずまとまった緑地が失われる場合は、周辺からの見え方にも配慮し、敷地内の積極的な緑化等による自然回復措置に努める。 ・資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m(やむを得ない場合でも50cm以上)の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> ・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。 ・のり面は、周辺の斜面緑地等の自然環境との調和に配慮し、周辺の植生に合った緑化に努める。
	路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。 ・敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

伝統環境保存区域

A 歴史文化象徴

B 伝統的街並み

C 川筋景観

D 旧街道街並み

E 遠望風致

伝統環境調和区域

A 景趣調和

B 景観調和

近代的都市景観創出区域

A 金沢駅周辺

B 都心軸

C 商業業務

港湾景観創出区域

A 交流拠点

B 企業立地

C 物流

重要広域幹線
景観形成区域

重要広域海岸
景観形成区域

景観計画区域
(その他の区域)

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(2) 伝統環境調和区域(景観形成区域)における

良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

A 景趣調和区域

①低層建築物(高さ10m以下の建築物)

項目	基準
建築物	配置 <ul style="list-style-type: none"> ・地区毎の街並みとしての連続性に配慮し、できるかぎり壁面の位置を揃えるよう努める。 ・こまちなみ保存区域(旧新町区域)と重なる区域では、道路に面する3階以上の壁面は、道路から2m以上後退するよう努める。 ・歴史的に継承された地区毎の町割・地割を活かした配置となるよう努める。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。
	形態意匠 <ul style="list-style-type: none"> ・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・伝統的な街並みと調和する落ち着きを感じられる素材の採用に努める。 ・外壁は、素材が醸し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情を感じられる形態意匠となるよう努める。 ・経年変化による味わいや美しさが感じられる木材や石材等の自然素材の採用に努める。 ・金沢らしさが感じられるような伝統素材や地産材の採用に努める。 ・雨や雪の多い金沢の気候風土を考慮した軒や庇の設置に努める。 ・勾配屋根は、瓦葺き・金属板葺きを基本とする。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等(建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など)は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準(位置や広告全体の面積、色彩等)を満たすよう努める。(※)
	色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー系とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地内には、できるかぎり前庭等の緑化空間を設け、玄関まわりにシンボル樹となるような郷土種や周辺の植生に合った中高木を1本以上植栽するよう努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m(やむを得ない場合でも50cm以上)の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。

(※) 景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
敷地利用	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース（車庫）とし、道路側には街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・板塀・土塀等による目隠し修景に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ・グレー系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・こまちなみ保存区域・寺社風景保全区域と重なる区域では、茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とする。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な街並みの趣きと調和する落ち着いたデザインの広告物となるよう配慮する。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

②中高層建築物（高さ 10mを超える建築物）

項目		基準
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路幅員との関係を考慮し、道路からのセットバック空間の確保や3階以上の壁面の後退等の配慮に努める。 ・こまちなみ保存区域（旧新町区域）と重なる区域では、道路に面する3階以上の壁面は、道路から2m以上後退するよう努める。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・隣接する伝統的な街並みからの見え方に配慮した配置とする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・やむを得ず屋外階段を設ける場合は、腰壁・パネル・ルーバー等による修景に配慮する。 ・伝統的な街並みと調和する落ち着きを感じられる素材の採用に努める。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。

伝統環境保存区域	A 歴史文化象徴
	B 伝統的街並み
	C 川筋景観
伝統環境調和区域	D 旧街道街並み
	E 遠望風致
近代的都市景観創出区域	A 金沢駅周辺
	B 都心軸
	C 商業業務
港湾景観創出区域	A 交流拠点
	B 企業立地
	C 物流
重要広域幹線 景観形成区域	重要広域幹線
重要広域海岸 景観形成区域	重要広域海岸
（その他の区域）	景観計画区域 （その他の区域）

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
建築物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにしない。 屋根の色彩は、黒・グレー系とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 斜面緑地保全区域と重なる区域では、外壁・屋根の色彩は「色彩誘導表」に基づいたものとする。 太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
敷地利用	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> 道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないように工夫する。 屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 風力発電設備は、屋上には設置しない。
	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース（車庫）とし、出入り口付近の修景に努める。 やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化や板塀・土塀等による目隠し修景を行う。 出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。

(※) 景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目	基準
敷地利用	<p>外構付属物</p> <p>自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ・グレー系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・こまちなみ保存区域・寺社風景保全区域と重なる区域では、茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とする。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	<p>広告物等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な街並みの趣きと調和する落ち着いたデザインの広告物となるよう配慮する。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

③ 工作物等

項目	基準
工作物等	<p>高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 ・地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。(※)
	<p>配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の伝統的な街並みとの調和に配慮した配置とする。 ・周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間・施設から直接見えにくいような配置とする。 ・やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	<p>形態意匠</p> <p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みと調和した形態意匠(色彩含む)とし、奇抜なものとししない。 ・周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする。 ・工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	<p>塀・垣・さく</p> <p>等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塀・垣・さく等を設ける場合は、伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置に努める。 ・やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。 ・用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材の採用に努める。

(※) 都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

伝統環境保存区域	A 歴史文化象徴
	B 伝統的街並み
	C 川筋景観
	D 旧街道街並み
	E 遠望風致
伝統環境調和区域	A 景趣調和
	B 景観調和
近代的都市景観創出区域	A 金沢駅周辺
	B 都心軸
	C 商業業務
港湾景観創出区域	A 交流拠点
	B 企業立地
	C 物流
景観形成区域	重要広域幹線
	重要広域海岸
景観形成区域	(その他の区域)
	景観計画区域

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

④土地の形質・その他

項 目		基 準
土地の形質・その他	土地の形質等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要以上に地形の改変を伴う造成とならないよう配慮し、既存の自然地形を極力活かした計画となるよう努める。 ・当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 ・惣構跡や石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。
	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の緑地や庭・樹木はできるかぎり保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 ・敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できるかぎり伐採しない。（維持管理作業は除く） ・資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整頓し、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> ・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。
	路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。 ・敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

A 歴史文化象徴	伝統環境保存区域
B 伝統的街並み	
C 川筋景観	
D 旧街道街並み	
E 遠望風致	
A 景趣調和	伝統環境調和区域
B 景観調和	
A 金沢駅周辺	近代的都市景観創出区域
B 都心軸	
C 商業業務	
A 交流拠点	港湾景観創出区域
B 企業立地	
C 物流	
景観形成区域	重要広域幹線
景観形成区域	重要広域海岸
(その他の区域)	景観計画区域

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

B 景観調和区域

①低層建築物（高さ10m以下の建築物）

項目		基準
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・地区毎の街並みとしての連続性に配慮し、できるかぎり壁面の位置を揃えるよう努める。 ・地区毎に継承される地割・町割がある場合には、歴史的に継承された地区毎の町割・地割を活かした配置となるよう努める。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・伝統的な街並みと調和する落ち着きを感じられる素材の採用に努める。 ・外壁は、素材が醸し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情を感じられる形態意匠となるよう努める。 ・経年変化による味わいや美しさを感じられる木材や石材等の自然素材の採用に努める。 ・金沢らしさを感じられるような伝統素材や地産材の採用に努める。 ・雨や雪の多い金沢の気候風土を考慮した軒や庇の設置に努める。 ・勾配屋根は、瓦葺き・金属板葺きを基本とする。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望みできる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー・茶系の低彩度の色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。 	
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地内には、できるかぎり前庭等の緑化空間を設け、玄関まわりにシンボル樹となるような郷土種や周辺の植生に合った中高木を1本以上植栽するよう努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。

(※) 景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

伝統環境保存区域

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

景観形成区域

景観形成区域

景観計画区域
(その他の区域)

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
敷地利用	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> • できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース（車庫）とし、道路側には街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 • やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・板塀・土塀等による目隠し修景に努める。 • 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> • プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 • 自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ・グレー系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 • 自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> • 隣接する伝統環境保存区域の街並みと調和する落ち着いたデザインの広告物となるよう配慮する。 • 奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 • 周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 • 文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 • 独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 • 屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

②中高層建築物（高さ10mを超える建築物）

項目		基準
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> • 道路側への圧迫感を軽減するため、道路幅員との関係を考慮し、道路からのセットバック空間の確保や3階以上の壁面の後退等の配慮に努める。 • 敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 • 文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 • 隣接する伝統的な街並みからの見え方に配慮した配置とする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> • 奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 • 建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないように工夫する。 • 建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 • 屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 • やむを得ず屋外階段を設ける場合は、腰壁・パネル・ルーバー等による修景に配慮する。 • 伝統的な街並みと調和する落ち着きが感じられる素材の採用に努める。 • ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。 • 文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 • 交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 • 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 • 太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 • 太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 • 文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
建築物	形態意匠	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー・茶系の低彩度の色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとするを基本とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 ・角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 ・寺社風景保全区域と重なる区域では、区域内の境内地等との緑のネットワーク形成に配慮し、積極的に敷地内の緑化に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・できるかぎり、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 ・できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース（車庫）とし、出入口付近の修景に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入口を限定し、生垣緑化や板塀・土塀等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパングス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ・グレー系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。

伝統環境保存区域

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

重要広域幹線
景観形成区域

重要広域海岸
景観形成区域

景観計画区域
(その他の区域)

A 歴史文化象徴

B 伝統的街並み

C 川筋景観

D 旧街道街並み

E 遠望風致

A 景趣調和

B 景観調和

A 金沢駅周辺

B 都心軸

C 商業業務

A 交流拠点

B 企業立地

C 物流

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
敷地利用	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する伝統環境保存区域の街並みと調和する落ち着いたデザインの広告物となるよう配慮する。 奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 周辺の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。 屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

③工作物等

項目		基準
工作物等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。(※)
	配置	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する伝統的環境保存区域内の街並みとの調和に配慮した配置とする。 周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間・施設から直接見えにくいような配置とする。 やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みと調和した形態意匠(色彩含む)とし、奇抜なものとしめない。 周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする。 工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	塀・垣・さく等	<ul style="list-style-type: none"> 塀・垣・さく等を設ける場合は、伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置に努める。 やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。 用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材の採用に努める。

(※) 都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

④土地の形質・その他

項 目		基 準
土地の形質・その他	土地の形質等	<ul style="list-style-type: none"> 当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 惣構跡や石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。
	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> 既存の緑地や庭・樹木はできるかぎり保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できるかぎり伐採しない。(維持管理作業は除く) 資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m(やむを得ない場合でも50cm以上)の通路幅を確保する。 用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> 地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。
	路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。 敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

伝統環境保存区域

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

重要広域幹線
景観形成区域

重要広域海岸
景観形成区域

景観計画区域
(その他の区域)

A 歴史文化象徴
B 伝統的街並み
C 川筋景観
D 旧街道街並み
E 遠望風致
A 景趣調和
B 景観調和
A 金沢駅周辺
B 都心軸
C 商業業務
A 交流拠点
B 企業立地
C 物流

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(3) 近代的都市景観創出区域（景観形成区域）における
良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

A 金沢駅周辺区域

①低層建築物（高さ10m以下の建築物）

項目		基準
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・できるかぎり壁面を後退させ、歩道沿いにゆとりある空間の創出に努める。 ・周辺の街並みと調和した配置とする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・金沢の玄関口としての風格ある景観形成に配慮し、賑わいのなかにも落ち着きを感じられる形態意匠とし、奇抜なものとはしない。 ・建築物上部の形態を整え、すっきりした形状とする。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにしない。 ・屋根の色彩は、黒・グレー・茶系の低彩度の色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・できるかぎり敷地内の道路側に郷土種や周辺の植生に合った中高木や低木を植栽し、建築物と一体となった魅力ある緑化空間の創出に努める。
	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース（車庫）とし、道路側には街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣等による目隠し修景に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・原則、都心軸となる道路側には自動販売機は設置しないよう努める。 ・やむを得ず敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。

(※) 景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
敷地利用	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢の玄関口にふさわしい品格と落ち着きを感じられる景観形成に配慮したデザインとなるよう配慮する。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

②中高層建築物（高さ10mを超える建築物）

項目		基準
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な沿道景観の形成に配慮し、できるかぎり壁面の位置を後退させ、歩道と一体となったゆとりある空間の創出に努める。 ・周辺の街並みと調和した配置とする。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・隣接する伝統的な街並みからの見え方に配慮した配置とする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・やむを得ず屋外階段を設ける場合は、腰壁・パネル・ルーバー等による修景に配慮する。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー・茶系の低彩度の色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとするを基本とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。

(※) 景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

伝統環境保存区域	A 歴史文化象徴
	B 伝統的街並み
	C 川筋景観
	D 旧街道街並み
	E 遠望風致
伝統環境調和区域	A 景趣調和
	B 景観調和
近代的都市景観創出区域	A 金沢駅周辺
	B 都心軸
	C 商業業務
港湾景観創出区域	A 交流拠点
	B 企業立地
	C 物流
重要広域幹線景観形成区域	重要広域幹線
	重要広域海岸
景観計画区域（その他の区域）	景観計画区域

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
建築物	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> 道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないように工夫する。 屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 風力発電設備は、屋上には設置しない。
	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 金沢の玄関口としての街並みにふさわしいシンボリックな緑化空間の創出に配慮する。
	敷地利用	
近代的都市景観創出区域	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース（車庫）とし、出入口付近の修景に努める。 屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入口を限定し、生垣緑化や塀等による目隠し修景を行う。 出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 原則、都心軸となる道路側には自動販売機は設置しないよう努める。 やむを得ず敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。
	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> 金沢の玄関口にふさわしい品格と落ち着きを感じられる景観形成に配慮したデザインとなるよう配慮する。 奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。 屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

A 歴史文化象徴	伝統環境保存区域
B 伝統的街並み	
C 川筋景観	
D 旧街道街並み	
E 遠望風致	
A 景趣調和	伝統環境調和区域
B 景観調和	
A 金沢駅周辺	近代的都市景観創出区域
B 都心軸	
C 商業業務	
A 交流拠点	港湾景観創出区域
B 企業立地	
C 物流	
景観形成区域	重要広域幹線
景観形成区域	重要広域海岸
その他の区域	景観計画区域

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

③ 工作物等

項目		基準
工作物等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。(※)
	配置	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮した配置とする。 周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間・施設から直接見えにくいような配置とする。 やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みと調和した形態意匠(色彩含む)とし、奇抜なものとししない。 周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする。 工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	塀・垣・さく等	<ul style="list-style-type: none"> 塀・垣・さく等を設ける場合は、周辺の街並みとの調和に配慮した塀・生垣・フェンス等とする。 やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。

(※) 都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

④ 土地の形質・その他

項目		基準
土地の形質・その他	土地の形質等	当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。
	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> 資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整頓し、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できるかぎり伐採しない。(維持管理作業は除く)
	擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> 地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。
	路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。 敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

伝統環境保存区域	A 歴史文化象徴
	B 伝統的街並み
	C 川筋景観
	D 旧街道街並み
	E 遠望風致
伝統環境調和区域	A 景観調和
	B 景観調和
近代的都市景観創出区域	A 金沢駅周辺
	B 都心軸
	C 商業業務
港湾景観創出区域	A 交流拠点
	B 企業立地
	C 物流
景観形成区域	重要広域幹線
	景観形成区域
景観形成区域	重要広域海岸
	(その他の区域) 景観計画区域

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

B 都心軸区域

①低層建築物（高さ10m以下の建築物）

項目		基準
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> • できるかぎり壁面を後退させ、歩道沿いにゆとりある空間の創出に努める。 • 周辺の街並みと調和した配置とする。 • 文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> • 金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 • 奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 • 金沢の都心軸としての風格ある景観形成に配慮し、賑わいのなかにも落ち着きを感じられる形態意匠とし、奇抜なものとはしない。 • 建築物上部の形態を整え、すっきりした形状とする。 • 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 • 太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 • 太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 • 文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> • 外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 • 寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 • 外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 • 屋根の色彩は、黒・グレー・茶系の低彩度の色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 • 太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 • 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 • 外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> • 道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 • やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないように工夫する。 • 屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 • 風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> • 敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 • 敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 • できるかぎり敷地内の道路側に郷土種や周辺の植生に合った中高木や低木を植栽し、建築物と一体となった魅力ある緑化空間の創出に努める。 • 用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 • 用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 • 用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> • できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース（車庫）とし、道路側には街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 • やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣等による目隠し修景に努める。 • 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> • プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 • 原則、都心軸となる道路側には自動販売機は設置しないよう努める。 • やむを得ず敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目	基準
敷地利用 広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢の都心軸として洗練されたデザインの広告物となるよう配慮する。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

②中高層建築物（高さ 10mを超える建築物）

項目	基準	
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な沿道景観の形成に配慮し、できるかぎり壁面の位置を後退させ、歩道と一体となったゆとりある空間の創出に努める。 ・周辺の街並みと調和した配置とする。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・隣接する伝統的な街並みからの見え方に配慮した配置とする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・やむを得ず屋外階段を設ける場合は、腰壁・パネル・ルーバー等による修景に配慮する。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにしない。 ・屋根の色彩は、黒・グレー・茶系の低彩度の色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

伝統環境保存区域

E 遠望風致

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

重要広域幹線景観形成区域

重要広域海岸景観形成区域

景観計画区域（その他の区域）

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
建築物	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> 道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないように工夫する。 屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 風力発電設備は、屋上には設置しない。
	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 都心軸としての賑わいや憩いの演出、アートアベニューとしての魅力向上に寄与する緑化空間の創出に配慮する。
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> 用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース（車庫）とし、出入り口付近の修景に努める。 屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化や塀等による目隠し修景を行う。 出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 原則、都心軸となる道路側には自動販売機は設置しないよう努める。 やむを得ず敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。
	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> 金沢の都心軸として洗練されたデザインの広告物となるよう配慮する。 奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。 屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

③工作物等

項目		基準
工作物等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。（※）

（※）都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
工作物等	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮した配置とする。 ・周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間・施設から直接見えにくいような配置とする。 ・やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みと調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとしめない。 ・周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠（色彩含む）に準ずるものとする。 ・工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	塀・垣・さく等	<ul style="list-style-type: none"> ・塀・垣・さく等を設ける場合は、周辺の街並みとの調和に配慮した塀・生垣・フェンス等とする。 ・やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。 ・用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材の採用に努める。

④土地の形質・その他

項目		基準
土地の形質・その他	土地の形質等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 ・惣構跡や石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。
	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 ・敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できるかぎり伐採しない。（維持管理作業は除く） ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> ・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。
	路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 ・道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。 ・敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

伝統環境保存区域	A 歴史文化象徴
	B 伝統的街並み
	C 川筋景観
	D 旧街道街並み
	E 遠望風致
伝統環境調和区域	A 景趣調和
	B 景観調和
近代的都市景観創出区域	A 金沢駅周辺
	B 都心軸
	C 商業業務
港湾景観創出区域	A 交流拠点
	B 企業立地
	C 物流
景観形成区域	重要広域幹線
景観形成区域	重要広域海岸
景観形成区域	景観計画区域 (その他の区域)

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

C 商業業務区域

①低層建築物（高さ10m以下の建築物）

項目		基準
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みと調和した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・金沢の中心繁華街としての活力と魅力ある景観形成に配慮し、賑わいのなかにも落ち着きを感じられる形態意匠とし、奇抜なものとはしない。 ・建築物上部の形態を整え、すっきりした形状とする。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、伝統的な街並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で落ち着いた色彩とする。 ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなりすぎないようにする。 ・屋根の色彩は、黒・グレー・茶系の低彩度の色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないように工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。 	
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・できるかぎり敷地内の道路側に郷土種や周辺の植生に合った中高木や低木を植栽し、建築物と一体となった魅力ある緑化空間の創出に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース（車庫）とし、道路側には街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣等による目隠し修景に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・原則、都心軸となる道路側には自動販売機は設置しないよう努める。 ・やむを得ず敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。

（※）景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目	基準
敷地利用 広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢の中心繁華街として賑わいの中にも節度を感じられるデザインの広告物となるよう配慮する。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

②中高層建築物（高さ 10mを超える建築物）

項目	基準	
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みと調和した配置とする。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・隣接する伝統的な街並みからの見え方に配慮した配置とする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・やむを得ず屋外階段を設ける場合は、腰壁・パネル・ルーバー等による修景に配慮する。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。 ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。（※）
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・寺社等の歴史的建築物の周辺では、外壁の色彩は、推奨色の採用に努める。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにしない。 ・屋根の色彩は、黒・グレー・茶系の低彩度の色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。

(※) 景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

伝統環境保存区域	A 歴史文化象徴
	B 伝統的街並み
	C 川筋景観
	D 旧街道街並み
	E 遠望風致
伝統環境調和区域	A 景趣調和
	B 景観調和
近代的都市景観創出区域	A 金沢駅周辺
	B 都心軸
	C 商業業務
港湾景観創出区域	A 交流拠点
	B 企業立地
	C 物流
景観形成区域	重要広域幹線
	重要広域海岸
景観形成区域	景観計画区域 (その他の区域)

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
建築物	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> 道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないように工夫する。 屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 風力発電設備は、屋上には設置しない。
	敷地利用	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 中心繁華街としての賑わいや憩いの演出に寄与する緑化空間の創出に配慮する。 用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
建築物	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース（車庫）とし、出入り口付近の修景に努める。 屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化や塀等による目隠し修景を行う。 出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 原則、都心軸となる道路側には自動販売機は設置しないよう努める。 やむを得ず敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。
	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> 金沢の中心繁華街として賑わいの中にも節度を感じられるデザインの広告物となるよう配慮する。 奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。 屋内広告物等については、建築物の形態意匠の基準に基づいたものとする。

A 歴史文化象徴	伝統環境保存区域
B 伝統的街並み	
C 川筋景観	
D 旧街道街並み	
E 遠望風致	
A 景趣調和	伝統環境調和区域
B 景観調和	
A 金沢駅周辺	近代的都市景観創出区域
B 都心軸	
C 商業業務	
A 交流拠点	港湾景観創出区域
B 企業立地	
C 物流	
景観形成区域	重要広域幹線
景観形成区域	重要広域海岸
(その他の区域)	景観計画区域

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

③ 工作物等

項目		基準
工作物等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。(※)
	配置	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮した配置とする。 周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間・施設から直接見えにくいような配置とする。 やむを得ず道路側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みと調和した形態意匠(色彩含む)とし、奇抜なものとしめない。 周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする。 工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	塀・垣・さく等	<ul style="list-style-type: none"> 塀・垣・さく等を設ける場合は、周辺の街並みとの調和に配慮した塀・生垣・フェンス等とする。 やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。 用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材の採用に努める。

(※) 都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

④ 土地の形質・その他

項目		基準
土地の形質・その他	土地の形質等	<ul style="list-style-type: none"> 当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 惣構跡や石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。
	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> 資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整頓し、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できるかぎり伐採しない。(維持管理作業は除く) 用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m(やむを得ない場合でも50cm以上)の通路幅を確保する。 用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> 地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。
	路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。 敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

伝統環境保存区域	A 歴史文化象徴
	B 伝統的街並み
	C 川筋景観
伝統環境調和区域	D 旧街道街並み
	E 遠望風致
近代的都市景観創出区域	A 金沢駅周辺
	B 都心軸
港湾景観創出区域	C 商業業務
	A 交流拠点
	B 企業立地
景観形成区域	C 物流
	重要広域幹線
景観形成区域	重要広域海岸
	(その他の区域)

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(4) 港湾景観創出区域(景観形成区域)における

良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

A 交流拠点区域

①建築物

項目	基準	
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> 良好な沿道景観の形成に配慮し、できるかぎり壁面の位置を後退させ、歩道と一体となったゆとりある空間の創出に努める。 海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の街並みと調和した配置とする。 敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 隣接する伝統的な街並みからの見え方に配慮した配置とする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 奇抜なものではなく、海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 やむを得ず屋外階段を設ける場合は、腰壁・パネル・ルーバー等による修景に配慮する。 ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとす。 文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の色彩は、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いになじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩とする。 外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 屋根は、彩度を抑えた落ち着いた色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> 道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 風力発電設備は、屋上には設置しない。 	

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目	基準
敷地利用	緑・用水等 <ul style="list-style-type: none"> 敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 海の玄関口としての賑わいや憩い、快適な歩行者空間の演出に寄与する緑化空間やオープンスペースの創出に配慮する。
	駐車スペース・駐車場 <ul style="list-style-type: none"> 屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とすることで、できるかぎり出入口を限定し、生垣緑化や塀等による目隠し修景を行う。 出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機 <ul style="list-style-type: none"> プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等 <ul style="list-style-type: none"> 海の玄関口として洗練されたデザインの広告物となるよう配慮する。 奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。

伝統環境保存区域

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

重要広域幹線
景観形成区域

重要広域海岸
景観形成区域

景観計画区域
(その他の区域)

A 歴史文化象徴

B 伝統的街並み

C 川筋景観

D 旧街道街並み

E 遠望風致

A 景趣調和

B 景観調和

A 金沢駅周辺

B 都心軸

C 商業業務

A 交流拠点

B 企業立地

C 物流

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

②工作物等

項目		基準
工作物等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。(※)
	配置	<ul style="list-style-type: none"> 海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の景観との調和に配慮した配置とする。 周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置とする。 文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> 海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の街並みと調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとしめない。 大きな壁面を有する工作物の色彩は、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いになじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩とする。 周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠（色彩含む）に準ずるものとする。 工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	塀・垣・さく等	<ul style="list-style-type: none"> 塀・垣・さく等を設ける場合は、周辺の街並みとの調和に配慮した塀・生垣・フェンス等とする。 やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。

(※) 都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

③土地の形質・その他

項目		基準
土地の形質・その他	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> 資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整頓し、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できるかぎり伐採しない。（維持管理作業は除く）
	擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> 地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としめない。
	路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣等による積極的な目隠し修景に努める。 敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

B 企業立地区域

①建築物

項目		基準
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な沿道景観の形成に配慮し、できるかぎり壁面の位置を後退させ、歩道と一体となったゆとりある空間の創出に努める。 ・海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の街並みと調和した配置とする。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・奇抜なものではなく、海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・やむを得ず屋外階段を設ける場合は、腰壁・パネル・ルーバー等による修景に配慮する。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いになじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩とする。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにしない。 ・屋根は、彩度を抑えた落ち着いた色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。 	

伝統環境保存区域

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

重要広域幹線
景観形成区域

重要広域海岸
景観形成区域

景観計画区域
(その他の区域)

A 歴史文化象徴

B 伝統的街並み

C 川筋景観

D 旧街道街並み

E 遠望風致

A 景趣調和

B 景観調和

A 金沢駅周辺

B 都心軸

C 商業業務

A 交流拠点

B 企業立地

C 物流

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目	基準
敷地利用	緑・用水等 <ul style="list-style-type: none"> 敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 敷地内の公共空間側での緑化空間の創出に配慮する。
	駐車スペース・駐車場 <ul style="list-style-type: none"> 屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化や塀等による目隠し修景を行う。 出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機 <ul style="list-style-type: none"> プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着いた夜間景観の形成に配慮する。
広告物等 <ul style="list-style-type: none"> 海の玄関口として洗練されたデザインの広告物となるよう配慮する。 奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。 	

A 歴史文化象徴	伝統環境保存区域
B 伝統的街並み	
C 川筋景観	
D 旧街道街並み	
E 遠望風致	
A 景趣調和	伝統環境調和区域
B 景観調和	
A 金沢駅周辺	近代的都市景観創出区域
B 都心軸	
C 商業業務	
A 交流拠点	港湾景観創出区域
B 企業立地	
C 物流	
景観形成区域	重要広域幹線
景観形成区域	重要広域海岸
(その他の区域)	景観計画区域

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

② 工作物等

項目		基準
工作物等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。(※)
	配置	<ul style="list-style-type: none"> 海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の景観との調和に配慮した配置とする。 周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置とする。 携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> 海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の街並みと調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとししない。 大きな壁面を有する工作物の色彩は、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いになじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩とする。 周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠（色彩含む）に準ずるものとする。 工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
塀・垣・さく等	<ul style="list-style-type: none"> 塀・垣・さく等を設ける場合は、周辺の街並みとの調和に配慮した塀・生垣・フェンス等とする。 やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。 	

(※) 都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

③ 土地の形質・その他

項目		基準
土地の形質・その他	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> 資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整頓し、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できるかぎり伐採しない。(維持管理作業は除く)
	擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> 地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。
	路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣等による積極的な目隠し修景に努める。 敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

伝統環境保存区域	A 歴史文化象徴
	B 伝統的街並み
	C 川筋景観
伝統環境調和区域	D 旧街道街並み
	E 遠望風致
近代的都市景観創出区域	A 景趣調和
	B 景観調和
	A 金沢駅周辺
港湾景観創出区域	B 都心軸
	C 商業業務
	A 交流拠点
重要広域幹線景観形成区域	B 企業立地
	C 物流
	重要広域海岸景観形成区域
（その他の区域）	景観計画区域

C 物流区域

①建築物

項目	基準	
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> 良好な沿道景観の形成に配慮し、できるかぎり壁面の位置を後退させ、歩道と一体となったゆとりある空間の創出に努める。 海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の街並みと調和した配置とする。 敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 奇抜なものではなく、海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。 建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 やむを得ず屋外階段を設ける場合は、腰壁・パネル・ルーバー等による修景に配慮する。 ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとす。 交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを基本とする。 太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の色彩は、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いになじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩とする。 外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 屋根は、彩度を抑えた落ち着いた色調とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとする。 敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 外壁・屋根の基調色では、「禁止色」は使用しない。
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> 道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 風力発電設備は、屋上には設置しない。 	

A 歴史文化象徴

B 伝統的街並み

C 川筋景観

D 旧街道街並み

E 遠望風致

A 景趣調和

B 景観調和

A 金沢駅周辺

B 都心軸

C 商業業務

A 交流拠点

B 企業立地

C 物流

伝統環境保存区域

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

重要広域幹線
景観形成区域

重要広域海岸
景観形成区域

景観計画区域
(その他の区域)

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 海の玄関口としての機能と景観との調和を図るため、緑化空間の確保や上屋等により周辺道路からの見え方に配慮する。
	駐車スペース ・ 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とすることができるかぎり出入口を限定し、生垣緑化や塀等による目隠し修景を行う。 出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> プロバンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 自動販売機の色彩は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> 海の玄関口として洗練されたデザインの広告物となるよう配慮する。 奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。

伝統環境保存区域

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

重要広域幹線
景観形成区域

重要広域海岸
景観形成区域

景観計画区域
(その他の区域)

A 歴史文化象徴

B 伝統的街並み

C 川筋景観

D 旧街道街並み

E 遠望風致

A 景趣調和

B 景観調和

A 金沢駅周辺

B 都心軸

C 商業業務

A 交流拠点

B 企業立地

C 物流

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

②工作物等

項目		基準
工作物等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、都市計画法等に基づく建築物の高さ規制、市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。(※)
	配置	<ul style="list-style-type: none"> 海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の景観との調和に配慮した配置とする。 周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置とする。 携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> 海上や対岸からの見え方に十分配慮するとともに、周辺の街並みと調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとしめない。 大きな壁面を有する工作物の色彩は、開放的な港の空間の背景となる海や空などの自然な色合いになじむよう、中明度以上、低彩度の落ち着いた色彩とする。 周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠（色彩含む）に準ずるものとする。 工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
塀・垣・さく等	<ul style="list-style-type: none"> 塀・垣・さく等を設ける場合は、周辺の街並みとの調和に配慮した塀・生垣・フェンス等とする。 やむを得ず、道路や用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分にブロック塀を設置する場合は、落ち着いた色彩の吹き付け塗装や化粧ブロックなど、修景に工夫されたものとする。 	

(※) 都市計画法等に基づく建築物の高さ規制とは、高度地区、風致地区、地区計画、第一・二種低層住居専用地域に基づくものをいう。市まちづくり条例に基づく建築物の高さ規制とは、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」及び「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」に基づく協定区域で定められたものをいう。

③土地の形質・その他

項目		基準
土地の形質・その他	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> 資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整頓し、生垣や上屋等による適切な目隠し修景に努める。 敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できるかぎり伐採しない。（維持管理作業は除く）
	擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> 地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。
	路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣等による積極的な目隠し修景に努める。 敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

2-6 「重要広域幹線景観形成区域」における基準

「重要広域幹線景観形成区域」における基準は、以下の通りです。

● 重要広域幹線景観形成区域における

良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目		基準
建築物及び工作物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道景観の背景となる山並みや稜線への眺望を広範囲にさえぎらないようにする。 ・道路・河川・用水・公園等の公共施設・空間に接する敷地境界からは、できるかぎり後退し、ゆとりある空間の創出に努める。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮する。 ・文化財や地域の優れた景観資源がある場合には、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮したものとし、奇抜なものとはしない。 ・地域の個性や伝統を活かした素材の採用に努める。 ・自然環境の優れた場所では、自然景観との調和した形態意匠となるよう配慮する。 ・建築物のボリュームが周辺に威圧感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材等による分節化など、工夫に配慮する。 ・建築物の上部は、奇抜な形状や突出した形状とはせず、すっきりとした形状とし、塔屋や工作物等は目立たないよう配慮する。 ・屋外階段、バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然環境や背景となる景観との調和に配慮した色彩とする。 ・外壁は、明度8.5以下とし、彩度が高いものとならないようにする。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根は、彩度を抑えた落ち着いた色調とする。 ・山裾、中山間、山間景域では、外壁、屋根の色彩は、中低明度、低彩度となるよう努める。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では「色彩誘導表」に基づく色彩とする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根や工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。 	

伝統環境保存区域

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

A 歴史文化象徴

B 伝統的街並み

C 川筋景観

D 旧街道街並み

E 遠望風致

A 景趣調和

B 景観調和

A 金沢駅周辺

B 都心軸

C 商業業務

A 交流拠点

B 企業立地

C 物流

重要広域幹線景観形成区域

重要広域海岸景観形成区域

景観計画区域(その他の区域)

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目	基準
敷地利用	緑・用水等 <ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりと潤いある空間を創出するため、できるかぎり敷地内の緑化に努める。 ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設に面する側には、郷土種や周辺の植生にあった中高木・低木等を植栽し、建築物と一体となった魅力的な緑化空間を創出する。 ・道路に面する角地となる場所には、緑化を兼ねた魅力あるオープンスペースの創出に配慮する。 ・敷地外周部は、できるかぎり中高木や低木・生垣をバランス良く配置・植栽し、緑化修景に努める。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	駐車スペース・駐車場 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置として工夫するか、できるかぎり出入口を限定し、生垣緑化等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機 <ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
広告物等 <ul style="list-style-type: none"> ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・文化財等の重要な景観資源の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。 	

項目	基準
土地の形質等 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の自然地形を極力活かした計画とし、周辺の景観との調和に配慮し、背景の山並みや稜線を切る造成（盛土・切土）とならないよう配慮する。 ・宅地の造成等により、やむを得ずまとまった緑地が失われる場合は、周辺からの見え方に配慮し、敷地内の積極的な緑化等による自然回復措置に努める。 ・敷地の一部を資材置き場や土砂堆積場とする場合には、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 ・大規模なのり面が生じないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の景観との調和に配慮し、石材や樹木による緑化など、自然素材の活用に努める。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。 ・のり面は、周辺の斜面緑地等の自然環境との調和に配慮し、周辺の植生に合った緑化に努める。
擁壁・のり面等	

A 歴史文化象徴
 B 伝統的街並み
 C 川筋景観
 D 旧街道街並み
 E 遠望風致
 A 景趣調和
 B 景観調和
 A 金沢駅周辺
 B 都心軸
 C 商業業務
 A 交流拠点
 B 企業立地
 C 物流
 景観形成区域
 重要広域幹線
 重要広域海岸
 景観形成区域
 景観計画区域
 (その他の区域)

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

2-7 「重要広域海岸景観形成区域」における基準

「重要広域海岸景観形成区域」における基準は、以下の通りです。

● 重要広域海岸景観形成区域における

良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目	基準
建築物及び工作物	配置・規模 <ul style="list-style-type: none"> ・海岸景観の背景となる海岸線、海岸林への眺望を広範囲にさげらないようにする。 ・道路・河川・用水・公園等の公共施設・空間に接する敷地境界からは、できるかぎり後退し、ゆとりある空間の創出に努める。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮する。 ・文化財や地域の優れた景観資源がある場合には、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮したものとし、奇抜なものとはしない。 ・地域の個性や伝統を活かした素材の採用に努める。 ・自然環境の優れた場所では、自然景観との調和した形態意匠となるよう配慮する。 ・建築物のボリュームが周辺に威圧感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材等による分節化など、工夫に配慮する。 ・建築物の上部は、奇抜な形状や突出した形状とはせず、すっきりとした形状とし、塔屋や工作物等は目立たないよう配慮する。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。
	色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然環境や背景となる景観との調和に配慮した色彩とする。 ・外壁は、明度8.5以下とし、彩度が高いものとならないようにする。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根は、彩度を抑えた落ち着いた色調とする。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根や工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等 <ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。

伝統環境保存区域	A 歴史文化象徴
	B 伝統的街並み
	C 川筋景観
伝統環境調和区域	D 旧街道街並み
	E 遠望風致
	A 景趣調和
近代的都市景観創出区域	B 景観調和
	A 金沢駅周辺
	B 都心軸
港湾景観創出区域	C 商業業務
	A 交流拠点
	B 企業立地
重要広域海岸景観形成区域	C 物流
	重要広域海岸景観形成区域
重要広域海岸景観形成区域(その他の区域)	景観計画区域

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目	基準
敷地利用	緑・用水等 <ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりと潤いある空間を創出するため、できるかぎり敷地内の緑化に努める。 ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設に面する側には、郷土種や周辺の植生にあった中高木・低木等を植栽し、建築物と一体となった魅力的な緑化空間を創出する。 ・道路に面する角地となる場所には、緑化を兼ねた魅力あるオープンスペースの創出に配慮する。 ・敷地外周部は、できるかぎり中高木や低木・生垣をバランス良く配置・植栽し、緑化修景に努める。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。
	駐車スペース・駐車場 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置として工夫するか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物自動販売機 <ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着いた夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等 <ul style="list-style-type: none"> ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・文化財等の重要な景観資源の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。

項目	基準
土地の形質等 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の自然地形を極力活かした計画とし、周辺の景観との調和に配慮し、背景の海岸線、海岸林の連続性を切る造成（盛土・切土）とならないよう配慮する。 ・宅地の造成等により、やむを得ずまとまった緑地が失われる場合は、周辺からの見え方に配慮し、敷地内の積極的な緑化等による自然回復措置に努める。 ・敷地の一部を資材置き場や土砂堆積場とする場合には、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 ・大規模なのり面が生じないよう配慮する。 	
擁壁・のり面等 <ul style="list-style-type: none"> ・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の景観との調和に配慮し、石材や樹木による緑化など、自然素材の活用に努める。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。 ・のり面は、周辺の海岸部の自然環境との調和に配慮し、周辺の植生に合った緑化に努める。 	

A 歴史文化象徴	伝統環境保存区域
B 伝統的街並み	
C 川筋景観	
D 旧街道街並み	
E 遠望風致	
A 景趣調和	伝統環境調和区域
B 景観調和	
A 金沢駅周辺	近代的都市景観創出区域
B 都心軸	
C 商業業務	
A 交流拠点	港湾景観創出区域
B 企業立地	
C 物流	
重要広域幹線 景観形成区域	重要広域海岸 景観形成区域
（その他の区域） 景観計画区域	

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

2-8 「景観計画区域（その他の区域）」における基準

景観計画区域において、前述した指定区域以外の市全域（その他の区域）における基準は、以下の通りです。

● 景観計画区域（その他の区域）における
良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目	基準
建築物及び工作物	配置・規模 <ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川・用水・公園等の公共施設・空間に接する敷地境界からは、できるかぎり後退し、ゆとりある空間の創出に努める。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮する。 ・文化財や地域の優れた景観資源がある場合には、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮したものとし、奇抜なものとはしない。 ・建築物のボリュームが周辺に威圧感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材等による分節化など、工夫に配慮する。 ・建築物の上部は、奇抜な形状や突出した形状とはせず、すっきりとした形状とし、塔屋や工作物等は目立たないよう配慮する。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮する。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。
	色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然環境や背景となる景観との調和に配慮した色彩とする。 ・外壁は、明度・彩度が奇抜なものとならないよう配慮する。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根は、彩度を抑えた落ち着いた色調とする。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・山裾、中山間、山間景域では、外壁、屋根の色彩は、中低明度、低彩度となるよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では「色彩誘導表」に基づく色彩とする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根や工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。

伝統環境保存区域

伝統環境調和区域

近代的都市景観創出区域

港湾景観創出区域

重要広域幹線
景観形成区域

重要広域海岸
景観形成区域

景観計画区域
（その他の区域）

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項目	基準
敷地利用	緑・用水等 <ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりと潤いある空間を創出するため、できるかぎり敷地内の緑化に努める。 ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設に面する側には、郷土種や周辺の植生にあった中高木・低木等を植栽し、建築物と一体となった魅力的な緑化空間を創出する。 ・道路に面する角地となる場所には、緑化を兼ねた魅力あるオープンスペースの創出に配慮する。 ・敷地外周部は、できるかぎり中高木や低木・生垣をバランス良く配置・植栽し、緑化修景に努める。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	駐車スペース・駐車場 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置として工夫するか、できるかぎり出入口を限定し、生垣緑化等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機 広告物等 <ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・文化財等の重要な景観資源の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。

項目	基準
土地の形質等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の自然地形を極力活かした計画とし、周辺の景観との調和に配慮し、背景の山並みや稜線を切る造成（盛土・切土）とならないよう配慮する。 ・宅地の造成等により、やむを得ずまとまった緑地が失われる場合は、周辺からの見え方に配慮し、敷地内の積極的な緑化等による自然回復措置に努める。 ・敷地の一部を資材置き場や土砂堆積場とする場合には、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 ・大規模なり面が生じないよう配慮する。
擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> ・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の景観との調和に配慮し、石材や樹木による緑化など、自然素材の活用に努める。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。 ・のり面は、周辺の斜面緑地等の自然環境との調和に配慮し、周辺の植生に合った緑化に努める。

A 歴史文化象徴
 B 伝統的街並み
 C 川筋景観
 D 旧街道街並み
 E 遠望風致
 伝統環境保存区域
 A 景趣調和
 B 景観調和
 伝統環境調和区域
 A 金沢駅周辺
 B 都心軸
 C 商業業務
 近代的都市景観創出区域
 A 交流拠点
 B 企業立地
 C 物流
 港湾景観創出区域
 重要広域幹線
 重要広域海岸
 景観計画区域
 (その他)S(区域)

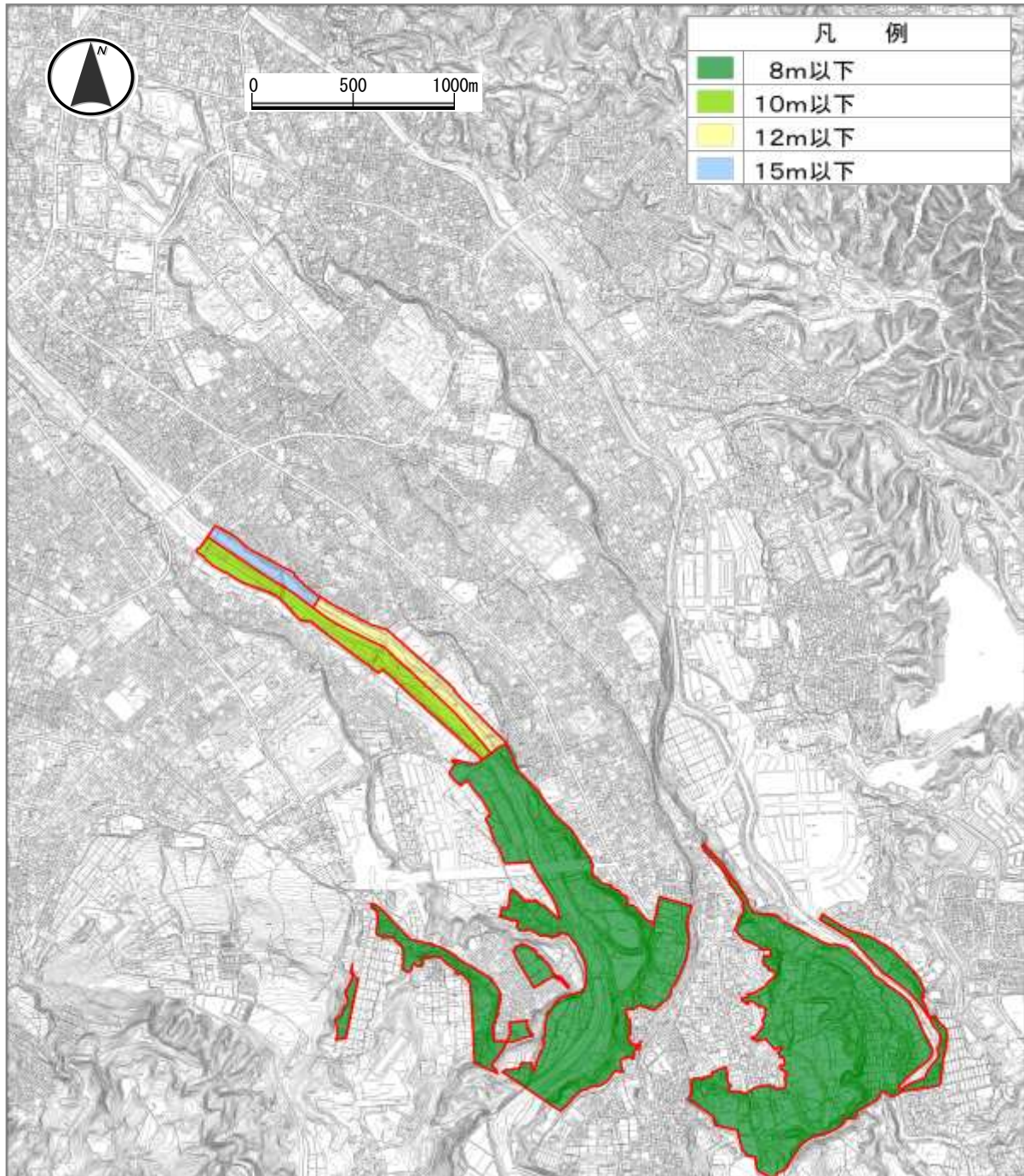
第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

2-9 高さ基準について

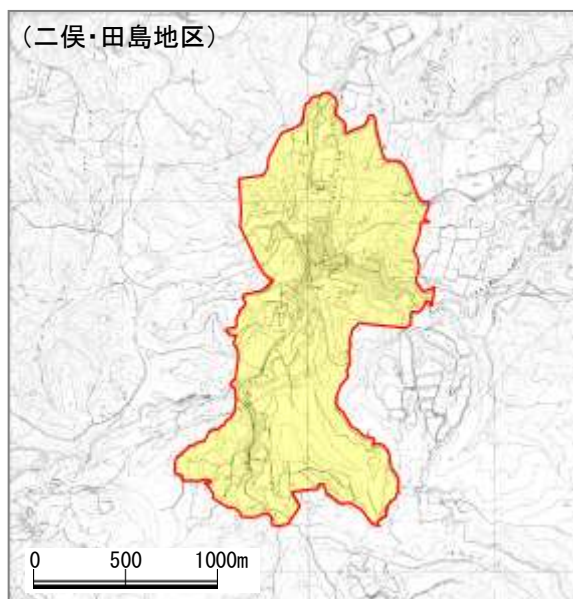
伝統環境保存区域の「B 伝統的街並み区域」、「D 旧街道街並み区域」、「E 遠望風致区域」の一部区域（市街化調整区域）で、建築物及び工作物等に適用する高さ基準については、以下の【高さ基準図】に示す通りです。

【高さ基準図】

(市街地東部の一部)



第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項



(いずれの図も上が真北)

凡 例	
■ 8m以下	
■ 10m以下	
■ 12m以下	
■ 15m以下	

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

2-10 色彩基準等について

(1) 禁止色（基準）

「建築物の屋根・外壁や工作物の基調色」として禁止する色は、次に示す通りです。

<別表> 【禁止色】※マンセル値（JISZ8721 による）

① R（赤）、YR（黄赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの。
② Y（黄）系の色相で、彩度が4を超えるもの。
③ ①・②以外の色相で、彩度が2を超えるもの。
④ 蛍光色
(補足説明)
・伝統素材や自然素材で着色していないもの（経年変化による色彩の変化が生じるもの等）は除く。
・上記以外の色彩については、すべて認められる色彩というものではなく、素材や表面の質感、光沢の有無、使用する部位・面積等によって総合的に判断される。
・アクセント色の使用にあたっては、当該部位、面積や行為予定の当該地における区域において、景観上支障がないと判断される場合（遠景からの景観配慮も含む）、各1方向の見付け面積の2割までの範囲を上限とする。
・金沢港湾内施設においては、港湾の機能上、安全の確保のために必要となる禁止色の使用については、この限りではない。

(2) 斜面緑地保全区域と重なる区域における色彩（基準）

景観形成区域において、斜面緑地保全区域と重なる区域では、前述した景観形成基準の中で示したように、次に示す【色彩誘導表】に基づくものとします。

【色彩誘導表】※マンセル値（JISZ8721 による）

	屋 根	外 壁	
明度	3 以下	3 以上 6 以下	
彩度	2 以下	R(赤)系 YR(黄赤)系 Y(黄色)系	4 以下
		その他	2 以下

(3) 推奨色

金沢の伝統的な街並みとして「地」となる色彩は、木色（もくじき）です。
 木色をベースとする望ましい色彩の範囲（推奨色）は、次に示す通りです。
 推奨色は、基準ではありませんが、「外壁の基調色」としての採用が望まれます。

※マンセル値（JISZ8721 による）

色相	5 Y R	7.5 Y R	10 Y R	2.5 Y
明度	4 以上 ～ 6 以下		4 以上 ～ 7 以下	
彩度	2 以上 ～ 4 以下			
(補足説明)				
<ul style="list-style-type: none"> 中高層建築物に推奨色を採用する場合、中高層部の色彩は、推奨色の中でも中高明度、低彩度を基調とし、遠景からの景観に配慮するとともに、周囲に圧迫感を与えない色彩とする。 				

推奨色を適用する区域 … 景観形成区域

※伝統環境保存区域の「E 遠望風致区域（7 地区すべて）」、近代的都市景観創出区域の「A 金沢駅周辺区域（駅西地区、広岡3丁目地区）」、「B 都心軸区域（北陸自動車道～金沢港地区、金沢駅～北陸自動車道地区）」、港湾景観創出区域の「A 交流拠点区域（2 地区すべて）」、「B 企業立地区域（2 地区すべて）」、「C 物流区域（2 地区すべて）」を除きます。
 ※また、斜面緑地保全区域と重なる区域は、(2) で示す別表「色彩誘導表」に基づくものとします。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

2-11 緑被率誘導表（基準）

景観形成区域において斜面緑地保全区域と重なる区域では、前述した区域毎の基準で確保すべき緑被率について、次の【緑被率誘導表】に基づくものとします。

【緑被率誘導表】

種別		緑被率	備考
A	風致地区 (第1種該当地)	50%以上	(建ぺい率 20%)
B	風致地区 (第2種～5種該当地)	30%以上	(建ぺい率 40%)
C	A・B以外の区域	20%以上 商業系用途地域は 10%以上	

※緑被率＝緑地面積／敷地面積×100%

※「金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例」第3条又は「金沢市寺町台伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例」第3条に規定する建築物の適用を受けたことにより、緑被率の確保が困難となった場合に限り、上表の規定は適用せず、歴史的風致の維持向上に配慮して可能な限り敷地内の緑化に努めるものとする。

2-12 基準運用に係る特記事項

2-5から2-11の行為の制限に関する事項については、次の特記事項を設けます。

- ・地区計画やまちづくり協定など、調和のとれた街並みの連続性や統一性に配慮するための別途ルールがある地域・地区では、景観形成基準に加え、そのルールを尊重した良好な景観形成に努める。
- ・寺院・神社・教会等の建築物において、歴史的・伝統的に認識・継承されている固有の形態意匠や色彩等については、この限りではない。
- ・茶室等の屋根材で銅板葺きの使用については認める。
- ・白・黒系の漆喰等の伝統的素材や自然素材を用いる場合は、周辺の街並みとの調和に配慮し、使用する面積比率・バランスに留意したものとする。
- ・色彩については、印刷やカラーコピー等では実際の色彩と異なる場合があるため、色見本等で確認すること。
- ・景観形成基準に適合していなくても、別途、「金沢市景観審議会」における審議・審査で、景観上支障がない、もしくは、本市の景観形成に寄与すると判断された場合は、この限りではない。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

2-13 時間・暮らしと景観との関わりを意識した

良好な景観形成のために配慮すべき事項

景観形成基準に加え、地域に応じた特徴ある暮らしや時間の移り変わりを意識した配慮が望まれます。以下に、時間や暮らしとの関わりを意識した良好な景観形成に向けて配慮すべき事項を示します。

(1) 景観形成区域【伝統環境保存区域、伝統環境調和区域、近代的都市景観創出区域、港湾景観創出区域】

項目	配慮事項
時間に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統環境保存区域・伝統環境調和区域の建築物・工作物については、経年変化とともに味わいや趣きを感じられるような素材の採用等により、伝統的な街並みと調和した景観形成に配慮する。 ・近代的都市景観創出区域の建築物・工作物については、洗練された風格と落ち着きを感じられるような形態意匠や素材の採用等により、金沢の都心軸にふさわしい景観形成に配慮する。 ・港湾景観創出区域の建築物・工作物については、自然環境への調和や海の玄関口に相応しい落ち着いた色彩を使用し、美しい港湾景観の形成に配慮する。 ・緑化については、四季の変化を感じられる花木や紅葉が美しい樹木、金沢の気候風土に合った樹木の植栽により、森の都・金沢にふさわしい景観の創出に配慮する。 ・夜間においても、魅力や趣きを感じられる美しい夜間景観の形成に配慮する。
暮らしに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統環境保存区域・伝統環境調和区域においては、藩政期から残る区域特有の地割に根ざした建築物や庭の配置によって確保されている日照や通風等の良好な住環境の継承に配慮する。 ・伝統環境保存区域・伝統環境調和区域においては、地域の生活・生業等との関わりを意識し、親しみや落ち着きを五感で感じられる景観の創出に配慮する。 ・近代的都市景観創出区域においては、小広場やたまり空間をできるかぎり設け、イベント空間として活用するなど、賑わいと魅力を感じられる景観の創出に配慮する。 ・近代的都市景観創出区域における建築物の道路に面した低層部は、ショーウィンドー等のディスプレイ空間の設置など、賑わいと魅力ある歩行景観に寄与する空間の創出に配慮する。 ・港湾景観創出区域においては、港湾としての機能美とクルーズ船の来航などによる賑わいを感じられる景観を創出する。 ・港湾景観創出区域においては、港湾らしい沿道景観に寄与する空間の創出に配慮する。 ・金沢の特徴的な景観資源である斜面緑地や惣構跡・用水に隣接する敷地では、積極的に修景に活かし、金沢らしい魅力ある生活空間の創出に配慮する。 ・周辺の施設・歩道や敷地内・建築物内との歩行動線の関係に留意し、ユニバーサルデザインと景観が調和した歩行空間の確保に配慮する。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物や工作物、広告物、緑化空間のほか、ごみ集積場や駐輪場など、敷地内の適切な維持管理を行い、地域として美しく誇りを持つような景観の維持・確保に配慮する。 ・行為を実施している期間中は、周辺の景観との調和を意識した遮へいや修景に配慮する。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(2) 景観形成区域以外【重要広域幹線景観形成区域、重要広域海岸景観形成区域、景観計画区域（その他の区域）】

項目	配慮事項
時間に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化により見苦しくならないような素材・材料の使用に配慮する。 ・緑化については、四季の変化が感じられる花木や紅葉が美しい樹木、金沢の気候風土に合った樹木の植栽により、森の都・金沢にふさわしい景観の創出に配慮する。 ・日中だけでなく、夜間でも魅力が感じられる美しい夜間景観の形成に配慮する。
暮らしに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地と地域の生活・生業等との関わりを意識した景観形成に配慮する。 ・敷地内においては、ベンチや緑化空間の設置により、近隣住民等の地域コミュニティに寄与する憩い空間や休憩できる空間の創出に配慮する。 ・周辺の既存の住宅地や集落、クルーズ船等から見た場合、景観上、大きな違和感が生じないように配慮する。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の既存施設・設備等について、周辺景観と調和していない場合は、建築物や工作物の増築や改築等の機会に合わせて、改善するよう配慮する。 ・建築物や工作物、広告物、緑化空間のほか、ごみ集積場や駐輪場など、敷地内の適切な維持管理を行い、地域として美しく誇りを持つような景観の維持・確保に配慮する。 ・行為を実施している期間中は、周辺の景観との調和を意識した遮へいや修景に配慮する。

参考：文学にみる金沢の情景

「加賀」明治44年(1911)より/ 四季

其の雪が三月末に解ける、解けては降り降っては解ける中に漸々と暗い北国の夜があけて来る、ぱっとよみがえった日の光が軒端の雨垂れにあたって虹のように輝く。すっきり雪がとけると、遠い杉林等が紫色に見え野に草が萌え出し、東風の空に風のうなりが響く、しばらくすると梅の花が咲く、間もなく桜が咲く、杏も咲く、桃も咲く、高い処に登って見渡すと、町の家々の築地の庭に、紅、薄紅、緑、白、鮮やかな百花の色彩が美しい。こうして北の国の空は俄にぱっと明るくなるのである。

徳田 秋聲

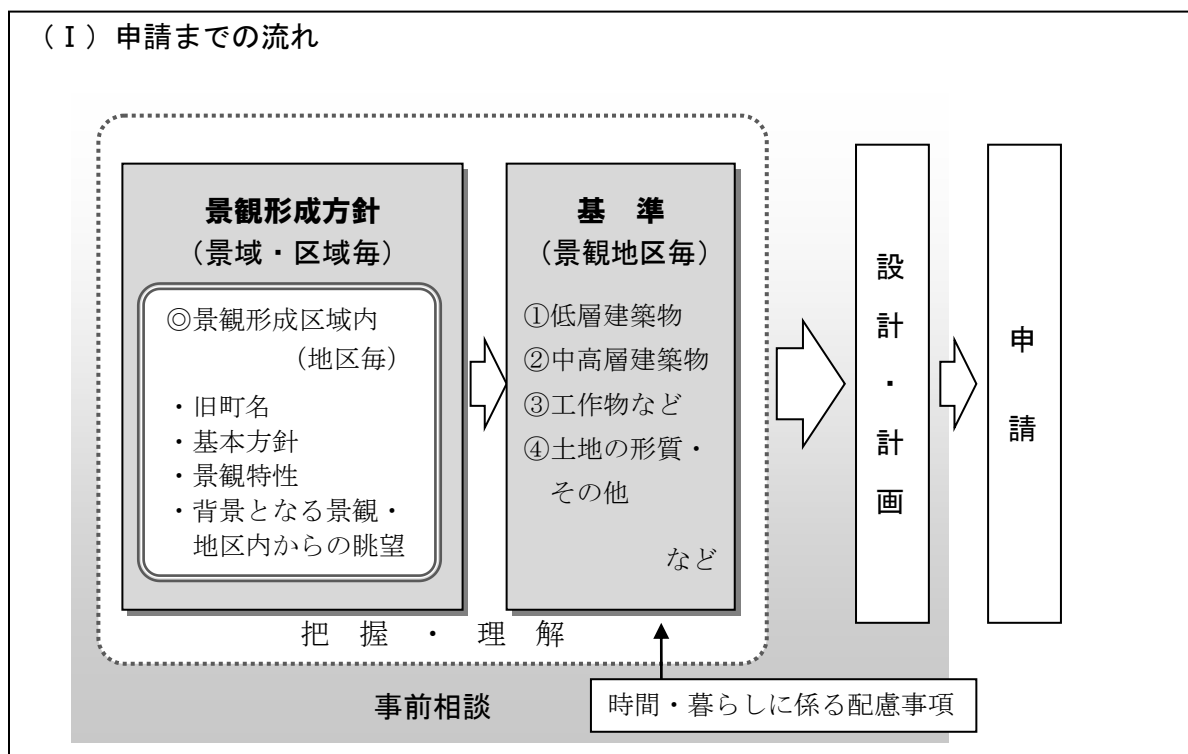
第2章の2 良好な景観形成のための 行為の制限に関する事項(景観地区)

2-2-1 景観誘導の基本的考え方

(1) 景観誘導の流れと運用方法

具体的な景観誘導にあたっては、「**景観形成方針**」(景域・区域・地区毎)と「**基準**」(景観地区毎)をもとに進めます。

景観地区において、対象となる行為については、景観法に基づく申請が必要であり、景観形成方針・基準に適合しなければなりません。適合している場合は、認定(許可)され、認定証(許可証)が交付されます。



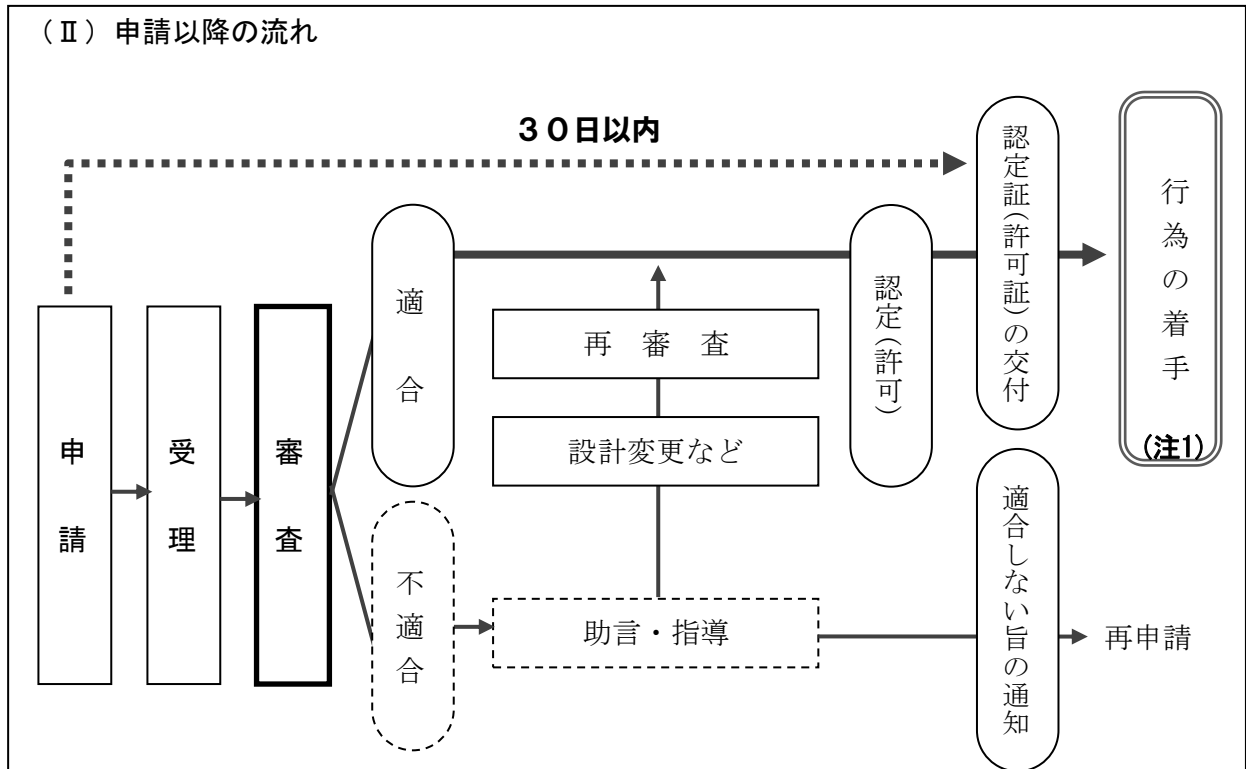
まず第一に、行為予定の当該地に係る景域・区域・地区毎の「景観形成方針」に基づいて、当該地周辺の歴史的背景や地理的条件等を踏まえた景観特性を読み解き、景観形成に向けた**前提条件の把握**が重要です。

次に、その前提条件を踏まえた上で、「基準」に基づく景観配慮や遵守すべき内容について理解を深めることが重要です。

最後に、以上のような理解のもとに、設計・計画を行った上で、行為に係る事前申請が必要となります。

また、景観形成方針や基準を理解し、設計・計画を進めていく上で、相談・確認すべき内容等がある場合は、適宜、**市との事前相談・協議**を行うことが望まれます。

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)



申請については、「申請が受理されてから30日以内に審査する（景観法による）」となっています。申請の内容が基準に適合している場合は、認定（許可）されます。**認定証（許可証）が交付された後でなければ行為着手ができませんので注意が必要です。**

当該行為が周辺の景観に影響を及ぼすおそれがあるなど、必要に応じて、「審査」や「再審査」の段階で、『金沢市景観審議会』において審議されることもあるため、なるべく早期の申請や事前相談・協議が望まれます。

なお、行為に係る申請なく、行為に着手した場合は、**罰則が適用されます。**

(注1) 工事現場における認定の表示が必要です。

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

2-2-2 申請等が必要な行為

(1) 申請等対象行為

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ申請等が必要となります。

区分	行為の種類
認定申請	建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更【建築物の建築等】
	工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更【工作物の建設等】
許可申請	土地の開墾その他の土地の形質の変更（開発行為除く）
	木竹の伐採又物件の堆積
届出	開発行為

新築（新設）：敷地に建築物等を新たに造る工事
 増築：建築物等の床面積又は高さを増加させる工事
 改築：建築物等の全部又は一部を除却し、用途・規模・構造の著しく異なるものを造る工事
 移転：同一敷地内において、既存建築物等を移動する工事
 修繕：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法・材料により行われる工事
 模様替：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法によるが、異なる材料により行われる工事

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

(2) 申請等の対象外となる行為等

(1) に掲げる行為等のうち、以下のいずれかに該当するものは申請等の対象外となります。

1) 次の表に掲げる行為等

行為等	根拠条項※
地下に設ける建築物又は工作物	条例第26条の4第1号 条例第26条の12第6号
仮設の建築物	条例第26条の4第4号
仮設の工作物	条例第26条の12第7号
木竹の伐採で、次に掲げるもの ①除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われるもの ②枯損したもの又は危険なもの ③自家の生活の用に充てるために必要なもの ④仮植したもの ⑤測量、実地調査又は施設の保守の支障となるもの	条例第26条の17第1号
土地の形質の変更で、次に掲げるもの ①仮設の建築物等の新築、増築、改築、移転の用に供する目的で行うもの ②既存の建築物等の管理のために必要なもの ③面積が10㎡以下で、かつ、高さ1.5mを超える法を生じる切土又は盛土を伴わないもの	規則第15条の18第1号から第3号
物件の堆積で、次に掲げるもの ①面積が10㎡以下で、かつ、高さ1.5m以下のもの	規則第15条の18第5号
建築物の新築、増築、改築又は移転で、行為に係る部分の床面積の合計が10㎡以下のもの(太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。)	規則第15条の5第1号
建築物の外観が変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が10㎡以下のもの(太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。)	規則第15条の5第2号
工作物(橋りょう及び太陽光発電設備等を除く)の建設等で、行為に係る高さが、1.5m以下のもの	規則第15条の14第1号
工作物(建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る)の建設等で、当該行為に係る部分のモジュール面積の合計が10㎡以下のもの	規則第15条の14第2号
農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、かつ、次に掲げるもの ①幅員2m以下の用排水路、農道又は林道の設置 ②土地の形質の変更 ③竹の伐採(森林の皆伐を除く)	条例第26条の17第1号

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

2) 次の法令等による許可等を受けて行う行為等

法令等	許可等	根拠条項※
文化財保護法	重要文化財として指定 (第27条第1項)	法第69条第1項第2号 条例第26条の12第1項 第2号
	史跡名勝天然記念物として指定 (第109条第1項)	
	重要文化財の現状変更等の行為の許可 (第43条第1項)	条例第26条の17第1項 第4号
	史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可 (第125条第1項)	
石川県文化財保護 条例	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可 (第14条第1項、第35条第1項)	規則第15条の4第1号 規則第15条の13第1号
金沢市文化財保護 条例	指定文化財(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)の現状変更に係る承認 (第12条)	規則第15条の4第2号 規則第15条の13第2号
屋外広告物法	条例の規定に適合する屋外広告物等の表示等 (第4条、第5条)	条例第26条の12第1項 第5号

※法：景観法 政令：景観法施行令
 条例：金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例
 規則：金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

3) 次に掲げる行為

- ① 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (条例第26条の4第3号、条例第26条の12第1項第11号、条例第26条の17第1項第2号)
- ② 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 (条例第26条の4第2号、条例第26条の12第1項第8号、条例第26条の17第1項第5号)
- ③ その他景観法第69条、条例第26条の4、条例第26条の12及び条例第26条の17に掲げる行為

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

2-2-3 申請等が必要となる対象範囲(指定区域)

対象範囲は、次の図に示すとおりです。

(1) 長町景観地区



2-2-4 景観形成方針・景観形成基準

(1) 長町景観地区

1) 景観形成方針(再掲)

◎伝統環境保存区域(41)…長町武家屋敷群地区

旧町名	長町一番～八番丁、穴水町一番～二番丁 など
基本方針	◎藩政期から残る大野庄用水沿いの街路や地区内の街路網、町割・地割を背景とした街並みと、庭や用水等が一体となった水と緑が調和した景観を保全・継承します。
景観特性	○長町武家屋敷群跡(土塀・門と庭が連続する街並み) ○敷地内の庭等の季節感が感じられる景観 (新緑・花・蛍・紅葉、雪吊り、土塀の菰がけなど) ○黒瓦の家並み ○伝統的形態意匠の金澤町家 ○足軽屋敷跡 ○大野庄用水の石積護岸、用水沿いの土塀・橋 ○用水の流れ・せせらぎの音
背景となる景観・地区内からの眺望など	○近代的都市景観創出区域(都心軸区域)の街並み ○伝統環境調和区域(昭和大通り地区)の街並み

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

2) 景観形成基準

①低層建築物

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項目	基準									
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・地区毎の伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、できるかぎり壁面の位置を揃えるよう努める。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路に面する3階以上の部分の壁面は、道路幅員との関係を考慮し、2階の壁面よりも後退させる。 ・歴史的に継承された地区毎の町割・地割を活かした配置となるよう努める。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・道路に面した外壁を後退し、土塀・板塀や前庭等の空間の確保に努める。 									
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・地区内の伝統的な街並みと調和する落ち着きを感じられる素材の採用に努める。 ・外壁は、素材が醸し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情を感じられる形態意匠となるよう努める。 ・経年変化による味わいや美しさを感じられる木材や石材等の自然素材の採用に努める。 ・金沢らしさを感じられるような伝統素材や地産材の採用に努める。 ・地区内の伝統的な街並みと調和する軒の出(原則として30センチメートル以上)のある勾配屋根(原則として10分の3.5から10分の5までの勾配)とする。 ・雨や雪の多い金沢の気候風土を考慮した庇の設置に努める。 ・屋根は、日本瓦葺きとする。ただし、公共空間等から望見できない屋根及び地区内の伝統的な街並みと調和する屋根は、瓦葺き又は金属板葺きとすることができる。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。 ・太陽光発電設備等を屋根又は屋上に設置する場合は、当該建築物本体と一体を成す形態意匠とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、当該外壁と一体を成す形態意匠とする。 									
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、次に定めるマンセル値による茶又はベージュとする。 <table border="1" data-bbox="607 1458 1311 1570"> <tr> <td>色相</td> <td>5 YR~7.5 YR</td> <td>7.6 YR~2.5 Y</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>4 以上 6 以下</td> <td>4 以上 7 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td colspan="2">2 以上 4 以下</td> </tr> </table> ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 外壁の一部を漆喰等の伝統的素材にする場合で、当該外壁の色彩が地区内の伝統的な街並みに調和するとき。 (2) 外壁の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する茶又はベージュ(禁止色を除く。)とする場合。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根の色彩は、黒とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 茶室、門等の屋根を銅板葺きとする場合。 (2) (1)以外の屋根の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する色彩(禁止色を除く。)とする場合。 ・太陽光発電設備等を屋根又は屋上に設置する場合は、パネルの色彩を黒とする。また、太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、当該外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 	色相	5 YR~7.5 YR	7.6 YR~2.5 Y	明度	4 以上 6 以下	4 以上 7 以下	彩度	2 以上 4 以下	
色相	5 YR~7.5 YR	7.6 YR~2.5 Y								
明度	4 以上 6 以下	4 以上 7 以下								
彩度	2 以上 4 以下									

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

①低層建築物

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

	項目	基準
建築物	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房設備、給湯設備等(太陽光発電設備等を除く。)の屋外設備は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。ただし、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽、格子、ルーバー等で目隠しによる修景を施したのものについては、この限りでない。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に既存の土塀又は門がある場合は、保全に努める。 ・公共空間等に面する部分には、地区内の伝統的な街並みとの調和に配慮した生垣・竹垣や、板塀・土塀等の設置に努める。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地内には、できるかぎり前庭等の緑化空間を設け、玄関まわりにシンボル樹となるような郷土種や周辺の植生に合った中高木を1本以上植栽するよう努める。 ・敷地条件等により、やむを得ず前庭等の緑化空間を設けることができない場合は、積極的に植木鉢やプランター等による軒先緑化に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1mの通路幅を確保する。(用水沿いの景観に配慮された生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置についてはこの限りでない。) ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、地区内の伝統的な街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース(車庫)とし、道路側には地区内の伝統的な街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・竹垣や板塀・土塀等による目隠し修景に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、公共空間等からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、公共空間等からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色彩は、地区内の伝統的街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着いた夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の伝統的街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・地区内の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

②中高層建築物

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項目	基準									
建築物 配置	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の伝統的街並みとの調和に配慮した配置とする。 ・公共空間等に面する建築物の壁面は、圧迫感を感じさせないような配置となるよう配慮する。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路幅員との関係を考慮し、道路からのセットバック空間の確保や3階以上の壁面の後退等の配慮に努める。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・道路に面した外壁を後退し、土塀・板塀や前庭等の空間の確保に努める。 									
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・奇抜なものではなく、地区内の伝統的街並みと調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・勾配屋根とするなど形状について工夫し、地区内の伝統的な街並みと調和する形態意匠とする。 ・低層部では、地区内の伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、軒や庇の設置、落ち着きある素材の採用・工夫に努める。 ・地区内の伝統的街並みと調和する落ち着きを感じられる素材の採用に努める。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとす。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。 ・太陽光発電設備等を屋根又は屋上に設置する場合は、当該建築物本体と一体を成す形態意匠とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、当該外壁と一体を成す形態意匠とする。 									
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、次に定めるマンセル値による茶又はベージュとする。 <table border="1" data-bbox="607 1413 1311 1514"> <tr> <td>色相</td> <td>5 YR~7.5 YR</td> <td>7.6 YR~2.5 Y</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>4 以上 6 以下</td> <td>4 以上 7 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td colspan="2">2 以上 4 以下</td> </tr> </table> ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 外壁の一部を漆喰等の伝統的素材にする場合で、当該外壁の色彩が地区内の伝統的な街並みに調和するとき。 (2) 外壁の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する茶又はベージュ(禁止色を除く。)とする場合。 特に低層部の外壁は、地区内の伝統的な街並みとしての連続性を考慮し、低明度・低彩度の色調となるよう配慮する。 外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根の色彩は、黒とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 茶室、門等の屋根を銅板葺きとする場合。 (2) (1) 以外の屋根の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する色彩(禁止色を除く。)とする場合。 敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 	色相	5 YR~7.5 YR	7.6 YR~2.5 Y	明度	4 以上 6 以下	4 以上 7 以下	彩度	2 以上 4 以下	
色相	5 YR~7.5 YR	7.6 YR~2.5 Y								
明度	4 以上 6 以下	4 以上 7 以下								
彩度	2 以上 4 以下									

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

②中高層建築物

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

	項目	基準
建築物	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房設備、給湯設備等(太陽光発電設備等を除く。)の屋外設備は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。ただし、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽、格子、ルーバー等で目隠しによる修景を施したのものについては、この限りでない。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に既存の土塀又は門がある場合は、保全に努める。 ・公共空間等に面する部分には、地区内の伝統的な街並みとの調和に配慮した生垣・竹垣や、板塀・土塀等の設置に努める。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 ・角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1mの通路幅を確保する。(用水沿いの景観に配慮された生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置についてはこの限りでない。) ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、地区内の伝統的な街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 ・できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース(車庫)とし、出入口付近の修景に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入口を限定し、生垣・竹垣や板塀・土塀等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、公共空間等からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、公共空間等からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色彩は、地区内の伝統的街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着いた夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の伝統的街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・地区内の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、地区内の伝統的街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

③工作物等

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項目		基準
工作物等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、地区内の伝統的な街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 ・地面に設置する工作物は、公共空間等から望見できる場合には、都市計画に基づく建築物の高さの最高限度以下とする。
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した配置とする。 ・周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 ・公共空間等に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間等から直接見えにくいような配置とする。 ・やむを得ず公共空間等に面する部分に設置する場合には、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間等から望見できる場所には、原則として設置しない。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間等に面する部分に設置する場合は、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽、格子、ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の形態意匠は、地区内の伝統的な街並みと調和するものとする。 ・周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする。 ・工作物の基調とする色彩においては、禁止色は使用しない。
	塀・垣・さく等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に既存の土塀又は門がある場合は、保全に努める。 ・塀・垣・さく等を設ける場合は、地区内の伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置に努める。 ・やむを得ず、公共空間等に面する部分にブロック塀を設置する場合は、地区内の伝統的な街並みと調和する修景に工夫されたものとする。 ・用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、原則として、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材を採用する。

④土地の形質・その他

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項目		基準
土地の形質・その他	土地の形質等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要以上に地形の改変を伴う造成とならないよう配慮し、既存の自然地形を極力活かした計画となるよう努める。 ・大規模な盛り面が生じないよう配慮する。 ・当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 ・惣構跡や石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 ・土地の形質の変更後の当該土地の景観が、地区内の伝統的な街並みと著しく不調和とならないこと。

第2章の2 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観地区)

項目	基準
<p>土地の形質・その他</p> <p>緑・用水等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の緑地や庭・樹木はできるかぎり保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 ・敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できるかぎり伐採しない。(維持管理作業は除く) ・木竹の伐採後の景観が、地区内の伝統的な街並みと著しく不調和とならないこと。 ・資材置き場や土砂堆積場その他物件の堆積にあつては、物件の堆積後の当該物件の景観が、地区内の伝統的な街並みと著しく不調和とならないこと。 ・公共空間等から望見できる場所で物件の堆積を行う場合には、地区内の伝統的な街並みと調和する板塀、土塀、竹垣等又は生垣で目隠しによる修景を施すこと。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1mの通路幅を確保する。(用水沿いの景観に配慮された生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置についてはこの限りでない。) ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、地区内の伝統的な街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
<p>擁壁・のり面等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、地区内の伝統的な街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。 ・のり面は、地区内の伝統的な街並みに配慮し、緑化に努める。
<p>路外駐車場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 ・公共空間等に面する部分は、地区内の伝統的な街並みと調和に配慮し、原則として、生垣・竹垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景を施す。 ・敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

特記事項

(用語の意義)

1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低層建築物 建築物の高さが10メートル以下の建築物をいう。
- (2) 中高層建築物 建築物の高さが10メートルを超える建築物をいう。
- (3) 軒の出 外壁面(木造にあつては、外壁又はこれに代わる柱の中心線)から軒の先端までの水平距離をいう。
- (4) 公共空間等 道路、河川、用水、公園等の公共空間又は公共施設をいう。
- (5) 太陽光発電設備等 太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備をいう。

(禁止色)

2 屋根及び外壁の禁止色は、次のとおりとする。ただし、着色していない木、石等の自然素材の色彩は、この限りでない。

- (1) マンセル値による色相及び彩度が次に掲げるもの
 - ア R(赤)系及びYR(黄赤)系の色相で、彩度が6を超えるもの
 - イ Y(黄)系の色相で、彩度が4を超えるもの
 - ウ ア及びイ以外の色相で、彩度が2を超えるもの

(2) 蛍光色
(認定の特例)

3 市長は、美しい景観のまちづくりに寄与し、又は支障がないと認められる建築物及び工作物又は建築物及び工作物の部分について、形態意匠の制限の全部又は一部を適用しないことができる。この場合において、市長は、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

3-1 景観重要建造物の指定の方針

(1) 指定の方針

地域にとって良好な景観形成上、重要な存在であると認められ、公共の場所から容易に見ることができる建造物で、次の基準に該当するものを「景観重要建造物」として指定します。

【指定の基準】

- 地域の自然、歴史、生活文化等からみて、その特徴が景観として現れている象徴的な建造物
- 概ね昭和20年以前の伝統的建造物
- （重要）伝統的建造物群保存地区内の一般建造物

(2) 指定の方法

景観重要建造物の指定にあたっては、基準等との適合性、建造物の維持保全の状態等を調査・確認します。

建造物の存在する地元（所有者を含む）の意見を聞き、所有者の同意を得るとともに、歴史文化、建築史、景観等に関連する分野の専門家や金沢市景観審議会及び保存建物部会等の意見を聞き、指定の妥当性を検証します。

3-2 景観重要樹木の指定の方針

(1) 指定の方針

地域にとって良好な景観形成上、重要な存在であると認められ、公共の場所から容易に見ることができる樹木で、次の基準に該当するものを「景観重要樹木」として指定します。

また、指定にあたり、金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例に基づく景観樹等を景観重要樹木の指定の参考とします。

【指定の基準】

- 樹容が景観上優れている樹木
- 樹種固有の形状を保っているまたは剪定等により良好な形状を保っているもの
- 景観上、地域の象徴的な存在となっている樹木
- 歴史的経過、文化的意義、学術的な特徴を有する樹木

(2) 指定の方法

景観重要樹木の指定にあたっては、樹木の維持保全の状態等を調査・確認します。

樹木の存在する地元(所有者を含む)の意見を聞き、所有者の同意を得るとともに、植物等に関連する分野の専門家や樹木医、金沢市景観審議会及び緑化推進部会等の意見を聞き、指定の妥当性を検証します。

第4章 屋外広告物等の表示及び掲出する物件の設置 に関する行為の制限に関する事項

4-1 屋外広告物等に関する基本方針

(1) 基本方針

建築物等と同様に景観に大きな影響を与える屋外広告物等については、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を本計画に位置づけ、建築物等の景観に関する規制・誘導と連携した景観形成を推進します。

また、「金沢市景観総合計画」に示す屋外広告物等に関する景観まちづくり方針を具現化するため、「金沢市屋外広告物等に関する条例」に基づき、市全域における屋外広告物等を対象とした必要な規制・誘導を行います。

(2) 屋外広告物等における景観への配慮としての基本要件

- ・都市の美観及び自然美を損なわず、周囲の景観に適した意匠と色彩を有するものとしします。
- ・夜間を対象とする屋外広告物等にあっても、昼間の美観を損なわないものとしします。
- ・屋外広告物等の裏面及び側面の不体裁な支柱、支杵等が露出しないものとしします。
- ・点滅灯の類及び回転灯の類は、屋外広告物等に附帯させないものとしします。ただし、安全のために必要な場合を除きます。
- ・第1種禁止地域、第2種禁止地域及び第3種禁止地域にあっては、発光式及び反射式の素材は、使用しないものとしします。
- ・第5種禁止地域にあっては、高さが8mを超える部分については、発光式及び反射式の素材は、使用しないものとしします。

4-2 屋外広告物等の表示等に関する制限

(1) 禁止地域

次に掲げる地域又は場所を、原則、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない地域等として指定します。

- ・都市計画法第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区及び伝統的建造物群保存地区
- ・金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第9条第1項の規定により定められた同項第1号に規定する伝統環境保存区域及び同項第3号に規定する伝統環境調和区域
- ・金沢市こまちなみ保存条例第5条第1項の規定により指定されたこまちなみ保存区域
- ・市民農園整備促進法第2条第2項に規定する市民農園の区域
- ・文化財保護法第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域並びに同法第143条第2項に規定する条例の規定により本市が定める地域

第4章 屋外広告物等の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

- ・石川県文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域並びに同条例第31条第1項の規定により指定された地域
- ・金沢市文化財保護条例第5条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域並びに同項の規定により史跡、名勝又は天然記念物として指定された地域
- ・森林法第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため指定された保安林のある地域
- ・自然環境保全法第3章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第4章の規定により指定された自然環境保全地域
- ・ふるさと石川の環境を守り育てる条例第118条第1項の規定により指定された石川県自然環境保全地域
- ・金沢市自然環境保全条例第10条第1項の規定により指定された金沢市自然環境保全区域
- ・都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹林のある地域
- ・高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間、道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)で市長が指定する区間並びに鉄道等で市長が指定する区間
- ・道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定するもの
- ・都市公園法第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令第2条第1号に規定する公園又は緑地
- ・自然公園法第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国定公園の区域
- ・ふるさと石川の環境を守り育てる条例第161条第1項の規定により指定された石川県立自然公園の区域
- ・河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山、山岳及びこれらの付近の地域で、市長が指定するもの
- ・港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定するもの
- ・官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにこれらの敷地
- ・博物館、美術館及び病院の建造物並びにこれらの敷地で、規則で定める基準に適合するもの
- ・古墳、墓地及びこれらの周囲の地域で、市長が指定するもの
- ・火葬場、葬祭場、社寺及び教会の建造物並びにこれらの境域
- ・前各号に定めるもののほか、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する地域又は場所

ただし、禁止地域であっても、自家広告物及び案内図板等を表示し、又は設置する必要性の高い広告物は、一定の規格内であれば表示することができるものとします。

なお、禁止地域は、地域の特性や土地利用の状況により、第1種から第6種禁止地域に分類します。

第4章 屋外広告物等の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

禁止地域の種別	地域または場所（概要）
第1種	<p>【風致地区、緑地保全区域等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区及び伝統的建造物群保存地区 <p>【専用住居系用途地域内にある伝統環境保存区域、こまちなみ保存区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統環境保存区域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域 ・こまちなみ保存区域のうち、里見町区域、水溜町区域、旧蛤坂町区域及び旧彦三一番丁・母衣町区域（これらの区域のうち、水溜町区域にあつては商業地域を、旧蛤坂町区域にあつては近隣商業地域及び商業地域を除く。）
第2種	<p>【専用住居系用途地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び景観地区
第3種	<p>【住居系用途地域内にある伝統環境保存区域、こまちなみ保存区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統環境保存区域のうち、市街化調整区域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び準工業地域並びに商業地域 ・こまちなみ保存区域のうち、旧新町区域、大野町区域、水溜町区域、旧天神町区域、旧御歩町区域、旧蛤坂町区域及び金石区域（これらの区域のうち、水溜町区域にあつては商業地域に、旧蛤坂町区域にあつては近隣商業地域及び商業地域に限る。）
第4種	<p>【商業系用途地域内にある伝統環境保存区域、伝統環境調和区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統環境保存区域のうち、商業地域で市長が第3種禁止地域として指定するもの以外の商業地域 ・伝統環境調和区域
第5種	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止道路沿線（北陸自動車道）
第6種	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止道路沿線（その他）

(2) 許可地域

許可地域（禁止地域を除く全ての地域）については、広告物を表示するため、次の規格を遵守することとします。

(3) 屋外広告物等の規格

① 広告板及び広告塔

種類	地域の種別	規格	
ア 屋上広告物等	第1種、第2種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> ・設置を禁止する。 	
	第3種、第4種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面から建築物と調和した色彩を有する素材で建ち上げて表示し、若しくは設置し、又は塔屋等の壁面に表示し、若しくは設置する。 ・屋外広告物等の高さは、建築物の高さから3m以下とする。 ・屋外広告物等の上端は、地上から20m以下とする。ただし、商業地域にあつては、地上から40m以下とする。 ・こう配屋根の木造建築物への設置を禁止する。ただし、本屋の外壁に接して設けられた片流れの屋根については、この限りでない。 	
	第5種、第6種禁止地域及び許可地域	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物等の高さは、建築物の高さの2分の1かつ4m以下とする。 ・屋外広告物等の上端は、地上から40m以下とし、建築物の高さから4m以下とする。 	
	第3種、第4種、第5種、第6種禁止地域及び許可地域	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる表示面は、横長とし、支柱等は見えないようにする。 ・屋上の水平投影の範囲内とする（塔屋等を利用する場合は、塔屋等の水平投影の範囲内とする。）。 ・建築物1棟に1個とする。 	

第4章 屋外広告物等の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

種 類	地域の種別	規 格
イ 建築物又は工作物の壁面（塔屋等の壁面を除く。）を利用するもの（壁面広告物）	第1種、第2種、第3種 禁止地域	・屋外広告物等の上端は、地上から6m以下とする。ただし、ビル名称等については、この限りでない。
	第4種禁止地域	・屋外広告物等の上端は、地上から6m以下とする。ただし、ビル名称等については、この限りでない。 ・屋外広告物等の表示面積は、10㎡以内とする。
	第5種、第6種禁止地域及び許可地域	・屋外広告物等の上端は、地上から12m以下とする。ただし、ビル名称等については、この限りでない。 ・屋外広告物等の表示面積は、次の通りとする。 商 業 地 域：利用する建築物又は工作物の壁面の鉛直投影面積に10分の2を乗じて得た面積（その面積が10㎡に満たない場合は、10㎡）以内とする。 その他の地域：利用する建築物又は工作物の壁面の鉛直投影面積に10分の1を乗じて得た面積（その面積が10㎡に満たない場合は、10㎡）以内とする。
	第1種、第2種、第3種、第4種、第5種、第6種 禁止地域及び許可地域	・取付壁面からはみ出さないようにする。 ・窓面の開口部をふさがないようにする。 ・広告幕については、専用の懸垂装置があるものとする。
ウ 建築物又は工作物から突出するもの	第1種、第2種、第3種 禁止地域	・外壁から突出する部分は、1m以下とする。 ・屋外広告物等の下端は、道路以外の場所では、地上から2.5m以上とし、上端は、軒高までとする。
	第4種、第5種、第6種 禁止地域及び許可地域	・外壁から突出する部分は、1.5m以下とする。 ・屋外広告物等の下端は、道路以外の場所では、地上から2.5m以上とし、上端は、地上から31m以下とする。
	第1種、第2種、第3種、第4種、第5種、第6種 禁止地域及び許可地域	・建築物1棟につき、原則として、突出位置を1縦列とする。
エ 自己の住所、事務所、営業所等の敷地内に建てるもの（独立自家広告物）	第1種禁止地域	・屋外広告物等の高さは、地上から4m（第1種独立広告物調整地区にあつては8m、第2種独立広告物調整地区にあつては10m）以下とする。 ・屋外広告物等の表示面積は、次の通りとする。 屋外広告物等1基についての1面：5㎡以内 屋外広告物等1基についての合計：5㎡以内 敷 地 内 の 合 計：5㎡以内
	第2種、第3種禁止地域	・屋外広告物等の高さは、地上から6m（第1種独立広告物調整地区にあつては8m、第2種独立広告物調整地区にあつては10m）以下とする。 ・屋外広告物等の表示面積は、次の通りとする。 屋外広告物等1基についての1面：5㎡以内 屋外広告物等1基についての合計：10㎡以内 敷 地 内 の 合 計：10㎡以内
	第4種禁止地域	・屋外広告物等の高さは、地上から6m（第1種独立広告物調整地区にあつては8m、第2種独立広告物調整地区にあつては10m）以下とする。 ・屋外広告物等の表示面積は、次の通りとする。 屋外広告物等1基についての1面：5㎡以内 屋外広告物等1基についての合計：10㎡以内 敷 地 内 の 合 計：15㎡以内

第4章 屋外広告物等の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

種 類	地域の種別	規 格
エ 自己の住所、事務所、営業所等の敷地内に建てるもの（独立自家広告物）	第5種、第6種禁止地域及び許可地域	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物等の高さは、地上から6m（第1種独立広告物調整地区にあつては8m、第2種独立広告物調整地区にあつては10m）以下とする。
		<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物等の表示面積は、次の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物等1基についての1面：道路に面するごとに10㎡以内 屋外広告物等1基についての合計：道路に面するごとに20㎡以内 道路に面するごとの敷地内の合計：30㎡以内
備考		
1 金沢市屋外広告物審査会において、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮された屋外広告物等と認められた場合には、緩和規定の適用があります。		

② 野立てのもの（野立広告物）

種 類	地域の種別	規 格
野立てのもの（野立広告物）	第1種、第2種、第3種、第4種、第6種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> 設置を禁止する。
	第5種禁止地域及び許可地域	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物等の高さは、4m（第1種独立広告物調整地区及び第2種独立広告物調整地区にあつては、6m）以下とする。 屋外広告物等の表示面積は、次の通りとする。ただし、映像表示装置を利用する場合は、一の敷地において、道路に面するごとに5㎡以内とする。 <ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物等1基についての1面： <ul style="list-style-type: none"> 道路に面するごとに5㎡（第1種独立広告物調整地区及び第2種独立広告物調整地区にあつては10㎡）以内 屋外広告物等1基についての合計： <ul style="list-style-type: none"> 道路に面するごとに10㎡（第1種独立広告物調整地区及び第2種独立広告物調整地区にあつては20㎡）以内 道路に面するごとの敷地内合計： <ul style="list-style-type: none"> 15㎡（第1種独立広告物調整地区及び第2種独立広告物調整地区にあつては20㎡）以内 高さ、大きさ、色彩等について共通化を図る。 1施設当たりの屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の件数の合計は、4以内とする。 誘導距離（施設からの距離をいう。）は、3km以内とする。 管理者の氏名又は名称を掲出物件に明記する。

③ 簡易な広告物

種 類	規 格	
はり紙	大きさ	表示面積は、1㎡以内とする。
はり札等	大きさ	表示面積は、1㎡以内とする。
立看板等	大きさ	高さ2m以下で、幅1m以下とする。
置看板	大きさ	高さ1.5m以下で、表示面積は、2㎡以内とする。
	設置場所	通行上支障のない場所とする。
広告幕 （建築物又は工作物の壁面を利用するものを除く。）	大きさ	表示面積は、15㎡以内とする。
広告旗	大きさ	表示面積は、2㎡以内とする。
ぼんぼり	大きさ	表示面積は、縦1m以下、横0.8m以下とする。
	その他	広告表示面積は、3面以内とする。

第4章 屋外広告物等の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

種類		規格	
電柱を利用する屋外広告物	トタン等を巻き付けるもの	設置位置	広告面の高さは、地上から1m以上を下端とし、上端は2.8m以下とする。
		設置形態	全面巻き付け又は両側2面とする。
		色彩	広告面の図案色彩は、3色以内とする。
		設置個数	電柱1本につき1個とする。
		その他	直接塗り書きはしない。
	突き出して取り付けるもの	大きさ	幅0.45m以下、高さ0.9m以下とし、かつ、出幅は0.6m以下とする。
		設置位置	広告面は、車両進行の反体面又は歩道面とする。 広告面の下端は、道路以外の場所では地上から2.5m以上とする。
		色彩	広告面の図案色彩は、3色以内とする。
		設置個数	電柱1本につき1個とする。
		その他	直接塗り書きはしない。
街灯柱を利用する屋外広告物		大きさ	短辺0.45m、長辺0.9mの長方形に収まるものとする。
		設置位置	広告面の下端は、道路以外の場所では地上から2.5m以上とする。
		色彩	ガラス、合成樹脂等の表面の色は、乳白色とする。
		設置個数	街灯柱1本につき1個とする。
		その他	直接塗り書きはしない。
標識を利用する屋外広告物	バス停留所の標識を利用する屋外広告物	大きさ	標識の表示面の面積の3分の1以内とする。
		設置位置	車両進行方向から展望できない面とする。
		その他	標識の表示面は、2面以内とする。
	消火栓の標識を利用する屋外広告物	大きさ	縦0.4m以下、横0.8m以下とする。
	設置位置	広告面の下端は、道路以外の場所では地上から2.5m以上とする。	
アドバルーン		設置等	風圧に耐えるように綱でしっかりと係留する。
備考			
1 冠婚葬祭、祭礼等の慣例又は営利を目的としない活動のため一時的に表示し、又は設置する立看板等、広告旗及び広告幕の類については、この表の規格を適用しないことができます。			
2 法令等の規定により表示し、又は設置する屋外広告物等については、その法令等の規定によるものとします。			

④ 移動広告物

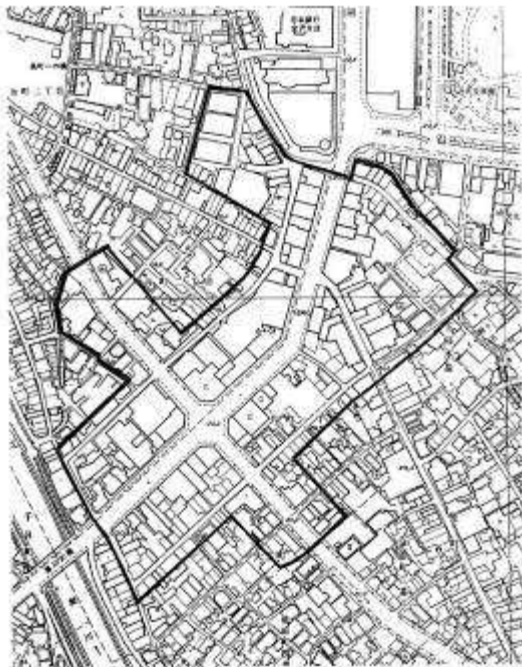
種類		規格	
電車又はバスの外面を利用する屋外広告物	電車の車体を利用する屋外広告物	大きさ	広告面の横幅は、車体の長さの3分の1以下、縦幅は、1m以下とする。また、出幅は、0.05m以下とする。
		大きさ	広告面の横幅は、1.2m以下、縦幅は、0.6m以下とする。
	バス車体を利用する屋外広告物	設置個数	一車体に取り付ける個数は、6個以内とする。

(4) 屋外広告物活用地区

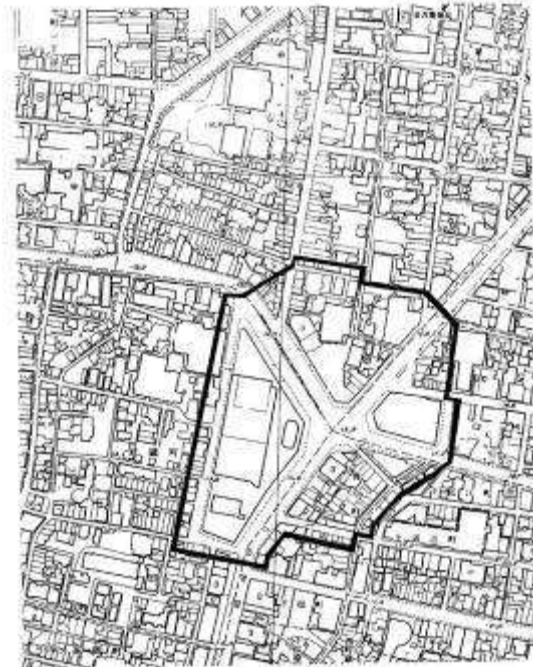
次に示す屋外広告物活用地区については、良好で創造的な屋外広告物等の集積を誘導することで、屋外広告物等を活用した魅力ある金沢の都市景観の創出を図ります。

区名	位置
片町地区	片町1丁目、片町2丁目、木倉町、大工町、池田町3番丁、下柿木畠、堅町及び広坂1丁目の各一部
武蔵ヶ辻地区	青草町、尾張町2丁目、下堤町、彦三町2丁目、武蔵町、安江町、下近江町、上近江町、下松原町及び袋町の各一部

片町地区



武蔵ヶ辻地区



(5) その他

良好な景観を阻害する屋外広告物等については、広告主等に対し、氏名公表も含めた積極的な指導を実施するとともに、必要に応じて撤去を要請するなど、強力な対策を講じます。

また、良好な景観を形成する屋外広告物等については、広告主に対し、奨励策を講じ、その蓄積を図ることで、更なる良好な景観形成を推進します。

第5章 景観重要公共施設等の整備に関する事項

景観計画区域内において、次に示す道路、河川、都市公園、用水は、良好な景観の形成に重要な「景観重要公共施設」等に指定し、整備に関する事項等を定めます。

【景観重要公共施設】

項目	対象
景観重要道路	旧城下町区域内の歴史的な街路（旧北国街道、旧石引道、旧鶴来道、旧野田道、旧宮腰往還）、金沢城公園・兼六園周辺の歴史的街路網
景観重要河川	旧城下町区域内の犀川、浅野川
景観重要都市公園	金沢城公園、兼六園、本多の森公園、いしかわ四高記念公園、外濠公園、本多公園、卯辰山公園、犀川緑地

【その他】

項目	対象
景観重要用水	旧城下町区域内の惣構跡、辰巳用水、鞍月用水、大野庄用水における指定された区域 ※景観重要公共施設に準ずるものとしての位置づけ

5-1 景観重要道路の整備に関する方針（景観重要公共施設）

景観形成区域等における「景観形成方針」を踏まえ、「良好な景観形成のための行為の制限」を遵守するとともに、景観重要道路周辺に位置する地域の景観資源との景観的な調和に配慮します。

また、景観重要道路が、良好な景観形成を推進するために重要な公共施設であることを認識し、利用形態や素材の経年変化等を考慮し、快適で美しいものとして整備されるよう配慮するとともに、周辺の景観や公共施設との調和を図ります。

5-2 景観重要河川の整備に関する方針（景観重要公共施設）

景観形成区域等における「景観形成方針」を踏まえ、「良好な景観形成のための行為の制限」を遵守するとともに、景観重要河川周辺に位置する地域の景観資源との景観的な調和に配慮します。

また、景観重要河川が、良好な景観形成を推進するために重要な公共施設であることを認識し、利用形態や素材の経年変化等を考慮し、快適で美しいものとして整備されるよう配慮するとともに、周辺の景観や自然環境、公共施設との調和を図ります。

5-3 景観重要都市公園の整備に関する方針（景観重要公共施設）

景観形成区域等における「景観形成方針」を踏まえ、「良好な景観形成のための行為の制限」を遵守するとともに、景観重要都市公園周辺に位置する地域の景観資源との景観的な調和に配慮します。

また、景観重要都市公園が、良好な景観形成を推進するために重要な公共施設であることを認識し、利用形態や素材・樹木の経年変化等を考慮し、快適で美しいものとして整備されるよう配慮するとともに、周辺の景観や公共施設との調和を図ります。

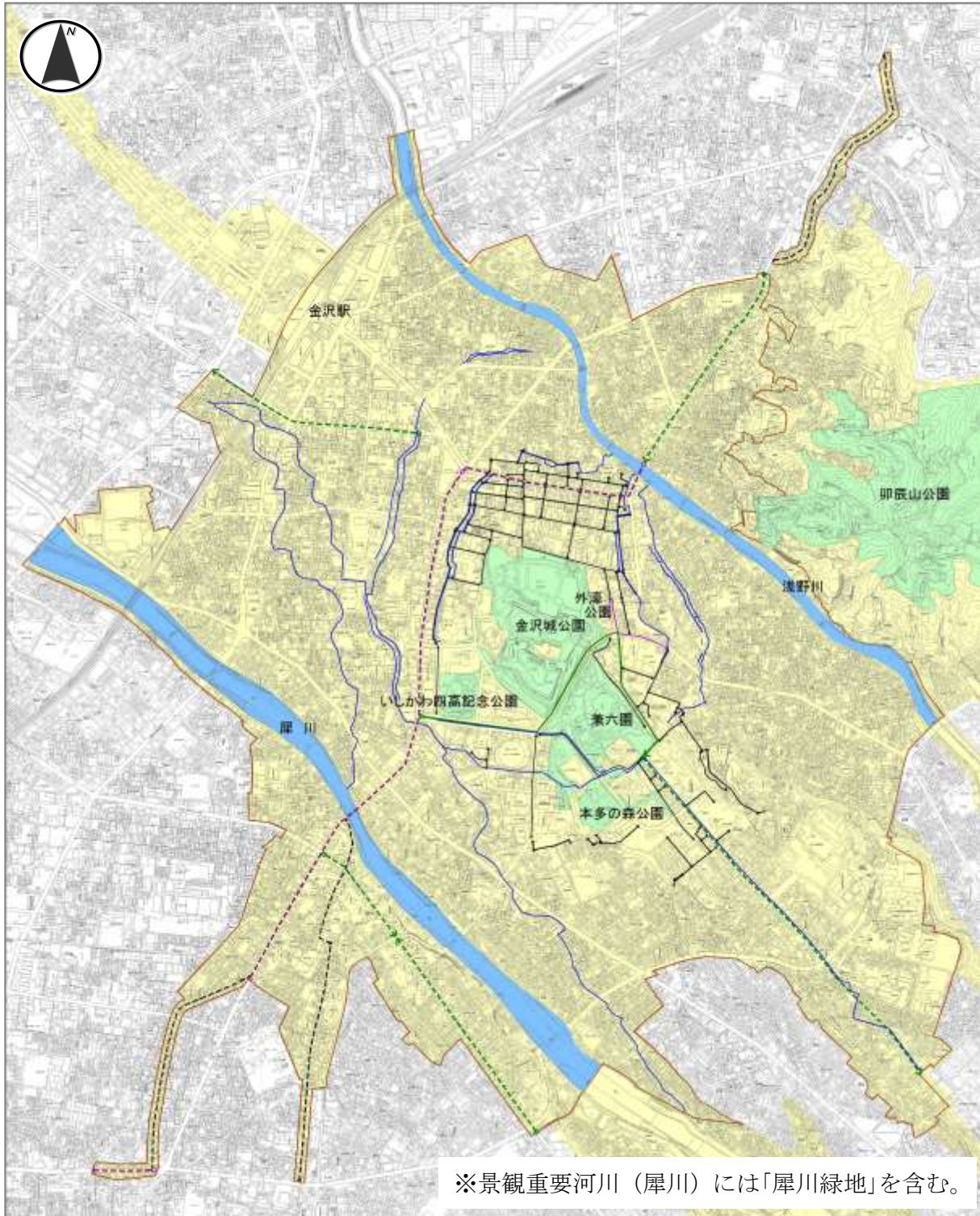
5-4 景観重要用水の整備に関する方針（景観重要公共施設に準ずるもの）

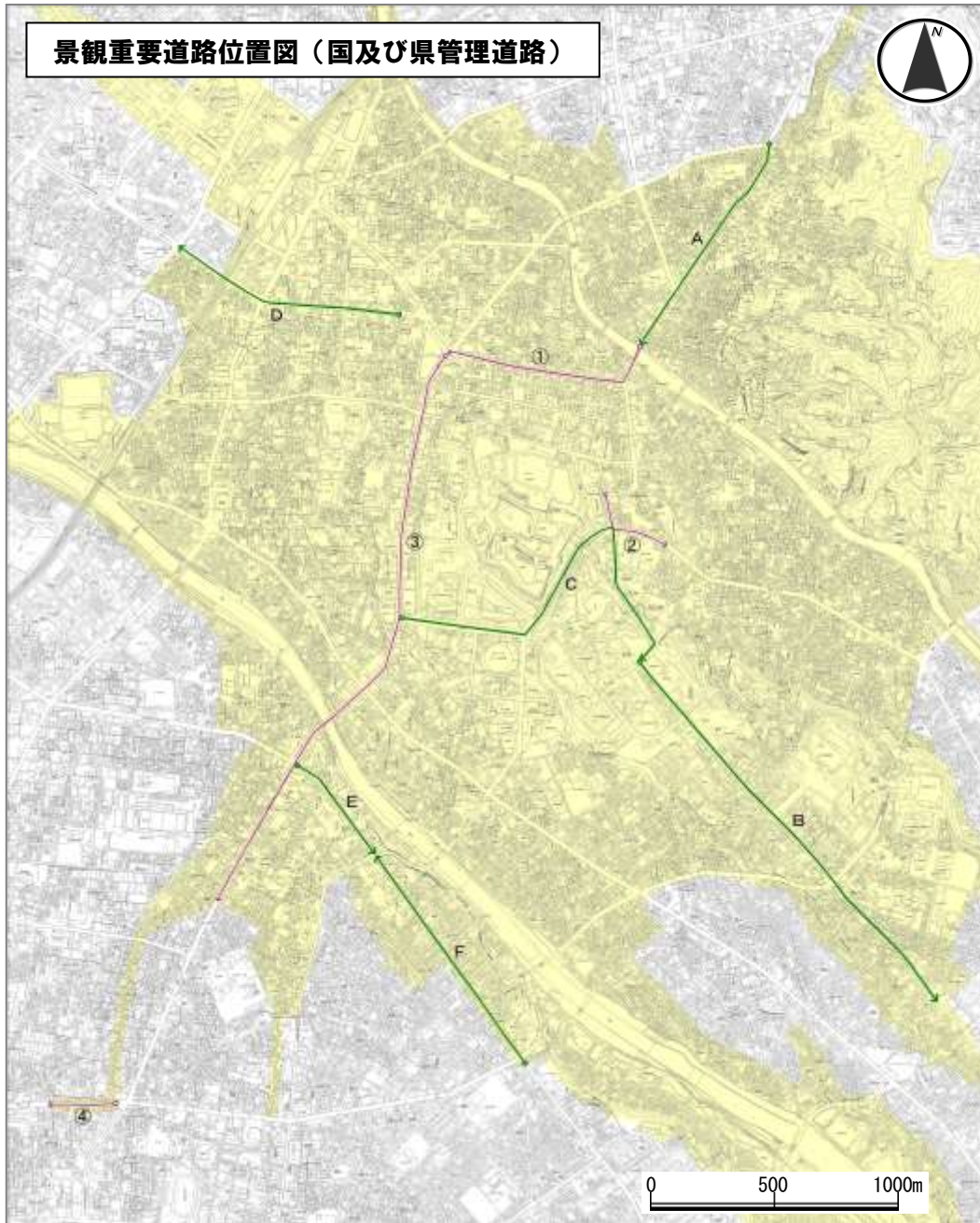
本市における重要な歴史遺産、景観資産である用水（惣構跡含む）で旧城下町区域内の代表的なものについては、別途、景観重要公共施設に準ずる「景観重要用水」として市独自に指定します。

景観形成区域等における「景観形成方針」を踏まえ、「良好な景観形成のための行為の制限」を遵守するとともに、景観重要用水周辺に位置する地域の景観資源との景観的な調和に配慮します。

また、景観重要用水が、良好な景観形成を推進するために重要な構成要素であることを認識し、本市固有の用水環境の保全に配慮した形態意匠・素材等として整備されるよう配慮するとともに、周辺の景観や公共施設との調和を図ります。

景観重要公共施設等位置・区域図





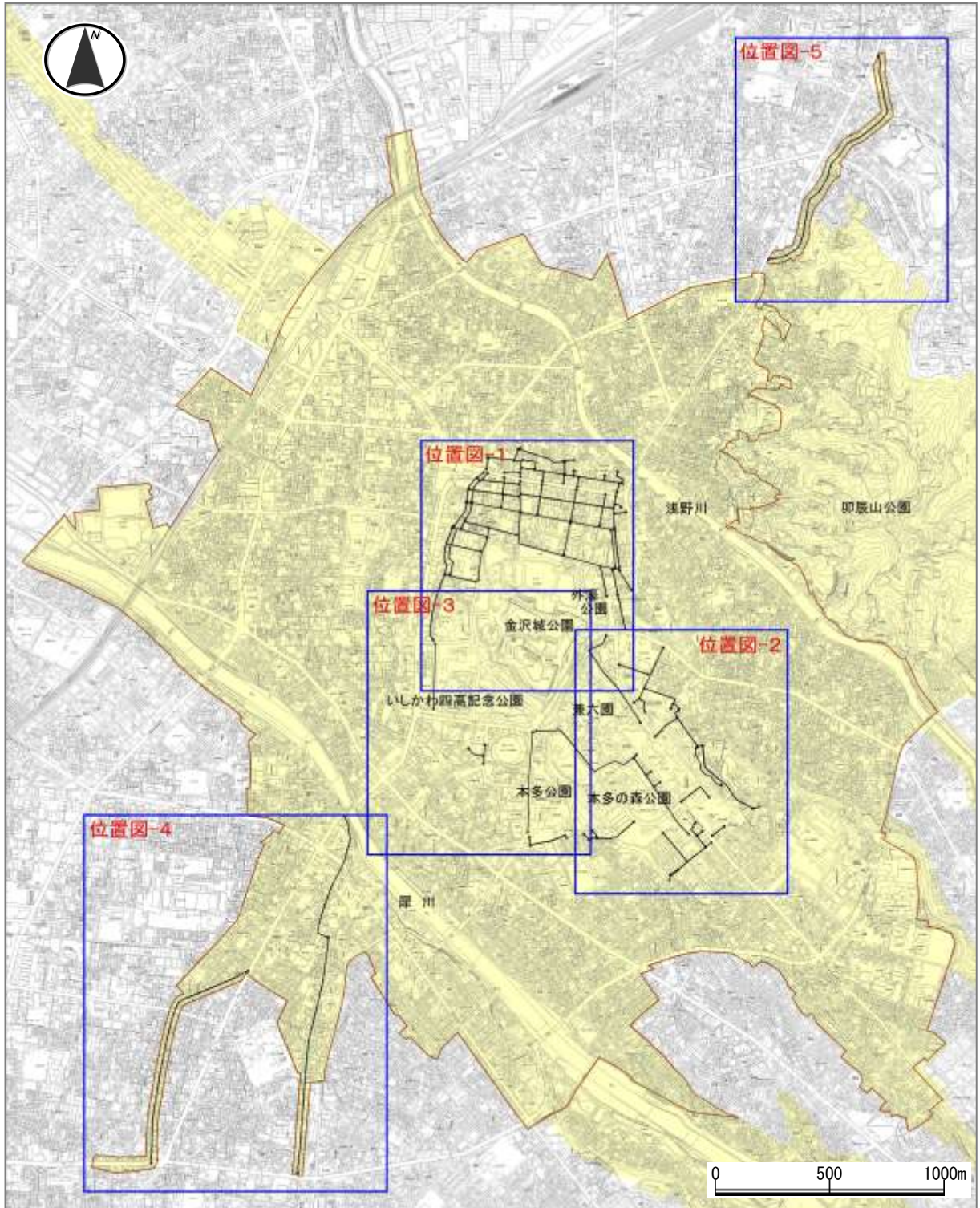
(1) 国管理道路（国道）

	路線名		対象区間起点	対象区間終点	距離(m)
①	国道 159 号	旧北国街道	東山3丁目1先	武蔵町300-4先	約 880
②	国道 159 号	—	兼六元町173先	小將町38-1先	約 310
③	国道 157 号	旧北国街道	武蔵町300-4先	野町3丁目243先	約 2,510
④	国道 157 号	旧北国街道	泉3丁目280先	泉3丁目390-1先	約 250

(2) 県管理道路（国道・県道）

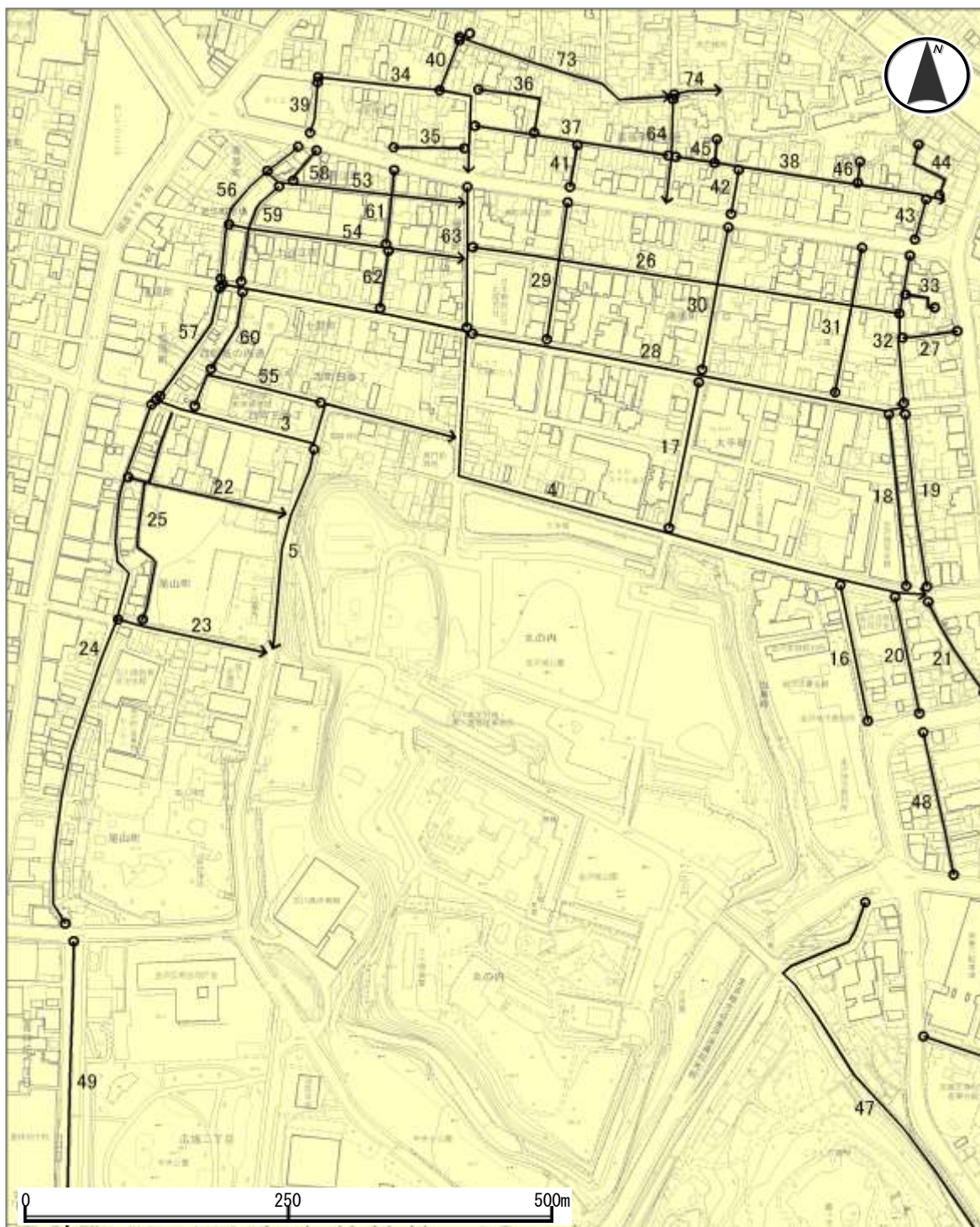
	路線名		対象区間起点	対象区間終点	距離(m)
A	国道 359 号	旧北国街道	森山2丁目73-1先	東山3丁目1先	約 1,000
B	主要地方道 金沢湯涌福光線	旧石引道	下石引町101先	小立野2丁目1137先	約 1,840
C	主要地方道 金沢湯涌福光線	—	香林坊1丁目24-1先	下石引町101先	約 1,710
D	主要地方道 金沢停車場線 主要地方道 金沢港線	旧宮腰往還	安江町320先	中橋町228-1先	約 970
E	主要地方道 金沢鶴来線	旧野田道	野町1丁目168-2先	寺町5丁目395-1先	約 490
F	一般県道 別所野町線	旧野田道	十一屋町2-1先	寺町5丁目395-1先	約 1,040

景観重要道路位置全体図（市管理道路）

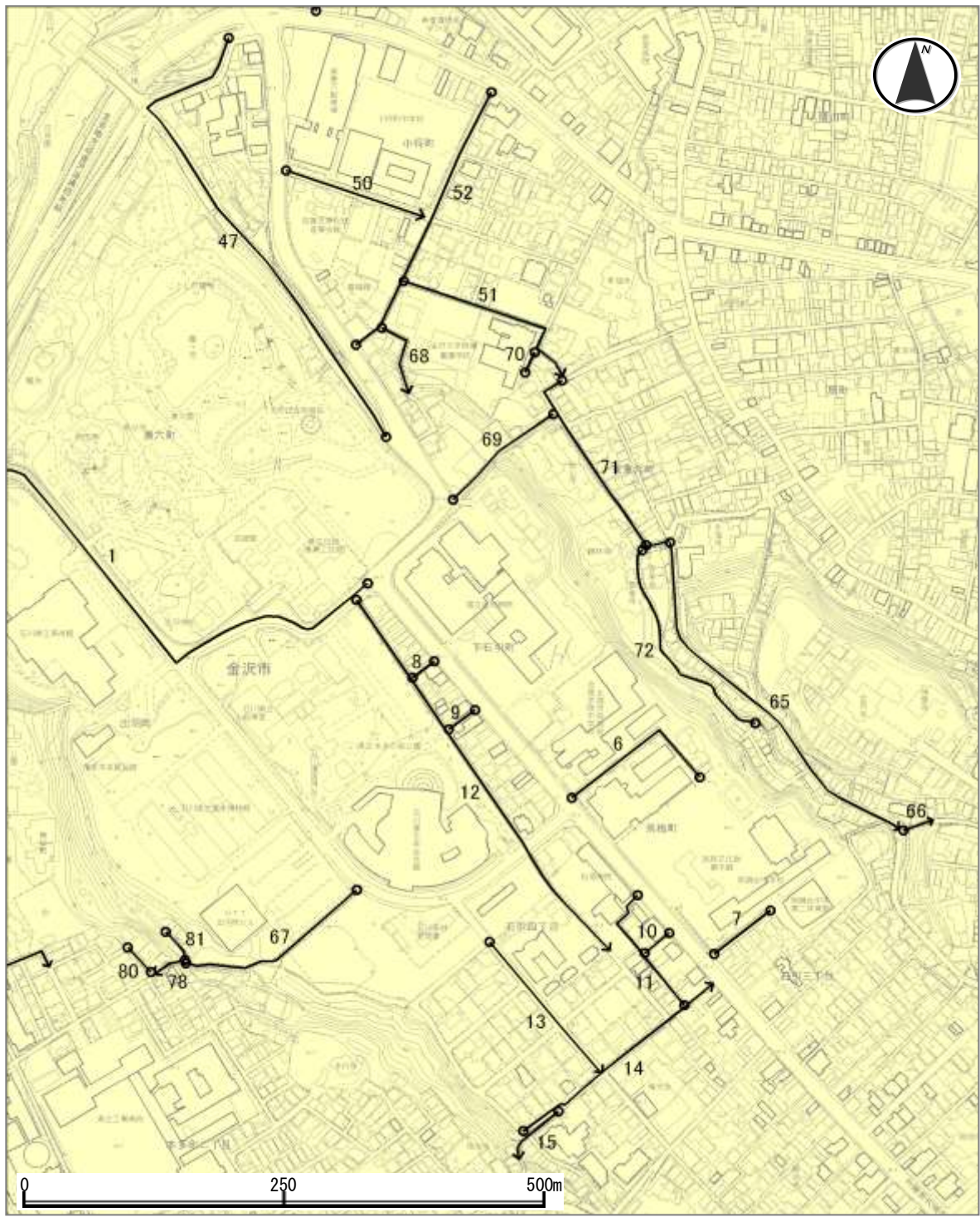


※全体図範囲外に「位置図-6」あり

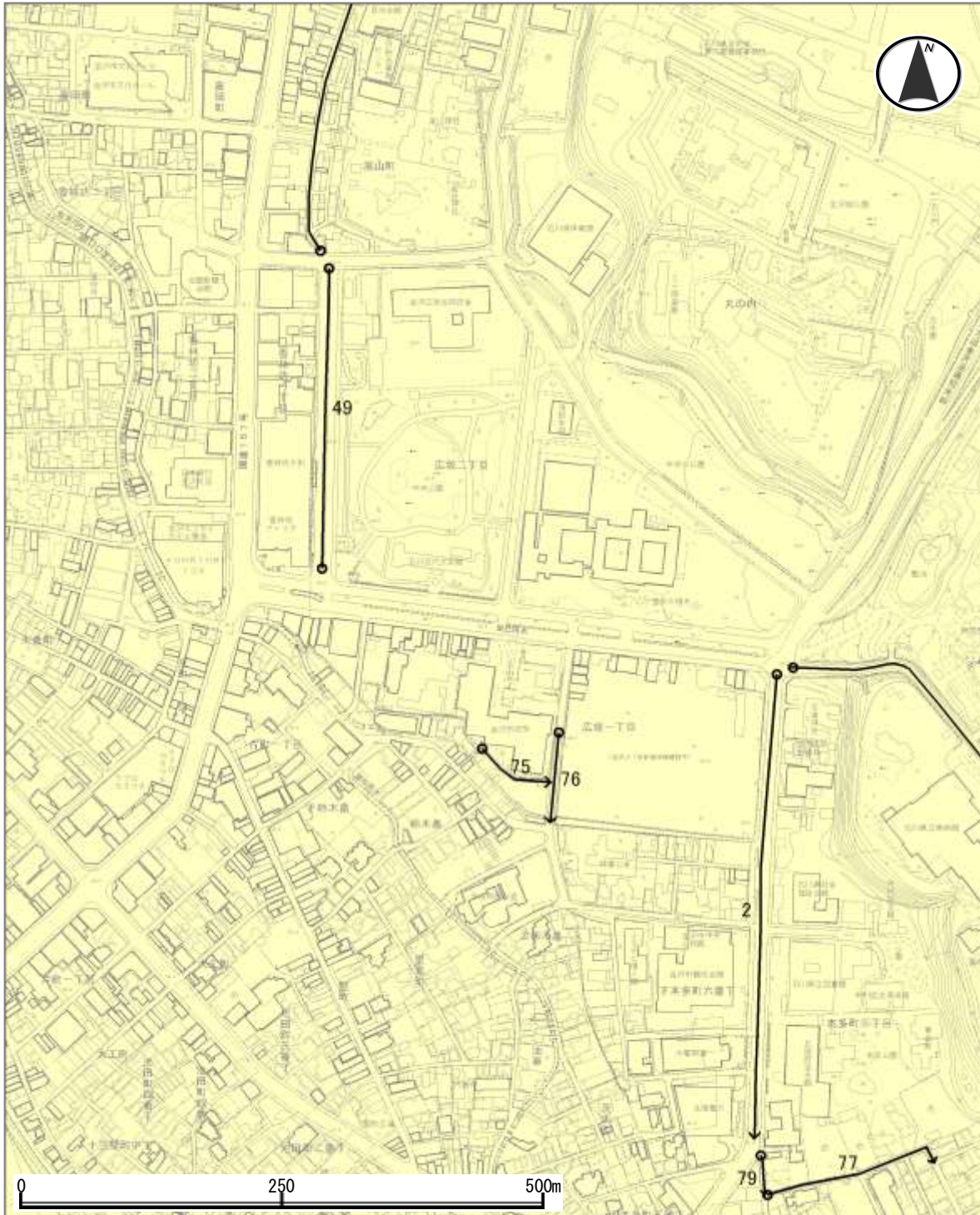
景観重要道路位置図（市管理道路） - 1



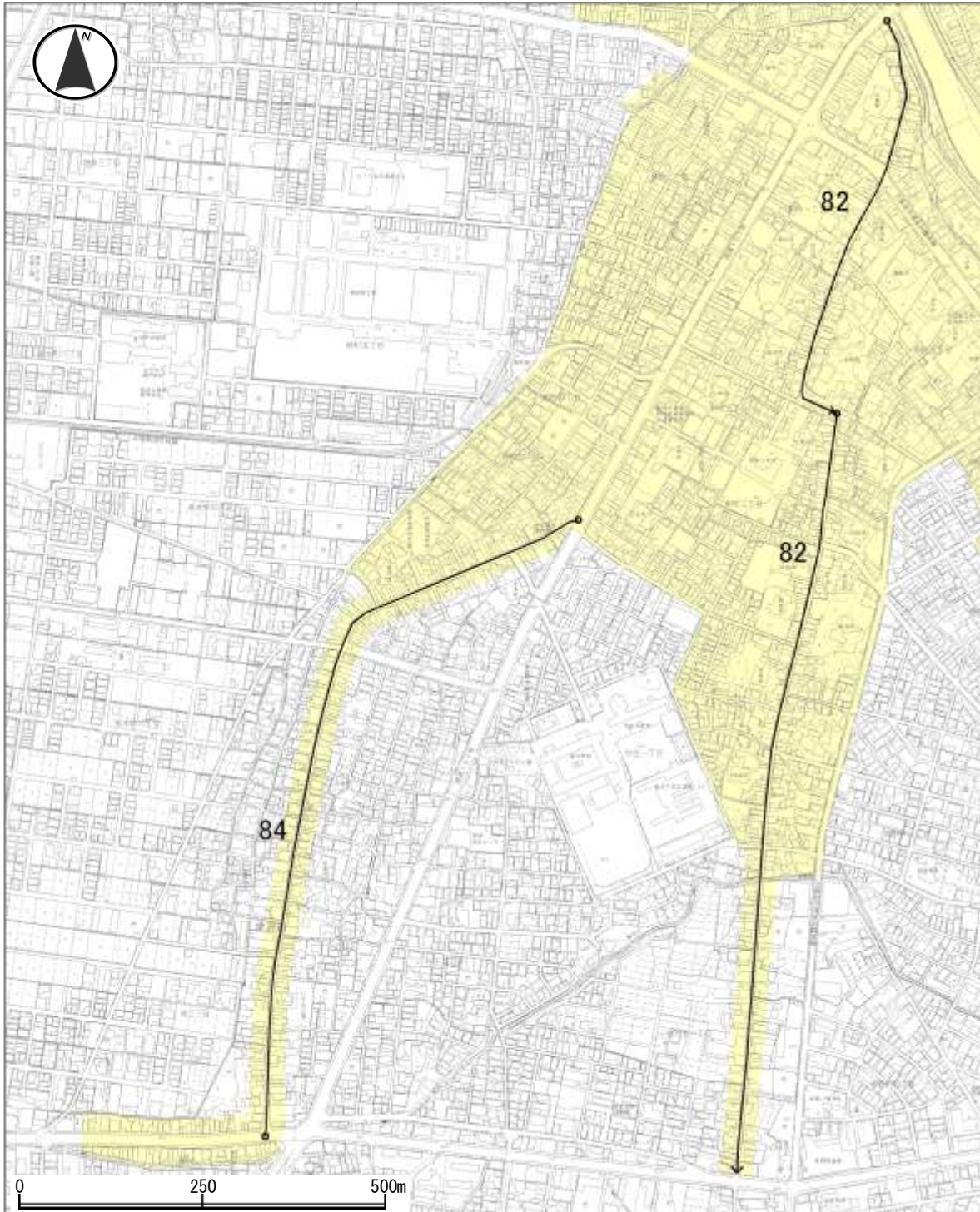
景観重要道路位置図（市管理道路）－ 2



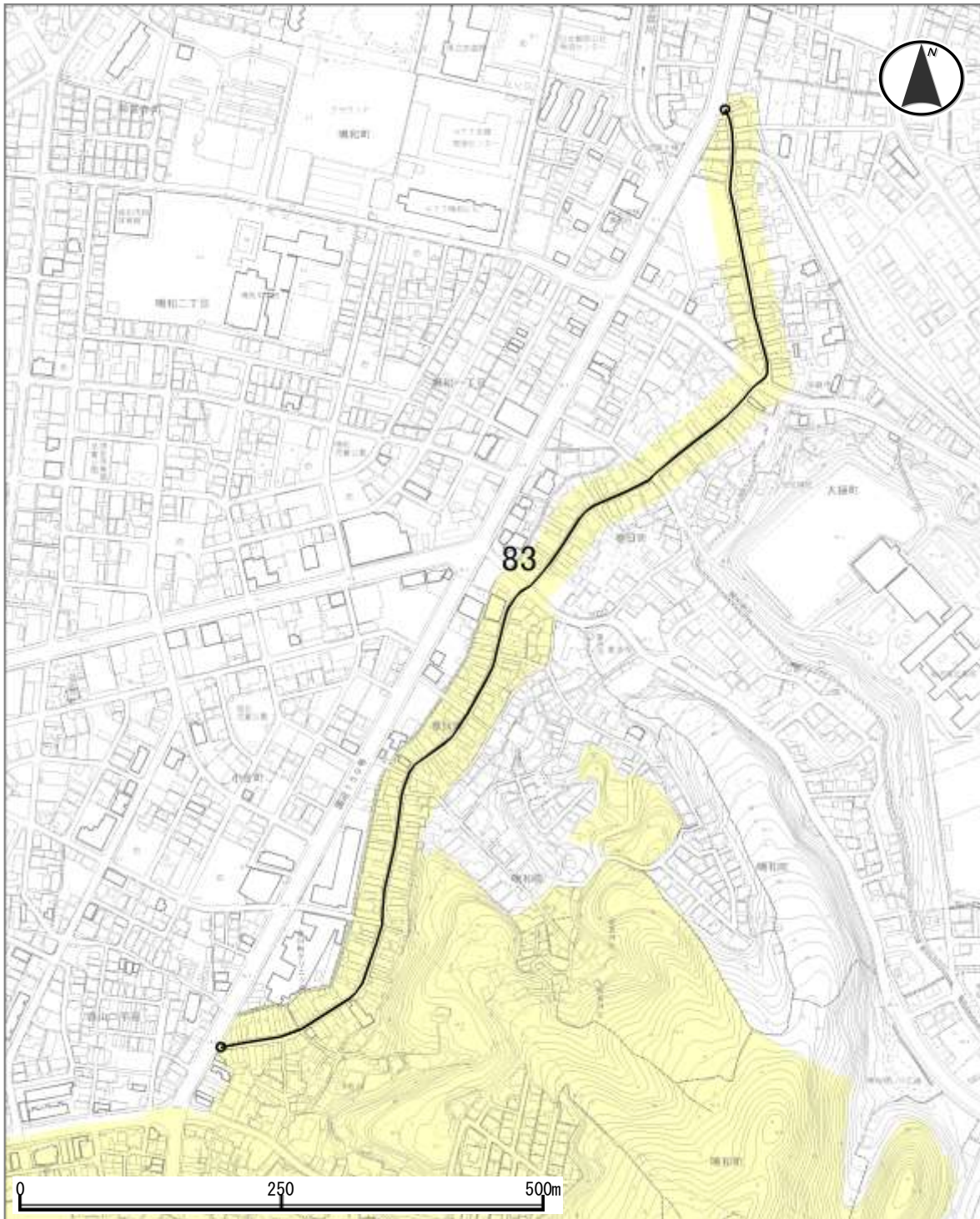
景観重要道路位置図（市管理道路） - 3



景観重要道路位置図（市管理道路）－4



景観重要道路位置図（市管理道路）－ 5



景観重要道路位置図（市管理道路）－6



第5章 景観重要公共施設等の整備に関する事項

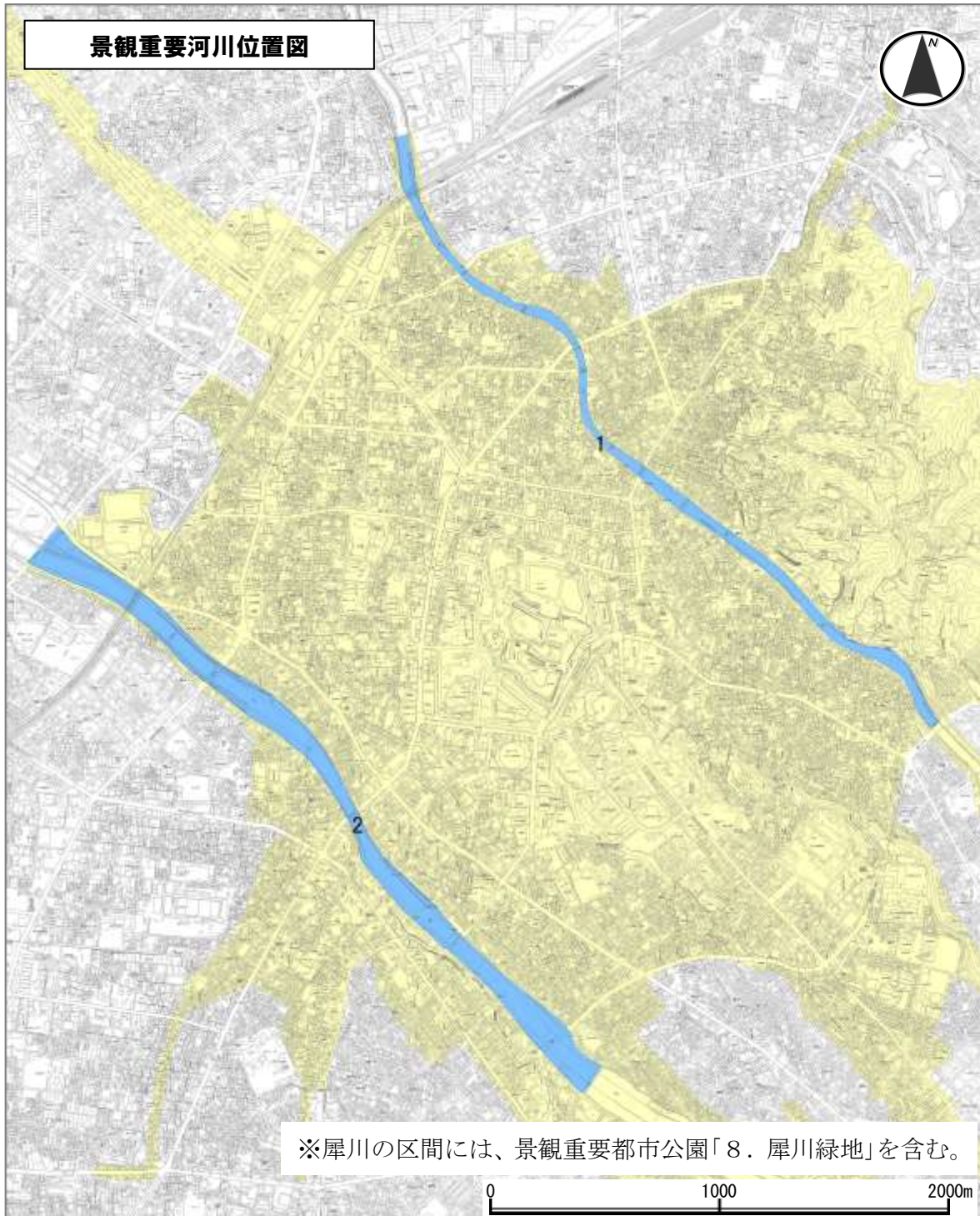
(3) 市管理道路(市道)

	路線名		対象区間起点	対象区間終点	距離(m)
1	1級幹線 22号	石引・広坂線	全線		約 560
2	1級幹線 4号	広坂・新桜坂線	広坂1丁目100先	本多町3丁目182先	約 450
3	1級幹線 67号	尾山・博労線	尾山町158先	博労町79先	約 320
4	1級幹線 68号	下堤・大手町線	十間町25先	大手町269先	約 840
5	1級幹線 70号	尾山線	尾山町173-2先	尾山町269-2先	約 200
6	石引三丁目線	1号	全線		約 170
7	石引三丁目線	2号	全線		約 70
8	石引四丁目線	1号	全線		約 30
9	石引四丁目線	2号	全線		約 30
10	石引四丁目線	7号	全線		約 30
11	石引四丁目線	10号	全線		約 140
12	石引四丁目線	11号	石引4丁目1先	石引4丁目117先	約 420
13	石引四丁目線	12号	石引4丁目375先	石引4丁目328-2先	約 170
14	石引四丁目線	13号	石引4丁目323-1先	石引4丁目147先	約 230
15	石引四丁目線	14号	石引4丁目232先	石引4丁目311先	約 60
16	大手町線	2号	全線		約 130
17	大手町線	4号	全線		約 140
18	大手町線	7号	全線		約 160
19	大手町線	8号	全線		約 170
20	大手町線	9号	全線		約 110
21	大手町線	10号	全線		約 100
22	尾山町線	1号	尾山町199先	尾山町249先	約 150
23	尾山町線	2号	尾山町305先	尾山町257-2先	約 140
24	尾山町線	6号	全線		約 520
25	尾山町線	7号	全線		約 220
26	尾張町一丁目線	1号	全線		約 410
27	尾張町一丁目線	2号	全線		約 50
28	尾張町一丁目線	4号	大手町129先	尾張町1丁目170先	約 420
29	尾張町一丁目線	5号	全線		約 130
30	尾張町一丁目線	6号	全線		約 140
31	尾張町一丁目線	7号	全線		約 140
32	尾張町一丁目線	8号	全線		約 140
33	尾張町一丁目線	枝1号	全線		約 40
34	尾張町二丁目線	2号	尾張町2丁目635先	尾張町2丁目575先	約 220
35	尾張町二丁目線	3号	全線		約 70
36	尾張町二丁目線	4号	全線		約 90
37	尾張町二丁目線	5号	全線		約 190
38	尾張町二丁目線	6号	尾張町2丁目364先	尾張町2丁目179先	約 260
39	尾張町二丁目線	7号	全線		約 50
40	尾張町二丁目線	9号	全線		約 50
41	尾張町二丁目線	10号	全線		約 40
42	尾張町二丁目線	11号	全線		約 40
43	尾張町二丁目線	13号	全線		約 40
44	尾張町二丁目線	14号	全線		約 70
45	尾張町二丁目線	枝2号	全線		約 20

第5章 景観重要公共施設等の整備に関する事項

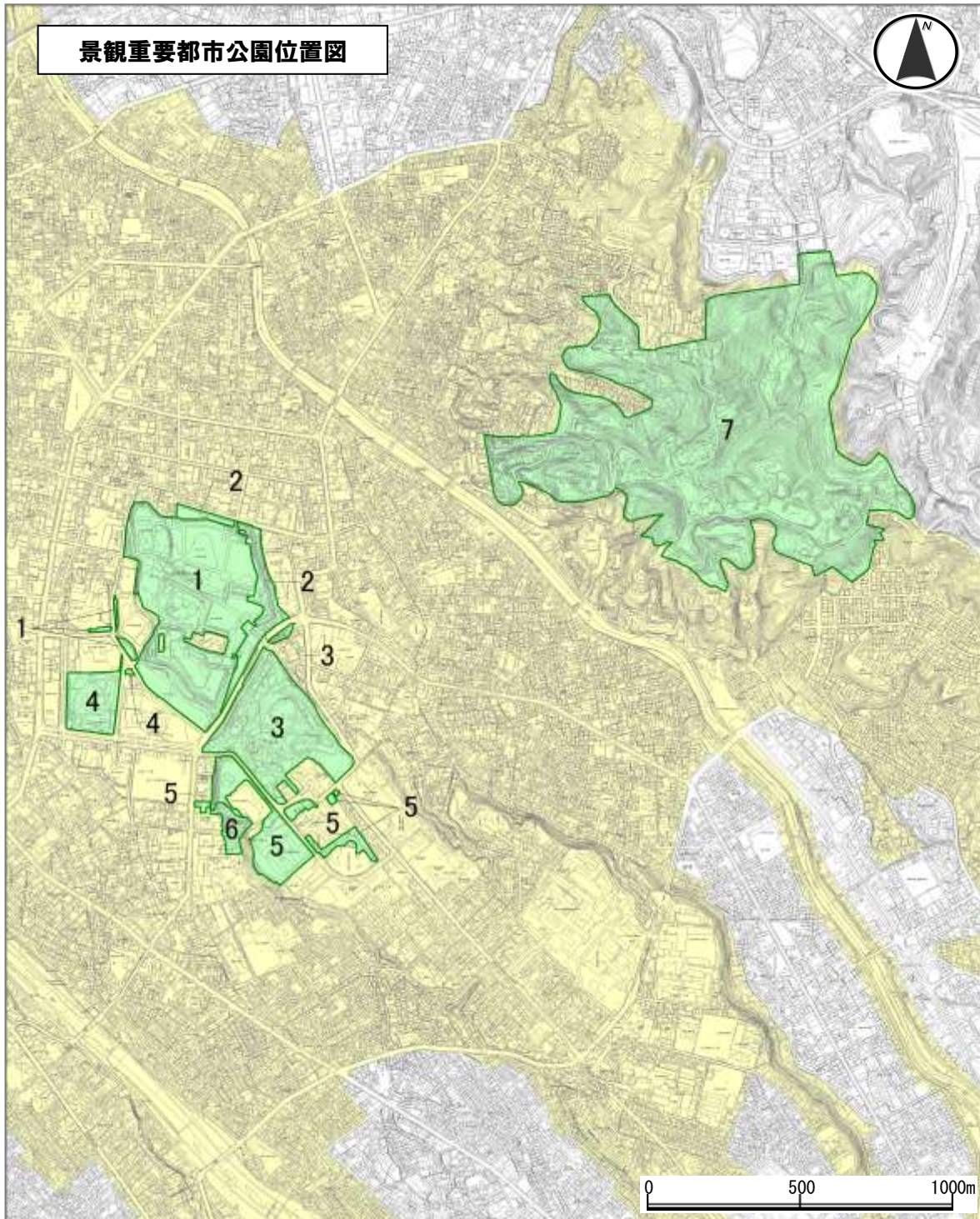
(3) 市管理道路(市道)

	路線名		対象区間起点	対象区間終点	距離(m)
46	尾張町二丁目線	枝3号	全線		約20
47	兼六町線	1号	全線		約500
48	兼六元町線	6号	全線		約140
49	香林坊一丁目線	2号	全線		約290
50	小将町線	2号	小将町2先	小将町217-1先	約140
51	小将町線	3号	小将町214先	小将町176先	約200
52	小将町線	4号	全線		約280
53	住居表示地区外4連区線	1号	下近江町26-1先	博労町61-3先	約190
54	住居表示地区外4連区線	2号	上近江町35-1先	博労町63-2先	約230
55	住居表示地区外4連区線	4号	全線		約140
56	住居表示地区外4連区線	5号	全線		約160
57	住居表示地区外4連区線	6号	全線		約120
58	住居表示地区外4連区線	7号	全線		約40
59	住居表示地区外4連区線	8号	全線		約100
60	住居表示地区外4連区線	9号	全線		約80
61	住居表示地区外4連区線	11号	全線		約70
62	住居表示地区外4連区線	12号	全線		約60
63	住居表示地区外4連区線	13号	全線		約130
64	準幹線502号	彦三・尾張町線	彦三町2丁目376先	尾張町2丁目49先	約100
65	準幹線505号	扇町・石引線	東兼六町115先	東兼六町323-1先	約380
66	宝町線	2号	宝町438先	宝町433先	約30
67	出羽町線	1号	全線		約190
68	東兼六線	1号	東兼六町2先	東兼六町8先	約80
69	東兼六線	2号	全線		約130
70	東兼六線	3号	全線		約20
71	東兼六線	4号	全線		約220
72	東兼六線	9号	全線		約220
73	彦三町一丁目線	8号	彦三町1丁目102-2先	彦三町1丁目285先	約210
74	彦三町一丁目線	9号	彦三町1丁目119先	彦三町1丁目129先	約50
75	広坂一丁目線	3号	広坂1丁目154先	広坂1丁目129先	約80
76	広坂一丁目線	9号	広坂1丁目107先	広坂1丁目128先	約90
77	本多町三丁目線	1号	本多町3丁目190先	本多町3丁目123-1先	約180
78	本多町三丁目線	5号	本多町3丁目78先	本多町3丁目68先	約30
79	本多町三丁目線	8号	本多町3丁目188先	本多町3丁目190先	約40
80	本多町三丁目線	10号	全線		約30
81	本多町三丁目線	11号	全線		約30
82	準幹線510号	野町・泉野線	野町1丁目2先	寺町5丁目608先	約600
	準幹線517号	野町・泉野出町線	寺町5丁目608先	泉が丘1丁目113先	約1,050
83	準幹線532号	大樋・山の上線	全線		約1,150
84	準幹線509号	泉野線	全線		約1,060
85	1級幹線65号	今町・南森本線	全線		約1,540



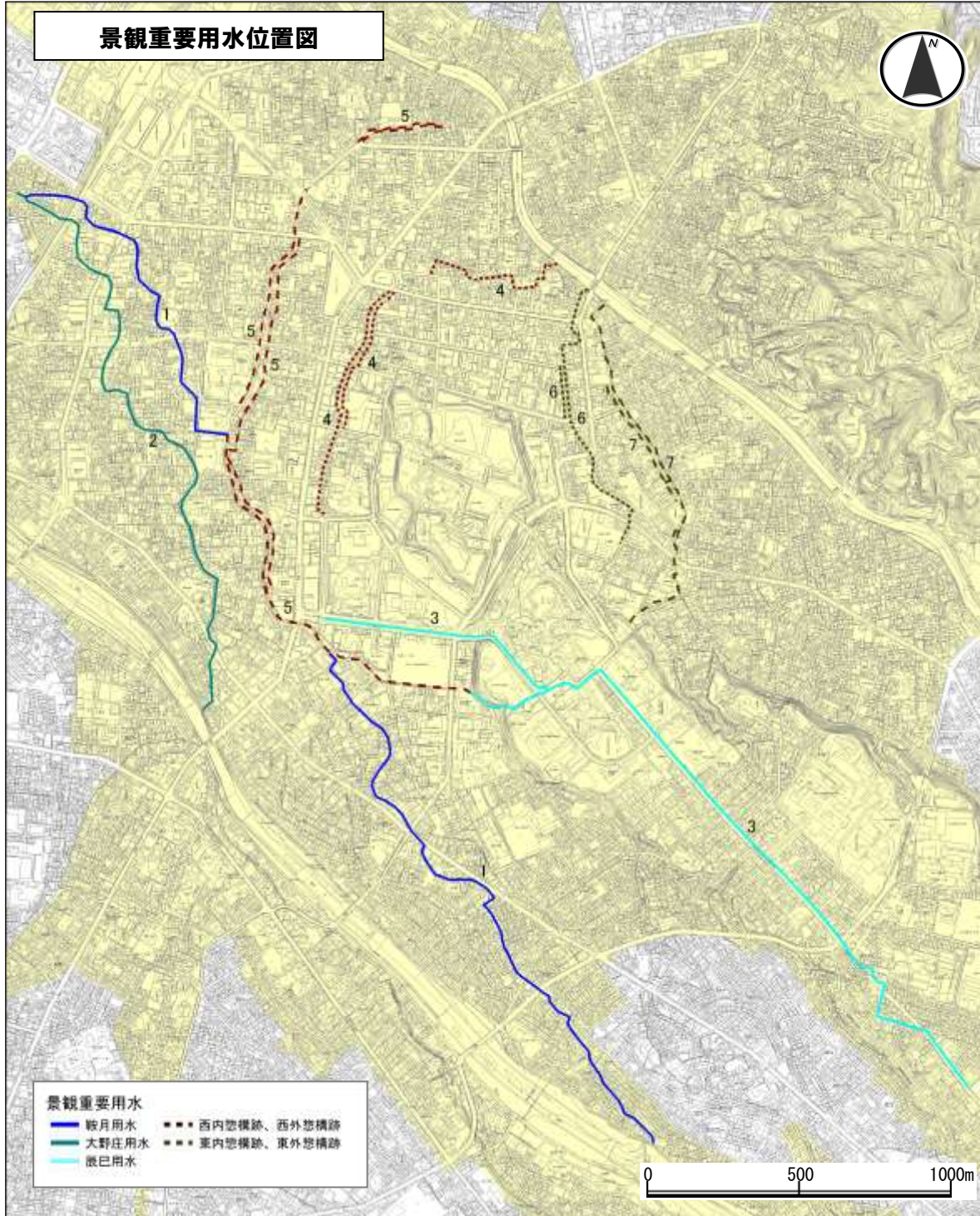
(4) 景観重要河川

	河川名	区 間	距離 (m)
1	浅野川	鈴見橋 ~ 七ツ屋地区	約 3,680
2	犀 川	上菊橋 ~ 大豆田大橋	約 3,420



(5) 景観重要都市公園

	公園名	種別	位置	面積(ha)
1	金沢城公園	総合公園	丸の内、大手町、尾山町	約 16.3
2	外濠公園	特殊公園	丸の内、大手町	約 2.2
3	兼六園	特殊公園	兼六町地内	約 11.1
4	いしかわ四高記念公園	地区公園	広坂2丁目	約 3.7
5	本多の森公園	特殊公園	石引4丁目、出羽町、本多町3丁目	約 6.6
6	本多公園	—	本多町3丁目	約 1.1
7	卯辰山公園	総合公園	末広町、卯辰町、東御影町、常磐町、鳴和町、観音町3丁目、豊国町、東山1丁目、子来町、東長江町、鈴見町	約 93.0
8	犀川緑地	都市緑地	(景観重要河川 犀川の区間)	—



(6) 景観重要用水（景観重要公共施設に準ずるもの）

名称		区間	距離(m)
1	鞍月用水	城南2丁目(城南児童公園前)～柿木畠(柿木畠ポケットパーク前) 長町1丁目(中央小学校前)～中橋町(深川橋)	約 3,440
2	大野庄用水	片町2丁目(片町広場前)～中橋町(深川橋)	約 2,220
3	辰巳用水	小立野2丁目(小立野2丁目交差点)～本多町3丁目(石川県社会福祉会館前) 兼六町(出羽町交差点)～広坂2丁目(いしかわ四高記念公園前交差点)	約 3,220
4	惣構跡	西内	—
5		西外	—
6		東内	—
7		東外	—

第6章 文化的景観に関する事項

6-1 文化的景観区域

本市には、金沢城跡や兼六園等の歴史上価値の高い歴史遺産をはじめ、その周辺には茶屋街や寺院群等の伝統的な街並みが残されています。そこでは、歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれ、金沢固有の風情、情緒、佇まいを醸し出しています。

これらのことを踏まえ、本市では、このような景観地を文化財保護法に定める「文化的景観」として位置づけ、保存・活用することにより、個性豊かな地域社会の実現と歴史都市金沢にふさわしい景観として保全・継承します。

本市における文化的景観区域は、下図に示すように、景観形成区域と整合を図った「旧城下町区域」、「卯辰山区域」、「金石町区域」及び「大野町区域」とし、景観形成基準に基づく規制・誘導により、歴史都市にふさわしい魅力的な景観形成を進めていきます。

【金沢市の文化的景観】



伝統環境保存区域	伝統環境調和区域	近代的都市景観創出区域	港湾景観創出区域
A. 歴史文化象徴区域	A. 景観調和区域	A. 意匠創出区域	A. 交通拠点区域
B. 伝統的街並み区域	B. 景観調和区域	B. 中心軸区域	B. 倉庫立地区域
C. 川筋景観区域	C. 商業集積区域	C. 商業集積区域	C. 物流区域
D. 旧街道街並み区域			
E. 通風風致区域			

6-2 文化的景観の現状

(1) 「旧城下町区域」及び「卯辰山区域」

1) 良好に残されてきた都市構造と伝統文化

金沢は、最大大名である加賀藩の政治、経済、文化の中核機能を果たした城下町であり、安土桃山期から江戸期にかけて一時代を画した近世城下町であるといえます。そして、金沢は400年以上も戦禍に遭わなかった平和都市であり、同時に自然災害の大きな被害を受けなかったことから、現在も当時の都市構造（坂路、広見を取り込む城下町独特の街路網、惣構跡・用水網など）と歴史遺産（武士住宅、武家庭園、寺社建築、町家及び近代建築並びに土塀が連なる武家屋敷群、寺院群、茶屋街などの伝統的な街並み）が良好に残っています。また、それらの基盤を成す起伏に富んだ地形や台地の縁、市街地の背景を成す丘陵地域の豊かな自然が、都市空間に変化と潤いを与えています。

さらに、それらの中で一体となって近世以来の伝統を伝える多様な文化や工芸技術が、現在も市民生活に息づいています。伝統技術については、加賀藩の細工所の伝統を受け継ぐ「加賀象嵌」、「金沢漆器」、「金沢仏壇」のほか、「加賀友禅」、「金箔箔」、「大樋焼」など伝統を伝える工芸が数多くあります。藩政期の武家文化に始まった伝統技術は、時代とともに庶民の生活文化にも深く関わるようになり、身近なものとして定着してきました。また、武士の嗜みであった能楽や茶の湯などの伝統文化が現在も継承されています。具体的には、老舗の店主が客人をもてなすために謡を嗜み、一般民家においては茶室を有する家屋がみられ、市内各所で茶会も多数開催されるなど広く市民生活に浸透しています。

このように、城下町金沢の文化的景観は、中世末期の寺内町形成にはじまり藩政期にその基本構造が整えられたのち、近代以降も新しい要素や流行を獲得しながら複雑に変容してきた結果、現在の都市景観の中に歴史的な重層性を色濃くとどめるとともに、都市に暮らす人々の精神的・文化的特色を強くあらわしています。

2) 文化的景観の一体性（形態上・機能上の有機的関連から見る全体としての価値）

金沢において、いかに固有の文化が育まれ、場所性が保持されてきたか、その要因については決して単純なものではありませんが、あえて端的に整理して説明するならば、①伝統的な生活様式に見られる精神的・文化的風土、②多様な文化活動における空間的利用、③金沢らしい美意識の表出と醸成、④職人や関連業種の集まる町場（まちば）の存続、の4点に集約できます。

① 日常生活に浸透する嗜みの文化

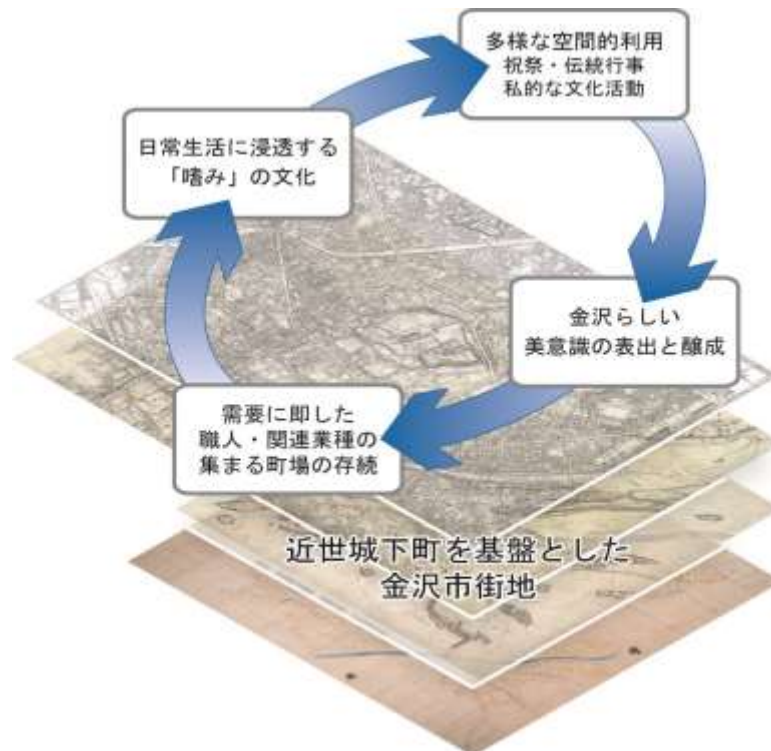
伝統的作法・教養を身につける「嗜みの文化」は、藩政期に由来し、能楽や茶道の奨励は武士階級から次第に町人層へと広がり、書画・骨董品の価値を尊ぶ風潮も見られるようになりました。いずれも百万石の大城下町ならではの財力を背景にしたもので、明治期以降は武士階級に代わって財をなした商人層がその文化を引き継ぎました。

また、金沢の人たちには、冠婚葬祭や人生儀礼など特別な日の贈答慣行だけでなく、日常的にも贈答慣行が顕著にみられます。こうした慣習自体が金沢の精神的風土であり、何事も丁寧にふるまおうとする武家文化の名残として、今もうかがい知ることができます。

<p>② 文化活動における多様な空間的利用</p>
<p>茶室や庭園では日常的にも茶会が行われ、能楽鑑賞もたびたび行われています。 また、金沢城や兼六園のほか、犀川・浅野川・卯辰山などの野外空間においては、伝統芸能や桜の花見などが行われています。晴れやかな舞台として都市空間が多彩に利用されて賑わいを見せ、多くの市民が親しんでいます。</p>
<p>③ 金沢らしい美意識の表出と醸成</p>
<p>加賀藩は城内や周辺に御細工所を設けて、前田家のみならず上級武士や寺社が用いる様々な道具類を自前で製作できる水準まで高めました。また、加賀友禅、加賀宝生、加賀万歳など、地域性をもった伝統文化の数々は、全国的にみても貴重なものとなっています。金沢というブランド力は、工芸技術や美意識の確かさ、製品へのこだわりや誇りをあらわし、城下町という空間的イメージと一体となって、高級消費財としてのイメージが定着しています。金沢に暮らす人々は、日常的に美しいものを目にし、手に触れる機会を得て、その審美眼を向上させています。</p>
<p>④ 職人達や関連業種の集まる町場の存続</p>
<p>金沢においては、関連する諸道具を作り、販売する商店なども含めた「金沢ブランド」ともいえる独自の文化産業が成立しています。能楽、謡曲、茶道、華道、香道など、さまざまな「嗜みの文化」と関連した諸職業が市中の至るところにみられ、日常的に需要を満たしてきました。伝統工芸作家は市内の中心部に集まり、また古美術商や骨董品、紙商、和菓子店、呉服商など、数そのものは減ってはいるものの、町場のポテンシャルは維持されています。近年は、伝統文化や美術工芸品を鑑賞できる施設が市街地中心部に集まり、充実しています。</p>

金沢においては、都市に暮らす人々の伝統的な作法や教養に基づく諸活動によって、茶室や庭園、能舞台などの私的な遊興施設や、多くの人が集まる河川敷や卯辰山、街路空間や寺社境内など、城下町の様々な空間を四季折々に演出し、利用してきました。さらに、文化的素養に基づく日常的な需要は、市街地の各所に職人たちや関連業種の集まる町場の風情を漂わせ、金沢独自の確かな美意識を醸成させるとともに、繊細な伝統工芸技術や豊かな食文化などに裏付けされた、高い付加価値「金沢ブランド」と呼びうる文化産業に結実しています。つまり、城下町を基盤とする金沢市街地には、成熟した都市文化が発達し、相互に有機的な関係を保つことで一体性を有し、市民の暮らしに深く浸透しています。

【「城下町金沢の文化的景観」の体系（概念図）】



第6章 文化的景観に関する事項

(2) 「金石町区域」

金石町区域は、加賀藩草創期から木材など物資の移出入を担う城下町金沢の流通の要地として重要な役割を担い、発展したまちです。近代以降、海上交通から陸上交通への物流体系の変化の影響を受けながらも、現在も、藩政期に由来する街路やまち割りが継承されるとともに、町家などの歴史的建造物が数多く分布し、こまちなみ保存区域に代表される歴史的な風情を残しています。また、古代の宮腰湊に起因し、市指定無形民俗文化財に指定されている大野湊神社の祭礼行事は、現在も盛大に執り行われるとともに、前田家との深い関わりがある寺中神事能も毎年開催されるなど、地域の伝統文化が色濃く継承されています。このように、金石町区域には地域の歴史や文化を映した貴重で、価値の高い景観が数多く残されています。



金石町こまちなみ保存区域



大野湊神社の寺中神事能

(3) 「大野町区域」

大野町区域は、藩政期に大野川から河北潟経由の水運を背景に発達したまちです。大野町区域の特質としては、加賀藩の政策として奨励された醤油製造業が、時代の変化に応じてその業態を適応させながら現在も受け継がれていることがあげられます。醤油製造業は、地下水に恵まれた立地性と、本区域の主要な生業であった廻運業の副次的な生業として始まりましたが、廻運業が衰退した後も醤油の生産は続けられ、現在は日本の5大醤油産地のひとつとして知られており、醤油製造工場や倉庫が特徴的な景観を創出しています。また、区域内の街路や町割は、藩政期に由来した基本的な構造を残しつつ、現代に継承されています。さらに、大野日吉神社の祭礼行事や市指定無形民俗文化財に指定されている山王悪魔払いなどの伝統行事が継承されています。このように大野町区域には、地域の歴史や文化を映した貴重で、価値の高い景観が数多く残されています。



大野町こまちなみ保存区域



まちなみに溶け込む醤油蔵

6-3 文化的景観を保護する意義

文化的景観を保護する意義とは、藩政期に由来する地域固有の文化が映し出された景観とその場所性に依拠した関係施設を後世に継承するとともに、市民生活の中に今もなお息づいている伝統文化や伝統技術、伝統的な生活様式など、日本文化としての高い文化の質を維持発展させることが、本市に課せられた「歴史に責任を持つまち」としての責務をまちづくりの場面において実現する道筋に繋がるということにあります。そして、その努力を続けることは、城下町に由来する金沢の個性や魅力をさらに磨き高めることに繋がります。

また、文化的景観を保護していくためには、地域住民による文化的景観の価値の理解とそれを維持する協力が不可欠です。地域固有の文化によって映し出された景観が、自分たちのかけがえのない財産であるという意識が高まれば地域の個性を大切にできるようになり、自分たちの考えでその地域にふさわしいまちづくりを進めていくことに繋がります。

そのため、金沢の文化的景観の特性を活かし、様々な商業や観光等とも結びつけることにより、持続的に発展すべき「品格と風格を兼ね備えた、世界に誇る共創文化都市・金沢」の実現を目指します。

今後の展開に応じて、市内のその他の区域においても、引き続き文化的景観の調査を進めていきます。

参考資料 用語の解説

〔アーケード〕

連続したアーチ、屋根状のものを列柱で支える構造物で、歩道や商店街等の通路上部に屋根をつけた施設のことを言います。

〔アートアベニュー〕

公共的な空間において、屋外彫刻等の芸術作品が設置された金沢駅から武蔵ヶ辻、香林坊を経て金沢 21 世紀美術館に至るメインストリートのことを言います。

〔アイストップ〕

見通しのよい街路空間の正面等に位置する建築物や樹木など、人の視線を止める特徴的な対象物を言います。

〔アクセント〕

デザイン等において、全体を引き締めるため、特に強調したり目立たせたりする部分や物のことを言います。

〔アズマダチ〕

建築物の妻面で、漆喰壁に束・貫が格子状に組み込まれた武家屋敷等の特徴的な表構えのことを言います。

〔アプローチ〕

対象とするものに接近すること、また、その方法を言います。

〔いしかわ景観総合計画〕

石川県が平成 20 年に策定した計画で、県土全域の景観形成の指針となるものです。当計画では、景観の保全・創出を図る必要性のより高い地域として、16 の景観形成重要エリアを選定しており、その中には、金沢市域を含む範囲に設定された「金沢エリア」があります。

〔いしかわ景観総合条例〕

石川県が平成 20 年に制定した条例で、石川県独自の景観施策を総合的かつ積極的に推進し、個性と魅力にあふれたいしかわの景観を保全・創出して次世代に継承していくため、既存の景観条例と屋外広告物条例を一本化したものです。

〔イルミネーション〕

建築物や樹木等に、多数の電灯・電球を設置して飾ることを言います。

〔沿道景観形成区域〕

金沢市独自条例である“金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例”に基づくもので、幹線道路を対象として美しい沿道景観の形成を積極的に進める区域です。

〔オープンスペース〕

都市または敷地内において、建造物の建っていない土地や空き地のことを言います。

〔金沢市伝統環境保存条例〕

金沢市が昭和 43 年 4 月に制定した条例で、魅力ある街並みや環境等を守るための条例として、全国の地方自治体で初めて制定されました。

〔金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例〕

金沢市が平成元年 4 月に制定した条例で、伝統環境の保存育成と近代的都市景観の創出を図ることにより、本市の個性ある美しい景観を形成し、後代の市民に継承することを目的としています。

〔金澤町家〕

金沢において、市民によって住み継がれてきた「町家」、「武士系住宅」、「足軽住宅」、「近代和風住宅」など、戦前の伝統構法によって建てられた歴史的建築の総称です。

〔景観学習・教育〕

景観に関心を持ち、学ぶことができるよう、小中学校における授業や生涯学習の一環として、金沢の魅力ある景観について学び考える機会を設ける取り組みのことです。

〔景観協定〕

景観法第 81 条に規定されたもので、景観計画区域内の一団の土地の所有者及び借地権を有する者は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定を締結することができます。

〔景観計画〕

景観法第 8 条に規定された、景観行政団体（都道府県、中核市など）が定める良好な景観の形成に関する計画のことを言います。当計画では、①景観計画の区域、②景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針、③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、④景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針に関する事項等を定めるものとしています。

〔景観計画区域〕

景観法第8条に規定された、景観行政団体（都道府県、中核市など）が良好な景観の形成を図る区域のことを言います。金沢市では、市全域を景観計画区域としています。

〔景観形成区域〕

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例に基づく「伝統環境保存区域」、「近代的都市景観創出区域」、「伝統環境調和区域」、「港湾景観創出区域」の総称です。

〔景趣継承区域〕

金沢市独自条例である“金沢市こまちなみ保存条例”に基づく「こまちなみ保存区域」、「金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例”に基づく「寺社風景保全区域」、「金沢市斜面緑地保全条例”に基づく「斜面緑地保全区域」、「金沢市川筋景観保全条例”に基づく「川筋景観保全区域」“金沢市用水保全条例”に基づく「保全用水に係る区域」の総称です。

〔景観サポーター〕

魅力ある金沢市の景観を後代へと継承していくため、市内の景観チェック（点検）、市民や事業者に対する景観誘導（誘導）、金沢特有の景観資源の調査（取材・記録）、景観形成に係る計画策定への参加（参画）等を行う市民ボランティアを任命・登録し、景観まちづくりを支える活動を進める取り組みのことです。

〔景観重要建造物〕

景観法第19条に規定されたもので、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、景観行政団体の長が指定する景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物を言います。

〔景観重要公共施設〕

景観法第8条に規定されたもので、景観計画区域内の道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設であって、良好な景観の形成に重要なものとして定められるものを言います。

〔景観重要樹木〕

景観法第28条に規定されたもので、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即し、景観行政団体の長が指定する景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木を言います。

〔景観地区〕

景観法第 61 条に規定されたもので、都市計画区域又は準都市計画区域内で、より積極的に景観形成を図るため、都市計画に定めることができる地区で、①建築物の形態意匠の制限、②建築物の高さの最高限度又は最低限度、③壁面の位置の制限、④建築物の敷地面積の最低限度を定めることができます。

〔金沢らしい景観の構図〕

長い時間の中で積み重ねられてきた「地形」、「歴史」、「土地利用」の 3 つの構図の重層性及び時間や暮らしと密接に関わる金沢固有の景観の構図のことを言います。

〔景観法〕

平成 16 年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律です。景観法では、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、良好な景観の形成のための規制や総合的な支援等の措置を講じています。

〔建築面積〕

建築物を真上から見たとき、外壁等の中心線で囲まれた内側の部分の水平投影面積のことを言います。

〔原風景〕

人の考え方や思想が固まる前の経験で、以後の思想形成に大きな影響を与えた風景のことを言います。

〔高度地区〕

都市計画法に基づく地域地区のひとつで、市街地の環境の維持や土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度が定められている地区のことを言います。

〔コントラスト〕

対照、対比の意で、ある対象とそれ以外の背景とが区別できるような視覚的な特徴の差を言います。

〔市街化区域〕

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域のことを言います。

〔市街化調整区域〕

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のことを言います。この区域では、原則として、一部の建築物や計画的開発を除き、開発行為は抑制され、市街化を促進する都市施設の整備も行わないものとしています。

〔色相・明度・彩度〕

色を定量的に表すマンセル表色系では、色彩を色相・明度・彩度の3属性で表現します。色相は赤、黄、緑、青といった色味のことをいい、R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(紫青)、P(紫)、RP(赤紫)の10色相と、それをさらに10分割した計100色相で表します。明度は色の明るさを意味し、数値が大きいほど明るい色になります。彩度は色の鮮やかさを意味し、数値が大きいほど鮮やかな色になります。

〔金沢の景観を考える市民会議〕

市民、事業者、設計者・施工者、行政が集まり、将来にむけた金沢の景観形成のあり方を議論し景観まちづくりを展開していくために開催する会議のことです。

〔借景〕

本来の意は、庭園外の山や樹木、竹林等の自然物等を庭園内の風景に背景として取り込む造園技法のひとつですが、当計画では、対象となる景観と背景となる借景とを一体として捉えた景観形成の意を含みます。

〔重要広域海岸景観形成区域〕

海岸沿いにおいて、広域的かつ連続的な景観の形成に取り組む区域です。海側・陸側を指定しています。

〔重要広域幹線景観形成区域〕

景観上重要な広域幹線で良好な沿道景観の形成に取り組む区域です。北陸自動車道沿道、外環状道路・津幡バイパス沿道を指定しています。

〔準景観地区〕

景観法第74条に規定されたもので、都市計画区域外又は準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るために指定することができる地区です。準景観地区では、景観地区に準じた規制を行うことが可能です。

〔シンボリック〕

象徴的であるさまを言います。

〔スカイライン〕

山並みの稜線等の地形、建築や建築群が織り成す輪郭と空との境界線を言います。

〔地区計画〕

都市計画法に基づくもので、道路、公園等の公共施設の配置や建築物の建築形態等について、住民の合意に基づき、地区の特性にふさわしい良好なまちづくりを誘導するための計画を言います。

〔眺望景観形成区域〕

金沢市独自条例に基づく区域です。優れた眺望景観を形成する区域として、浅野川大橋中央、主計町中の橋左岸など、15の区域が指定されています。

〔汀線〕

海面または湖面と陸地との境界線、海面と陸地とが接する線のことを言います。

〔土地区画整理事業〕

土地区画整理法に規定されたもので、都市計画区域内の土地について公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業のことを言います。

〔パノラマ眺望〕

見渡す限りの広々とした風景の眺めのことを言います。

〔平入り〕

建築物の「平」（屋根の棟と並行する側）に正面出入口のあるものを言います。これに対して、「妻」（屋根の棟と直角する側）に正面出入口のあるものを妻入りと言います。

〔広見〕

金沢特有の街路形態で、街路の一部が広がっている部分のことを言います。藩政期に設けられた火災の延焼を防止するための火よけ地、荷車等の回転場所等を目的として設けられたと言われていています。

〔風致地区〕

都市計画法に基づく地域地区のひとつで、都市計画区域内の自然的環境を主体とした風致を維持するため、特に必要とされる地区が指定されます。風致地区内では、自然的環境をできるだけ保全し、都市の風致を維持するため、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為についての制限があります。

〔俯瞰景〕

高い所から見下ろした景観（眺め）を言います。

〔フラッグ〕

屋外広告物において、のぼり旗、垂れ幕等のことを言います。

〔文化的景観〕

文化財保護法に基づく文化財のひとつで、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものを言います。

〔マスタープラン〕

都市計画、緑、環境、歴史遺産保存、景観など、各分野における施策を展開する上で、その基本となる計画のことを言います。

〔まちづくり協定・土地利用協定〕

金沢市まちづくり条例に規定されたもので、住民自らが地域の将来像、まちづくりのルールを定め、住民の2/3以上の同意を得ることで、住民と市長の間に締結することができます。市街化区域では「まちづくり協定」、それ以外の区域では「土地利用協定」と名称が異なります。

〔メタリック〕

金属でできているさま、また、光沢が金属的であるさまを言います。

〔モニュメント〕

記念建造物、記念碑・記念像等のことを言います。

〔ユニバーサルデザイン〕

ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイスが提唱した考え方で、高齢であることや障害の有無等にかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建築物、生活空間等をデザインすることを言います。

〔用途地域〕

都市計画法に定められている地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的として、住居、商業、工業等の市街地の大枠としての土地利用を定めるものです。地域には、「住居系」となる第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、「商業系」となる近隣商業地域、商業地域、「工業系」となる準工業地域、工業地域、工業専用地域の13種類があります。

〔ライトアップ〕

景観を演出するために、夜間、建築物や橋等を照明で明るく浮かび上がらせることを言います。

〔ラッピングバス〕

あらかじめ印刷したフィルムを車体全体に貼り付けるラッピング広告を施したバスのことを言います。

〔緑被率〕

敷地面積に対する緑地面積の割合のことを言います。

金沢市では、風致地区や斜面緑地保全区域において、平面的な緑地面積だけでなく、樹木の投影面積も含めた緑被率の考え方が示されています。

〔ルーバー〕

短冊形の薄板を平行に並べたものをいい、薄板の角度を変えることにより太陽光や雨、風、視線等をさえぎることができるものを言います。

【資料】 金沢市景観計画に係る策定経緯

(※金沢市景観総合計画に係る策定経緯含む)

月	会議名等	主な検討内容等
平成18年度		
<H18> 10月	第1回計画部会	○金沢市都市景観形成基本計画の見直しの背景 ○金沢市都市景観形成基本計画の見直しの基本的考え方
	金沢市都市景観審議会	○金沢市都市景観形成基本計画の見直しについて
<H19> 1月	第2回計画部会	○(仮称)金沢市景観形成基本計画の構成
3月	第3回計画部会	○(仮称)金沢市景観形成基本計画の方針
	金沢市都市景観審議会	○(仮称)金沢市景観形成基本計画の見直し基本方針(案)
平成19年度		
<H19> 8月	第1回計画部会	○金沢市都市景観形成基本計画の見直しイメージ
9月	第2回計画部会 (現地視察)	○現地視察を踏まえた意見交換・提案
10月	金沢市都市景観審議会	○金沢市都市景観形成基本計画の見直しについて(中間報告)
11月	第3回計画部会	○景観条例の指定区域拡大と再編(案) ○伝統環境保存区域及びこまちなみ保存区域における基準検討
<H20> 2月	第4回計画部会	○景観形成の方針(素案)について
3月	金沢市都市景観審議会	○金沢市都市景観形成基本計画の見直しについて(中間報告)
平成20年度		
<H20> 7月	第1回計画部会	○策定スケジュールについて ○(仮称)金沢市景観形成基本計画・金沢市景観計画の策定に向けて
7月～8月	パブリックコメント実施	○金沢の景観まちづくりの新たな展開について
9月	金沢市都市計画審議会	○計画部会の審議結果について中間報告
	第2回計画部会	○(仮称)金沢市景観形成基本計画・金沢市景観計画について
10月	第3回計画部会	○金沢市景観計画について
	金沢市都市景観審議会	○計画部会の審議結果について中間報告
11～12月	市民説明会	○校下・地区、ブロック毎の地元説明会を実施
12月	金沢市都市景観審議会	○景観まちづくりの新たな区域設定と景観形成基準(素案)について (○屋外広告物条例改正の骨子について)
<H21> 1月	第4回計画部会	○金沢市景観計画(素案)について ○新景観条例の名称について
	事業者説明会	○金沢市景観計画(素案)について
1月～2月	パブリックコメント実施	○金沢市景観計画(素案)

月	会議名等	主な検討内容等
平成20年度(つづき)		
<H21> 2月	第5回計画部会	○金沢市景観計画(案)について ○新景観条例について
	金沢市都市景観審議会	○金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(案)について ○金沢市景観計画(案)について 【諮問・答申】
3月	国・県公共施設管理者への説明会	○景観重要公共施設に関する協議開始
	3月市議会	○「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」及び「金沢市における屋外広告物等に関する条例」を議決(制定)
平成21年度		
<H21> 5月～6月	パブリックコメント実施	○金沢市景観計画(案)
5月	金沢市都市計画審議会	○金沢市景観計画(案)について意見聴取 【諮問・答申】
6月	事業者説明会	○金沢市景観計画(案)について
	第6回計画部会	○金沢市景観総合計画(最終案)及び金沢市景観計画(最終案)について
	国・石川県	○景観重要公共施設に関する合意を得る
7月	金沢市都市景観審議会	○金沢市景観総合計画(最終案)及び金沢市景観計画(最終案)について 【諮問・答申】
10月	施行	

金沢市景観計画変更経緯

平成23年11月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備等の設置に係る景観形成基準の追加 卯辰山麓伝統的建造物群保存地区の指定に伴う景観形成基準の変更
平成25年11月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 屋外駐車場の路面の色彩に関する基準追加
平成26年7月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 長町景観地区の指定に伴う景観形成基準の追加 文化的景観の区域追加(「金石町区域」、「大野町区域」)
平成29年10月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 景趣継承区域に川筋景観保全区域を追加(「犀川区域」、「浅野川区域」)
令和元年10月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例の制定に伴い、眺望景観保全区域(8区域)から眺望景観形成区域(15区域)に変更
令和3年7月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 区域追加及び区域種別変更(広岡3丁目地区、広坂地区) 色彩基準等の景観形成基準の変更 屋内広告物等の景観形成基準の追加
令和8年8月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画区域に「港湾景観創出区域」及び「重要広域海岸景観形成区域」を追加

金沢市景観計画

令和8（2026）年8月

発行 / 金沢市

編集 / 金沢市都市整備局 景観政策課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL 076-220-2364 FAX 076-224-5046